

平成29年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

平成29年2月28日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	2月28日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集挨拶 ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 1日	水		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 2日	木		○休 会
4	3月 3日	金		○休 会
5	3月 4日	土		○休 会
6	3月 5日	日		○休 会
7	3月 6日	月		○休 会
8	3月 7日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月 8日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月 9日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月10日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	3月11日	土		○休 会
13	3月12日	日		○休 会
14	3月13日	月	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	3月14日	火		○休 会
16	3月15日	水		○休 会
17	3月16日	木		○休 会
18	3月17日	金	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

2月28日上程

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2月28日	適任
専決第 1号 和解及び損害賠償額の決定について	2月28日	承認
議案第 1号 長野広域連合規約の変更について	3月 9日	可決
議案第 2号 坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について	3月 9日	可決
議案第 3号 同和対策集会所条例の一部を改正する条例について	3月 9日	可決
議案第 4号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3月 9日	可決
議案第 5号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について	3月 9日	可決
議案第 6号 町道路線の廃止について	3月 9日	可決
議案第 7号 町道路線の認定について	3月 9日	可決
議案第 8号 平成29年度坂城町一般会計予算について	3月17日	可決
議案第 9号 平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について	3月17日	可決
議案第10号 平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月17日	可決
議案第11号 平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月17日	可決
議案第12号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月17日	可決
議案第13号 平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月17日	可決
議案第14号 平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月17日	可決

3月17日上程

請願第 5号 介護保険の改善に関することについて	3月17日	不採択
請願第 1号 テロ等組織犯罪準備罪法なる「共謀罪法」を国会提出しないことを求めることについて	3月17日	採択
議案第15号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について	3月17日	可決
議案第16号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について	3月17日	可決
議案第17号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	3月17日	可決

議案第18号	平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について	3月17日	可決
議案第19号	平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	3月17日	可決
議案第20号	平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	3月17日	可決
議案第21号	平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	3月17日	可決
発委第1号	「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書について	3月17日	可決
発議第1号	オスプレイの飛行訓練中止を求める意見書について	3月17日	可決

平成29年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 2月28日(火)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集挨拶	3
○人権擁護委員の推薦、報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	14
○議案第1号～議案第14号の上程、提案理由の説明、詳細説明	15

第2日 3月7日(火)

○議事日程	50
○一般質問 塩野入 猛 議員	51
中嶋 登 議員	65
塩入 弘文 議員	76
朝倉 国勝 議員	90
西沢 悦子 議員	101

第3日 3月8日(水)

○議事日程	118
○一般質問 滝沢 幸映 議員	118
柳沢 収 議員	131
山崎 正志 議員	144
入日 時子 議員	150

第4日 3月9日(木)

○議事日程	166
○一般質問 小宮山定彦 議員	166
吉川まゆみ 議員	179
○議案第1号～議案第7号の質疑、討論、採決	191
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	196
○特別会計予算案総括質疑、委員会付託	219

第5日 3月17日(金)

○議事日程	2 2 4
○請願採決	2 2 5
○議案第8号委員長報告の質疑、討論、採決	2 2 5
○議案第9号～議案第14号委員長報告の質疑、討論、採決	2 3 9
○追加議案上程、提案理由の説明	2 4 6
○議案第15号～議案第21号、発委第1号、発議第1号、質疑、討論、採決	2 5 1
○町長閉会挨拶	2 6 4

平成29年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年2月28日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 2月28日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 "	塩野入猛君	9 "	塩入弘文君
3 "	朝倉国勝君	10 "	山崎正志君
4 "	小宮山定彦君	11 "	中嶋登君
5 "	柳沢収君	12 "	大森茂彦君
6 "	滝沢幸映君	13 "	塚田忠君
7 "	西沢悦子君	14 "	入日時子君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山	村	弘	君
副 町 長	宮	下	和	久
教 育 長	宮	崎	義	也
会 計 管 理 者	塚	田	陽	一
総 務 課 長	青	木	知	之
企 画 政 策 課 長	柳	澤	博	君
住 民 環 境 課 長	金	子	豊	君
福 祉 健 康 課 長	大	井	裕	君
子 育 て 推 進 室 長	小	宮	山	浩
産 業 振 興 課 長	山	崎	金	一
建 設 課 長	宮	嶋	敬	一
教 育 文 化 課 長	宮	下	和	久
収 納 対 策 推 進 幹	池	上	浩	君
ま ち 創 生 推 進 室 長	竹	内	祐	一
総 務 課 長 補 佐	関		貞	巳
総 務 係 長				
総 務 課 長 補 佐	伊	達	博	巳
財 政 係 長				
企 画 政 策 課 長 補 佐	堀	内	弘	達
企 画 調 整 係 長				
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	白	井	洋	一	君
議 会 書 記	小	宮	山	和	美

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集挨拶
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 1 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第 2 号 坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 3 号 同和対策集会所条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 4 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 5 号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 6 号 町道路線の廃止について
- 第 13 議案第 7 号 町道路線の認定について
- 第 14 議案第 8 号 平成 29 年度坂城町一般会計予算について
- 第 15 議案第 9 号 平成 29 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 16 議案第 10 号 平成 29 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 17 議案第 11 号 平成 29 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 18 議案第 12 号 平成 29 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 19 議案第 13 号 平成 29 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 20 議案第 14 号 平成 29 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 1 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であ

ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（塚田君） 会議規則第127条の規定により、12番 大森茂彦君、13番 塚田忠君、14番 入日時子さんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（塚田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間といたしたいと思えます。

ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月17日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日3月1日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集挨拶」

議長（塚田君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。平成29年第1回坂城町議会定例会、招集のご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、去る1月27日、坂城中学校3年3組の生徒による模擬議会が開催され、生徒6名から雇用、介護・福祉、子育て支援について質問があり、私を初め担当課長から「人口ビジョン」「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく町の人口減少への取り組みなどについてお答えいたしました。

3年3組では、今回の模擬議会に先立ち事前アンケートを実施し、「将来坂城町に暮らそうと思っているか」との問いに「坂城町に暮らそうと思っている」と答えた生徒が25人中わずか4人とお聞きし、いささかショックを受けたところでありました。しかしながら、模擬議会終了後、生徒の感想をお聞きすると、「議会というものを体験して、政治が少し身近なものになった」「町ではさまざまな政策を行っていることがわかり、協力しなければいけないと感じた」「坂城町に暮らすことは考えていなかったが、暮らしてみようかなと思えた」などの感想

を多くいただきました。

そして、再度行ったアンケートでは、模擬議会を通し町のさまざまな政策を勉強した結果、「役場の方や町長の話聞いて、坂城に暮らしてもいいかな、と思う人」が25人中18人、72%になったとのことでありました。

この結果に安心するとともに、坂城町の将来を担う子供たちに町の取り組んでいる事業について知らせていくことの大切さを感じたところでもあります。

さて、今月24日に上田市、東御市、青木村、長和町と共同で「イクボス・温かボス宣言」をいたしました。この「イクボス・温かボス宣言」は、企業や各種団体、NPO、行政の代表者などが従業員の子育て、介護などといった日々の家庭生活と仕事の両立を応援し、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる職場環境の整備をすることを宣言するもので、当町におきましても職場環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、有線放送電話の状況と今後の対応についてでございますが、昨年12月の町横尾局交換機の故障以来、南条地区及び文化センター周辺の一部を除く中之条地区のほぼ全域において、通話ができない状況となっております。

この間、原因究明と復旧作業に努めてまいりましたが、施設の老朽化に加え、交換機部品の調達も製造終了等でできず、町内全域における町民相互の通話の媒介を復旧することが不可能なことから、今月の3月31日をもって、町全域において通話機能の運用を終了することいたしました。

加入者の皆様には、「広報さかき」2月号でお知らせを行ったほか、個別におわびの文書を申し上げ、故障以降の使用料について順次還付を行っているところでございます。

また、各地区の公民館や区長さん宅など、地区放送所として登録している電話機からの地区別放送も町内全域でできない状況であります。公民館や区の行事などで地区別放送が必要な場合につきましては、個別にご相談をいただく中で、有線本部で対応してまいります。

なお、放送機能につきましては、これまでどおり運用してまいるとともに、有線放送電話の回線を使用するインターネットにつきましても使用可能となっております。さらに、緊急放送につきましては、屋外スピーカー及び宅内のスピーカーによりお知らせしてまいります。

また、現在、有線放送電話回線によりあんしん電話を使用しているご家庭につきましては、NTT回線へのつけかえ作業を行っており、29年度においては全てのあんしん電話について、NTT回線を利用してシステムを運用してまいります。

さて、日本を取り巻く世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は、総じて回復の動きが持続しているものの、トランプ政権の保護主義が世界的な貿易取引の停滞を招けば、輸出にも負の影響が及ぶおそれがあると懸念されて、ヨーロッパではユーロ圏のGDP成長率が前年比年率プラス2.0%と緩やかな回復が持続している一方、ド

イツの製造業は回復の動きに頭打ち感があり、収益環境の悪化が懸念される状況となっております。

また、中国におきましては、10～12月期の実質成長率が前年同期比プラス6.8%と、前の期から0.1ポイント上昇し、景気の減速が一服した状況ではありますが、過剰債務、過剰設備を抱える企業の債務削減姿勢が長期化し、民間固定資産投資の景気牽引力は一段と低下すると予想され、引き続き注視していく必要があると考えております。

次に国内の状況であります。内閣府による1月の月例経済報告では、「景気は一部に改善のおくれもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待される」とする一方「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した金融経済動向によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産は新興国経済減速の動きが和らぐもとで持ち直し、雇用・所得は確実な改善が続いている」とし、総論として「長野県経済は、緩やかに回復している」としております。

当町におきましては、1月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量が3カ月前のプラス0.13%からプラス1.94%、と1.81ポイント増加し、売り上げについてもほぼ同様な傾向が見られます。

雇用については、10～12月の実績が総計でプラス1人と、前回調査のマイナス3人から若干改善し、来春の雇用も、全て企業が増員及び減員分の補充を予定しており、全体で37人の増員予定となっております。

さて、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の三つの重点プロジェクトについて申し上げます。

最初に、トータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業につきましては、同報系防災行政無線の整備に向け、現在実施設計業務を行っております。

29年度は親局設備、屋外スピーカー、消防署との連携などの一連の設備工事を実施するとともに、戸別受信機の全戸への無償貸与も順次進めてまいります。

また、防災行政無線の整備から有線放送電話設備の撤去までには期間を要することから、2カ年の継続費によって事業を進めていく計画としておりますが、有線放送電話の設備の状態も考慮いたしまして、一日でも早く防災行政無線の整備を行うため、29年度当初の4月から5月にかけて請負業者を決定し、契約手続を進めてまいりたいと考えております。

また、町及び県企業局・民間事業所と共同で検討を進めております高齢者の見守りシステムにつきましては、IoT技術を活用する中で、ひとり暮らし等の高齢者を見守る新たなシステ

ムとして、水道メーターを活用した見守りシステムの実証実験を本年9月ごろをめどに開始いたします。このシステムは高齢者宅の水道メーターが水の使用状況を把握し、受信センターを通じ家族等の見守りを行う方にメールが送られるという仕組みで、異変があった場合などは、訪問や電話などで安否確認が行えるようになります。

次に、ワイナリー形成推進事業につきましては、試験圃場におけるワイン用ブドウの実証試験栽培が4年目を迎え、昨年秋には赤系・白系合わせて約1,300kgを収穫することができました。

現在、サントリーワインインターナショナル株式会社へ醸造をお願いし、ワインの分析・品質評価を行う中で、3月の販売を視野に商品化を予定しております。

また、継続した取り組みといたしましては、町振興公社や千曲川ワインバレー特区連絡協議会も含めた周辺自治体と連携し、イベントなどを通してワイン振興に向けたPRを行ってまいります。また、町内におきまして、若者を中心に、ワイナリー創業に向けた取り組みも進められております。

次に、坂城スマートタウン構想推進事業につきましては、今年度実施しました産学官連携によるスマート工業団地化に向けた実現可能調査で、可能性ありとの報告がなされ、29年度はより具体的な設備等の導入・運用計画となるマスタープランの策定に取り組む予定としております。

また、住宅用の太陽光発電システムや蓄電池システムなどのスマートエネルギーシステム導入に対する助成も引き続き行い、スマートタウンの実現に向けて、エネルギーの地産地消を目指す取り組みや、つくる創エネルギー、ためる蓄エネルギー、省く省エネルギーへの取り組みにより、町全体でエネルギーの最適利用ができる環境づくりを進めてまいります。

なお、検討を進めておりました役場庁舎への再生可能エネルギー設備等の導入について、このたび国庫補助事業として採択されたことから、本議会最終日に関連経費の補正予算についてご審議をお願いしたいと考えております。

それでは、平成29年度の当初予算（案）につきましてご説明申し上げます。

本年1月に誕生したアメリカのトランプ大統領はアメリカ・ファーストを掲げ、矢継ぎ早な大統領令や日々発信するツイートでの発言により世界を翻弄しています。就任早々にはTPPから離脱する大統領令に署名をし、その後も日本企業へのバッシングや為替相場への言及など、日本経済への影響も予測しがたく、経済、財政が大変不透明な状況になっています。

こうした状況の中ではありますが、当町におきましては、「坂城町第5次長期総合計画後期基本計画」に基づく自律と協働のまちづくりを町政運営の基軸に据えるとともに、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業を重点事業とし、限られた財源の中でより具体的な施策の展開を図るべく平成29年度一般会計当初予算の編成をしたところであります。

予算の総額は、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトに位置づけ
ておりますトータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事
業の第一歩となります全戸への情報伝達に向けた同報系防災行政無線の整備に係る工事費の計
上などで、28年度当初予算と比較し5億9千万円、率にして9.8%の増となる66億2千
万円といたしました。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税であります。堅調に推移をしてお
ります個人町民税につきましては、28年度に対し2千万円の増、法人町民税は町内企業の動
向を精査する中で7千万円の減を見込み、町民税で11億2,360万円を計上いたしました。
また、固定資産税につきましては、地価の下落はあるものの家屋の新增築分や償却資産の推移
を勘案し、現年課税分を1,400万円増となる12億3,400万円とし、町税全体で
28年度対比1.4%、約3,600万円の減となる25億2,793万9千円といたしまし
た。

地方交付税につきましては、国の総額が若干減少となりますが、税収の減少による交付税の
増加も見込めることから、本年度と同額の7億7千万円、普通交付税の振りかえ分となる臨時
財政対策債につきましては、国の29年度地方財政対策において6.8%の増発見込みと
なっていることを受け、1千万円増の2億1千万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金の縮減やびんぐしの里公園の整備終了などによ
り約6,900万円減の4億9,699万円、また寄附金につきましては、ふるさと納税事業
によるふるさと寄附金の大幅な増加を見込み5,400万円の増額計上をしております。

繰入金については、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業に充てるため、有線
放送電話特別会計からの1億8,200万円の繰り入れに加え、長野広域連合の新たなごみ処
理施設建設負担金の財源として広域行政事業基金から7,200万円余りの繰り入れや、必要
施策への予算を確保するため、財政調整基金からの繰入金を28年度比8%増の3億
2,300万円を計上したことで、総額約2億5千万円増の6億8,697万1千円といたし
ました。

また、町債につきましても大型事業に伴う大きな起債が予定されていることから、臨時財政
対策債を含めた総額では、約4億400万円増の7億2,720万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。投資的経費につきましては、町道A01号線道路改良事業や橋梁
修繕事業といった継続事業に加え、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業や児童
館建設事業により、約4億8,600万円増となる9億3,927万2千円とし、義務的経費
は人件費が11億8,228万8千円、障がい者への福祉サービス給付費や児童手当、福祉医
療費などの扶助費につきましては、6億8,706万6千円、公債費については6億
9,386万2千円を計上いたしました。

続きまして、平成29年度の主要施策について申し上げます。

最初に特徴的な施策についてでございますが、信州さかきふるさと寄附金については、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図るとともに、特産品振興や地域活性化につながる取り組みを進め、28年12月末現在で1,500件、2,755万円の寄附がございました。

寄附金につきましては、まちづくりの貴重な財源として、未来を担う元気な子供たちを応援、歴史・文化を次世代に引き継ぐを応援、花と緑・ばらいっぱいを応援、ふるさとさかきのまちづくりを応援、この4分野において充当するよう29年度当初予算に計上をいたしました。

今後につきましても、引き続き返礼品の充実を図り、商品などを提供していただける事業者の皆さんをさらに募集し、町の魅力の発信と地元特産品のPR等に努めてまいります。

また、町では区長会や各自治区の活動を支援し、協働のまちづくりと地域の活性化を推進しているところであります。これまで、地域での活動や行事の際に傷害保険などの保険に加入されていない区もあるとお聞きをする中で、町が行う地域活動への新たな支援の一つといたしまして、全区を対象とした自治会活動保険に町で加入したいと考えております。

内容としましては、各区が主催し行っているお祭りなどの行事や清掃などの作業の際に、事故等によりけがをした場合などの傷害補償や対人・対物への賠償のほか、悪天候により行事が中止になった場合のお弁当のキャンセル料などの費用損害が含まれる保険となっております。

さて、町営温泉施設びんぐし湯さん館では、おかげさまをもちまして、オープン以来の入館者が昨年9月に400万人を達成し、12月には営業5千日を迎えることができました。引き続き、より多くの町民の皆さんに施設をご利用いただけるよう、新年度におきましても坂城町振興公社と町で負担をする中、町民優待事業を実施してまいりたいと考えており、新年度につきましては、入館割り引きだけでなく館内食堂でお使いいただける食事割り引きセットにした優待券等の配布について取り組んでまいりたいと考えております。

また、施設・設備につきましては、前回リニューアルから5年が経過することから、修繕箇所及び更新箇所を含めた次回のリニューアル計画について、資金面も含めた検討を行ってまいりたいと考えております。

さて、長野大学に委託し実施しております、旧北国街道沿線景観整備実態調査につきましては、今年度分調査がまとまり、2月15日に成果報告として学生によるプレゼンテーションを実施していただきました。今年度は四ツ屋から苅屋原までを学生の目線で調査していただき、成果品として「さかきさんぽ」と題したフリーペーパーの制作とともに、今後の活性化につなげるご提案をいただいたところで、29年度も引き続き実態調査を委託する予定でございます。

さて、第3回さかきびんぐしの里薪能が8月19日、びんぐしの里公園で開催されることとなりました。3回目となる今回も、町の特命大使、能楽師重要無形文化財総合保持者である松

木千俊師、狂言師の野村萬齋師をお招きし、改装となった屋外ステージで日本屈指の演者の仕舞が披露されます。町の文化・芸術の発展、また伝統文化の継承のためにも、大勢の皆様にご来場いただき、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただければと存じます。

また、鉄の展示館におきましては、特別展として「大相撲と日本刀展」を開催いたします。歴代横綱の土俵入り太刀や化粧回しのほか、大相撲関係の錦絵・屏風などを展示いたします。日本相撲協会の特別な許可を得て実現した特別企画展で、鉄の展示館を含めて全国3会場限定での開催となっております。

また、没後40年を迎える人間国宝 故宮入行平刀匠の生きざまに注目し、「人間国宝の息吹～故宮入行平をみつめて（美の絆編）～」を開催いたします。大勢の皆さんにお越しいただけるようPRに努めてまいります。

また、文化財関係といたしまして、江戸時代後期の文政9年に刊行されました藤沢雨紅の俳句集「松陰集」の発刊に取り組んでまいります。県立図書館の蔵書である俳句集「松陰集」は、中之条の塚田睦樹先生を初め関係する皆さんのお力添えにより、意識・編集がされており、当時とすれば大変貴重とも言える女性の手による俳句集を広く皆さんに紹介してまいりたいと考えております。

続いて、移住・定住・人口増の施策について申し上げます。

町の人口ビジョンの将来展望としては、人口減少・人口構造の高齢化を抑制しながら、2040年に人口約1万3千人、2060年においては約1万2千人の維持を目指すこととし、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、町の将来像を地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町としております。

町外への流出を抑制して新たな流入を増加するなど四つの基本目標を掲げ、現在子育て支援などの自然増対策や産業支援からの社会増対策に取り組んでおります。

これら総合戦略に基づき、町の人口減少の抑制及び定住人口の増加に向け、29年度新たに移住定住促進補助金を当初予算に計上し、町に移住または定住する方の新築住宅の取得費用に対して支援をしております。

また、空家活用事業につきましては、今年度4月、町のホームページ上に内容を充実した専用ホームページを設け、現在までに東京や大阪など大都市圏を中心に全国から約1,800件以上のアクセスがありました。空家の登録物件につきましても、2年間で延べ18件となっており、うち6件の契約が成立し、町外から10名、町内から6名の計16名の移住定住につながったところであります。

また、町内に勤めておられる方々に坂城町の魅力を発信し、企業の枠を超えた交流や情報交換を行うことで、坂城町に住み、定住していただくため、今年度から開催している若者交流会を引き続き開催してまいります。さらに、県外の学生に町内企業へ就職していただき、企業の

発展と町の活性化につなげるため、今年度から首都圏などで開催しております合同町内企業説明会につきましても実施してまいります。29年度も引き続き各種施策を展開する中で、移住・定住促進による地域活性化を図ってまいります。

続きまして、子育て支援の施策について申し上げます。

平成26年度から実施しております不妊治療費の助成事業を、29年度からは、治療費の2分の1以内の要件を廃止し、補助額の上限を50万円に引き上げるとともに、不育症治療についても1回10万円を限度として助成をしてまいりたいと考えております。

また、出産直後の、育児に不安がある方や、産後の肥立ちが思わしくない方などが利用する施設として、現在上田市が運営しております子育て支援施設ゆりかごが29年度からは上田地域定住自立圏の事業となることから、当町の方もご利用いただけるよう、必要な経費を計上させていただきました。

さて、南条児童館の建設事業につきましては、昨年10月11日に建設委員会を立ち上げ、以降3回の委員会を開催し、児童館建設に係るコンセプトについて協議を行ってきたところであります。

この1月24日にプロポーザルによる設計業務の審査会を開催し、設計業者が決定いたしました。今後、建設委員会で設計提案の検討を行い年度内に設計をまとめ、諸手続を進める中で29年度の着工、完成を目指してまいります。

さて、子供たちへの外国語教育につきましては、平成27年度より外国語指導講師を3名体制として、小中学校に加え、保育園においても外国語教育の推進を図っております。

次期学校指導要領の改訂に伴い、小学校5・6年生から英語が教科化されることを踏まえ、平成29年度から町単独で英語教育コーディネーターを配置し、小中学校の英語教員や外国語指導講師、信州大学などと連携を図り、小中一貫した英語教育の充実を図っていきたいと考えております。

グローバル化に対応した子供たちの外国との教育・文化交流を図るため実施しております中国上海市嘉定区実験小学校との教育交流事業につきましても、29年度は坂城町への受け入れを予定しております。また、30年度以降には中学生の教育・文化交流事業の実施を計画しており、調査のための旅費を29年度予算に計上したところであります。

続きまして、福祉・健康づくりの施策について申し上げます。

今年度創設いたしました、さかき福祉医療費サポート資金貸付制度につきましては、2月24日現在、貸し出し件数26件で約120回の受診等に活用していただいております。

制度創設以来、医療機関への受診や医療費の家計への負担軽減、何よりも対象となる方やご家族の皆さんの安心感につながっていると考えております。29年度につきましても、引き続き予算計上する中で、対象となる皆さんや医療機関、薬局等にも改めて周知に努めてまいりた

いと考えております。

また、障がいのある方の生活・就労支援を図るため、新たに南条地区や千曲市の上山田地区への施設の開設が民間事業者により進められております。町では、障がいのある方やそのご家族が安心して暮らせるまちづくりを進める観点から、それぞれの事業に対して支援を行うための関連予算を計上いたしました。

また介護保険制度の改正により、本年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、国が定めた基準を緩和したサービスなどの提供開始に向け、サービスを提供する事業者を初め、利用者やケアマネジャーなど関係される方のご理解をいただく中で準備を進めております。

今後高齢化が進む中で、介護を必要とする高齢者ができるだけ増加しないよう、介護予防に重点を置いた新しいサービスメニューについても検討してまいりたいと考えております。

次に、産業振興施策について申し上げます。

昨年、東京赤坂にオープンしましたテックショップ東京は、木工や金属加工、縫製などができる最先端の設備を整えた会員制工房であります。本格的な工作設備を使って誰もがアイデアを形にできる場として、町内企業やグループが新たな分野での製品開発を進める場合や、個人が起業するための試作などにご利用いただけるよう、町では町内企業の技術者など常時5人が利用できる法人会員契約を締結いたします。あわせて、坂城の子供たちがテックショップを見学したり、ものづくりに興味を持ってもらうためのイベントなどを開催してまいりたいと考えております。

町内で事業を実施する創業者の方や中小企業の方への新たな支援策といたしまして、クラウドファンディングによる資金調達での初期費用となる組成手数料に相当する経費を助成するため、必要な経費について当初予算に計上したところでございます。

また、当町の基幹産業であります工業振興を図る上で、一定規模の工業用地の確保は不可欠であります。しかしながら、現在は坂城インターチェンジそばの坂城インター工業団地2区画、約3千m²を残すのみとなっている状況を踏まえ、新たな工業団地の造成に向けて、基本計画及び基本設計の委託費を計上いたしました。

工業団地の造成につきましては、農振除外、地権者の皆さんとの用地交渉など課題が多くございますが、地権者を初め町民の皆様のご理解とご協力をいただく中で取り組んでいきたいと考えております。

また、さかきものづくり展2017を本年10月、町、公益財団法人さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合、町商工会が連携し、テクノセンターにおいて開催いたします。前回のモノづくり展の開催から3年が経過する中、改めて町内企業の持つモノづくり技術や製品、坂城町の魅力を町内外へ発信することにより、町工業の発展と地域の活性化を目指します。ま

た、町内の小中学校や高校、連携協定を結んでいる大学等へも働きかけ、次世代を担う人材育成の場としてまいります。

さて、荒廃農地対策としまして、新年度から町単独事業の荒廃農地再生利用補助事業を新設いたします。この事業は、町民などの皆さんが荒廃農地を耕作可能な農地に再生・復旧するために必要な経費に対し、対象経費の2分の1または10a当たり10万円を上限として助成するものであります。町では、これまでも耕作放棄地を再生する場合には、国の交付金事業を活用する中で支援してまいりましたが、国事業では対応していない農振農用地以外の農地再生も対象にするほか、事業主体も農業者、農業団体、法人など多様な方々の利用を可能としており、これにより荒廃農地活用による地域農業の振興を支援してまいります。

また、定年帰農などの新規就農者の導入作物として適している野菜の生産振興を図るため、新規に設置する農業用ビニールハウスの資材購入費に対して対象経費の3分の1、上限20万円を助成する農業用ビニールハウス資材購入補助事業を新設いたします。これにより、1年を通した生産が可能になるなど、安定的な野菜等の生産が可能になり、生産者の裾野の広がりにつながることを期待しております。

一方、有害獣対策として大きな効果を発揮しております侵入防止柵につきましては、国の事業を活用して、28年度には小網地区において一部設置を行っていただきましたが、29年度も引き続き設置を予定しており、町といたしましても、地域を挙げて被害防止対策を実施する取り組みへの支援をしてまいりたいと考えております。

また、松くい虫防除対策につきましても、引き続き健康被害に配慮する中で、空中散布及び無人ヘリコプター散布による予防対策、伐倒駆除や枯損木処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な対策を進めてまいるとともに、より効果のある防除対策の実施に向けて研究を進めてまいりたいと思います。

続いて、生活基盤の向上のための施策につきまして申し上げます。

鋭意進めております町道A01号線道路改良事業につきましては、現在、若草橋かけかえに伴う河川協議を県と協議中であり、29年度に若草橋の仮設橋梁を設置する予定となっております。

橋梁修繕事業につきましては、今年度、産経大橋の修繕工事と昭和橋の千曲川左岸側のゲルバーゲーター橋の道路面の防水工事が完了いたしました。引き続き千曲川左岸側のゲルバーゲーター橋の両側の手すりのかさ上げ工事と橋梁床版下、下側ですね、川側の補強・補修工事を実施する予定としております。

県道インター先線事業につきましては、昨年6月に2回目の地元説明会を開催し、詳細測量設計に基づく計画路線について、おおむね地権者の皆様にご了承いただいたところであります。現在は、用地測量と建物補償調査等を実施し、29年度には用地買収単価の提示とあわせ、用

地交渉を行う予定となっております。

公共下水道事業につきましては、今年度南条金井の国道18号としなの鉄道間の地域、産業道路東側の一部地域の整備を進めており、今年度末の整備面積は81%の進捗となる見込みであります。

29年度は、南条の国道18号と沿線地域の工事を進め、平成32年度を目途に町全体の公共下水道整備完成を目指して進めてまいります。

最後に、生活環境施策について申し上げます。

現在、長野地域ごみ処理広域化計画に基づき整備目標を定め、長野広域連合で進めているごみ処理施設であります。長野市に建設されるA焼却施設は昨年8月より工事が進められ、計画どおり平成31年3月の供用開始が予定されております。

千曲市に建設されるB焼却施設につきましては、地元区との合意が得られておらず、計画目標から大幅におくれる見込みとの新聞報道がございましたが、長野広域連合及び千曲市には、計画どおり平成30年度稼働を目指し、最大限の努力をいただくよう要請してまいります。

また、29年度の負担金につきましては、各処理施設の建設工事費等の増加に加え、今回規約改正をお願いしておりますが、長野市、須坂市、千曲市の3市の地元対策に対し、5町村が負担する地元対策事業が計上されたことにより大幅な増となっております。

また、生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入に対する補助限度額を4万円から5万円に引き上げをして、さらなるごみの減量化を図ってまいります。

また、大きな課題となっております空家対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に完全施行され、本町におきましても昨年9月に特別措置法に基づく空家等対策協議会を設置し、今年度中に空家等対策計画を策定してまいります。

また、空家等の情報提供を区長さんにご依頼し、提供いただいた情報をもとに空家等の現地調査を実施し、空家等対策計画に基づき指導等の対策を進めてまいります。

以上、平成29年度の主要施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件1件、報告1件、長野広域連合規約の変更、条例の一部改正4件、町道路線の廃止1件、認定1件、平成29年度の一般会計予算及び特別会計予算6件の計16件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（塚田君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から第15期経営状況報告書が提出されております。また、本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任

委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

続いて、長野広域連合で事業を進めているB焼却施設の早期稼働に関する要望書について、坂城町議会の総意として3月15日に長野広域連合長宛て提出することとしましたので報告します。

議長（塚田君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第6「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」までの2件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由をご説明申し上げます。

本年6月30日をもちまして、3年間の任期が満了となります田原茂樹氏に人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって議会の意見を求めるものがあります。

田原氏は、昭和50年4月から平成24年3月まで株式会社ながの東急百貨店に勤務され、平成24年8月から平成25年1月まで長野県立丸子修学館高等学校等で就職支援員、平成25年8月から平成26年1月まで長野県立丸子修学館高等学校等で自立支援コーディネーターを務められました。

人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方です。よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

続きまして、専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、平成28年9月16日、中之条の町道0203号線を自動車で走行中、町道の陥没部を回避した際に、反対側の隣地との境界に設置された縁石に接触し車両が損傷したことについて、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

以上、専決処分事項につきましてご報告いたします。

議長（塚田君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時46分～再開 午前10時56分)

議長（塚田君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第6「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（塚田君） 日程第7「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」から日程第20「議案第14号 平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの14件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第1号から第14号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第1号「長野広域連合規約の変更について」提案理由をご説明申し上げます。

長野広域連合が設置するごみ処理施設の建設に伴い、ごみ処理施設の建設周辺地域への振興を目的とした地元対策事業を行う長野市、須坂市及び千曲市に対する補助に要する経費について、関係市町村の負担割合を定めることに伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものでございます。

変更する主な内容は、ごみ処理施設建設に伴う地元対策事業を行う長野市、須坂市及び千曲市に対する補助に要する経費について、関係市町村の負担割合を人口割10%、ごみ量割90%と定めるものであります。なお、この経費の負担については、小布施町並びに長野市、須坂市及び千曲市を除くものであります。

次に、議案第2号「坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

有線放送電話施設の町横尾局交換機故障に伴い、南条地区及び中之条地区のほぼ全域で有線放送電話による通話と、町内全域で区長宅及び公民館等の地区放送所からの地区別放送ができない状況となっています。

同施設の保守業務を委託している業者による原因究明と復旧作業を試みましたが、施設の老朽化とともに、製造終了等に伴う交換機の部品調達ができないことから、復旧は困難な状況であります。

町内全域における町民相互間の通話の媒介ができないことから、平成29年3月31日を

もって、町内全域を対象に通話機能及び地区別放送の運用を終了するため、本条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第3号「同和対策集会所条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

南条集会所は昭和52年に開館し、住民の人権・同和問題に対する理解と認識を深め、地域の社会教育の振興を図り、地域の人権教育啓発を初めとした集会施設として利用されてきました。しかし、開館から40年が経過し、施設の老朽化が進み、利用者が減少していることから、その用途を廃止するため、本条例を改正するものであります。

なお、後利用につきましては南条児童館の移転・新築を予定しており、施行日については当該工事の開始予定時期にあわせ、本年6月1日とするものであります。

次に、議案第4号「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、県人事委員会勧告に基づく県の制度改正に準じ、育児または家族の介護を行う職員のための育児休業、介護休暇等の制度の見直しを行うため、関係する条例について所要の改正をするものであります。

第1条の坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の改正においては、まず育児を行う職員のための休暇等の各制度について、制度の対象となる子供の範囲に、特別養子縁組をするために必要な監護を行っている子供など親子関係に準ずる関係にある子供を加えるとともに、これに伴う所要の改正を行います。

また、介護休暇制度について、これまで連続する6カ月の範囲内で取得することとされていた休暇期間を最大3回まで分割して取得することができることとするほか、家族の介護を行う職員のための新たな制度として、連続する3年の期間内において、1日につき最大2時間無給休暇を取得することができる介護時間制度を新設いたします。

第2条の坂城町職員の育児休業等に関する条例の改正においては、地方公務員育児休業法の改正により、育児休業等の制度対象となる子供の範囲が拡大されたことに伴う所要の改正を行うほか、非常勤職員が育児休業を取得するに当たって必要となる在職期間を6カ月間短縮する要件緩和を行うものであります。

次に、議案第5号「坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

びんぐしの里公園につきましては、都市公園機能の充実と建設整備を行ってまいりました。屋外ステージ改修を初めとした屋根建設工事、トイレ改修、控室新設工事について、屋根の骨組み塗装、上部の幕も張られ、トイレも棟上げが終わるなど、現在順調に工事が進んでおります。

本案は整備が整った後に多くの皆様にご利用いただき、文化・芸術活動の支援へつながるよう、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、建設整備による屋根の設置やステージの拡張に伴う使用料などの見直しを行うものでございます。

次に、議案第6号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、県道上室賀坂城停車場線から福沢川を渡り、網掛地区に至る町道0666号線を建設するに当たり、既設の町道0665号線が分断されるため、廃止するものでございます。

次に、議案第7号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は県道上室賀坂城停車場線から福沢川を渡り、網掛地区に至る町道0666号線を建設するに当たり、福沢川取水口への側道を町道0666-1号線として認定するものでございます。

次に、議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、町政運営の基軸を「坂城町第5次長期総合計画後期基本計画」に据えつつ、特に「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業を重点事業として、雇用の確保、子育て支援、人口の流出抑制と流入増加、安心して快適な地域づくり等々、将来を見据えた施策を展開するための予算編成を心がけてまいりました。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ66億2千万円で、平成28年度当初予算との比較では9.8%、5億9千万円の増であります。

歳入歳出の主な項目についてであります。増減については28年度当初予算との比較で申し上げます。

まず、歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入のうち町民税について、個人町民税は堅調な推移を続けていることから3%の増、法人町民税につきましては企業動向の予測等から14%の減を見込んだところであり。また、固定資産税につきましては、家屋や償却資産が底がたい推移を見せていることから、1.1%増としており、町税全体ではマイナス1.4%、3,625万9千円の減となる25億2,793万9千円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、国の総額が1兆6千3億円で前年度対比2.2%の減となったところですが、当町におきましては税収の減による交付税の増額要因もあることから、同額の7億7千万円を計上いたしました。また、普通交付税の振りかえ措置として発行する臨時財政対策債につきましては、国の発行総額が6.8%増となるため、1千万円の増とし、交付税と合わせた実質では9億8千万円を見込むところであり。

国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金の縮減による社会福祉費補助金やびんぐしの里公園整備の終了などによる社会資本整備総合交付金等の減などにより12.2%減となる4億9,699万円を計上いたしました。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金の大幅増が見込まれるところから5,400万円の増、また繰入金はトータルメディアコミュニケーション施設整備事業に係る有線放送電話特別会計からの繰入金、長野広域連合の新たなごみ処理施設建設に係る広域行政事業基金からの繰入金、財政調整基金からの繰入金など、全体で57.5%増の6億8,697万1千円を計上したところであります。

町債につきましても、防災行政無線の整備に係る緊急防災・減災事業債など、総額で7億2,720万円を計上しております。

次に歳出の主なものでございますが、投資的経費につきましては、前年度の2倍を超える9億3,927万2千円を計上し、継続事業である町道A01号線道路改良事業や昭和橋等の橋梁修繕事業など生活基盤の整備に引き続き取り組むとともに、トータルメディアコミュニケーション施設整備や南条児童館の建設を進めてまいります。

義務的経費につきましては、人件費が0.6%の減、扶助費については障がい者へのサービス給付費の増加等により0.7%の増、公債費は1.6%の減となっております。

「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業展開としましては、重点プロジェクトであるトータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想実現の第1段階となる同報系防災行政無線施設の整備工事に着手してまいります。

さかきワイナリー形成推進事業では、試験圃場で収穫したブドウにより醸造したワインの販売やPRを進めるとともに、ワイナリー創業に対する支援の実施など、6次産業化を視野に入れた事業展開を図ってまいります。

坂城スマートタウン構想推進事業では、家庭での太陽光発電システムや蓄電池システム、エネルギーマネジメントシステム設置への補助を継続するとともに、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた取り組みを推進してまいります。

総合戦略に関しましては、人口減少という町の根幹にかかわる課題を克服するための具体的施策を展開する指針として策定したもので、28年度より戦略に基づくさまざまな事業展開を図っているところでありますが、これらの施策に加え、29年度におきましても、さらに新たな取り組みを進めてまいります。

雇用の確保や就業機会の拡大を図るための新規事業としましては、荒廃農地の再生と有効活用に向け町単独の荒廃農地再生利用補助金や新たな就農者の導入作物ともなる野菜生産の促進に向け、農業用ビニールハウス資材購入補助金を創設いたします。また、企業活動や販路拡大を支援するため、テックショップの活用に向けたコトづくり支援事業負担金、クラウドファンディングを活用しての創業や商品開発を支援するクラウドファンディング活用支援補助金を新設し、3年ぶりに開催される「さかきものづくり展」への補助金とあわせ、産業の創出や雇用の拡大を図ってまいります。

出産や子育てへの支援としましては、不妊治療費助成金を不妊・不育症治療費助成金として不育症治療にも対象を拡大するとともに、不妊治療に係る補助限度額も増額してまいります。また、新たな南条児童館の建設工事のほか、英語教育コーディネーターの新規配置と中学校への個別学習支援システムの導入を進め、教育環境の整備と次代を担う人材の育成に努めてまいります。

流入人口の増加と流出人口の減少を図るための施策としましては、新築住宅取得者に対する移住定住促進補助金を新たに設け、本年度も実施しております移住定住・就職支援事業や空家バンク利用促進補助金などと相まって、より効果的な展開を図ってまいります。

さらに、町の情報発信やPRにも大きく寄与しているふるさと納税事業につきましては、事業費を拡大するほか、鉄の展示館におきましては「特別展 大相撲と日本刀展」を開催するなど、積極的に町の魅力を発信し、坂城町への興味・関心の向上を図られるよう取り組んでまいります。

安心して快適に暮らせる地域づくりでは、新たに自治会活動を対象とした賠償責任保険に町で一括加入いたします。これにより、各自治区における財政的負担や手続に関する負担の軽減を図るとともに、安心してコミュニティ活動を行っていただけるよう支援をしてまいります。

また、東北信の結節点という優位性を生かし、定住自立圏や連携中枢都市圏といった枠組みも活用する中で、生活基盤の充実、移住定住や新たな人の流れの創出に向けた取り組みにも参画してまいります。

ここまでは、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点による新規事業等について説明をしてまいりましたが、ほかにも当町の基幹産業である工業の振興と新たな工業用地の確保に向け、工業団地の設計経費を計上しております。

また、教育・子育ての面では支援の必要な子供や家庭への支援として教育・心理カウンセラーの勤務日数を増加し、教育コーディネーターや子育て支援センターの臨床心理士、家庭児童相談員などと連携し、一層細やかなフォローを行えるよう体制を充実してまいりたいと考えております。

高齢者の安心・安全の観点では、町及び県企業局、民間事業者が協働で取り組んでいる水道メーターを活用した高齢者見守りシステムの実証実験を進めるため、システムリース料等の必要経費を予算計上したところであります。

また、各種健康診査やがん検診など健康づくりを推進するとともに、障がい者を初めとした福祉サービスの充実や地域医療、介護保険など身近な課題への的確な対応に努め、町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、平成29年度一般会計当初予算の概要についてお話しいたしましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

続きまして、議案第9号「平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、有線放送電話事業の円滑な運営を図るとともに、施設の維持管理を行い、放送機能を利用した情報提供や各種サービスを実施するほか、同報系防災行政無線の整備のため一般会計へ繰り出しなどを計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,210万円とするもので、前年度対比1億7,788万円の増額でございます。

歳入の主な内容は、有線放送電話使用料については全加入者をスピーカー加入として1,761万1千円、基金繰入金1億9,147万5千円。

次に歳出の主な内容は、経常的な人件費のほか、光熱水費353万円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料431万1千円、有線施設設置移転等工事請負費480万円、同報系防災行政無線整備費として一般会計繰出金1億8,200万円などであります。

続きまして、議案第10号「平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算は、医療全体を取り巻く状況としまして、医療の高度化や新たな高額薬剤の登場などによる医療費支出の増加が続く中、国民健康保険の事業運営におきましても、平成29年度の保険給付費の増加を見込んだところであります。

また、本年度も特定健診・保健指導を初めとする保健事業により疾病の早期発見をし重症化予防に努め、より公平な制度運営に向け、保険税の適正な賦課と計画的な納入の促進に取り組んでまいります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億94万7千円とするもので、前年対比4,440万1千円、2.4%の増でございます。

歳入の主な内容は国民健康保険税2億8,963万円、前期高齢者交付金5億8,268万4千円、共同事業交付金4億5,599万4千円。

次に、歳出の主な内容は保険給付費12億1,322万9千円、共同事業拠出金4億654万7千円であります。

次に、議案第11号「平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、同和地区の住宅環境整備の一環として行った住宅新築資金等貸付事業の償還事業に係る予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146万2千円とするもので、前年対比マイナス129万9千円、47%の減でございます。

歳入の主な内容は、貸付金元利収入146万1千円。次に歳出の主な内容は、公債費

140万8千円、一般会計繰出金2万6千円であります。

続きまして、議案第12号「平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、平成27年度から南条地区の本格的な整備に入り、平成32年度の完成を目途として進めております。本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,734万6千円とするもので、前年対比1億689万9千円、13%の増でございます。

歳入の主な内容は、事業の建設費に充てる下水道受益者負担金6,400万円、下水道使用料1億5,240万円、管渠工事に係る国庫補助金1億1千万円、一般会計からの繰入金3億円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債2億9,380万円。

次に歳出の主な内容は、下水道全般に係る一般管理費1,532万9千円、下水道の維持管理に係る施設管理費9,148万円、公共下水道の整備事業費4億3,104万2千円、流域下水道の整備事業費3千万円、事業の元利償還に係る公債費3億5,899万4千円などあります。

続きまして、議案第13号「平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成29年度は介護保険第6期事業計画の最終年度であり、事業計画に基づく予算及び前年度の給付状況を勘案し、また4月から開始となります介護予防・日常生活支援総合事業を新たに加え、予算を計上するものであります。この総合事業は、介護予防の訪問介護と通所介護が今までの介護給付から市町村で実施する地域支援事業へ順次移行し、従来のサービスのほかに町独自のサービス提供が可能となります。本予算案は、介護を必要とする高齢者が安心して介護サービスが利用できるよう介護保険事業を実施するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,032万4千円とするもので、前年対比408万3千円、0.3%の増でございます。

歳入の主な内容は、介護保険料3億360万円、国庫支出金3億2,883万2千円、支払基金交付金3億8,682万8千円、県支出金2億31万4千円、町繰入金1億9,700万円。

次に、歳出の主な内容は保険給付費13億5,669万5千円、地域支援事業4,377万1千円であります。

最後に、議案第14号「平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳までの一定程度の障がいがあり、加入を希望する方が加入する医療制度であります。制度の運営におきまして、被保険者の皆様

からの保険料徴収を市町村が担い、徴収した保険料を制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,961万円とするもので、前年対比477万円、2.6%の増でございます。

歳入の主な内容は後期高齢者医療保険料1億4,579万3千円、繰入金4,311万円。

次に歳出の主な内容は総務費110万4千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,780万4千円でございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（塚田君） 続いて、議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（伊達君） 平成29年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから4ページ、飛びまして8ページの第2表と第3表、9ページの第4表並びに附属の当初予算資料1ページから2ページの内訳表により款別にてご説明申し上げます。

最初に、款1の町税についてでございます。まず町民税のうち個人町民税につきましては、29年度も引き続き堅調に推移することを見込み、前年度対比3%の増、法人町民税は町内企業の業況観測や大手企業の公表資料等を観測する中で、14%の減を見込んだところでございます。

固定資産税につきましては、土地価格の下落はあるものの、新增築家屋に係る税収の増加分や償却資産の堅調な推移により、前年度対比1.1%の増を見込んでおります。また、軽自動車税、町たばこ税、入湯税につきましては、それぞれ実績額を考慮し、前年度同額の予算計上とし、町税全体では25億2,793万9千円で、前年度、平成28年度と比較しましてマイナス1.4%、3,625万9千円の減額となっております。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を合わせた地方譲与税全体で実績見込み等から、前年度対比0.9%増の5,500万円を計上いたしております。

次に、款3の利子割交付金は前年度対比25%の増、款4の配当割交付金は45.5%の減、款5の株式等譲渡所得割交付金は同額計上としておりますが、いずれも本年度の状況や配分元となる県の見込額等を踏まえての計上でございます。

款6の地方消費税交付金につきましては、本年度実績見込みを勘案し3.6%の減といたしております。

続いて、款7の自動車取得税交付金につきましては、エコカー減税の要件厳格化等で減税幅が圧縮されることから60%の増、また住宅借入金等特別税額控除の減収補填交付金となります。款8の地方特例交付金につきましては、実績等を考慮する中で、前年度同額の500万円を計上いたしております。

続いて予算書3ページ、款9の地方交付税でございます。国の総額では前年度に対し2.2%減の16兆3,300億円の見通しとなっており、当町におきましても過年の法人町民税増収に対する精算というマイナス要因はございますが、今年度並びに平成29年度の税収が若干減少をするという見込みによりまして、基準財政収入額も減額が見込まれております。したがって、地方交付税につきましては前年度同額の7億7千万円の計上ということにいたしてございます。また普通交付税の振替措置として、今年度までとされておりました臨時財政対策債の発行につきましては、国の交付税特別会計の状況や社会保障関連経費の増加により財源不足が解消されないため、29年度から31年度までの3年間延長されることとなり、29年度におきましては、国の総額が6.8%増となっていることから、当町でも1千万円増の2億1千万円を見込み、これを合わせた実質的な交付税額につきましては9億8千万円という状況でございます。

次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ前年度同額の160万円を計上いたしました。

款11の分担金及び負担金につきましては、保育負担金等の児童福祉費負担金や県営かんがい排水事業に係る負担金などの減額により、全体では前年度対比9.6%の減といたしております。

款12の使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳や家庭系一般廃棄物処理の手数料でございますが、29年度は鉄の展示館での特別企画展「大相撲と日本刀展」開催に伴う商工施設使用料の増額などで、全体では16.4%の増といたしております。

続いて款13の国庫支出金につきましては、主に障がい者の自立支援給付、児童手当等に係る民生費の負担金や、道路改良、橋梁修繕などに係る土木費の補助金などでございますが、臨時福祉給付金が大幅に縮減されたことやびんぐしの里公園の整備終了など、民生費や土木費への補助金の減少で全体では12.2%、6,883万7千円の減額となる4億9,699万円を計上いたしております。なお29年度におきましては、地方創生推進交付金1,930万6千円を計上し、まち・ひと・しごとの創生に係る事業への財源といたしております。

次に、款14の県支出金につきましては、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などが主なものでございますが、南条児童館建設に係る県補助金の計上などにより、全体では前年度対比1.3%増の3億1,896万6千円を見込んでお

ります。

款15の財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と基金積立金利子で、前年度対比9万4千円減となる1,071万円を計上しております。

続いて4ページの款16寄附金でございますが、ふるさと納税事業の実施により、本年度大変多くのふるさと寄附金を頂戴しているところではありますが、こうした状況を踏まえ前年度に対し5,400万円の増額を見込んだところでございます。

次に、款17の繰入金につきましては、例年財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から事業に必要な財源を繰り入れているところでございますが、新年度につきましては大型事業であるトータルメディアコミュニケーション施設整備事業費に有線放送電話設備基金を活用するため、有線放送電話特別会計から1億8,200万円の繰入金を計上しております。

また、長野広域連合で整備を進めております新たなごみ処理施設建設に係る負担金の財源として、広域行政事業基金から7,229万6千円の繰入金を計上していることから、全体で前年度より2億5,078万6千円の増となる6億8,697万1千円の計上となっております。なお、財政調整基金からの繰入金は2,400万円増の3億2,300万円で、これを考慮した基金残高は19億4千万円ほどとなる見込みでございます。

一つ飛びまして、款19諸収入につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なもので、前年度対比1.9%減の4億8,995万7千円を計上いたしております。

款20の町債につきましては、町道A01号線道路改良や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、南条児童館建設に係る社会福祉施設整備事業債、臨時財政対策債のほか、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業に係る緊急防災・減災事業債が大きな借り入れとなることから、町債全体では前年度より4億430万円増の7億2,720万円を計上しており、29年度末の町債残高は65億6千万円ほどになる見込みでございます。

予算書のページ飛びまして8ページの第2表継続費についてでございますが、29年度から2カ年をかけて整備してまいりますトータルメディアコミュニケーション施設整備事業に係る経費の総枠と年割額を示してございます。

また第3表債務負担行為につきましては、県営かんがい排水事業に係る農林漁業資金借入金に対する債務保証について、その期間と限度額を定めたものでございます。

9ページの第4表地方債につきましては、款20町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上、歳入の総額は66億2千万円で、前年と比較いたしましてプラス9.8%、金額で5億9千万円の増額予算となっております。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（青木君） 歳出につきまして順次ご説明申し上げます。

説明書25ページをご覧ください。25ページから28ページについてでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金及び町で雇用いたします臨時職員の社会保険料等でございます。職員研修事業では人材育成の研修、接遇研修を行い、住民サービスの向上に向けて努めてまいります。また、職員厚生事業は市町村職員互助会負担金等でございます。

続きまして28ページ、29ページ、目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、文書配達委託料、コピー機7台分の賃借料等でございます。

同じく29ページ、目3財政管理費、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては町全体の経費を計上しております。

会計管理者（塚田君） 同じく29ページ、目4会計管理費の主なものですが、節11需用費では消耗品費、こちらは役場全体で使用する事務用品類の購入費用、印刷製本費は封筒や決算書等の印刷費用です。節12役務費は口座振替、公金収納並びに指定金融機関の八十二銀行派出業務の手数料であります。

企画政策課長（柳澤君） 続きまして30ページからの目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に要する経費や公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適化を図るため個別施設計画基礎調査に要する経費を計上いたしました。

目6企画費、企画政策推進経費につきましては、長野広域連合、上田地域広域連合の総務管理に係る経費のほか、高校生が国際感覚を養い将来展望を考える機会とするタイ国研修に係る補助事業に要する経費を計上いたしてございます。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、まちの人口減少の抑制及び定住人口の増加を図るため、29年度新たに町に移住または定住する方が新築住宅を取得する費用に対し支援をし、移住定住促進を図る取り組みに要する経費を計上いたしました。31ページの温泉管理事業でございますが、温泉施設の維持補修工事経費、町民の入館や食事料の割り引きに係る町負担金、びんぐし湯さん館施設整備等の基金積み立てが主なものでございます。続きまして、まちづくり推進事業につきましては、行政協力員の報酬と広報等の配布などに係る行政事務委託の経費のほか、29年度から新たに地域活動への支援の一つといたしまして、全戸を対象に地域での活動・行事等を行う際の万一に備え、けがなどの傷害補償や行事中止等による費用損害が含まれる自治会活動保険に加入する経費を計上いたしました。32ページをご覧くださいと思います。また、各区や地域づくり団体への交付をする地域づくり活動支援事業補助金も計上いたしてございます。このほか、信州さかきふるさと寄附金について、ふるさとまちづくり基金に積み立てを行います。同じく

32ページ、国際交流事業につきましては、海外との交流を進めている町国際交流協会への補助が主なものとなっております。次に、スマートコミュニティ構想事業では、28年度でのテクノさかき工業団地におけるスマート工業団地化に向けた実現可能性調査結果を踏まえ、29年度はより具体的な設備等導入、運用計画となるマスタープランの策定に向けての経費を計上いたしました。また、住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備導入補助事業に要する経費も計上いたしてございます。次に33ページにかけてのトータルメディアコミュニケーション施設整備事業では、「つながる あんしん 坂城町」の構築を目指し、第1段階としてデジタル防災行政無線同報系の整備を進めます。整備の概要は親局設備、屋外スピーカー設備、地区別放送装置、消防署との連携などの工事や戸別受信機の全戸への無償貸与の計画としています。なお、防災行政無線の整備から有線放送電話設備の撤去までを一連の工事として2年間の継続費とし、設計監理費、工事請負費などの経費を計上いたしたところでございます。ふるさと納税事業につきましては、お礼品を提供いただける事業者をさらに拡大する中で、返礼品に要する経費や全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図る委託経費などを計上いたしました。

同じく33ページの目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政情報のシステムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバー等インターネット関係機器の保守料とハードウェアのリース料、回線使用料となっております。続きまして広報発行事業につきましては「広報さかき」発行に要する経費で、印刷製本費が主なものでございます。34ページでございますが、有線放送電話特別会計繰出金事業につきましては、同特別会計への繰出金でございます。電子自治体事業では、行政間の専用回線である市町村行政ネットワークLGWANに接続をいたしまして、国、地方公共団体間での電子文書の交換、電子メール等の経費を計上してございます。

次に、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務、税業務などの基幹業務に要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料等でございます。

総務課長（青木君） 続きまして35ページ、目10業務管理費につきましては、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金、エレベーターなどの庁舎設備の点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（金子君） 続きまして36ページ、目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光管等の消耗品、電気料、修繕料と更埴防犯協会連合会の負担金及び町防犯協会等への補助金が主なものございます。

続きまして37ページにかけての目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報酬、新入学児童用ヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託及び千曲交通

安全協会坂城支部への補助金が主なものでございます。

続きまして37ページの目13消費生活費でございますが、消費生活指導員の報酬、廃油を活用した石けんづくりや消費生活展の開催等に係る経費及び町消費者の会への補助金でございます。

企画政策課長（柳澤君） 37ページから38ページにかけての目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師謝金、関係団体への補助金が主なものでございます。

収納対策推進幹（池上君） 続きまして38ページ中段になりますが、項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構負担金等でございます。

同じく39ページから40ページ、目2賦課徴収費は、町税にかかわる申告書及び納税通知書等の印刷製本費、住民税申告書及び町税の納税通知書等の送付に係る通信運搬費、住民税、固定資産税等の課税に係る電算委託費と固定資産評価基礎資料整備に係る委託費でございます。

住民環境課長（金子君） 続きまして40ページから41ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届け出及び証明に係る用紙等の消耗品費、印刷製本費、戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検委託及びそれぞれのシステム使用料が主なものでございます。節19のカード関連事務交付金につきましては、マイナンバーカードの作成、発送業務等に係る地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

総務課長（青木君） 続きまして41ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

企画政策課長（柳澤君） 42ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費は、統計全般に係る経費計上でございます。

目2委託統計調査費につきましては、指定統計となる五つの調査に要する経費の計上でございます。

総務課長（青木君） 43ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

議長（塚田君） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

ここで、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（青木君） 貴重なお時間をいただきまして、大変申しわけございません。今議会にお配りいたしました平成29年度当初予算資料の主要事業に関する調べの中で、各事業に対して

の予算書のページの記載が抜けておりました。新しい資料をお配りいたしますので、差しかえをよろしく願いいたします。

議長（塚田君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、資料を差しかえることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり、差しかえすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時31分～再開 午後 1時33分）

議長（塚田君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

福祉健康課長（大井君） 43ページからの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費からご説明いたします。43ページから45ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費のほか福祉委員の報酬、福祉委員協議会への補助金、民生委員の活動費交付金などでございます。社会福祉協議会補助事業は、ヤングヒューマンネットワーク事業及び社協が実践する地域福祉推進事業への補助金が主なものでございます。国民健康保険特別会計繰出金事業は、保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金などでございます。45ページから46ページにかけての臨時福祉給付金経済対策給付事業は、低所得者に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため制度的な対応を行うまでの暫定的・臨時的な措置として簡素な給付を行うものでございます。

住民環境課長（金子君） 続きまして46ページ、目2国民年金事務費でございしますが、国民年金の資格取得・喪失申請受付や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載、電算委託料でございます。

福祉健康課長（大井君） 続きまして、目3老人福祉費でございます。46ページの老人福祉一般経費は、福祉バスのリース料や長野広域連合、更埴地域シルバー人材センターの負担金、老人クラブ補助金などでございます。46ページから47ページにかけての老人福祉町単事業では、高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金の支出などの経費を、47ページの高齢者生活支援事業では、医療機関等への送迎など外出支援サービスに係る経費を計上してございます。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、特別会計への繰出金などでございます。48ページの介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。48ページから49ページにかけての心身障

がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等の事業、また町内のNPO法人が新たに生活就労支援の事業を立ち上げるための補助及び千曲市の上山田地区に当町の障がい者も利用可能なグループホームの建設に係る補助金などを計上いたしました。49ページの重度障がい者介護慰労金支援事業では、在宅介護者への介護慰労金を計上しております。福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。49ページから50ページにかけての心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい者施設などへの通所の補助、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者の見舞金などでございます。50ページの福祉医療給付事業では、給付に係る国保連等への審査の委託、重度障がい者への福祉医療費や福祉医療費を受給されている方の医療費の窓口負担の軽減を図るため、貸し付けを行う経費を計上いたしました。自立支援給付一般事業は、障がい者の自立支援給付に係る事務的な経費でございます。介護・訓練等給付事業費は、介護給付として居宅介護支援や生活介護支援、また訓練給付では就労移行支援や就労継続支援など、障がい者の福祉サービスを提供するための経費でございます。50ページから51ページにかけての自立支援医療事業費では、身体障がい者が対象となる手術等により、障がいの除去や軽減を図るための医療について自己負担に係る医療費の給付を行うものでございます。51ページの補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給、修理に係る経費を計上しております。51ページから52ページにかけての地域生活支援事業費は、障がいのある方の訪問入浴サービス及び障がい者に係る成年後見支援センター事業、また地域活動支援センター等の委託料や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援に要する経費でございます。障害福祉計画策定事業は、現行の第4期計画に必要な見直しを行い、30年度から32年度までの第5期計画の策定に要する経費でございます。

企画政策課長（柳澤君） 続きまして、52ページから53ページにかけての目5人権同和推進費でございますが、人権同和推進一般経費につきましては、主なものは節13では同和対策集会所の管理委託、節19では人権擁護委員会負担金、そのほか協議会等への補助金となっております。

次に、53ページから54ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、ふれあい講座など地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費でございます。

福祉健康課長（大井君） 55ページの目7高齢者対策費は、養護老人ホームへの入所措置費が主なものでございます。

次に目8地域包括支援センター費でございますが、地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援

センターの運営に係る経費でございます。55ページから56ページにかけての老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。56ページの住宅整備事業は、要介護3から5の高齢者及び重度障がい者が日々使用する居間、浴室、トイレなどを改修する経費を一部補助するものでございます。高齢者在宅生活支援事業は、本年度まで生きがい活動支援事業として実施をしております事業の名称を改め、現在も実施している要介護認定を受けておられない虚弱な高齢者の在宅生活の支援としてヘルパーの派遣やショートステイの実施、また高齢者に係る成年後見支援センターに必要な経費を計上しております。家族介護支援事業では、介護慰労金の支給を初め訪問理美容サービスの委託料、おむつなどの介護用品購入費の補助などを計上しております。56ページから57ページにかけての緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし老人訪問員の報酬やあんしん電話に係る委託料、また本年度9月から県の企業局と民間事業所、町が協働して、約100世帯を対象として実証実験を開始する予定の水道メーターを活用した高齢者等の見守りを行う事業のため、緊急時の対応を町社協と坂城福祉会に委託するための委託料、水道の使用状況を把握するためのシステムリース料、水道の使用状況などを家族や緊急時に対応する各事業所にメールで通報するシステムの使用料を計上いたしました。なお、メールによる通報に係る使用料は利用者にご負担していただく予定で、収入としても計上させていただいております。

次に項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。57ページの児童福祉一般経費は、保育園等運営委員の報酬が主なものでございます。児童手当は中学校卒業までの児童を養育している保護者等に児童手当を支給するものでございます。子ども医療費給付事業では、高校生までの入院、入院外医療費の自己負担分について助成するものでございます。58ページの出産祝金事業は、少子化対策の一環として、出産した親に対し町の商品券を支給し、ながの子育て家庭優待パスポート事業は県と市町村が共同で行う子育て家庭応援事業であり、サービスを利用する際に提示するカードを更新する経費を、また障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係るサービス給付費などの経費を計上しております。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭の子供の小・中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金などを計上しております。母子・父子医療給付事業は、母子・父子家庭の福祉医療費でございます。

子育て推進室長（小宮山君） 59ページから60ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費を初め、臨時保育士の賃金、3園分の賄材料費等の義務的経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所にかかわる負担金が主なものでございます。

続きまして、60ページから64ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営にかかわる経費でございます。主なものは

需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などがございます。

29年度予定しておりますクラス数及び入所児童数は32クラス、341人で、内訳は南条保育園17クラス161人、坂城保育園7クラス90人、村上保育園8クラス90人でございます。通常保育のほか障がい児保育、一時預かり保育等特別保育事業を各保育園で実施してまいります。

教育文化課長（宮下君） 64ページ、目8児童館運営費、65ページ、目9放課後児童健全育成費は、坂城、南条、村上、三つの児童館の運営にかかわる経費で、館長の報酬及び補助員・支援員の賃金、その他経常的な経費が主なものでございます。現在、設計を進めております南条児童館の建設事業につきましては、年度内完成に向けて建設工事を実施してまいります。

子育て推進室長（小宮山君） 続きまして、65ページから66ページの目10子育て支援センター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの運営にかかわる経常的な経費でございます。子育てに関する悩みなどに幅広く対応できるよう、家庭児童相談員や臨床心理士を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（大井君） 続きまして66ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では災害等による見舞金及び食糧費を計上しております。

続きまして款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。67ページから68ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。68ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費を計上してございます。

次に目2予防費でございますが、68ページから69ページにかけての予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

69ページの結核関係一般経費では、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。69ページから70ページにかけての乳幼児健診事業は、妊婦一般健診や乳幼児健診に係る経費を計上し、29年度からは不妊治療に係る医療費の補助額の上限を年間10万円から50万円に引き上げ、新たに不育治療に係る治療費の補助を行うため、1回の妊娠当たり10万円を限度として助成するための経費を計上いたしました。70ページの予防接種事業では、法定の予防接種を実施するための経費でございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございますが、70ページから71ページにかけての健康増進事業では、二十歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料、後期高齢者健康増進事業では、後期高齢者の健康診査や人間ドックの委託料が主なものでございます。食育・健康づくり推進事業では、各年代に沿った食育や健康づくりのための

教室、講演会を開催するための経費でございます。

続きまして、目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（金子君） 72ページ、目6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の委託、自治区環境整備補助事業は、各自治区において毎年6月の環境保護月間にあわせて実施いただいている環境浄化事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄ごみの撤去委託、狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料及び犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

続きまして73ページにかけての目8環境保全対策費でございますが、空家対策に係る協議会委員及び調査員の報酬、毎年実施しております主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託でございます。

建設課長（宮嶋君） 73ページ、目10合併処理浄化槽設置費は、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽設置に係る事業補助金でございます。

住民環境課長（金子君） 73ページから74ページにかけての項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、ごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみの指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料及び町ごみ減量化推進委員会への補助が主なものでございます。ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃、不燃ごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は、消耗品費で可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理等及び長野広域連合負担金及び葛尾組合負担金が主なものでございます。資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人がごみ処理機等を購入し、町に補助金交付申請をされた際に、購入費の一部を補助するものでございます。

続きまして、75ページ、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負担金等とし尿投入量に応じた負担金でございます。

産業振興課長（山崎君） 75ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

76ページにかけての労政一般経費につきましては、職員の人件費と更埴職業安定協会、町労務管理協議会、企業の人材確保事業を実施するテクノハート坂城協同組合など関係団体への負担金、補助金、長野地域連携中枢都市圏構想により実施する移住体験等の事業負担金です。移住定住・就職支援事業につきましては、首都圏などの県外在住の大学生、長野県への移住希

望者等を対象にした合同企業説明会や町内企業にお勤めの若者を対象にした若者交流会を開催し、町への移住定住を進めるための予算を計上いたしました。77ページにかけての勤労者福祉対策事業につきましては、中小企業退職金共済掛金補助金、一般財団法人更埴地域勤労者共済会補助金、勤労者生活資金貸付預託金などを計上いたしております。勤労者総合福祉センター管理一般経費は、一般財団法人更埴地域勤労者共済会に対する建物などの施設管理委託にかかわるものであります。

次に款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費として、78ページにかけての農業委員会一般経費では委員16名分の人件費等の経費を、農業者年金業務では、加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

79ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

80ページにかけて、目3農業振興費、農業振興一般経費の主なものは、農業を営むのに厳しいと認められた地区について、営農を支援する中山間地域直接支払事業補助金、農業共済組合が運営する家畜診療所に係る分担金、ワインぶどう産地化補助金など、農業振興に係る各種補助金や、若手農業者に対する青年就農給付金8名分、借家や農業機械等の購入を助成する新規就農者支援補助金のほか、新たに荒廃農地や低利用の農地を再生復旧し、農地の有効利用を図るための荒廃農地再生利用補助金と農業用ビニールハウス設置に係る資材費を助成する農業用ビニールハウス資材購入補助金を計上いたしました。また、81ページにかけての地域営農推進事業では、アグリサポート事業などを行う農業支援センターへの補助や農産物直売所への補助等を計上しています。続いて需給調整推進対策事業につきましては、経営所得安定対策を推進するため、坂城町農業再生協議会に交付する水田の転作推進補助及び事務費であります。農振地域整備促進事業は、必要に応じて年2回をめぐりに開催する協議会の委員報酬及び農業振興地域整備計画の実施と推進にかかわる経常的予算であります。農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料が、農産物加工施設管理費では光熱水費が主な内容です。

82ページにかけてのさかきブランド推進事業につきましては、地域の資源を活用した新商品の開発、改良、販売促進などの支援のほか、坂城町のマスコットキャラクターのねずこんに係る経費、特産品を広くPRするための予算を計上いたしました。さかきワイナリー形成事業につきましては、ワイン用ブドウの品種適性の実証を目的とした試験圃場の栽培管理委託やワインのPRのための補助のほか、新たな支援策としてワイナリー創業に対する補助が主なものとなっています。83ページにかけての有害鳥獣対策事業につきましては、有害鳥獣駆除対策協議会の委員報酬、わなの設置等駆除に係る委託料、予防施設設置に対する補助金のほか、県の補助を活用し小網地区の有害獣侵入防止柵設置に係る原材料費や、地域と連携して捕獲を行う実施隊の作業賃金を計上いたしました。

目5農地費、農地一般経費では、六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金25件、埴科

郡土地改良区負担金などとなっています。84ページ、農道等基盤整備町単事業は、農道等の整備、維持、補修費であります。町単補助事業は、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する補助金、原材料費でございます。県営かんがい排水事業につきましては、現在進められている六ヶ郷用水改修事業及び埴科用水改修事業に係る県への事業負担金を計上いたしました。多面的機能支払交付金事業は、農地の多面的機能の維持、増進を図るため農業者が共同して取り組む地域活動や農地、水路、農道等の質的向上に資する活動に対して支援を行うもので、5年間の事業として六つの活動組織への交付金を計上いたしました。

続いて85ページにかけての項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費であります。主な内容は職員の人件費、森林整備に対する補助金、森のエネルギー推進事業としてペレットストーブ購入に対する補助金等です。

86ページにかけての、目2林業振興費の松くい虫防除対策事業につきましては、引き続き住民の健康に対する配慮をし、リスクコミュニケーションの強化を図るとともに、長野県防除実施基準に基づき安全性を十分考慮した空中散布や無人ヘリによる防除対策、伐倒駆除、樹幹注入、枯損木の処理などの対策を総合的、複合的に実施してまいります。町有林管理事業は、林業委員10名の報酬、作業員の賃金などです。特用林産振興事業は、中之条の新幹線横坑入り口に整備した原木キノコ栽培施設の光熱水費と、お〜い原木会へ交付する特用林産振興補助金等であります。

87ページにかけての目3林道事業費、林道事業一般経費は、作業員の賃金や重機借り上げ、補修工事費などとなっています。

次に88ページにかけての款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、商工総務一般経費は、人件費と中小企業能力開発学院補助、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものです。

89ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費は永年勤続表彰記念品、WAZAパワーアップ表彰等に係るものづくり技能表彰記念品のほか、中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、商工会経営改善普及事業補助金、商工会まちづくり事業補助金、商業店舗リフォーム補助金等を計上しています。中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大と販路開拓を支援するため、坂城町出品者協会への補助金等を計上いたしました。90ページにかけての中心市街地活性化事業では、株式会社まちづくり坂城へ委託する管理業務委託など、中心市街地コミュニティセンター及びけやき横丁に係る経費が主なものとなっております。

目3観光費、観光一般経費では、各地域の桜並木の維持管理作業への謝金、葛尾遊歩道や狐落城遊歩道等の整備委託、観光推進団体への負担金等を計上しております。町民まつり事業は第40回を迎える町民まつりの予算でございます。

91ページ、目4商工企画費、商工企画一般経費では、テクノさかき工業団地組合、産学官

連携研究会、国際産業研究推進協議会への補助金、コトづくりイノベーション補助金のほか、新たにクラウドファンディングによる資金調達によって、新規創業や新商品開発を目指す事業者を支援するクラウドファンディング活用支援補助金を計上いたしました。

また、コトづくり支援事業負担金を計上し、テックショップ東京を活用した新商品開発等を支援してまいります。92ページにかけての工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街灯の電気料のほか、新たな工業団地の造成に向けて工業団地設計委託料を計上いたしました。坂城テクノセンター支援事業では、運営補助金、3Dプリンターの賃借料や測定機等の更新に対する補助金のほか、3年ぶりの開催となる「さかきものづくり展」補助を計上いたしました。93ページにかけての鉄の展示館管理一般経費は、経常的な経費のほか、企画展にかかわる展示物の保険料等となっています。今年、没後40年を迎える故宮入行平刀匠のコレクションの中から交友関係や生きざまに関する品々を展示する「人間国宝の息吹展」を初め、全国の刀匠や刀職者がわざを競う、「第8回新作日本刀研磨外装刀職技術展」や「坂城のお雛さま展」を開催する予定です。特別展「大相撲と日本刀展」事業では、9月から開催する「大相撲と日本刀展」に関する経費を計上し、歴代横綱の土俵入りの太刀や化粧回しなどを展示する予定です。

建設課長（宮嶋君） 94ページから95ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容でございます。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費は、道路橋梁などの照明灯の電気料、町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳などの保守管理及び街路への植栽に係る委託経費、県が事業実施する網掛地区の急傾斜地崩壊対策事業の負担金、町単補助事業につきましては、各区が実施する土木工事への補助事業、交通安全施設整備事業はカーブミラー、防護柵などの交通安全施設設置工事費等であります。

96ページにかけての目2道路維持費は、町道の清掃・除草等に係る委託料、維持補修に係る小規模工事費、補修に係る原材料費が主なものであります。

97ページにかけての目3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、金井工区及び若草橋以南の酒玉工区に係る建物等補償調査委託のほか、工事費、用地代、移転補償費が主なもので、道路新設改良一般事業は、A06号線村上地区の道路改良に係る用地測量設計委託でございます。同じく道路改良事業（舗装修繕）につきましては、町道A03号線田町十王堂信号から坂城高校下の舗装修繕工事に係る事業費でございます。

目4橋梁新設改良費につきましては、昭和橋と網掛区福沢川にかかる35号橋の修繕工事、昭和橋の積算、施工監理業務委託でございます。

項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、98ページにかけての目2河川改良費は水路等の補修、しゅんせつ工事費のほか、夏の豪雨対策として水路の改良工事等を実施

する工事費でございます。

99ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理経費、空家活用事業は、空家を有効活用し、定住促進による地域活性化を図るため、坂城町空き家バンクの専用ホームページの保守委託、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、改修等に係る経費の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金でございます。

100ページの項5都市計画費、目1都市計画総務費は都市計画の事務事業に係る職員の人件費と、節13では北国街道景観整備に向けた実態調査を行う委託料でございます。

目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

101ページにかけての目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、主なものは指定管理者制度による株式会社坂城町振興公社への委託、遊具等施設の保守点検業務、びんぐしの里公園駐車場整備工事及びテニスコート改修工事費等であります。

102ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理経費及び施設整備工事費と都市緑化に係る原材料費、そして第12回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものであります。

103ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託と循環バスの運行業務委託費、循環バス2台分のリース料及び坂城駅周辺のバリアフリー化事業として、けやき横丁南側の道路改修工事等でございます。

目2高速交通対策整備事業費は、湧水対策事業として設置した井戸ポンプの光熱水費と老朽化に伴うポンプ改修工事が主なものであります。

104ページの項7地籍調査費、目1地籍調査事業費につきましては、今年度新たに実施する坂城6区の一筆調査に係る経費が主なものであります。

住民環境課長（金子君） 同じく104ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、106ページにかけての目2非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは104ページの消防団員の報酬、105ページの退職者記念品等及び消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員補充用のはっぴ、活動服等の購入費等、そのほか埴科消防協会等負担金、また分団運営補助金及び消防団員出動交付金等でございます。

続きまして106ページ、目3消防施設費は消防施設、機械器具の整備、維持管理にかかわる経費で、主なものは食糧費として災害時用の備蓄食料品の更新、さかきまちすぐメール及び

UCVでのL字放送にかかわる配信システム等使用料、消防用ホース及び器具箱等の購入及び節19の上田水道管理事務所への消火栓工事負担金でございます。

建設課長（宮嶋君） 107ページの目4水防費は、水防用備蓄材の購入及び機材の修繕経費でございます。

教育文化課長（宮下君） 107ページからの款10教育費についてご説明申し上げます。項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市の教育委員連絡協議会等の負担金が主なものであります。

目2事務局費ですが、29年度から新たに英語教育コーディネーターを配置し、コーディネーターを中心に大学連携や外国語指導講師、小中学校の教員間の連携を図る中で、児童・生徒の英語の学力向上を図ってまいります。また、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談業務の充実を図り、切れ目のない支援体制の整備を進めてまいります。109ページ、教育振興事業は高校生、大学生等への奨学金、クラブ活動補助、特色ある学校づくり交付金が主なものです。小中学生国際交流事業では、中国上海市嘉定区実験小学校との教育交流事業につきましては、29年度は坂城町への受け入れを予定しております。また、中学生の教育文化交流事業に向け、調査費を計上いたしました。110ページ、私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の就園奨励費、町内の幼稚園への振興補助、第3子以降の多子世帯への保育料の無料化にかかわる補助でございます。教員住宅管理事業につきましては、教員住宅にかかわる修繕費等が主なものであります。学力向上事業ですが、13委託料の業務委託では、学力検査を実施して結果の分析と改善の方向づけを行い、日々の授業実践を通じて児童・生徒の生きる力と基礎学力の向上を図ります。あわせて体力調査を行い、バランスのよい体力づくりの指導を行うとともに、クラスの状況を分析し、学級運営の向上を図ってまいります。大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子供たちに学習指導や相談、支援を行う指導員の賃金が主なものです。児童生徒支援事業では、発達障がいや教室で授業を受けることが困難な児童・生徒への支援を行う支援員、医療ケアの必要な児童への支援を行う看護師の賃金を計上したところでございます。

111ページ、項2小学校費、目1小学校総務費、小学校総務一般経費は3小学校の図書司書の人件費のほか、ネイティブスピーカーの外国語指導講師2名を配置し、英語の学力向上とコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。節14使用料及び賃借料は、校務支援システムの使用料でございます。

同じく111ページ、目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費でございます。管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬費は学校医、学校薬剤師の報酬です。節11需用費は清掃、保健用品、プールの薬品等の消耗品や光熱水費、校舎管理にかかわる経費であります。

節 1 3 委託料は警備保障、電気保安等の設備管理と健康診査の委託料及び学校庁務の委託料で
ございます。

続いて 1 1 2 ページ、目 3 南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても各小学
校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は、教科学
習にかかわる費用が主なもので、節 1 1 需用費では各教科学習用の消耗品、節 1 8 備品購入費
では、理科教科用備品、児童図書などを計上しております。節 2 0 扶助費は就学援助費でござ
います。

1 1 6 ページ、項 3 中学校費、目 1 中学校総務費では、節 1 3 委託料は外国語指導講師の委
託料、節 1 4 使用料及び賃借料は校務支援システムの使用料及び数学と英語の個別学習システ
ムの導入費用でございます。続いて目 2 学校管理費は事務員、図書司書の賃金のほか、中学校
の運営、校舎設備の管理のための経常的経費でございます。

1 1 8 ページ、目 3 教育振興費は、節 1 1 需用費は教科学習の消耗品、印刷費、各教科の教
材備品の修理であります。節 1 8 備品購入費では理科実験用備品のほか、剣道の防具等保健体
育用の備品、生徒用の図書が主な内容であります。節 2 0 扶助費は就学援助費であります。

なお新年度、平成 2 9 年度の小・中学校の児童生徒の在学予定数であります。小学生が
7 4 6 名、中学生が 4 0 0 名、合計 1, 1 4 6 名の予定でございます。

次に、1 1 8 ページからの項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費について申し上げます。総
務一般経費では社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節 1 9 負担金
補助及び交付金は文化協会、第 3 回びんぐしの里薪能開催にかかわる実行委員会などへの補助
でございます。1 2 0 ページ、文化の館事業は経常的な経費のほか、休日、夜間の警備委託、
駐車場の借上料が主な内容でございます。

1 2 1 ページにかけての目 2 公民館費、公民館一般経費では節 1 報酬は館長、副館長、分館
役員の報酬、節 1 9 負担金補助及び交付金は、2 7 分館への活動費補助金が主なものでござい
ます。各種公民館事業では文化講座の開催、成人式、文化祭、町民運動会などを計画し、その
講師謝礼、記念品、参加賞等の経費を計上しております。公民館報は、年 3 回発行の予定です。
分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助を行います。
2 9 年度につきましては、5 分館の整備を予定しております。

1 2 2 ページ、目 3 図書館費では、図書館一般経費において、節 1 報酬は図書館長の報酬、
節 7 賃金は臨時職員の賃金のほか、節 8 報償費は図書館講座にかかわる講師謝礼、節 1 3 委託
料は館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理委託でございます。節 1 8 備品購入費では、
一般図書の購入費を計上しております。図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の
保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

1 2 3 ページから 1 2 4 ページにかけての目 4 文化財保護費であります。文化財保護一般

経費の節1報酬は、文化財保護審議会委員及び文化財調査員の報酬、節7賃金は古文書整理作業等の賃金、節11印刷製本費は俳句集「松陰集」の発刊にかかわる経費であります。また節19負担金補助及び交付金では文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助であります。坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営にかかわる費用が主なものでございます。125ページ埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立ち会い調査、試掘調査に伴う重機借り上げ、出土品の保存処理などが主なものであります。

目5資料館管理費は、格致学校、歴史民俗資料館の管理運営にかかわる費用でございます。

126ページにかけての目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料は宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託や、エレベーター、浄化槽等施設管理にかかわる委託でございます。

目7青少年育成費では子ども会リーダー研修会、ウオークラリー大会、啓発事業などにより、青少年健全育成事業を推進してまいります。節19負担金は青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

目9生涯学習振興費では、さかきふれあい大学の運営等をする中で生涯学習の推進に努めてまいります。節8報償費では教養講座、専門講座等の講師謝礼にかかわる費用、節13委託料は演奏会等にかかわる費用が主な内容でございます。

127ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費、保健体育総務一般経費はスポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものです。128ページ、各種スポーツ教室開設事業では、節8報償費は教室参加やスキー・スノーボード教室などの指導者の謝金であります。

体育施設整備事業では、節13委託料はグラウンド等体育施設の整備委託費、節14使用料及び賃借料は体育施設用地の借上料などが主なものであります。

目2武道館管理費は、指導員賃金のほか施設の管理費が主な内容でございます。

129ページから131ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、運営委員の報酬、職員の人件費のほか、節11需用費は調理用の消耗品、給食の賄材料費が主なものでございます。節13委託料はボイラー管理、給食の配送、調理委託の委託料が主なものであります。安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（伊達君） 続きまして、131ページの款12公債費でございます。主に、長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、公債費全体で前年度対比マイナス1.6%、1,105万円の減となる6億9,396万2千円を計上いたしております。

132ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

なお、歳出の性質別に内訳につきましては、附属の当初予算資料3ページにお示しをしてご

ございますが、投資的経費はトータルメディアコミュニケーション施設整備事業や南条児童館建設工事に伴い、前年度に対し4億8,625万2千円増の9億3,927万2千円、人件費及び扶助費並びに公債費に係る義務的経費は前年度からやや減となる25億6,321万6千円、物件費、繰出金、補助費等に係るその他経費につきましては、長野広域連合への負担金やふるさと寄附金を原資とする基金への積立金の増加などにより、3.9%増の31億1,751万2千円となっており、歳出総額は66億2千万円でございます。

以上で、平成29年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（塚田君） 以上で議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

詳細説明の途中ですが、ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時26分～再開 午後 2時37分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、議案第9号、以下議案第14号までの特別会計予算について各課長等の詳細説明を求めます。

初めに議案第9号「平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」。

まち創生推進室長（竹内君） 議案第9号「平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,210万円を計上いたすもので、放送機能を利用した情報提供などのほか、同報系防災行政無線の整備のため、有線放送電話設備基金を繰り入れ、一般会計へ繰り出しを行うことから、前年度に対し1億7,788万円の増となっております。

歳入歳出予算事項別明細書の3ページ、歳入からご説明申し上げます。款1分担金及び負担金、項1負担金、これは加入金や移設等による工事費負担金でございます。款2使用料及び手数料、項1使用料でございますが、全加入者をスピーカー加入とした2,300件の使用料でございます。

4ページ、項2手数料につきましては、広告放送料が主なものでございます。款3財産収入、項1財産運用収入は有線放送電話設備基金に係る利子でございます。款4繰入金、項1他会計繰入金は、町からのお知らせなどの放送料相当分に係る一般会計からの繰り入れ、5ページの項2基金繰入金は同報系防災行政無線の整備に伴う有線放送電話設備基金からの繰り入れでございます。款6諸収入については、項1の預金利子と項2の雑入として、主にインターネット接続業者からのアクセスポイントの使用料でございます。

続きまして、6ページからの歳出についてでございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものにつきましては、職員の人件費と

有線放送事業に係る消費税を計上してございます。目2文書広報費は有線の事務的経費でございます。

7ページ、目3財産管理費は有線施設の維持管理に関する経費でございます。主なものは、節1.1需用費につきましては有線施設の電気料や修繕料、節1.3委託料につきましては、放送システムなど機器等の保守点検に係る経費でございます。節1.4使用料及び賃借料につきましては、中部電力やNTTへの電柱共架料及び電柱敷地の借上料でございます。節1.5工事請負費は有線放送施設の支障移転等に係る工事費の計上で、節1.9負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職の件費相当を一般会計へ負担するものでございます。

8ページ、款2諸支出金、項1他会計繰出金、目1一般会計繰出金は、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業への繰出金でございます。

以上、平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 次に議案第10号「平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（大井君） 議案第10号「平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算案につきましては、医療技術の高度化や新たな高額薬剤の開発などによる医療費の増加を見込み、歳入歳出それぞれ19億94万7千円を計上いたすもので、これは28年度当初予算と比較して4,440万1千円、約2.4%の増とするものでございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。款1国民健康保険税は医療費分、後期高齢者医療支援分、40歳から64歳までの介護保険2号被保険者の納付金分でございますが、加入者が減少傾向にあるため、国保税全体では前年度対比538万円の減の2億8,963万円を計上いたしました。

4ページの款4国庫支出金、項1国庫負担金のうち、目2高額医療費共同事業負担金は、高額医療の発生による財政への影響を緩和するため、国保連合会が中心となり県単位で実施する共同事業へ町が拠出することに対し、4分の1の国庫負担金を受けるものでございます。

目3特定健康診査等負担金は、特定健康診査、特定保健指導に係る国庫負担金について基準額の3分の1の負担を受けるものでございます。5ページの項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、各保険者の医療費の水準や被保険者の所得水準の違いによって生じる財政力の不均衡を調整するため、普通及び特別調整交付金として交付されるものでございます。

款5療養給付費交付金は、退職被保険者等の療養給付などについて、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

6ページの款6前期高齢者交付金は、65歳以上の前期高齢者の医療費について、保険者間の調整により費用負担を行うため、前期高齢者の加入率が全国平均を上回る保険者に対して、

社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるものでございます。

款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金、目2 特定健康診査等負担金及び項2 県補助金、目1 県調整交付金は国事業と同様の県事業であります。

7 ページの款8 共同事業交付金のうち、目1 高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するため国保連合会より交付されるものであります。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るため、県単位で行われる共同事業であります。

7 ページから8 ページにかけての款10 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金では、低所得者に係る保険税軽減分や出産育児一時金などを法定分について繰り入れているものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

11 ページから12 ページの款1 総務費は、事務処理のための委託料や賦課徴収に係る費用などでございます。

13 ページから19 ページにかけての款2 保険給付費は、総額12億1,322万9千円で、前年度対比3,676万5千円、3.1%増の予算計上でございます。

主な内容でございますが、13 ページから15 ページにかけての項1 療養諸費は一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費などでございます。

16 ページから17 ページの項2 高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費でございます。

18 ページの項5 出産育児諸費では15人分の出産一時金を、項6 葬祭諸費では36人分の葬祭費を計上しております。

19 ページの款3 後期高齢者支援金等は、後期高齢者に係る医療費に対して加入者に応じた支援を各保険者が行うものでございます。

20 ページから21 ページの款6 介護納付金は、町の国民健康保険加入者で40歳から64歳までの2号被保険者の負担分としての納付金でございます。

21 ページの款7 共同事業拠出金のうち、目1 高額医療費拠出金は、高額医療の発生による財政への影響を緩和するために、国保連合会が中心となり実施する共同事業の町負担分でございます。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間で国保税の平準化と財政の安定化を図るため、県単位で行われる共同事業への町負担分でございます。

22 ページの款8 保健事業費のうち、目1 特定健康診査等事業費は、集団による健診のほか、夜間、休日の健診や個別健診、人間ドック等の実施に係る経費でございます。

目2 特定保健指導事業費では、健診の受診結果に基づく指導や積極的動機づけ支援を行う事

業に必要な経費を計上させていただきました。

以上で、平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 次に、議案第11号「平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。

企画政策課長（柳澤君） 議案第11号「平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては146万2千円でございます。歳入歳出予算事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございますが、款2繰越金につきましては、科目存置です。款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金等に係る貸付金の元利収入でございます。

次に4ページ、歳出でございますが、款1住宅新築資金等貸付事業費、項1総務費、目1貸付事業総務費は、本会計の経常的な経費でございます。

款2公債費、項1公債費につきましては、目1元金で長期債定期償還元金、目2利子では長期債定期償還利子の計上でございます。

続きまして5ページ、款3諸支出金、項1他会計繰出金では、一般会計繰出金の計上でございます。

以上をもちまして、詳細説明といたします。

議長（塚田君） 次に、議案第12号「平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（宮嶋君） 議案第12号「平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ9億2,734万6千円を計上いたしました。平成28年度当初予算と比較して1億689万9千円、13%の増でございます。

歳入歳出予算事項別明細書の3ページ、歳入から順次ご説明申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金であります。これは下水道事業建設費の一部を受益者の皆さんにご負担いただくもので、平成25年度以降に賦課した分納分と供用開始区域の拡大に伴い、新たに平成29年度において賦課する一括納付及び分納分を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料につきましては、整備区域の拡大に伴い、前年比1,310万円増の1億5,240万円を見込んでおります。項2手数料、目1下水道手数料は、下水道排水設備指定工事店20件の更新及び新規登録手数料でございます。

続きまして4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金で、これは27年度からの地域再生計画に基づくもので、1億1千万円を見込んでおります。

款4 県支出金、項1 県負担金、目1 下水道費県負担金は、インター線先線の下水道施設移設工事負担金等でございます。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は3億円を見込んでおります。

款6 繰越金及び5ページの款7 諸収入のそれぞれの項目は、平成28年度の事業の決算に伴う科目存置でございます。

款8 町債、項1 町債、目1 下水道事業債は、公共下水道の交付金事業及び単独事業に係る起債2億5,200万円、流域下水道事業費負担金に係る2,950万円と公営企業会計法適用業務に係る1,230万円を見込んでおります。

続きまして、6ページからの歳出でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の主なものは、受益者負担金前納報奨金628万円と下水道事業として使用料等に賦課される消費税770万円でございます。

7ページにかけての款2 下水道費、項1 下水道事業費、目1 施設管理費は下水道施設の維持管理に係る経費として、施設の光熱水費、修繕料、下水道使用料等の賦課管理システム等の保守委託料、県営水道の使用料等により下水道使用料金を算定するためのシステム使用料、千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2 公共下水道事業費は、下水道事業に携わる職員人件費のほか、公共下水道整備に係る事業費で、下水道工事の設計施工監理の業務委託、千曲川流域下水道事業の変更に伴う計画変更業務委託、坂城インター線先線に伴う管渠工事委託、地方公営法適用業務委託、27年度から本格的な整備に着手した南条地区の工事費及び工事に伴う上水道管の埋設物の移転補償経費であります。

目3 流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区の管理及び処理場の整備に係る事業負担金であります。

10ページの款3 公債費、項1 公債費につきましては、これまでの公共下水道事業及び流域下水道事業の建設投資に係る償還金で、目1 は元金、目2 は償還利子及び一時借入金利子でございます。

11ページにかけての款4 諸支出金、項1 他会計繰出金、目1 一般会計繰出金は、平成28年度の事業決算による繰越金を一般会計へ繰り出すための科目存置でございます。

款5 予備費、項1 予備費、目1 予備費につきましては、近年の状況を踏まえて計上してございます。

以上で、平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 次に、議案第13号「平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（大井君） 議案第13号「平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について」

ご説明を申し上げます。

本予算案は、平成27年度から29年度を事業実施期間とする第6期介護保険事業計画において策定されました給付見込額を基本とし、平成28年度の給付実績を勘案し、歳入歳出それぞれ14億2,032万4千円を計上いたすもので、これは28年度当初予算と比較して408万3千円、約0.3%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。3ページ、款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料として、3億360万円を見込んでおります。

4ページにかけて款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の負担金と調整交付金及び地域支援事業の交付金を受けるものでございます。

款4支払基金交付金は、保険給付費の28%分と地域支援事業の交付金について支払基金より交付されるものでございます。

続きまして5ページの款5県支出金は、保険給付費のおおむね12.5%の負担と地域支援事業の交付金を受けるものでございます。

6ページ、款7繰入金は、保険給付費の町負担分のおおむね12.5%と地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査会等の事務費を合わせて、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8ページから10ページにかけての款1総務費は、介護保険のシステム保守、保険料の賦課徴収費及び要介護・要支援認定に係る経費、介護保険制度の普及費、介護保険運営協議会等に要する経費などでございます。

10ページからの款2保険給付費は、総額13億5,669万5千円で、前年対比1,592万9千円、1.2%減の予算計上でございます。これは、28年度まで保険給付費中、項2介護予防サービス等諸費で支出をしておりました要支援認定者に対する訪問介護及び通所介護サービス費を款5地域支援事業に移行したことに伴う減額でございます。主なサービス内容でございますが、10ページから16ページにかけての項1介護サービス等諸費では、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付、17ページから21ページ、項2介護予防サービス等諸費では要支援1・2と認定された方で地域支援事業に移行しないサービスに係る保険給付費でございます。22ページの項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

22ページから24ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用でございます。また25ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費は、1年間の医療費と介護費の利用者負担が高額になった場合に給付する費用でございます。

25ページから26ページの項6特定入所者介護サービス等費では、施設利用に係る食費、居住費等の自己負担分について利用者の所得に応じ、その自己負担分を軽減し、保険給付で補う費用でございます。

28ページから33ページの款5地域支援事業費は、いわゆる総合事業の実施に伴い、29年度から大幅に予算計上区分を変更いたしました。主な変更点といたしまして、現行28年度まで予算区分といたしまして、項1介護予防事業費、項2包括的支援事業任意事業費という各項において、それぞれ歳出科目を設けておりましたが、29年度から項1介護予防・生活支援サービス事業費、項2一般介護予防事業費、項3包括的支援事業・任意事業費に改め、予算計上をいたしております。主な内容といたしまして、28ページから29ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費において、本年度まで款2保険給付費中、項2介護予防サービス等諸費で支出をしておりました要支援認定者に対する訪問介護及び通所介護サービス費にかわる訪問型介護サービス給付費及び通所型サービス給付費のいわゆる総合事業の中心的な事業の経費を計上し、また本年度まで項2包括的支援事業・任意事業費において実施しております配食サービスを生活支援サービス給付費として、必要な経費を計上いたしました。また、要支援認定者の方に係るケアプランの作成に係る経費を計上しております。

29ページから30ページの項2一般介護予防事業費では、現在1次予防事業費として実施をしております地域住民グループ支援事業や元気高齢者生きがいと健康づくり推進事業などの各事業と2次予防事業で実施しております元気向上高齢者訪問指導事業及び元気向上高齢者把握事業並びに1次予防事業で実施している元気高齢者訪問指導事業をあわせまして、高齢者把握事業として必要な経費を計上いたしました。

30ページから33ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業費では、要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の方々に対して行う事業経費や包括支援センターの体制強化に係る経費を計上してございます。

以上で、平成29年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 次に、議案第14号「平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（大井君） 議案第14号「平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度においては、徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。本予算案は歳入歳出それぞれ1億8,961万円とするもので、これは平成28年度当初予算と比較して477万円、約2.6%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明を申し上げます。

初めに歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料のうち目1特別徴収保険料につきましては9,826万4千円を、目2普通徴収保険料は4,752万9千円を見込んでおります。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金は4,201万円を見込んでおります。

続きまして歳出について申し上げます。

6ページ、款1総務費は、保険料の徴収に係る経費などでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、1億8,780万4千円を計上いたしました。

以上で、平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（塚田君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月1日から3月6日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（塚田君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月1日から3月6日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月7日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時07分)

3月7日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君 | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 " | 塩野入猛君 | 9 " | 塩入弘文君 |
| 3 " | 朝倉国勝君 | 10 " | 山崎正志君 |
| 4 " | 小宮山定彦君 | 11 " | 中嶋登君 |
| 5 " | 柳沢収君 | 12 " | 大森茂彦君 |
| 6 " | 滝沢幸映君 | 13 " | 塚田忠君 |
| 7 " | 西沢悦子君 | 14 " | 入日時子君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 山村弘君 |
| 副町長 | 宮下和久君 |
| 教育長 | 宮崎義也君 |
| 会計管理者 | 塚田陽一君 |
| 総務課長 | 青木知之君 |
| 企画政策課長 | 柳澤博君 |
| 住民環境課長 | 金子豊君 |
| 福祉健康課長 | 大井裕君 |
| 子育て推進室長 | 小宮山浩一君 |
| 産業振興課長 | 山崎金一君 |
| 建設課長 | 宮嶋敬一君 |
| 教育文化課長 | 宮下和久君 |
| 収納対策推進幹 | 池上浩君 |
| まち創生推進室長 | 竹内祐一君 |
| 総務課長補佐 | 関貞巳君 |
| 総務係長 | 伊達博巳君 |
| 総務課長補佐 | 堀内弘達君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 白井洋一君 |
| 議会書記 | 小宮山和美君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 「つながる あんしん 坂城町」に向けてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (2) 工業団地についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (3) 明日の農業を考えるほか | 塩入 弘文 議員 |
| (4) 公共施設等総合管理計画についてほか | 朝倉 国勝 議員 |
| (5) 総合戦略の取り組みはほか | 西沢 悦子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から9日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問に入る前に町長より発言を求められております。これを許可いたします。

町長（山村君） 皆さんおはようございます。貴重なお時間をいただきまして、長野県消防航空隊事故に対しまして一言弔意を申し上げたいと思います。

一昨日の3月5日、消防隊員7名とパイロット、整備士を含め9名の方が当町も加盟しております長野県消防防災航空隊での訓練飛行中に、ヘリコプターが墜落し殉職されました。大変痛恨のきわみであり、謹んでお悔やみ申し上げます。

消防隊員は県下各地の消防本部から派遣されており、当町が構成市町村となっております上田地域広域連合職員も含まれております。将来を嘱望した職員であり、まことに残念でなりません。ご家族の皆様にも心よりお悔やみ申し上げるとともに、殉職された方々のご冥福を本議場でお祈り申し上げます。ありがとうございました。

議長（塚田君） 今回の事故で殉職された皆様には、町議会といたしましても謹んで哀悼の意を表するところであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 質問者はお手元に配付したとおり、12名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番により、最初に2番 塩野入猛君の質問を許します。

2番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 「つながる あんしん 坂城町」に向けて

既存の有線放送電話の施設・設備の老朽化や加入状況、加入率の減少などにより、これにかわる町全体の情報発信システムとして、トータルメディアコミュニケーションシステムの構築が「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに進められてきました。ところが、昨年12月初旬に町横尾局交換機の故障により、南条地区及び中之条地区のほぼ全域で突然通話ができない状況になりました。さらに交換機部品も長い年月の経過で製造終了等によりその調達ができなくなり、とうとう平成28年度末をもって全町における通話機能を終了することを決め、トータルメディアコミュニケーションシステムの構築が急がれ、「つながる あんしん 坂城町」に向けて加速する事態になりました。そこで、これから急がれるトータルメディアコミュニケーションシステムの構築による「つながる あんしん 坂城町」について順次お伺いをいたします。

イ. 有線放送電話について

坂城町有線放送電話については、昭和39年に特別会計が設置され、翌年の昭和40年に坂城町有線放送電話条例が策定され、有線放送電話の設置及びその管理等について必要な事項が定められました。また、昭和47年には坂城町有線放送電話設備基金の設置、管理及び処分に関する条例が設置され、基金の処分はその第5条で、一つとして、天災等、特別な事情による使用料などの著しい減少、二つ目として施設の増設または改造等、三つ目として災害等のための施設の復旧、そして四つ目としては施設の改造の借入れ町債の償還、それに加え、平成28年12月の第4回議会定例会で、新たに既存の施設の撤去及び同報系防災行政無線施設の整備に係る支払いの追加が可決されました。半世紀を超える有線放送電話の終結を迎えるに当たり、何とも感慨深いところであります。

そこで初めに、通話ができなくなってしまった経過をお聞きするとともに、メンテナンスは怠りなくなされてきたのか、また、このような事態は予測されていたのかどうかをお尋ねいたします。

次に、今月3月末をもって全町における通話機能を終了するとのことになり、私のところへも2月6日付、有線放送電話の通話機能の運用終了と一般加入の皆様の有線使用料の還付等についての通知文が届きました。スピーカーの利用、料金精算などの対応や、緊急放送、定時放送の継続などを加入者に丁寧に伝え、理解していただかなければならないが、どのように取り組みがなされているのかお聞きをいたします。

既存の有線放送電話施設、設備などの改修もこれから進めていかなければなりません。交換機、装置品、電柱などの動産や、南条・村上の分散局舎の建物など公有財産の処理、処分などはどのように計画されていくのかお聞きをいたします。また、電話機、スピーカー、保安器及び屋内配線といった宅内施設はどのように処理、処分されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

ロ、防災行政無線について

有線放送電話の施設老朽化や加入率の減少などによる情報伝達の課題も含め、そのあり方が検討され、これにかわるいわゆるポスト有線放送電話として起債を含む整備費、災害対策、あるいは確実な情報伝達などの検討内容から、トータルメディアコミュニケーションシステム「つながる あんしん 坂城町」の第1段階として、同報系の防災行政無線の構築となりました。そこで初めに、同報系の防災行政無線の導入に至った具体的な経過と検討された内容を、時間の関係もありますので簡潔にお聞きをいたします。

次に、町民の皆さん全体へ情報伝達が行える通信体制の整備が必要な中で、断線や停電の心配がなく災害に強いデジタル防災行政無線（同報系）を整備するということではありますが、その機能はどのような内容であるのかお聞きをいたします。また、本運用の開始が平成30年4月からとなっていますが、その整備スケジュールをお聞きいたします。

ハ、トータルメディアコミュニケーションシステムの構築

これから「つながる あんしん 坂城町」をキーワードのトータルメディアコミュニケーションシステムを構築していくことになりましたが、そのトータルメディアコミュニケーションシステムの全体像をお聞きいたします。

次に、システム機器の土台は防災行政無線ですが、そこに例えば聴覚障がい者には文字放送の設備など、必要な設備機器をこれからいろいろ加え増設していくことになるのでしょうか。それとも防災行政無線でハード面は全て賄えるということになるのでしょうか。このシステムの機器構築のハード面はどのようになるのかお聞きをいたします。また、民間インフラの活用も考えているのでしょうか。お考えがあればお聞きをいたします。

システムについては、第1段階の防災行政無線が整備されると、セカンドステージ、サードステージ、ネクストステージからさらなるチャレンジへと段階的に進められ、高齢者の新たな見守りシステムやW i F iの導入などのコンテンツが段階ごとに付加されながら充実していくことを見込んでいるようではありますが、そうしたソフト面からの推進、進め方についてお聞きをします。

最後に、「つながる あんしん 坂城町」の目指す目標をお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま1としまして、「つながる あんしん 坂城町」についてご質問いただきました。私からはロの防災行政無線について、それから、ハのトータルメディアコミュニ

ケーションシステムの構築について順次お答えいたします。

今日の高度情報社会におきまして、さまざまなコミュニケーションツールを通じて情報を取得するという事は、日常生活の中でなくてはならないものとなっております。このような情勢の中で、本年度、同報系デジタル防災行政無線の実施設計を進めておりますが、まずその導入の経過と検討内容についてお答え申し上げます。

ただいまお話ありましたけれども、現行の有線放送電話のシステムは導入から20年以上経過する中で、老朽化が著しく、維持管理していくことが課題となっており、また加入率が年々減少し50%を割るという状況で、防災上の観点からも早急に全町民へ情報伝達が行える仕組みを構築し整備を図ることが必要となっております。

こうした背景のもと、ICTの利活用も視野に入れ、さまざまな分野において情報を伝達・共有する町全体の情報発信システムをトータルメディアコミュニケーションシステムとして検討してまいりました。検討に当たりましては、まず災害にも強く、行政情報や防災情報などを全町民の皆さんに効率的に伝達する仕組みの構築について、重点的に行ったところでございます。

情報伝達の手段としては、現有線放送電話の改修となりますと、光回線網への変換など多額の費用を要するため、当初は既に光回線網の整備を進めているケーブルテレビの有線での通信網を利用する方法での検討を行ってまいりました。また、検討を進める段階で、災害時でも断線などの心配がない無線方式での整備についても検討を行うとしたところであります。

有線方式、無線方式を比較しますと、一つとして万一の災害や停電時は無線方式のほうが強いこと。2、有線方式にした場合は、民間施設をお借りしますので、毎年回線利用のランニングコストが相当かかること。3として、未整備地区が町内に数カ所あり、その地区には町が施設整備をしなければならないこと。4として、無線に比べ有線方式では地方交付税算入のある地方債に該当する部分が限定的であり、町の財政負担が大きくなるといったことが課題となったところから、トータルメディアコミュニケーションシステム「つながる あんしん 坂城町」の第1段階としては、当初検討した民間有線方式利用の整備方法を転換して、同報系の防災行政無線での整備を行うことといたしました。

次に、同報系デジタル防災行政無線のハード面、機能などについてお答えいたします。

役場庁舎に無線の送受信装置を含む親局設備を設置し、全戸に無償貸与する計画の戸別受信機で電波を受信することにより、町からの行政・防災に関する情報をお聞きいただけるシステムであります。なお、戸別受信機は音声放送となりますので、聴覚障がいの方には文字表示機能があるものを配布する予定であります。また、新たに整備予定の屋外スピーカーにつきましては設置数や設置箇所等の見直しを実施し、これまでと同様に緊急放送などの情報を発信する予定であります。なお、千曲坂城消防本部には遠隔制御装置を設置し、火災などの災害情報や

防災情報を容易に発信することが可能となる計画であります。

今回整備する本システムの機能の特徴は災害に強いことであります。無線方式ですので断線の心配もなく、役場庁舎の親局及び屋外スピーカーには停電時でも機能するようにバッテリーについては長時間対応、72時間のものを整備する計画としています。また、戸別受信機につきましては、ふだんはACアダプターにより各家庭の電源を利用しますが、乾電池を使用することにより非常時でも確実に機能するシステム設計となっております。また、緊急放送につきましては、電源が切れている状態であっても自動起動し、最大音量で放送できるものを導入する予定であります。

さらにJ-ALERT、町のホームページ、緊急速報メール、さかきまちすぐメール及びSNS等に連携させることで同時にお知らせを行い、複数の手段により、より迅速かつ確実に情報を伝達する仕組みを考えております。また、なおこれまで有線放送電話でもご利用いただいております地区別放送の機能につきましても整備を行いますことから、各自治区より通常の行事等のお知らせでの活用も期待しているところであります。

次に、整備スケジュールについてお答えいたします。有線放送電話の設備の状態も考慮いたしまして、一日でも早く本システムの整備を行うため、29年度当初の4月から5月にかけて請負業者を決定し契約の締結手続きを行いまして、受注生産品である戸別受信機の機器製作の発注、役場庁舎に設置予定の親局設備や各屋外スピーカーの工事のほか、J-ALERTや緊急速報メール、千曲坂城消防本部などとの各種連携工事を行い、当初予定しておりました日程から約1カ月早め、来年1月中をめどに完了させる予定であります。1月から年度末にかけては、試験運用と並行して戸別受信機の配布を行いまして、平成30年4月1日の開局を目指しております。なお、戸別受信機の配布につきましては全戸と事業所で約6,300台となり、数が多いことから4月の開局後も引き続き配布を行いまして、平成30年6月ごろを目安に配布を完了させる予定であります。

また、戸別受信機配布前には住民説明会を開催する中で、操作方法を初め配布方法や配布順などのほか、電波が比較的弱く外部アンテナの設置が想定される地域には重点的に説明を行う予定であります。なお、有線放送電話につきましては老朽化が進んでいますが、維持管理に努め、戸別受信機配布完了までは宅内放送の運用を続けまして、平成30年度中の撤去を予定しているところであります。

続きまして、ハのトータルメディアコミュニケーションシステムの構築についてお答えいたします。「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトの一つに位置づける「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、防災、子育て、教育、福祉、産業など多岐にわたる新しいネットワークの構築を図ることを目指しております。今回導入する同報系の防災行政無線を基本といたしまして、現在ある複数の情報発信ツールやメディアを連携させるこ

とが最初のステージと考えるところであります。

しかしながら、防災行政無線で全ての情報通信サービスを網羅することは困難なことから、次のステージといたしましては、移動系の防災行政無線の整備や、災害時に通信会社などの電気通信サービスが不通状態に陥った場合でも無料で確実に情報を取得することが可能なWi-Fiスポットの整備について、避難所を対象に設置する検討を行っております。

また、IoT技術を活用する中で、ひとり暮らし等の高齢者を見守るシステムといたしまして、新たに県企業局、民間事業所と共同で水道メーターを活用した見守りシステムの実証実験を本年9月ごろをめどに開始する予定であります。このシステムにつきましては、高齢者宅の水道メーターが水の使用状況を把握し、受信センターを通じてご家族など見守りを行う方にメールが送られる仕組みとなりますことから、異変があった場合など、訪問や電話などで安否確認が行えることを想定しております。さらに、民間事業者と家庭内に取りつける人感センサーによる見守りシステムにつきましても、調査研究を進めているところであります。

こうしたさまざまなネットワークの構築においては、民間の技術やインフラの活用も必要と考えております。現代社会の暮らしの中で、ICT、情報通信技術はあらゆる場面で必要不可欠なものとなっており、生活や経済活動に深く浸透しているものと考えております。誰もが、いつでも、どこでも、必要な情報を取得・発信・共有し、コミュニケーションを行うために一つのインフラや一つのシステムといった枠にとらわれず、さまざまな仕組みを活用することが必要であり、これらを総称してトータルメディアコミュニケーションと考えるところであります。

「つながる あんしん 坂城町」の目指す目標ということですが、ICT、さらにはIoTを利活用し、防災、子育て、教育、福祉、産業など多岐にわたる新しいネットワークとなるトータルメディアコミュニケーションシステムを構築して、情報社会の中で当町に住む人々がつながりを持ち、安心して生活ができる、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町の形成を目指し、事業推進を図ってまいりたいと思っております。

企画政策課長（柳澤君） 「つながる あんしん 坂城町」に向けて、イ、有線放送電話についてお答えいたします。

有線放送電話につきましては、12月の障害発生以降、町横尾局交換機の故障により、現在まで南条地区及び文化センター周辺の一部を除く中之条地区のほぼ全域において通話ができない状況となっております。これまで保守業務を委託している通信業者による原因究明と復旧作業に努めてまいりましたが、交換機心臓部の障害ということもございまして、施設の老朽化とともに対応する部品が製造終了等により調達ができない状況の中、復旧に至ることがかないませんでした。

また、代替システムにつきましても検討いたしましたが、通話機能を復活させるためには町

横尾局のみの交換機だけではなく、町内全局の交換機を更新しなければならない状況であり、高額な費用が必要となることから、復旧は困難であるとの結論に至ったところでございます。

メンテナンスにつきましては、保守業者と委託契約を締結し、年2回の定期点検を行う中で故障による修繕等を行ってまいりました。施設の老朽化が著しいとはいえ、交換機そのものがこのような事態に至ることまでは想定することはできなかつたところでございます。

こうした状況の中、町内全域における町民相互の通話の媒介ができないことから、この3月31日をもちまして、町全域において通話機能の運用を終了することとさせていただいたところでございます。

なお、放送機能につきましてはこれまでどおり運用いたしますので、屋外スピーカー及び宅内のスピーカーによりお聞きいただくことが可能でございます。また、有線放送電話の回線を使用してのインターネットにつきましても利用可能でございます。

次に、加入者の皆さんへの説明ですが、現状と今後の方針について早急にお知らせをする必要がありましたので、まず「広報さかき」2月号でお知らせをさせていただきました。続いて通話ができないおわびと、本年3月末で通話機能を終了すること、そして12月分からの使用料の還付あるいは第4期納期分で調整させていただくことをお知らせいたしまして、準備ができた方から還付等の対応を行っているところでございます。

また、各自治区などで活用されております地区別のページング放送機能につきましても、町内全域において、公民館や区長さん宅など地区放送所として登録している電話機からの放送ができない状況でございます。公民館や区の行事などで地区別放送が必要な場合につきましては、個別にご相談をいただく中で、有線本部で対応させていただくことを2月の区長会においてお願いしたところでございます。

なお、あんしん電話につきましては、現在、有線放送電話回線を使用しているご家庭について、NTT回線へのつけかえ作業を行っておりまして、29年度におきましては全てのあんしん電話についてNTT回線を利用したシステムでの運用を行う予定としております。

次に、既存の有線放送電話設備の処理や処分等の計画についてお答え申し上げます。平成29年度から工事を計画しております同報系の防災行政無線整備では、放送室の親局や屋外スピーカーのほか、加入者の皆さんの宅内設備など既存有線放送電話システムとの切りかえ作業が必要となり、そのタイミングを効率的に行うため、既存設備の撤去につきましては一連の工事として発注をする予定でございます。

宅内スピーカーや宅内配線、保安器などにつきましては、同報系防災行政無線の試験運用開始とともに配布予定の戸別受信機の配布が完了次第、回収、撤去をしていく予定でございます。

また、電話機につきましては、もともと加入者の皆さんにご用意いただいた個人の所有物でありますことから、加入者の皆さんに処分していただくか、NTTなど他の固定電話機と

して利活用されるなど選択していただくようお願いする予定でございますが、個々にお話を聞く中で、ご要望がございましたら町で処分するよう対応してまいりたいと考えております。

役場にある本局の設備や町横尾、村上、それぞれの局舎など建屋を含めた設備のほか、電柱、支柱、支線及び有線ケーブルにつきましては、防犯灯などが共架されている電柱等を除き、同報系防災行政無線設備の工事完了後、引き続き撤去作業に入りまして、平成30年度内の完了を予定しているところでございます。

2番（塩野入君） 私は昨年11月の9日に役場の講堂でお聞きをいたしましたけれども、防災行政無線の設備及び有線放送電話廃止についての地区説明会が行われました。説明会には何人ぐらい見えたのでしょうか。そして、そこではどんな質問、疑問が出されたのでしょうか、お聞きをします。

27年度の有線放送電話特別会計決算書の財産に関する調書には、各種放送設備を初め、宅内スピーカー3,949台、電柱2,445本、電線29万5,390mなど、多くの動産、それに建物が公有財産として掲げられてあります。これらの回収、撤去などの後始末にはどれほどのお金が必要でしょうか。

次に、平成29年度予算書には防災行政無線の構築に5億7,200万円が盛り込まれています。財源内訳は、有線放送電話特別会計から1億8,200万円、緊急防災・減災事業債3億9千万円で賄うようであります。今、設備基金はどのくらいあるのでしょうか。緊急防災・減災事業債は、先ほど町長の答弁にもありましたが、交付税算入も含め、どのような内容かお聞きをいたします。

また、このシステムには地区遠隔制御、地区別放送機能が設けられるということのようですが、その仕組みをお聞きいたします。

企画政策課長（柳澤君） 再質問に順次お答え申し上げます。初めに説明会の部分でございます。昨年11月に有線放送電話の廃止と、それから防災行政無線の整備についての住民説明会を町内4会場で計5回開催したところであります。住民の皆さんには、住民説明会の前月、「広報さかき」10月号の見開きの2ページを使用しまして詳細なご説明を掲載させていただいたことから、出席者につきましては5日間のトータルで約50名の参加となりました。

説明会の参加者の皆さんからのご意見やご要望というところでございますが、戸別受信機に録音・再生機能をつけてほしい、あるいは戸別受信機の乾電池を充電式にしてほしい、あるいは屋外スピーカーの直下がうるさくならないようにしてほしい、また死亡や転入、転出の際の戸別受信機の返却ですとか受け取りの方法についてなどの意見が出されたところであります。

最も多くご質問いただいたのは、有線放送電話回線を使用したインターネット接続サービスのご契約をいただいている方からで、解約の方法について、また新たに契約する場合のプロバイダーなどについてのご相談をいただいたところであります。

次に、有線放送電話施設の設備の回収、撤去の費用ということですが、防災行政無線の設備の本局あるいは屋外スピーカーなどの設置と、それから既存の有線放送電話設備の撤去が同じ場所で行われる関連性があること、また工事を別発注しますと工事費が割高になる要素がございますので、無線の工事整備から既存施設の撤去までを一連の工事として計画しております。現在の見積もり段階で、既存設備の撤去に要する費用につきましては約1億円程度になるのではないかと見込んでいるところであります。

続いて、整備に係る財源ということでございます。有線放送電話設備基金につきましては、平成27年度末で約3億500万円の残高となっております。緊急防災・減災事業債につきましては、東日本大震災の復興を目的として創設されましたが、事業年度は4年間延長されました平成32年度までとなっております。

今回整備いたします同報系のデジタル防災行政無線につきましては、対象事業の項目の一つであります災害に迅速に対応するための情報網の構築の中に、防災行政無線のデジタル化などがございまして、そこに該当するものであります。

財政措置につきましては地方債の充当率が100%であり、交付税措置については元利償還金の70%を基準財政需要額に算入する内容となっております。

それから地区遠隔制御装置でございますけれども、現在、有線放送電話でもご利用いただいております、区長さんが区民の皆さんに対してお知らせなどを放送している地区別放送に該当するもので、今回整備をいたします本システムにも同等の機能を取り入れる計画でございます。

現行の有線放送電話では有線の電話機を使用しておりますけれども、今回につきましては区長さん宅にある固定電話あるいは所有される携帯電話などから専用ダイヤルに電話をかけて放送内容を本局に予約録音し、それを戸別受信機に流す仕組みを予定しております。あらかじめそれぞれの区長さんに暗証番号を割り振りまして、録音の際にその番号を設定することで、それぞれの地区に放送を行う運用計画としております。

2番（塩野入君） 東北地方を中心に甚大な被害をこうむった3.11東日本大震災の復旧は今も続いています。つい先日、2月の28日には宮城県と福島県で震度5弱の地震がありました。気象庁は東日本大震災の余震との見解を明らかにしました。地震だけではありません。異常気象による集中豪雨、干ばつ、豪雪などの天災が及ぼす災害は日本列島各地で発生しています。地球温暖化の影響によるこうした災害は突然に発生し、頻繁に起きる可能性があります。いつ、どこで、どのように起こるか予想が難しい災害に対する準備は怠りなく進めていく必要があります。その一つの手段としてトータルメディアコミュニケーションシステムの構築は重要であります。「つながる あんしん 坂城町」に向けて早期にシステムが構築され、そして充実していくことを望み、次の質問に移ります。

2. 拡大する共済組織について

市町村が運営する国民健康保険が都道府県単位で広域化を目指したり、ちくま農協を初め5農協が合併してながの農業協同組合が発足するなど、公共、公益的な組織・団体が統合、合併などして拡大する傾向が見られます。

そうした中で、行政と極めて強いつながりを持つ二つの共済組合が拡大したり、これから拡大しようとしています。その一つは平成27年4月1日に統合した東北信市町村交通災害共済事務組合であり、もう一つは29年4月、来月4月に合併し、1県1組合を目指す長野県農業共済組合です。

こうした統合、合併はスケールメリットなどの利点がある反面、きめ細かな地域サービス活動が薄れてしまうなどの難点が指摘されています。そこで、拡大する共済組合についての状況や町の考えをお聞きいたします。

イ. 交通災害共済について

住民環境課では、この2月から町内全世帯を対象に平成29年度交通災害共済への加入申し込みが行われてきました。交通災害共済の事務は、27年度に東信地区交通災害共済組合と北信地域町村交通災害共済事務組合が統合した新組合、東北信市町村交通災害共済事務組合が共同処理をしています。

組合の組織は、東御市と坂城町を含む東北信21町村の合計22市町村で構成され、事務所は長野市の自治会館内に置かれています。組合には管理者、副管理者各1名が置かれ、正副管理者以外の20市町村長が組合議会の議員となり運営がされていますが、現在は管理者が欠員で副管理者の東御市長が職務代理者であり、山村町長の役職は組合議会議員であります。組合に必要な職員も置かれています。

統合に至るまでの経過は、長期的に安定した組合運営を確保するため組合規模の拡大を目指した協議を重ね、地域住民へのより一層のサービスの提供と安定経営を目指して統合することに合意したというものであります。

そこで、拡大した新組合が発足して、これから3年目に向かおうとしている中で、長期的に安定した組合運営を確保するという面からは、どのような成果が得られていると考えられるのでしょうか、お聞きをいたします。一方で、地域住民へのより一層のサービスの提供という面での町の評価はどのように見ているのでしょうか、お聞きします。

共済制度は年間掛金400円、中学生までは200円で、最高160万円の見舞金が支払われます。集めた掛金の、町から組合への流れ及び見舞金が支払われる仕組みはどのようになっているのでしょうか、お聞きをします。また、町の加入状況の推移はどんな状況でしょうか。

軽井沢町で悲惨なバス事故がありました。大規模事故等で突発的に多額の支出が生じ、資金不足になった場合はどう対応するのでしょうか。新組合へ移行しての運営状況や経営状況はどんなのでしょうか、順調に進んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

ロ．農業共済について

農業共済制度は、災害を受けた農家の損害を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するということが農業災害補償法で定められて、農家一戸一戸が共済掛金という形で出資し合い、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るという、農家の相互扶助を基本とした制度であります。特に農業は自然条件に依存することが大きく、農業災害は予期しないときに、場合によっては広範囲に発生するという特性があることなどから、掛金の約半分を国庫が負担するなど、国も一緒になって運営しています。そして、農業共済組合と共済事業を行う市町村は、その管轄する管内農家の制度の運用に関連する全ての事務処理、また被害があった際の迅速な対応を行っています。

現在、長野県では東信、南信、中信、それに北信の四つの農業共済組合があり、坂城町は東信農業共済組合に組み込まれ、山村町長は副組合長であります。今、農業従事者の高齢化や農家数の減少に加え、農林水産省からの1県1組合化の取り組みの推進の指導もあり、28年10月に県内4農業共済組合と長野県農業共済連合会とで合併予備契約調印がされ、その後、合併についての全組合の承認がされ、来月4月1日に新組合、長野県農業共済組合が発足する運びとなりました。こうした内容や経過を踏まえ、これから幾つかの質問をいたします。

最初に、被害補償・補填の具体的な流れ、手続から支払いがされるまでの手順と、町はその流れのどこを分担するのかをお聞きいたします。

次に、農業共済の運営面から見た県域合併後の町の役割というか、受け持つ範囲をお聞きいたします。

また、掛金の約半分を国庫が負担するなどの制度がありますが、補助金、負担金といった金銭面からの行政側、市町村が担う仕組みがあるのかどうかについてもお聞きいたします。

合併については、来月4月1日に新組合、長野県農業共済組合が発足する運びになりましたが、合併に町はどのようにかかわってきたのか、その経過と合併に対する町のお考えをお聞きいたします。

住民環境課長（金子君） イ．交通災害共済についてお答えいたします。

まず長期的に安定した組合運営を確保するとの面から、どのような成果が得られていると考えるかというご質問でございますが、統合に伴う協議につきましては、東信地区、北信地域の両組合において約2年半にわたる検討がなされた結果、合意形成がされ、平成27年4月に新共済組合が発足し、現在に至っているところでございます。

組合規模が大きくなると資金等が潤沢になり、スケールメリットを生かした組織運営が図られるものと考えます。また統合によるメリットとして、共済見舞金の引き上げや共済掛金の減額が図られたところでございます。また、統合前の両組合の加入者総数に比べ、統合後の平成27年度は共済組合全体で約3千人の加入者が増えている状況であることから、一定の成果が

得られているものと考えております。

次に、地域住民へのより一層のサービス提供という面での町の評価でございますが、統合前の東信地区交通災害共済と比較しますと、15歳以上の方の掛金が年額500円から400円に減額され、また見舞金の支給につきましても、死亡の場合は120万円から160万円に引き上げられるなど、交通災害共済加入者へのサービスの向上が図られたものと評価しているところでございます。

次に、集めた加入掛金の、町から組合への流れ及び見舞金の支払いの仕組みでございますが、各区の組合長さんに取りまとめていただいた加入掛金や直接役場窓口で申し込みいただいた掛金は町の口座に一旦入金した後、東北信市町村交通災害共済事務組合の指定口座へ振り込むという流れでございます。

また見舞金の支払いにつきましては、東北信市町村交通災害共済条例において、共済見舞金の請求は交通事故による災害を受けた日から2年以内に加入申し込みをした市町村を經由して行わなければならないとされております。見舞金支給までの流れでございますが、交通事故等に遭われて入院や通院をされた方は、けがが完治し入通院終了後に、町へ見舞金請求書、交通事故証明書、医者の診断書等の必要書類を提出していただきます。町は提出された書類一式を確認し、共済事務組合へ書類を進達いたします。共済事務組合ではその書類を審査した後、共済見舞金の額を決定し、請求者に対し東北信市町村交通災害共済見舞金決定通知書を送付いたします。なお、見舞金につきましては請求者が指定した金融機関口座へ共済事務組合から直接入金されるという仕組みとなっております。

次に、加入状況の推移でございますが、統合が行われた平成27年度、当町の共済加入者数は7,919人で、前年度比259人の増となりました。平成28年度の加入者数は7,616人と若干減少いたしました。町人口に対する加入率は50%以上を維持している状況でございます。

次に、大規模事故等により突発的に多額の支出が生じた際に資金不足になった場合の対応でございますが、各市町村を通じ納入された共済加入掛金は、交通事故に遭われた方の見舞金として支給されるもののほか、構成市町村に加入掛金総額の10%が共済事務費推進費交付金として交付され、また共済組合の運営費、事務費等に充てられており、これらの支出を共済掛金から差し引いたものが定期預金に積み立てられているところでございます。現在の積立額は約4億円で、大規模事故等で多額の見舞金が必要になった場合でも現在の積立金で対応が可能とのことでございます。しかしながら、万が一、積立金でも対応できない事態が発生した場合には、共済組合議会において対応を検討することとなるということでございます。

次に、新組合に移行しての運営状況や経営状況でございますが、平成28年10月17日の組合議会において認定されました、平成27年度東北信市町村交通災害共済事務組合事業会計

決算に伴う監査委員からの事業会計決算審査意見書には、事業も健全に合理的かつ能率的に運営され、組合本来の目的である公共の福祉の増進に寄与するという基本原則に従ってなされたことを認めたとされており、運営・経営状況は順調であるものと考えております。

産業振興課長（山崎君） 農業共済による農業共済制度は、農業災害補償法のもと、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るという農家の相互扶助を基本とした共済保険の制度であり、国の農業災害対策としての公的保険制度となっています。また、他産業と異なり自然条件に依存する割合が高いこと、予期せず、場合によっては極めて広範囲に農業災害に見舞われる可能性があることから、国も一緒に運営しています。この農業共済制度を将来にわたって安定的に事業運営を図る必要があることから、国の指導に基づき1県1組合化が進められており、現在、県下に四つある農業共済組織が一元化され、4月1日から長野県農業共済組合が発足いたします。

ご質問いただきました被害補償・補填の具体的な流れ、支払いまでの手順、町の分担ですが、農業共済組合では農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、建物など農作物の品目、対象によって共済区分があり、掛金や補償内容など異なりますので、ここでは果樹共済を例にご説明申し上げます。

まず、果樹共済の対象となる栽培品目は、リンゴ、ブドウ、梨、桃、スモモが該当する中で、その収穫時期によって5a以上栽培されている生産者を加入対象としております。基本的に栽培する全ての園地を加入していただき、その年の発芽期から収穫期までが補償期間とされ、補償期間中に発生した風水害、ひょう害、凍霜害などの気象災害のほか、火災、病虫害、鳥獣害等が補償の対象になります。

収穫期までに農家から被害申告のあった樹種、収穫期ごとの区分、園地ごとに果実の見込み収穫量を農業共済組合の損害評価委員が調査し、減収量を計算します。その結果が損害評価会で審議、答申され、国の承認を経て共済金が支払われます。共済金の支払い対象となる損害程度は、標準収穫量をもとに3割または2割を超える損害からそれぞれ対象となり、減収の割合に応じて支払われることとなります。

これまでの町の分担ですが、共済事業の窓口機能として組合員からの書類受領、組合の役員、総代、損害評価委員等の推薦、総代選挙に伴う投票所の設置協力、災害時の被害調査や災害対策の協力などさまざまな面に対応してまいりましたが、基本的には共済組合の活動を側面から支援しているものでございます。

次に、今回の合併後の町の役割につきましては、新たに町へ付加される役割、業務は求められておりません。これまでと同様な連携、協力をしてまいることとなります。また、財政面での町が担う仕組みについては、現在、果樹共済の加入掛金に対して掛金の4分の1に相当する額を町で補助しているほか、地域における家畜の適正な診療体制を担う目的で、家畜診療所の

運営分担金を町内の飼育頭数に応じて負担しております。

続いて、合併に関する町のかかわり方、経過、町としての考えにつきましては、町からは理事として町長のほか損害評価委員、総代が選出されている中で、共済組合の規定に基づいて協議と決定がなされ、今回の合併が承認されております。合併により運営コストの削減、業務の合理化、効率化が図られることはもちろん、運営基盤が強固になることで農業共済制度の体質強化につながり、健全運営と迅速な災害対応が可能になるものと考えております。災害に強い地域農業の実現に寄与していただけるものと期待しております。

2番（塩野入君） まず交通災害共済についてお聞きをいたします。交通事故に遭ったら交通事故証明書や医師の診断書を添えて、今答弁がありましたように交通事故から2年以内に住民環境課生活安全係へ請求すると、こういうことになっているわけでありませう。その請求内容が飲酒だとか無免許運転、あるいは電動カートの明らかに対象外の事故というのは見舞金の支払いができなくなったり、あるいは天災や重大な過失や交通違反などは見舞金の支払いが制限されるというようなことがあるわけですが、そうした支払いのできない事象や支払い制限の判断というのは、どのようになされているのか、専門者が配置されているのかどうか、その辺をお聞きいたしたいと思ひます。

それから、東北信市町村交通災害共済事務組合が発足して2年が過ぎようとしている中で、東北信に拡大しての問題、課題は出てきているのかどうか、それもお聞きをいたしたいと思ひます。

そして、これから全県一本化というような流れが今見られているのかどうか、その辺もお答えをいただければと思ひます。

続いて農業共済についてお聞きをいたします。まず合併に当たり、町が加入している東信農業共済組合の経営状況はどんなでしょうか。お聞きをいたしたいと思ひます。そして、この1県1組合化のメリットは何でしょうか。さらに新しい県域組合の組合員数や共済金額などの規模は4月1日からどのくらいになるのでしょうか。そして、新組合の目指す方向性というのは何なんでしょうか。以上、お聞きをいたします。

住民環境課長（金子君） 再質問にお答えいたします。支払いのできない事象や支払い制限の判断はどのようにしているのか、専門者が配置されているのかというご質問でございますが、見舞金の支給につきましては東北信市町村交通災害共済条例に基づき行われております。条例により自殺や飲酒、無免許運転、著しい速度違反等があった場合には支給制限がかかり見舞金が支給されません。共済組合では特別に専門者の配置はしておりませんが、条例等を熟知する職員や事務局長、また管理者、副管理者において厳格に判断がなされているということでございます。

次に、東北信に拡大しての問題、課題でございますが、統合後から現在に至るまで特に問題

は発生してございませんが、構成市町村全体を通して人口が減少傾向にある中、加入率の増を図っていくということが課題となっております。

次に、全県一本化への動きでございますが、過去には全県一本化の動きがあり検討がされたということでございますが、一部の組合からの反対により消滅した経過があり、実現がされなのまま現在に至っており、全県一本化の動きは現在のところないという状況でございます。

産業振興課長（山崎君） 再質問にお答えいたします。現在の東信農業共済の経営状況につきましては、公表されております平成27年度収支決算によると、共済金額は総額3,964億3,905万円で納入掛金4億8,665万円に対し、支払った共済金等は3億8,774万円であることなどから健全経営が確保されているものと考えております。

次に、1県1組合化のメリットにつきましては、まず加入者数の増加により危険分散と事業運営基盤の安定、運営コストの削減、業務の合理化・効率化が図られることが考えられます。また、大規模な災害時などの際に柔軟な対応が可能となり、迅速な損害評価と共済金の早期支払いができること、保有資金の増大により事業収支が安定し、今まで以上に安定的な共済金の支払いが可能になることなどが挙げられます。その他、県内全域で均質なサービス、補償の提供が可能になるものと考えております。

合併後の農業共済組合の組合員数と共済金額の規模は、組合員数12万人、総共済金額1兆6,107億円規模になるものと見込まれております。

次に、新共済組合の目指す方向性でございますが、1県1組合化のメリットを最大限生かし、セーフティーネット機能としての安定的な事業運営を図る体制の構築、組合員との接点強化とサービスの維持・向上・効率化・合理化を進めた業務運営、コンプライアンス体制の強化、損害評価・損害認定等の業務の効率化などであるとお聞きしております。

2番（塩野入君） 平成の大合併で長野県もかつて120を超えていた市町村が今は77を数えるになっております。市町村合併のほか、地方事務所、保健所など県の出先機関の統合、郵便局の統廃合、民営化といった、官民を問わずさまざまな組織・機関が統合・合併などを経て拡大してきています。今後、これからもこうした拡大の動きは広がっていくような気がいたします。

特に、行政の組織や機関では、例えば市町村合併には合併特例債やらが後押ししたり、このたびの農業共済組合の合併には農林水産省の1県1組合化の指導がされるなど、国の関与が見え隠れしています。統合や合併がよいの悪いのということではなく、私たちは身近な地域、生活という面から、そこを見ていくことが必要ではないかと考えながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、11番 中嶋登君の質問を許します。

11番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、さきの3月4日、大先輩である鈴木政男元議長がご逝去されました。心より哀悼の意を表します。

さて、せんだって役場庁舎内の各課に挨拶標語が掲げられました。なかなかうまい文でありました。「あいさつは 心をひらく あいことば あいさつは 心をひらく あいことば」、私もちょっと負けそうですな。そして、チャレンジSAKAKIにおいては、あいさつ運動の推進ということでもあり、県のホームページを見ると信州あいさつ運動の中で、トップページに阿部知事のメッセージが出ております。こんなことが書いてありました。「長野県は『しあわせ信州』を掲げ、全ての県民の確かな暮らしの実現を目指しています。しあわせのイメージは様々ですが、誰しも自分の存在が認められ、居場所や出番が実感できることがしあわせの原点です。あいさつはお互いの存在を認め合う第一歩です。子供も大人も、お互いに良いあいさつを大切にしたいですね。」とのメッセージであり、知事みずから推奨されておるようでございます。

そして、信州あいさつ運動とは、大人が子供に挨拶をすることで子供を元気づけ、地域ぐるみで子供の育ちを応援する運動であるようです。また、この取り組みの考え方、これはどのようなことかと申しますと、大人が挨拶をしなくなり、子供への声かけ事件等の影響もあり、子供も挨拶をしなくなっている。（1）といたしまして、無理せずに、できる地域で、できる人で、できるやり方で運動を展開するということであります。（2）といたしましては、まずは家庭から、まずは大人から子供へ挨拶をする。初めは子供が挨拶を返してくれないかもしれませんが、挨拶をし続けることで、きっと子供も挨拶をしてくれるようになるでしょう。このようなことが我が長野県のホームページに書かれておりました。

坂城町のあいさつ運動は、皆様ご存じのように同僚議員である柳沢君が頑張っておられますが、私も有線放送よりスケジュールが流れるたびに気にはなっておりました。そこで私も柳沢君に実情を聞きたいと話をすると、見に来てほしいと、そう言われたので、それじゃあということで実際、現場に行ってみりました。朝の7時40分から8時まで20分間でありました。3小学校ともに20人前後の方が校門前に集まっておられました。みんな知っている人たちで私もびっくりしました。もっとも代表の三井さんはもと町の公民館長でありました。そしてまた、民生委員の会長さんであるとか、社協の会長さん、ライオンズクラブの皆様方、それから婦人会、老人クラブの方、安協の方、青少年を育む町民会議の方であるとか、各種団体、町の多くの団体の皆様、これをやっていたら時間がえらいたっちゃうもんで、こんな程度にしてお

きますが、それで企業の関係でありましたが、企業は（株）都筑製作所、（株）栗林製作所、（株）竹内製作所、KYB-Y S（株）、北信ヤクルト販売（株）など、これまた多くの皆様にご参集をしておるとのことでありました。大変大勢の皆様がおられました。

そして、せっかく行きましたので私もたすきをお借りいたしまして、参加をさせていただきました。6年生から1年生まで、五、六人のグループで登校してきて、「おはようございます」と言うと、大人よりも大きな声で「おはようございます」が返ってくるとともに、何と6年生から1年生全員の小学生が応えてくれました。私は思わず「行ってらっしゃい」もつけ加えました。

そして、また後日、坂城中学校におきましては、平成17年度、生徒会が決めた新アタリマエ憲章第1項の明るい挨拶を伝統として実践しておりましたので、校門前に生徒会の生徒と一緒に大勢でにぎやかに「おはようございます」と言うとともに、若い子供や生徒たちからの「おはようございます」で、20分間という短い時間ではありましたが、こちらのほうが元気をもらってまいりました。すがすがしい朝の報告をさせていただきました。

さて、質問に入ります。

①工業団地について

（イ）用地取得の場所は

町長招集挨拶でも触れておられましたが、私が昨年9月議会で前田工業団地をミヤリサン製菓（株）さんに購入していただき、町の工業用地は坂城インター工業団地2区画、3千平米と少なくなってしまう、町の基幹産業であり、我が工業の町としては、1haや2haぐらいはいつも確保しておくべきだということを私はここでご提言を申し上げました。そしたら早速、来期工業団地造成設計委託として200万円ほど盛っていただいたことに、これはありがたく、また敬意を表するものであります。これはテクノ工業団地周辺と思われるのですが、用地取得の場所をお尋ねしたいと思います。

そして、9月議会では私の一、二haぐらいはの質問に対して、町長のご答弁は二、三倍の団地を考えたいと言っておられましたが、もしその辺、明確ではないでしょうが、ざっくりでよろしゅうございますので平米数もお尋ねをしておきたいと思います。

（ロ）今後の予定と完成は

町の大手数社より、町は大手20社ございますが、その数社より会社の敷地が手狭になってきたので大きな用地を確保したい話などは、時々聞いております。私も相談を受けている部分もございます。早急に対応してほしいが、いつまでに完成するのか。その辺をお尋ねいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） ただいま1として工業団地について、それから、イ．用地取得の場所は、ロ．今後の予定と完成はということでご質問いただきました。順次お答えしたいと思います。

坂城町では「第5次長期総合計画」及び「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しまして、安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大することを基本目標の一つとして掲げ、まちづくりを進めております。申し上げるまでもございませんけれども、当町では製造業が雇用の大きな受け皿となっており、働く場所があるということが当町の特徴であります。また大きな強みでもあります。引き続き工業集積の維持・発展に取り組み、安定した雇用を確保していく必要がございます。

町内には自動車等の輸送用機械、産業用機械、電子部品、食料品など、機械・金属加工を中心に多種多様な技術を持つ多くの製造業企業が集積しておりますが、町内企業が新たな事業展開を図るため、工場や事業所を拡張することや、町外から新たな企業を呼び込むことは、産業振興はもちろん、地域の雇用拡大による地域経済の活性化、人口の増加にもつながります。

そういった意味で、ご質問にございましたが、工業を中心とするものづくりの町として発展してまいりました当町にとって、一定規模の工業用地を確保しておくことは、工業の発展、ひいては町の発展のために不可欠なことであると考えております。

町では、現在のテクノさかき工業団地につきましては、分譲区画面積約16万2千平米を造成し、現在20社の企業が立地する中で、分譲可能な区画はないという状況であります。平成17年には坂城インターチェンジそばに坂城インター工業団地、分譲区画面積約1万4,300平米、4区画を造成し、現在2区画、約3千平米を残すのみとなっております。

このほか工業立地を誘導すべきエリアとして、中之条地域には豊饒堂工場適地が、また上五明地域には東河原工場適地の2カ所の工場適地があります。さらに都市計画法に基づいて、工場のみで住宅・店舗は建てられない工業専用地域、工場のほか住宅・店舗も建てられる工業地域などの指定がされております。

工業団地の造成に当たりましては、工場適地等を活用し一定面積を確保し団地化する方法、現在ある工業団地を拡張して造成する方法、また、全く新しい場所を団地化するなどが考えられます。場合によっては、町の国土利用計画や農業振興地域の変更が必要になってくる場合があります。県等との調整に長期間を要するケースも出てまいります。

来年度予算、今回の予算ですね、で計上いたしました委託料200万円は、工業団地の造成に当たり、場所の選定や面積の決定など、基本的な計画を策定するための経費でございます。工業団地の場所や面積につきましては、クリアしなければならない条件等を踏まえる中で総合的に十分検討し、なるべく早期に結論を出してまいりたいと考えております。

次に、今後の予定と完成につきましては、工業団地の場所や造成面積が未定であり、現時点で申し上げるということはなかなか難しい状況でありますので、工業団地造成の一般的な手順について申し上げます。

まず、工業団地の場所の候補と予定面積を決めていく中で工業団地の基本計画を策定し、農

業振興地域の農用地が含まれる場合は、その除外のための事前協議を県に対して行います。また、地元の皆さんへの説明会、地権者への皆さんへの説明会等を開催し、工業団地造成に向けたご理解をいただけたならば詳細な設計を行い、農振除外を初めとする県・国等との本協議をスタートさせます。

その後、地権者の皆さんとの用地交渉に着手し、用地取得が完了次第、農地転用許可等の必要な手続を経た上で造成工事に着手、竣工後、分譲開始となるわけであります。なお、これらの手続を要する期間は、県・国等との協議や用地交渉などの進捗状況によって異なってまいります。現時点では数年の期間が必要になるものと考えております。

町が1月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量が3カ月前のプラス0.13%からプラス1.94%と1.81ポイント増加し、売り上げについてもほぼ同様の傾向が見られるなど、引き続き好調な生産活動を維持しておられるものと考えております。

このような景況からか、町に対しましても幾つかの企業から工業用地が欲しいとのご要望が寄せられているところでございます。工業用地を購入し、当町を拠点として生産活動を行っていただけるということは大変ありがたいこととございますし、大きな期待を申し上げるところであります。

工業団地の造成につきましては、企業の皆さんの工業用地についての意向を注視しながら、地権者や地元の皆さんのご理解を得た中で、時期を逸することなく取り組んでまいりたいと考えております。

11番（中嶋君） ただいま町長よりご答弁をいただきました。町長おっしゃるとおりだと思います。我が町にも数カ所、工業団地があるわけでありますが、そこへ足すような形で持つていくのか、町長言われたように新たにつくるのか、いろいろ大変な問題だと思います。そういう分も含めての、この200万円という予算を盛ったというような流れかと思いますが、今、町長がまていにですね、農振のことであるとか、地権者のことであるとか、国・県にお願いすることであるとか、場所であるとか、平米数であるとか、この場所や平米数はちょっとというような部分あったわけでありますが、全くそのとおりだと思います。それは町長もよくわかっていて、私もよくわかっていて質問しているわけです。

というのは早くやらなけりゃということなんです。今、町長、数年と言ったけれども、本来だったら数年、何年なんですか。2年なんかやないと。3年、5年なのかと。これは私、余りここで追及しませんが、こんな数年というあやふやな言葉では、私はちょっとその辺をもう少しとは思ったんですが、要は何を私、言いたいかということ、もうここにいる皆さん全員ご存じです。特に役場の職員はご存じですよ。坂城町から立派な日置電機（株）さんが逃げちゃったんです、言葉悪く言えば。上田へ行っちゃったんです、あんな立派な企業が、一部上場の会社

になって。坂城町も一部上場の会社はあるからあれですけども、そうは言いましても日置電機（株）さんは戦後ですね、坂城町へ来まして、東京にあった会社で、それが坂城町の大勢の皆さんがあそこへ従業員として働きにいて、それでテストの関係ででかい会社になったんですよ。いよいよこれから坂城町で貢献していただくと私は思っていたら、あれは少し日置電機（株）さんの社長のお考えでありましたが、坂城町の職員も本当に勉強していこうと、私は議員になる前でしたから、そんな話を聞いておまして、たしかあの当時1億ばかりもらって研修しに行ってきたはずだと思うんです、そこらじゅうへ、世界中へ。我が先輩議員たちもおりましたが、あれは私は日置電機（株）さんは皆さんよく勉強して、議員も初めですが、ああいふことのないようにと私はある意味そういう部分も含まれていたように思うわけです。よく皆さん勉強して坂城町のためになるように頑張ってくださいたいと。だから、そういうことを含めて一番私の言いたいのは、とにかく町長にご報告申し上げたいのは、日置電機（株）さんの二の舞は絶対に坂城町はやってはいけないと。だから、相当加速度をつけて団地を造成することをお願いしておきたいと思います。これは町長、ご答弁いいです。

私に言わせれば、今、町長も言いました、私ももちろんこれわかっています。20社、大手と言われている会社があるわけでありますが、その中の3社ぐらいは、もっとでかいところを欲しいんだということが、私も声が聞こえているんです。そんなには町長ね、これ待てないような気がしますよ、場合によっては。下手すりゃ、そっくり出ていかれちゃったなんて、えらいことになるもんで、そこらは町長も私よりももっとたくさん情報あるでしょうから、よくよくお願いしておきます、そここのところは。

それから、もう一つ私に言わせれば、少子化になっちゃった。景気は日本中バブルのようなことはないなんていうような、今そんな時代は事実だと私は思っています。だからこそ我がこの坂城町は、工業の町である坂城町は、たくみの町である坂城町は地元企業の大きくなったときの手助けがうんと大事であります。

ただ私に言わせれば、今のどんどん造成をしていかなきゃいけないというのは、もう一つプラスで言っておけば、誘致もしていただきたいと思っているんですよ、皆さん。日本中、世界中ですよ。工業誘致をして坂城へ呼んでこなきゃだめです。ひところバブルのころは400社近いような工場があったのが、今200台になっちゃった。これは私は坂城町の存亡にかかわる問題だと思っています。10年、20年、30年を考えたら。だから、もう今からですね、やはり工業用地を用意するとともに、今のICだかなんか、最近のはやりの言葉は私は余りよくわかりませんが、我が町は先ほど町長も申し上げておりましたが、車関係であるとか重いほうの関係が得意であります、小さなICだかなんか、そういうような部分の工場なんかもですね、坂城町へ誘致をすれば、そういうことも真剣に私は考えていかなければいけないものだと思うものであります。

町長、第2質問よろしゅうございますので、ひとつその辺、心してですね、取り組んでいただければありがたいです。もう1回言います。加速度をつけていただきたいということであります。ひとつよろしく願いしておきます。次の質問に入ります。

②少子化対策について

(イ) 保育料を無料に

保育料を無料にする自治体も、私の調べるところでは出てきそう、1カ所出てきます。町長が目指す子育て日本一をですね、我が坂城町を日本一ということで早く宣言をしていただきたい。しかし、その前に保育園と、坂城町にはまさに貴重であります、幼稚園もございます。ですから保育園三つ、幼稚園一つ、全部これをですね、無料にして子育て世代を応援するとともに、これがまた人口増加も期待できる施策であると思うわけでありまして。私は絶対実施すべきであると思っておりますが、ここの部分をお尋ねしたいと思います。

子育て推進室長（小宮山君） 2. 少子化対策について、(イ) 保育料を無料にについてお答えいたします。

少子高齢化が進む中で、保育料につきましては子育て世帯の経済的負担を軽減し、より安心して子育てをしていただけるよう、少子化対策また子育て支援の一環といたしまして、町独自に保育料軽減に向けた施策を展開してまいりました。

保育料につきましては、国の徴収金基準額を参考に町が保育料の徴収基準を独自に定めておりますが、所得額により区分しております階層数を、平成27年度において、それまでの9階層から16階層に細分化することで各階層の保育料の全体的な見直しを行い、全体の約7割を超える方の保育料が軽減となりました。

また、お子さんが2名または3名以上いる世帯への保育料の軽減施策といたしまして、平成25年度までは、保育園や幼稚園を同時に利用されるお子さんが2人以上いる場合の第2子につきましては半額、第3子以降のお子さんは無料としておりましたが、平成26年度からは第1子、第2子のお子さんが小学生以上になっても、第3子以降のお子さんは保育料半額といたしました。また、同時入園中の第2子のお子さんについても半額としております。さらに平成28年度からは第3子以降のお子さんの保育料につきましては無料としたところでございます。また平成28年度から、町内の私立幼稚園に通うお子さんにつきましても保育園と同様に、第3子以降のお子さんの保育料の無料化を図るため、町内私立幼稚園多子世帯補助事業を新たに設け、第3子以降のお子さんの保育料につきましても無料とできるよう補助を行っているところでございます。

ご質問にございます保育料を無料にといった施策につきましては、多額な財政負担が継続的に必要となること、また所得の高い世帯も含めて無料化にすることの是非などの課題もあります。町といたしましては保育料の軽減のほか、不妊治療費の助成を初め、南条保育園に続き村

上保育園でもゼロ歳児の受け入れの開始、町内在住の全ての5歳児を対象とした発達・子育て・就学支援をしていくすすく相談事業の実施や、年長児を対象の発達フォローアップ事業であります、すすくランド、また町子育て支援センターにおきましては、臨床心理士、家庭児童相談員による相談体制の拡充、さらに子ども福祉医療の対象を高校生まで拡大するなど、出産から子育ての切れ目のない支援を充実させ、子供を産みたい、育てたいと望む人が安心して子供を産み、子育てができる、また生まれてきた子供たちが健やかに育つことができるまちづくりを目指して取り組んでいるところでございます。

今後もこのような施策を引き続き行っていきますので、保育料の無料化につきましては現在のところ考えておりません。

11番(中嶋君) ただいま室長より今の実情をきめ細かにご答弁をいただきました。ありがとうございます。今、室長からお話があったように、坂城町は何もしていないわけではないと思っております。他の近隣市町村から比べれば坂城町は大分私は進んでいると思っております。医療費の問題も町長に頑張ってくださいまして、大分年齢を上げてきております。もう一踏ん張り私は上げていただきたいくらいに思っておりますが、そうは言ってもきちっと段階を踏んできているなということに対しては、やはりこれは敬意を表します。やっていることはきちっとやっています。それから今言われたように、9段階だか何段階だかややこしいやつをすっきりさせて、親御さんたちに払いやすくというようなサービス、それから先ほどもおっしゃられたように第3子以降、4人、5人全部ただだぞと、これもすばらしいことだと思っております。

でもね、今の時代は皆さん、ここが大事なんです。少子高齢化でしょう。1. 何人しか子供いないんですよ。本当は3人いればこの国ももっとよくなって、3人はよくなるよりも平行線か、4人ぐらいになると少し下がって非常にいいらしいんです。ここが町長、私はちょっと残念なところなんです。ハードルを高くしちゃっているんですよ、一番いいところで。3人目からはいいよ、ただだよ。これは町長、施策として私はいかかなものかと思うんです。わかりますよ、そうやって一生懸命やっていただいたのは。もったいない、ここまでやっておいで。だったら思い切って、もう1子からゼロ、全部。1子というか、今のあれですよ、ゼロ歳から5歳まで、ただにしてしまえばいいと。そうすればやっぱりあれですよ、子供は私、増えると思いますよ。子育て世代のお母さん、お父さん方が一番お金ないんですから。我々団塊の世代ぐらいですよ、金あるのは。年金もらって退職金でっかいのもらって。子供を育てただけのお父さん、お母さん方のところが一番財布の中身は金が少ないんですよ。そういう部分を考えれば、保育園をゼロ歳から5歳までただにしてしまったなんていえば、これは人口は絶対増えます。

そしてもう一つは、ただ坂城町だけでやっていたらいいというもんじゃないんですよ。ちょっと上田市や千曲市に怒られるけれども、上田市や千曲市のお父さん、お母さん方を坂城

町へ呼び込むぐらいの施策をやっぱり考えなければ、私は少子化対策というものはなかなかうまくいかないんじゃないかと、こう思うわけであります。

先ほど申し上げましたが、実はこれ私ちょっと調べたんですが、今日本で一番を狙っている自治体があるんです。これは大阪の守口市であります。私も市の担当者に確認しました。そうしましたら、12月議会において市の条例で定めたようです。来期よりゼロ歳から5歳までの保育園と、大阪のでっかいところでありますから、認可されている私立の幼稚園を全部無料にするという条例をおつくりになったようであります。

それじゃあ、まだやっていないだろうと言ったら、ちょっと笑っていましたが、そのとおりで。今議会で予算を上程すると。これは自分たちで、ちょっと担当者の部長さんも言っていますが、これは議会の中で決めたことだから、議員さんたち、市長を初め、これは当然通すのは当たり前ではないでしょうかなんて私に言いながら。それでこれが通ったら来年度といたしますか、この4月より今のゼロ歳から5歳まで全てただにすると。これはまた大きな話題になるでしょう、きっと。それで、今の日本で初めて子供たちの幼稚園、保育園をただにしたと、無料にしたというのがマスコミをまた騒がすんじゃないかななんて私は思っております。

私は、本当は二番煎じとか2匹目のドジョウなんていうのは余り好きじゃないんだけど、でも、やはり行政というものは私に言わせれば、いいところはまねしたっていいと思うんです、どんどん。悪いことはやらなければいいんだから。また悪いことを少し考える、ちょっとこれは余りよくはないわな、なんていったら割合そういうのを継続していつちゃうんですが、そういうときは思い切って、すぱっとこんなものやめちまえと、やめるぐらいなことを、もちろん議場の中でありますから、また今の議員のお考えも聞かなきゃいけません、そのぐらいのことを私はやっていかないと、なかなか少子化対策というものはやっかいだなと思っているわけです。

ですから町長も、今申し上げましたように少子化対策を全然やっていないなんていうことは私は一切言っておりませんし、他市町村より私は町長頑張ってやっていただいていると思っております。そして実践しています。我々議会も評価しています、それは。高く評価していますよ。だからもう1回言っておきます。もう一つ踏み込んでいただければありがたい。せっかくの機会でありますので、町長ご答弁できましたら、ご答弁していただければありがたいですが、議長、どうですか。

町長（山村君） ただいま担当室長からお話申し上げました。私は子育て支援というのは総合戦略、総合対策だと思っております。今お話になった大阪の市は、果たして幼稚園、保育園から英語の勉強をやっているんでしょうか。やっていません。いろんな対策を講じて魅力的な子育てができる町を目指したいと思っております。

今、中嶋議員がおっしゃられたように、保育料無料化というのも一つの選択肢だと思います。

ただ、これだけやればいいということじゃないと思いますので、総合的な施策を皆様ともご相談しながら子育てしやすい町というのをつくっていきたいというふうに思っております。

11番（中嶋君） 町長、おっしゃるとおりです。合っていますよ。英語教育やっていませんね。もう一つ、町長、これも正直に私、言っておきます。もう一つ医療費の話をちょっとしたんです。ここ大阪の守口市はまだ中学までしかやっていない。うちのほうが勝っているんです、町長これは。だから、さっきも言った、総合的な分で評価できて敬意を表するわけですが、ここをやったらというところが私の今のゼロ歳から5歳までという話なわけです。これは町長、そうは言いますが、ご検討していただければありがたいです。負けているわけじゃないです、坂城町も。頑張っていらっしゃることはよくわかっております。

それでは、最後の質問に移ります。

③国保医療費について

（イ）ピロリ菌の除菌を無料に

国保の医療費は1人3万9千1,870円で、長野県下におきましては高いほうから8位であります。後期高齢者医療費は何とこれまた1人9万4千8,728円で、高いほうから3位であります。これは27年度調べでございます。このまま推移していけば、破綻とは申しませんが、とんでもないことになると思います。ましてや我々団塊の世代の高齢化による医療費抑制を考えれば、今の町で行う健康診断でピロリ菌除去の項目を加えて無料にできないかということでもあります。えらいことなんですよ、これは。

自分で言うのも何ですが、団塊の世代、もう本当に大勢います。前もお話ししましたが、今、中学校が3クラスぐらいしかないところ、我々のときには坂城中学校8クラス、9クラス。しかもすし詰め状態、1クラス50人。こういう団塊の世代の我々が、これから後10年、20年たったらとんでもないことになります。

そこで、まさに我々世代よりも少し下がるんです、坂城町の分を考えると。もしかしたら60代前後の方かと思いますが、実は皆さんどうということかという、井戸水を飲んだ世代なんです、これ。水道を飲んでいたのはほとんどいないそうです。井戸水世代を考えれば50代後半ぐらいのところ危ないのかなと。これは町で調べれば、いつ坂城町は水道を全部普及させたかとわかるわけですが、そういう世代です。この約9割から、もう10割なんて言っている学者もいるんですが、ピロリ菌がいて、そしてまたこれが胃の中の時限爆弾ではありませんが、高齢に伴い何とこれは99%胃がんになると言われております、ピロリ菌がおると。

それではどうするんだということは、これはもう皆さん、私が言うよりも皆さんわかっていますよ。こんなものは当たり前の話なんだから。というのは予防医療に徹しろということでもあります。それで医療費を抑制していかなければ、ちょっとこういう言葉は嫌な言葉なんです、ワースト地獄より抜け出すことはできないんじゃないかと私は思うわけでもあります。

そして目的、必ずや目的を定めなきゃいけませんよ。未来予測。県下一どころか日本一医療費が少なく、日本一健康な町を目指すということは、私は当たり前だと思っております。こうするためには医療費を、今のピロリ菌の除菌というのをですね、今後無料にして、がんになる前に助けちゃって、がんになってやたら金がかかる前に救うと。こんな施策をとっていかなければ今の我々団塊の世代のときにはとんでもないと、こう思っておるわけですが、この辺のところをご答弁いただきたいと思います。お願いをいたします。

福祉健康課長（大井君） イのピロリ菌の除菌を無料にについてお答え申し上げます。

ご質問にもございましたように、平成27年度の当町の国民健康保険加入者の1人当たり医療費は39万1,870円で、県内で高いほうから8番目となっております。また、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療保険に加入されている方の27年度の当町の1人当たり医療費は94万8,728円で、県内では高いほうから3番目となっております。

それぞれの医療保険に加入されている被保険者の1人当たり医療費につきましては、県内の上位に位置している状況でございます。しかし、一概にそれぞれの1人当たり医療費が高額になっていることが直ちに問題かと申しますと、医療機関等の受診の状況を精査する中で判断していかなければならないと考えております。当町は長野地域や上田・佐久地域、さらには松本地域など広範囲の医療機関を受診することが可能で、高度な医療機関を受けることができる恵まれた環境にあると考えており、必要な医療を受ける中での医療費の高額化はやむを得ないことだと考えております。

一方、同一疾病で複数の医療機関を受診している重複多受診や一月当たりの医療機関を受診する機会が多い頻回受診、通院を途中でやめてしまい、重症化してから再度医療機関を受診するなど、受診の仕方を見直す必要があると考えられる状況での医療費の高額化は、受診の適正化に保険者としても努めてまいらなければならないと考えております。

この1人当たり医療費の抑制の手段として、ピロリ菌の除菌に対してのご質問でございますが、このピロリ菌はまだ免疫力が弱い幼児期にピロリ菌が混入している水、食べ物、家族間の唾液などから感染すると予想され、胃に取りついて炎症を起こす菌で、ピロリ菌の感染が長期間にわたって持続すると胃の粘膜が薄く痩せてしまう萎縮が進行し、胃がんを引き起こしやすい状況をつくり出すとされております。また、胃がんを発症する原因はピロリ菌による胃の萎縮だけではなく、度の過ぎた飲酒や、野菜や果物の摂取不足、胃を刺激する食べ物のとり過ぎ、喫煙やストレスからも発症すると言われております。

この胃がんを早期に発見するため、当町は胃がん検診を実施しておりますので、まずはこの胃がん検診の受診率を高めてまいりたいと考えております。また、これまでピロリ菌の除菌治療は、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気のみ健康保険が適用されておりましたが、平成25年2月から胃の萎縮による慢性胃炎も健康保険の対象に加わってまいりましたので、ピロ

リ菌の除菌の有効性につきましてもPRをしてまいりたいと考えております。

11番（中嶋君） 今、課長よりご答弁をいただいたんですが、いろいろるご答弁していただいて、ありがとうございます。ただ、そこでやっぱり今、課長も胃がん検診に力を入れていると、大事なことです。けども、考え方として、やっぱり胃がん検診というのは胃がんになっているんじゃないかっていうところですから、もしかしたらもうちょっとこっち来ちゃった。私はだから、先でピロリ菌を全部除菌をしていく、99%だから。というのはどういうことかという、東京都の町田市だそうですが、これは私、今回できれば無料にしろと言ったんですが、これは皆さんお考えいただきたいと思います。全部無料にはしなくてもいいと思います。こんな事例もあります。東京の町田市であります、40歳以上で年齢が5の倍数、45、50などの人はですね、胃がんのピロリ菌の検査を無料でやるんですが、それ以外の35歳以上は800円とか、全部ただにしているという意味じゃないんですが、そういうような自治体もあるということです。

それから、これちょっと私きちっと調べてくればよかったんですが、県内の飯島町も補助金を出しているようです。だからこれはゼロではないかもしれませんが、それから、神奈川県横須賀市は、これは胃の検査をするときにバリウムを飲むというようなことで、いろいろあれがいいだか悪いだかという問題があったというような時代もあったんですね。そんなことがあって、今の横須賀市は2012年に胃のエックス線検査をやめたみたいです。廃止しちゃった。それで40歳以上は1,340円で、ピロリ菌を退治するのと同じような費用ですが、ちょっとこれ難しい言葉を言いますが、胃がんリスク層、1層、2層の「層」の別化診断というやつがあって、これ通称ABC診断なんて言っているらしいんですが、これを始めたみたいです、1,340円でね。そうしたら何と、ここが大事なんだ。それをやったら108人の胃がんを発見できたそうです、その年に。でっかいところですからね、これは。だから、それはエックス線でバリウム飲んだほうがいいのか、どうもそれは胃カメラ飲んだほうがいいのかという考えで、学者たちも論争した時代がありました。横須賀市は今のエックス線をやめたみたいです。そのかわり今のピロリ菌のうんといいやつをやってみたら、こういう結果が出て108人も胃がんが発見できたという事例があるようです。

あといろいろその地域によって、例えばこれは兵庫県の篠山市ですか、2014年中学1年生を対象に学校での尿検査によるピロリ菌検査を実施しているとか。それから陽性判定後の精密検査、除去治療も15歳以下は無料にしているとかね。発見だけしてあげて、予算のないところは、ピロリ菌があんたはいるぞと、99%がんになるぞと、だからそれは自分の金で治せよと、そういう自治体もあるわけでありませう。

ですから、これはまた課長、ご答弁しなくても結構です。要は私は何を言いたかったかという、そういう自治体もあるから全部ゼロにしろとは言いません。言いませんが、坂城町の町

民のですね、大事な命を守るために、がんにならないように、胃がんさせないようにするために、ひとつご検討をいただきたい。ただ、私はゼロにしていきたいということはつけ加えておきますが、そうは言っても予算があることです。知恵を絞ってですね、お金がかかってもいいから町民によくこれを訴えていただければ私はありがたいと思います。

まとめてではありませんが、ここで私ごとではありますが、1年ほど前から健康のために犬を飼い始めました。シバケンの雌で、名前は天姫といいます。通称テンちゃんです。運動不足解消のためにウォーキングなどをしてみましたが、なかなか長続きはいたしませんでしたが、犬に散歩を催促されますと断り切れませんので、朝30分、夕方30分は必ずつき合わせられております。そんな折、通学路の歩道を散歩しますので、冒頭のあいさつ運動ではありませんが、朝な夕なに挨拶をしております。

私は今もそうではありますが、でっかい声で「おはよう」、「行ってらっしゃい」、「こんばんは」、「お帰り」と挨拶をするわけではありますが、大きな声で返してくるのが、やはり小学生であります。会釈してしっかり挨拶ができるのは中学生であります。あいさつ運動の効果が出ているなど思うものであります。また、大きな声で二度、三度挨拶して、やっと気がつくのが高校生です。私の後輩の坂城高校生、イヤホンを慌てて取って、びっくりしながら、これも挨拶をしてくれるようになりました。そしてまた、大人は五、六人いつも会うわけではありますが、必ず五、六人のうち1人ぐらいは無言です。その人には、私はしつこいですから、2回から3回でっかい声で「おはよう」と言います。そうすると返ってくることもあります。そのときはやったと思いますし、またほっといたします。

坂城町の人大好きな私です。お行き会いをしたら変なおやじと思われても、今後とも誰にでも挨拶はしていくつもりであります。今までどおりやるということであります。もちろん昼間は「こんにちは」であります。最後に一句添えます。

「『おはようございます』 元気をもらう通学路」、「『おはようございます』 元気をもらう通学路」

これで私の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（塚田君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。会議に入る前に12番 大森茂彦君から欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

次に、9番 塩入弘文君の質問を許します。

9番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。今回は農業問題を中心に質問します。

日本の農業は、今大きな岐路に立たされています。アメリカのトランプ大統領はTPPから

脱退しました。TPP協定のとき国会でも明らかになりましたが、重要5品目を守ると決めた国会決議に反し多くの農産物が自由化され、外国の危険な農産物が輸入され、日本の食料自給率は40%から20%になるのではないかと心配されています。そうなれば農産物の8割を輸入に頼ることになります。安心・安全な食料は望めなくなります。そんな日本にはしたくありません。

トランプ大統領は、TPP協定にかわり日本とアメリカの2国間協定を結ぼうとしています。トランプ大統領のことですから、アメリカファーストで日本に対して無理難題を持ちかけ、日本への農産物の輸出を強化するのではないかと心配です。今の安倍内閣は日米同盟第一ですから、何でも受け入れる危険もあります。そうなれば日本の農業はどうなるでしょうか。農薬漬け、遺伝子組みかえの農産物がどんどん輸入される心配があります。日本の農業は大きな危機を迎えています。日本の農業を守り、食の安全を守るためにも、今こそ日本の基幹産業である農業をみんなで考えるときだと思います。国も自治体も一体となって取り組む必要があります。

坂城町の後期基本計画の中で、坂城町の農業の現状をこう述べています。農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害の増加など営農環境の変化が地域農業の維持・発展にも影響を及ぼしている、と。また今後の課題として、農業支援センターを中核とし、Uターン、Iターンや定年帰農者を含め新規就農者の確保・育成を図るとともに、耕作放棄地などを活用した農地集積・集約化の推進、農業の第6次産業化など、機能強化や体制整備が必要となります、と。うたっております。

そこで具体的に質問に入りたいと思いますが、1の明日の農業を考えるという表題について、イの坂城町の農業の現状をどう捉えているかについて質問します。

第1に、今坂城町においても農業を営む人の高齢化が進み、ブドウ、リンゴ、米づくりが困難な状況が生まれています。そこで、跡を継ぐ若者や定年退職をして、農業をやりたい新規就農者の人数は現在どのくらい確保されてきているのか。また、どんな農産物をつくっているのか。その人たちの要望は何なのかについてお聞きします。

第2に、耕作放棄地が増加しておりますが、現状と今後どのように活用していくのか、その現状についてお聞きします。

第3に、農地中間管理機構などの活用によって、農地の集積・集約が図られています。今までの集積・集約の現状と担い手の現状はどうか。田んぼ、畑別をお願いします。

第4に、地元でとれたものは地元で消費するという地産地消が、これからますます重要になります。そこで学校給食やあいさいなどへの供給状況はどうか、お尋ねします。

次に、ロの今後の取り組みについて質問します。

第1に、新規の就農者について、総合戦略では平成31年度までに25人にする計画です。その見通しと手だてはどうか。また、若者の移住者が40組も定着した富士見町では、受け入

れた人に対して、指導者、住居、農地、農機具をパッケージで世話をしています。坂城町でも手厚い支援ができないかどうか。

第2に、定年退職をして農業を始める人にどんな支援ができるのか。

第3に、耕作放棄地をどう活用していくのか。具体的にどんな支援をしていくのか。また、農業支援センターではどのようなリーダーシップをとるのか。

第4に、米農家への支援をもっとできないか。今、大規模経営をしていても米価が安くてもうからない。今後やっていけるかどうか不安と言っています。どんな支援ができるでしょうか。

第5に、農協とどのように提携をしていくのか。

次に、ハの直売所「あいさい」の拡張計画と今後の課題について質問します。

第1に、さかき地場産直売所「あいさい」の目的と拡張計画について。

第2に、予算規模はどのぐらいで、財源はどう確保するか。

第3に、どんな農産物を集め、どのように宣伝していくか。

第4に、農産物を提供する人の生産意欲を高めるための支援はどうするのか。

以上で、第1回目の質問とします。

町長（山村君） ただいま1としまして、明日の農業を考えるということでご質問ありました。

私からは全般的な考え方について申し上げまして、詳細は担当課長から答弁申し上げます。

まず、町の農業の状況、現状を見ますと、果樹では特にブドウのシャインマスカットの生産意欲が高く、一部生産者が既に導入しているように、冷蔵庫での長期冷蔵による時期をずらした有利な販売などが功を奏して生産量が伸びる傾向にあります。また、リンゴでは、8月下旬から収穫が始まるわせ種であります、つがるより早く収穫できる長野県オリジナル品種のシナノリップが注目を集めており、品種更新が進みつつあります。

そうした情勢の中で、町の農業にも新たな動きが出始めております。例えば平成30年創業を目標にワイナリーの創業を目指す方が出てきたことや、ワインブドウ作付面積拡大に向けた機運の高まりもその一つであります。ワインブドウの苗木及び棚の資材を助成するワインブドウ産地化補助事業では、全国的にワインブドウの苗木が不足する中、町内の農家などの皆さんが苦心して苗木を調達され、苗木を定植される動きもございます。

また、新規就農者につきましても、定年後やU I J ターンにより就農された方が今年度は5名となっているほか、新年度に向けては現時点で若手の就農者が3名から4名ほど見込まれております。一方、今年度から実施しております新規就農者支援事業は、新規就農された方の住居や農機具等の購入助成を対象とする中で積極的にご活用いただいております。現在のところ5名の方に補助金交付を決定しておりますが、これ以外にも要望が寄せられている状況であります。

地域農産物を活用した新商品の開発・改良・販売促進を進め、6次産業化を支援する農産物

等ブランド化事業は、今年度、4事業者の方々が五つの商品の訴求力向上、販路拡大のために取り組んでいただきました。この中で、ふるさと納税の返礼品として全国へ発信することを念頭に置いた商品づくりや、広域での販売を意識した商品の検討など、創意工夫する中で実践いただいております。このように単に農業振興にとどまらず、地域産業の活性化や他産業への波及につながる動きもございますので、今後もこれら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、町では町独自の政策として、新年度から新たに荒廃農地再生利用補助事業と農業用ビニールハウス資材購入補助事業の二つの制度を設け、農業生産の基盤整備に対して支援を行ってまいります。荒廃農地再生利用補助事業は、課題となっております荒廃農地の解消に向けまして、国の事業では対応できない農振農用地以外の農地や再生利用が難しい荒廃農地のほか、余り利用されていない農地の再生利用、土壌改良などに幅広く利用いただける事業でございます。また、農業用ビニールハウス資材購入補助事業につきましては、野菜や花卉などの生産振興、地場野菜等の1年を通じた安定生産、新規就農者の生産基盤の安定等に向けた支援につながるものと考えております。

町といたしましては、これら事業を皆さんにご活用いただく中で、農業生産基盤の再構築と生産振興を通じた地域農業の発展につなげてまいりたいと考えております。

産業振興課長（山崎君） （イ）農業の現状は、から順次ご答弁申し上げます。

まず、新規就農します新規就農者数は平成24年度3名、25年度2名、26年度5名、27年度2名、28年度5名となっております。また、新規就農者の経営品目につきましては、野菜専作農家が2名、果樹専作農家が13名、果樹と野菜の複合経営農家が2名という状況であります。

新規就農者が現在抱えている営農上の課題や要望事項としましては、果樹であれば早期の品種更新による収益性の改善、希望する園地や規模拡大に伴う農地が見つからないことのほか、借り受けたブドウ棚などの更新にかかる経費負担が大きく、経営への影響が大きいことなどが挙げられます。野菜農家では、連作障害や輪作のための経営面積の確保、農地集積、作業労力補完のための人材不足など経営体によってさまざまであります。

耕作放棄地の現状につきましては、28年度実績で申し上げますと、再生利用が可能な荒廃農地、これが水田4.1ha、普通畑が26.2ha、樹園地が1.9haとなっております。一方、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は242.7haとなっております。

耕作放棄地の活用につきましては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や、その他自助努力による農地再生などの実施により、普通畑及び樹園地ではワインブドウ用210a、麦42a、ねぎみ大根26aなどの作付地として利用されております。一方、水田は町として把握している解消事例は少ないものの、水稻受託農家の農地集積にあわせてあっせんなどをする

中で利活用を推進しております。

農地集積・集約化の現状と担い手への農地の集積状況について答弁申し上げます。平成29年2月末時点での農業経営基盤強化法に基づく利用権設定面積は、水田が41ha、畑が48haで、合計89ha余りになります。そのうち地域農業の担い手、これへの集積面積は、水田が28haで集積率12.0%、畑は17.7haで集積率3.2%となっています。

続いて、地産地消の現状についてでございます。

食育・学校給食センターに対する28年度1月末までの地域農産物の供給状況であります。ブドウ95kg、リンゴ400kg、ジャガイモ451kg、タマネギ1,083kg、ニンジン3,822kg、ナガネギ492kg、白菜105kg、アスパラガス36kg、ナメコ66kg、ねぎみ大根20kg、ジャムやドレッシングなど加工品類が85kg余りとなっています。

次に、あいさいへの農産物供給量につきましては、生産者によって内容量や形状が異なるため、供給量での把握は困難な状況ですので、平成28年の出荷品目数の実績を申し上げます。野菜が103品目、果物は28品目、キノコ類は24品目、加工品類は24品目それぞれ供給いただいております。

次に、(ロ)今後のとりくみはについてご答弁申し上げます。

最初に、新規就農者確保の見通しと方策についてのご質問でございますが、総合戦略における新規就農者の確保につきましては、定年後就農される方や、UIJターンにより就農される方、学卒者が就農される場合など、多様な就農の形態が想定されます。当町における「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、新規就農者数の現状値、平成27年度でございますが、年間2人、平成31年度までの5カ年で25名にするとしております。その中で新規就農者数は昨年度が2名、今年度は5名が就農されており、新年度も若手の新規就農者が三、四名ほど就農する見込みであります。

町としましては、そうした新規就農希望者の円滑な就農を促進するため、さまざまな形で関係機関・団体とも連携しながら就農をサポートしております。まず、就農の入り口となる就農相談につきましては、随時窓口対応する中で実施に努めているほか、県外での就農相談にも参加して県外からの新規就農者や移住定住者の対応をしております。また、事前研修における農業技術や経営感覚を習得するための、県の新規就農里親制度の活用と、その中心となる町内における里親農家の登録推進も行っているところでございます。

実際の就農に際しましては、農地の確保を関係機関・団体と情報共有する中で、耕作放棄地の活用や農地の利用意向調査の結果に基づいた農地のあっせんなどに努めています。また、町外からの就農者向けには、空き家バンク登録物件の住居あっせんや、28年度から実施している新規就農者支援事業による住居助成、農機具等購入助成をご活用いただけるよう制度化をし

ています。また、新規就農者に対して年間150万円以内を交付する、国の青年就農給付金による支援、農業支援センターの農機具貸出制度によるトラクターや乗用草刈り機の利活用を実施しています。

一方、営農指導については、長野農業改良普及センターやJAの営農指導員がサポート体制をとっており、新規就農者の経営基盤を全般的に支援する体制を国・県・町などで総合的に実施しております。

ご指摘の富士見町のように、新規就農支援をパッケージ化できないかというご質問でございますが、今までご答弁申し上げてまいりましたとおり、就農相談から実際の就農、営農に至るまで、当町においても個々ではありますが、同様の対応はできているものと考えております。関係機関とのより一層の連携を図り、きめ細やかな対応ができるよう努めてまいります。

早期・定年退職者に対する就農支援についてお答えいたします。

就農支援に当たっては、経営体によって目指す経営がそれぞれ異なりますので、就農相談において個別にご相談に応じさせていただいているところであります。その中で、今年度新規就農された方に対しましては、昨年からは開始された新規就農者支援事業による農機具等購入助成の活用を推進しており、あわせてその前提条件となります認定農業者の資格を取得するよう勧誘しているところです。認定農業者として認定されることで、今後さまざまな農業政策上のメリットを享受できるとともに、新規就農者支援事業による農機具等の購入助成も受けられることとなります。

野菜等に関しましては、新年度から新設したいと考えております農業用ビニールハウス資材購入補助をご活用いただきたいと思います。この制度は出荷を目的とした農産物の生産のため、新規に設置される5万円以上のビニールハウスの資材費に対し、補助率3分の1で上限20万円以内で助成するものです。野菜などの生産振興、地場野菜等の周年安定生産、新規就農者の生産基盤の支援につながるものと考えておりますので、ご活用いただきたいと思います。

次に、耕作放棄地の活用方法と支援策についてのご質問でございますが、町といたしましては多様な方に農地を有効活用いただきたいと思いますと考えております。そのため、ワイナリー形成事業におけるワインブドウの産地化を目指す中で、生産者の裾野を増やし、栽培面積を拡大することも耕作放棄地活用の一つに位置づけております。果樹栽培における生産振興のための活用や、その他の農産物の底上げのための利用も推進してまいりたいと存じます。

その支援策としましては、これまで国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の活用のほか、来年度から新設予定の町の荒廃農地再生利用補助事業により、荒廃農地の利用促進を図ってまいる考えであります。この制度は、これまで事業対応できなかった農振農用地以外の農地や再生利用が困難な荒廃農地のほか、余り利用されていない農地の再生利用及び土壌改良など幅広く事業対応ができる制度になっています。対象となる農地は、5a以上で、農業委員会で

毎年実施している農地の利用状況調査によりA分類の再生利用が可能な荒廃農地や、B分類の利用が困難と見込まれる荒廃農地、一部草が生い茂った利用度が低い農地として判断されている農地であります。助成額は、再生作業の場合、対象経費の2分の1または10a当たり上限10万円のいずれか低い額、土壌改良の場合は経費の2分の1または10a当たり上限5万円のいずれか低い額となっています。この事業をご活用いただく中で、荒廃農地の活用はもとより、低利用農地の荒廃地化の未然防止、農産物の生産振興を図ってまいりたいと考えております。

また、町農業支援センターでは耕作放棄地と担い手対策を事業の一つに位置づけており、あわせて地域農業の担い手と農地を有機的に結びつける「人・農地プラン」の策定も実施しております。プランに位置づけている地域農業の担い手の方々には、地域での懇談会を通じて積極的に農地の貸し手の情報を提示し、農地の有効活用と農地集積・集約化につなげております。

次に、水稻作付農家に対する支援についてご答弁申し上げます。

現在、町内には大規模水稻作付農家が何軒か営農していらっしゃる中で、米価安定のための生産数量目標の割り当てを実施しております。また10a当たり7,500円を交付する国の経営所得安定対策による米の直接支払交付金や、米・畑作物の収入減少影響緩和対策の実施のほか、水田フル活用による戦略作物の生産振興の支援措置を通じた地域振興作物の産地化を図っております。また、町農業再生協議会では独自の助成措置も講じる中で、加工用米には1袋700円、一般作物の転作作付には10a当たり2千円を助成しています。

国からの生産数量目標の割り当ては30年産以降は示されないとされる中で、米価に左右されにくく、地域の需要に応じた産地の体制づくりが求められています。当町においても、去年は加工用米を中心とする戦略作物の作付推進や千曲市との生産調整により生産数量目標に対する過剰作付が解消できました。その中で、ご指摘の米農家に対する支援につきましては、現行の経営所得安定対策のほか、平成31年度から実施される収入保険制度、町単独での助成措置も講じておりますので、現状を維持する中で作付推進を実施したいと考えております。

また、町では農地活性化奨励金による支援も実施しております。これは農業委員会に申請いただく農地の集積面積と契約年数に応じて補助金が交付される制度であります。水稻は土地利用型農業と言われるように、規模拡大による基盤強化を図りやすい側面がございますので、この制度を活用する中で経営の安定、体質強化をさらに高めていただきたいと考えております。

農協との連携につきましては、昨年9月にながの農協として新たな体制整備が図られましたことから、新規就農者や農業者の所得確保のため、営農指導、施策推進などの面で事業連携を強化し、あわせて農業委員会、普及センター等の関係機関とともに農家の健全経営を支援してまいります。

次に、(ハ)直売所「あいさい」の拡張計画と今後の課題はについて、最初に直売所「あい

さい」の目的と拡張計画について申し上げます。

地域農産物の生産販売や地産地消の推進、消費者と生産者のコミュニケーションの拠点施設として平成22年に整備された、さかき地場産直売所ではありますが、今年で設立8年目を迎えます。その中で、出荷会員数は150名となり、生産組織の見直しも進める中で、さらなる集客力向上や地域農業の拠点施設としての機能の充実を図ることが求められています。そのためにも、現状の施設を拡充することが必要とされていることから、さかき地場産直売所運営組合が主体となって、元気づくり支援金による事業申請を行っているところであります。予算規模、財源、宣伝方法等につきましては、実施主体が運営組合となっていますので町としてお答えいたしかねる部分でございますが、既存建物と同面積程度の建物を建てて、農産物の売り場や食堂スペースを拡張する予定でございます。

農産物集荷につきましては、蔬菜部会を立ち上げて新規会員の加入推進を図るとともに、計画生産・出荷を促進することで、生産品目及び生産量の拡大を目指すとの話をお聞きしております。また、生産意欲を高めるために、1年を通した野菜等の安定供給に向けて、新年度から実施予定の農業用ビニールハウス資材購入補助制度を活用いただくことで支援をしてみたいと考えております。

9番（塩入君） ただいま町長や課長からそれぞれ答弁いただきました。2回目の質問をしたいんですが、口の今後のとりくみについて2回目の質問をしたいと思います。

一つは、今、町長から、また課長からも町として新規の補助事業が言われました。一つは荒廃農地ですね。これについて100万円、当初予算で計上しています。それからビニールハウスについては50万ということで新規にやるという答弁がありました。これはこれからもっと必要な人が増えてくれば補正予算でもっと増やしていく、そういう予定があるのかどうか。これ第一にお聞きしたいと思います。

それから2番目ですが、農業振興の中核になると、これは総合計画でもうたっていますが、農業支援センターですね、その活動についてなかなか見えてこない。町がもっとリーダーシップをとる必要があるんじゃないかと。例えば今、耕作放棄地がたくさんあるわけですけども、南条とか坂城とか村上、それぞれの地区ごとにですね、荒廃地をどうやってやるのかということを、やはり1年間の中で具体的に、ここの目標の設定をしながら取り組むことが必要ではないかと。これが第1点。

それから、ブドウとかリンゴ、ねずみ大根ですが、こういう野菜等をつくる人たちにそれぞれ部会があるわけですが、もっと意欲的に取り組むよう資材や指導など一体的な指導ですね、援助が必要だと思うんですけども、特にこれは町長に質問したいと思うんですが、今本当に農協も大合併をしまして、本当に下部のほうはスタッフが足りなくて、なかなかきめ細かな指導が行き届いていません。そういう中で、農業している人たちは不満なところがたくさんある

わけです。そういうことから考えても、できれば町長に専門的な知識を持った職員ですね、これを採用できないかどうかと。そういうことで、ぜひ検討していただければと思います。

次に3番目ですが、米づくりのこと。大規模経営の米づくりをしている方が何人かいらっしゃいます。現在も本当にもう米づくりはやめたいと、後継者がいないということで、ぜひ貸したいという人がたくさんいるんだけど、受け手がないという状況が生まれてきているわけです。もともと水田は緑のダムと言われて、本当に温暖化を防ぎ自然環境の保全に役立ってきているわけです。この貴重な水田をこれからもずっと守り続けていくためにもですね、米づくりをしている人をぜひ応援していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うわけです。そのためにまず何が必要かと言えば、やはりこれは国の価格補償、所得補償がどうしても必要です。今、米農家に聞いても本当に米が安くなってしまったと。かつては60kg1万8千円ぐらいした。ところが、今は1万円ちょっとだと。本当に生産費も追いつくかどうかかわらないと。こういう中で頑張っているわけです。ヨーロッパやアメリカは価格補償、所得補償をきちっとやっていますから、食料自給率も100%を超えています。日本はたった40%ということで、そういう状況から考えてもですね、これからの米づくりに対する要望というのは強くあると思うんで、ぜひ一つは国に働きかけてもらえないかどうか。

それからもう一つはですね、町独自で、さっき課長の答弁も幾つかありましたけれども、今一番大規模でやっている人の困っていることは、何しろ機械貧乏になっちゃうと。例えばコンバイン1台買うにも1,500万円ぐらいかかると。それから大型トラクターですね、これも800万から1千万かかると。田植機は500万もかかると。これも10年もすればもう大変になるというような状況の中で、本当に機械を使ってやる人にとってみれば大変なお金がかかるわけです。やはり米づくりができなくなった人が増えている中で、それを担い手として頑張ってくれている、こういう大規模経営者に対して町としてもですね、資材とか農機具に対する補助ができないかどうかということです。これは単に個人の問題じゃなくて、これから水田をどう守るかという観点からしても大事な問題だと思いますので、ぜひ検討してもらえないかと。

それから第4番目ですが、農協との連携です。先日、農協の方に聞いてみました。町にやってほしいこと二つおっしゃられていましたが、一つは国や県、町の新たな補助事業について、できるだけ早く詳しく知りたいと。そのために町とコンタクトをとりながら早く対応していきたいが、それができないかどうか。

二つ目はアグリサポート事業について、忙しい時期に人手が要るわけですが、とても間に合わない。町がもっと積極的に宣伝しながら人集めに協力してもらえないかどうか。以上、2点の要望があったわけですが、その点について2回目の質問をします。

産業振興課長（山崎君） 再質問にお答えいたします。最初に、新しい二つの補助制度でござい

ますけれども、荒廃農地再生利用補助事業と農業用ビニールハウス資材購入補助事業につきまして、補正対応等というご質問でございますけれども、これにつきましては新しい制度でございますので、たくさんの皆様方に使っていただきたいと考えておりますが、事業を推進する中でその状況を見て、その時点で補正が必要かどうか、それを考えて対応してまいりたいと、そのように考えております。

それと、二つ目の農業支援センターのリーダーシップというご質問でございますけれども、これにつきましては担い手耕作放棄地対策、営農指導など事業が多岐にわたっております。その中で農政関係の多くの関係機関により構成されておまして、町が中心となって関係機関・団体が課題ごとに分担、連携して事業を行っているというところでございます。

その中で、地域ごとに取り組んでいく必要があるのではないかとご質問でございますけれども、これにつきましては農業支援センターの構成する団体が連携しながら、町が中心となりながら、それについては地区ごとにいろいろ異なる面もあろうかと思っておりますので、対応に努めてまいりたいと、そのように考えております。

あとスタッフの問題でございますが、専門職員ということでございますけれども、これにつきましては現在の体制で進めてまいりたいと、そのように考えております。

それと4番目の米農家の支援でございますけれども、これにつきましては、まず最初にやはり価格補償というものというご質問であろうかと思っておりますけれども、基本的にこれまでも水稲ですとか麦、大豆につきましては、国による価格補填制度が実施されてまいってきたところでございます。国では今後、農産物の品目を問わないで、自然災害による収量減少だけではなくて、価格低下などを含めた収入減少も補填する新たな収入保険制度というのを実施するというところでございます。基本的にこのような制度につきましては国の責任で、これも食料自給率の問題でありますとか食料安全保障の関係で、やはり国の責任で見るとではないかというふうに考えておりますので、これにつきましてはそのような制度を活用して支援するとともに、あるいは必要があれば国のほうに、その制度の改善等について要望する中で対応してまいりたいと、そのように考えております。

それと、米づくりに対する農業機械の導入や更新についての助成制度ということでございますけれども、これにつきましてはご質問のとおり、米づくりに関しましては施設や整備など、かなりの先行投資が必要となるところでございます。その中で、認定農業者の資格を得ただけならば農業経営基盤強化資金という資金の借り入れ、これは一定期間無利子でございますが、借り入れですとか、国の経営体育成支援事業などの事業もございます。そこら辺の事業を使っただけで、町といたしましては町独自の補助ということではなくて、そのような国にある制度を使っただけのをお手伝いする中で支援をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、JAとの連携でございますけれども、国・県・町との補助制度につきまして、もっと早く知らせていただきたいというご質問でございますけれども、これにつきましては県・町・JAでは定期的にといたしますか、毎年農政懇談会などを開催する中で、その年の重点施策や事業など、情報共有に努めてきております。その中で、事業対応等を考えるものにつきましては連絡調整する中で、事業導入に向けて検討する中で地域農業の振興に当たっているところでございます。そういうご要望があったということで、承知しながらより一層情報連携といたしますか、体制の整備に努めてまいりたいと、そのように考えております。

それと、アグリサポート事業における作業支援者の人数確保でございますけれども、このアグリサポート事業につきましては、農家の方々からアグリサポーターの方の増員といたしますか、充実を求められているところでございます。町といたしましても、農業支援センターといたしましても、その人員確保につきまして毎年努力しておりますし、なかなか人集め、難しいということで苦慮しているところでございます。今年度も早い時期からアグリサポーターの募集を呼びかけておりますけれども、今後につきましてもアグリサポーターの作業支援者確保に向けて努めてまいりたいと、そのように考えております。

9番（塩入君） 今、課長から答弁がありました。ぜひ前向きに取り組んでいていただきたいと思えます。

では、次の2の里山に親しめる環境づくりをについて質問したいと思います。

イの里山の登山道の整備について質問します。最近、中高年の里山トレッキングがブームになっています。「真田丸」の影響もあり、上田地方の里山へ登る人も多くなりました。トレッキングマップも普及し、気軽に山に親しめるようになりました。坂城町においても里山トレッキングクラブの活動が盛んになっています。「真田丸」の余波を受けて、町外や県外の人が訪れるようになりました。登山道が安全に整備されていたり、案内板がわかりやすく設置されていることが重要です。最近熊などが出て危険な状況も生まれています。登山する子供たちや、町内外の人たちが安心して坂城の里山を楽しんでもらうことが重要です。

そこで、3点質問します。第1に、子供や町内外の人が坂城の里山に親しむために登山道どのように整備しているか。第2に、さかき里山トレッキングクラブの人たちが中心に整備してきています。大変です。あくまで町が主体となり整備してほしいと考えているが、町の考えはどうか。第3に、里山の地図、トレッキングマップを作成できないか。以上、3点です。

次に、ロの南条小学校に学有林をについて質問します。

坂城町は山に囲まれており、70%近くが山林で自然豊かな町です。坂城小学校の学有林は県下でも有名で、昨年50周年を迎えました。1年生から6年生まで全校生徒が学有林にかかわり、植樹から下草刈り、キノコ栽培、自然観察など盛んです。それを支えているのは運営委員会の人たちです。山を愛し、子供を愛している人たちです。里山に恵まれた坂城町には学有

林に適したところがたくさんあります。南条生産森林組合の皆さんも山林を提供し、子供たちに自然に親しむ環境をつくってやりたいと言っています。教育委員会として、南条小学校とも話し合って学有林を設置できないか。

以上、第1回目の質問です。

教育長（宮崎君） 私からは、南条小学校に学有林をというご質問に対してお答えいたします。

議員さんも先ほど言われましたように、今学有林活動につきましては、町内では坂城小学校が実施しております。今年度、学有林ができて50周年ということで、その記念事業といたしまして学習発表会でしたり、親子講演会、記念文集の作成、そして学有林の木材を使ってブックエンドの作成など、関連するさまざまな事業を実施してきたところであります。

特色ある学校づくりといたしまして、坂城小学校ではこの学有林事業を行っておりますけれども、ご質問の南条小学校におきましては金管バンドの活動がございます。11月に開催された第35回の全日本小学校バンドフェスティバルにおいては、2年連続で銀賞を受賞するというような輝かしい実績を残しております。南条小学校につきましては、引き続き金管バンド部の活動を続けていただきたいと考えておりますし、力も入れてほしいと考えております。それらを考えますと、新たに学有林を所有し、あるいは緑の少年団としての活動というのは、現在の南条小学校においては厳しいというふうに考えているところでございます。

しかし、子供たちが森林に親しんで、森林保全等に対して学習することは、坂城小学校の事例から見ても大変大切なことであります。今後、地元南条地区で森林という大きな地域資源を持っている、あるいはセブンの森等で森林と深いかかわりやノウハウを持っている南条生産森林組合の皆様のお考えなどもお聞きする中で、検討するのがいいのかなというふうに思っています。

今、町では地域との連携、地域の皆さんのご支援をいただいて学校運営を進めていこうという信州型コミュニティスクールを始めています。そういう中で地元の皆さんのご支援をいただいて森林学習ができれば、それが一番いいんじゃないかなというふうな考えもありますので、地域の皆さんのお力を貸していただければ、そんな意味ではありがたいかなと考えております。以上でございます。

教育文化課長（宮下君） 私からは、ご質問のありましたイ、里山の登山道の整備は、について順次お答えいたします。

トレッキングコースの整備につきましては、平成17年度に坂城町の山々に親しんでもらうことを目的に、町内の里山愛好家の皆さん、林業委員さん、区長さんなどを含めました里山整備実行委員会を組織し、やぶ払いや案内板を立てるなど六つのコースを整備いたしました。千曲川右岸には太郎山コース、大峰コース、堂叡山・鳩ヶ峰コース、鏡台山・葛尾城コースの4コース、左岸には狐落・三水城コース、自在山・九竜山コースの2コースとなっております。

各コースとも1日で縦走することができ、この6コースを回りますと坂城町の周囲を取り巻く全ての里山を縦走したこととなります。

里山の登山道の整備につきましては、平成19年度に里山整備実行委員会の中心の方々がり山の愛好団体として、さかき里山トレッキングクラブを設立され、現在も独自の活動を行っており、里山の整備についても引き続きご協力をいただいております。整備されたトレッキングコースについては、子供たちや町内外の多くの皆さんが健康維持、地域探訪等を目的としてご利用をいただいております。

トレッキングコースの整備としましては、小学5年生の和平キャンプの際に行われている鏡台山登山にあわせ、例年7月初旬にコースの枝の伐採や刈り払いを実施しております。その他の整備につきましては、さかき里山トレッキングクラブの皆さんに原材料や燃料を支給し、各コースの刈り払いやロープの張りかえ等のご協力や、安全点検の巡視等を行っていただいております。

トレッキングコースが整備されてから10年が過ぎ、コースによっては登山道も荒れ始めているところもあります。しかし、町が全てを整備していくというのは、なかなか難しい状況でもあります。今後も地元の皆さんやさかき里山トレッキングクラブの皆さんと連携を図りながら優先順位をつけるなどして、看板の修繕、ロープの交換などを順次進めていきたいと考えております。

続きまして、里山の地図、マップを作成できないかというご質問ですが、坂城町合併50周年記念に作成された「さかきふるさと100選」の中に、坂城の里山を歩く六つのコースガイドや山のアドバイス、山野草等の紹介が掲載されております。この内容をもとにさかき里山トレッキングクラブの皆さんのお知恵をお借りしたり、観光面からは産業振興課と連携を図りつつ、町内外の皆さんが坂城町の豊かな自然を楽しむことができるよう、里山トレッキングマップ、ガイドマップの作成について検討していきたいと考えております。

なお、坂城町の里山の地図、マップ、トレッキングコースにつきましては、上田地域広域連合発行の「信州上田地域トレッキングマップ」で紹介されております。葛尾城・五里ヶ峰コース、和平高原・鏡台山コース、太郎山・坂城コースなど、地域の皆さんに親しまれている里山がラインアップされておりますので、このマップもご活用いただければと存じます。

9番（塩入君） 今、教育長から、また課長からも答弁がありました。学有林についてはですね、教育長が後半に述べられたように、ぜひ南条地区にもすばらしい森林があります。そういう中で、できる範囲の場所、これは南条生産森林組合でも積極的に提供するというふうになっていますので、ぜひまた話し合って進めていただきたいというふうに思います。

それから登山道の整備についてですけれども、今、答弁が幾つかありました。マップのことについては、これから検討していくという答弁があったんですが、上田地域はすばらしいマッ

プができているんですけども、やはり坂城を宣伝する意味でもですね、坂城独自のコンパクトなマップをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それから質問、これは町長にぜひ答えていただきたいことですけども、坂城町の里山は幾つものコースがあるわけです。太郎山コース、それから大峯コース、堂叡山・鳩ヶ峰コース、鏡台山・葛尾城コース、自在山・九竜山コース、それから狐落・三水城コースと6コース大きく分けてあるわけですけども、これはさっき答弁ありましたように、平成17年に実行委員会で始められたと。

この里山のコースは、さかき里山トレッキングクラブの皆さんもずっとやってこられているわけですね。特に今、愛好家が町内外から登るようになってきているわけです。坂城町のすばらしい里山に登っていただいて、帰りには湯さん館でゆっくり浸ってもらって坂城町の全景を展望してもらえれば、すばらしい宣伝になるんじゃないかと。

そういう意味でも、ぜひ盛んにしてほしいと思うわけですけども、それにはですね、登山道の安全が求められるわけです。町としてもやはりきちんとした対応をしなければならぬんじゃないかなというふうに思うんです。というのはですね、今までさかき里山トレッキングクラブの人たちがボランティアで十数年前から自主的に取り組んできております。しかし、これは限界が僕はあると思うんです。というのは、登山道の整備というのは本当に体力のある人が、ある意味では体力がなければ危険も伴うし、ビーバーや場合によってはチェーンソーも使う。道具を使いこなせなければできない。ところが、トレッキングクラブのメンバーは女性が多いわけです。そういう中で、高齢化もあり本当に登山道整備できる人は限られてきているというふうに聞いております。そういう中で、やはり限界があるんじゃないかと。

やはりここでは町がある程度予算を組んで、森林整備に精通された経験のある方、またはシルバー人材センターなどに委託してですね、やるべきではないかと。これは町長に質問したいと思うんですけども、それで、もちろん今までやってきたウォーキングクラブの人も一緒になってやると思いますけれども、ぜひこれはこれからの坂城町の里山を盛んにするためにもやってほしいと。リーダーシップをとってやってほしいというふうに考えますが、町長の見解を求めます。

それから、特に和平から堂叡山・鳩ヶ峰コースはまだ十分に整備されていないと。あそこも坂城の学有林からも行けるいいコースなんですけども、まだ整備が不十分で、途中で木が倒れていたり、やぶが生い茂ったりしているときもあるわけで、そういうことは、そこまでなかなか手が回らない状況が現在あるんじゃないかというふうに思うので、ぜひ今申し上げたように町で予算化しながら中心になってやってもらえないか。これは町長に質問したいと思います。

町長（山村君） 私は6コース全部制覇したわけじゃないんですけども、部分的には皆さんの力を借りて登っております。それから、さっきは出てきませんでしたけれども、横引街道とか

ですね、かつての北国街道の一部になっているようなところも少しはできないかなという気はしているんですけども。今いろいろお話ありましたけれども、トレッキングマップをこれからつくるといふことには教育委員会でも検討すると言っていましたし、いきなりですね、シルバー人材センターに頼んでやるとか、誰かやれということではなくてですね、もう長い間さかき里山トレッキングクラブの方と一緒にやってきましたので、メンバーの方のご意見も聞きながらですね、全体としてですね、これ観光にも関係しますし、それから数年後は山城サミットなんかもあると聞いていますし、総合的にですね、検討していきたいというように思っております。以上です。

9番（塩入君） 今、町長から答弁がありました。ぜひですね、やはり坂城の宣伝にもなる、しかも今本当に登山ブームで、若者から中高年、健康づくり、また自然に親しむということも多くの方が見えます。坂城の里山に登ったら、とても気持ちよく登れたと、また湯さん館もよかったというような宣伝をしていただくためにもですね、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

今日は、明日の農業を考えると、それから里山に親しめる環境づくり等について質問してきました。今、日本では食料品の輸入が多い中、安心・安全な国内産が見直されています。特に地産地消という観点から、また農業振興、特産物に力を入れるという動きが各地で出てきています。坂城町の土地、地形や気候を生かしたブドウ、リンゴ、ねずみ大根など農産物がたくさんつくられています。今、農業が高齢化で耕作放棄地が増え後継者が少なくなり、明日の農業が心配になっている中で、今こそ町が中心になり農業関係団体と協力して明るい展望が見える農業振興をすべきだと思います。そのために農業振興にかかる予算をもっともっと増やしていただき、農業に精通した職員もできたら採用するなどして、財政的にも人的にも力を入れていただきたい。また、特に坂城町は工業の町ということで、今まで農業には余力が入っていませんように思います。今後は農業振興に全力を挙げていただきたいと思います。

次に、健康づくりや、また自然に親しむために中高年が里山登山を始めています。子供から大人まで多くの人に里山に親しんでもらうための環境づくりに全力を挙げていただくことを願って私の一般質問とします。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時29分～再開 午後 2時40分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、3番 朝倉国勝君の質問を許します。

3番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の議会に際しましては、私、公共施設等総合管理計画について、そして巨鮎の里復活に

ついて、二つを大きなテーマとして質問をさせていただきたいと思います。

総務省は、平成28年度末までに公共施設等総合管理計画の取りまとめを市区町村に行うよう通達が出されました。本町でもこれに従い、具体的な取り組みがされているところでございます。公共施設等総合管理計画の取りまとめの考えは、総務省通達の中にありますように、我が国においては公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体におきましては厳しい財政状況が続く中で、今後人口減等により公共施設等の利用需要の変化が予測されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体を把握し、長期的な視点のもと、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・標準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要と言われております。

このような考え方にのっとりまして、公共施設等を総合かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上でも不可欠でありますとともに、昨今推進されている国土強靱化にも資するものであります。

国におきましては、経済財政運営と改革基本方針・脱デフレ・経済再生においてインフラの老朽化が急速に進展する中で、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題とされ、国・地方公共団体レベル全般にわたるインフラの長期寿命化計画を策定する要請があったという事を承知しているところでございます。

当坂城町におきましても、昨年度末に計画されました町長期総合計画の中にも提示されているように、少子高齢化が急速に進展する社会情勢の中で、今までとは違った角度での政策の遂行が求められております。あわせて、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「人口ビジョン」による人口減対策を含めた新しい町の事業が盛り込まれた平成29年度の予算も今議会に提出されました。公共施設マネジメントにつきましても、今後の中長期計画のまちづくりには大変重要な位置づけでありますし、町のアイデンティティー、あるいはブランド発信にもつながることから、事業の展開に当たりましては町民益にかなうよう重点的にお願いするところであります。

さて、坂城町の公共施設白書がまとまり、提示をされました。第1点の質問は、公共施設等の現状把握がされた中で、町の公共建物、インフラ設備において現状判断をどのように捉えているかお聞きしたいと思います。

2点目の質問は、今後、公共施設マネジメントの展開に当たって、現状分析あるいは診断からスタートし長寿命化対策や老朽化した施設の除去等を行う中で、どのような基本的な考え方で行うのか。また公共建物について、人口減少にマッチした形で平成42年度までに延べ床面積を0.56m²減少をするという計画が提示されております。この根拠についてどう考えるかお聞きすると同時に、公共建物についての耐用年数を町としてどう捉えているか。あわせて今後、町財政面からも踏まえ、日程、考え方、方針について伺いたいと思います。

第1回の質問は以上でございます。

企画政策課長（柳澤君） 公共施設等総合管理計画につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、イ．現状の認識は、についてでございます。ご質問にもございましたけれども、平成25年11月に国におきましてインフラ長寿命化基本計画が策定され、この基本計画に基づき総務省から全国の都道府県及び市町村に対しまして、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定することが要請されました。

これは全国的に公共施設等の老朽化対策が課題となっており、地方公共団体において厳しい財政状況が続く中、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減と平準化を進め、公共施設等の最適な配置を目指すものでございます。

公共施設等総合管理計画は、国の指針により公共施設等の現況と将来の見通し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について取りまとめることとされております。このことから、計画の素案作成に当たっては各施設を管理する担当課から、施設の状態、維持管理の状況、管理に関する基本的な考え方について聴取を行い取りまとめてまいりました。

また、当町の計画策定に関して専門的及び計画的な意見を幅広く聞くため、地域マネジメントや環境デザインに精通されている長野大学環境ツーリズム学部の松下准教授のほか、町内各種団体あるいは産業関係者などによる計画策定委員会を設け、これまで計3回の委員会を経て計画案をまとめたところでございます。本計画は坂城町の現状把握として、人口や財政のほか町保有の公共施設の状況や将来の公共建築物及びインフラ設備に係る更新費用の推計を示し、これを踏まえた公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針をまとめたものとなっております。

まず坂城町の現状でございますが、人口につきましては、昭和35年からの国勢調査の人口をもとに平成27年の国勢調査人口1万4,871人と、今後の見通しということで、町人口ビジョンの平成52年における将来展望人口1万3千人をベースとして捉え、財政の状況につきましては平成27年度の決算額をベースとして今後の課題等をまとめました。

今後、少子高齢化がさらに進み、生産年齢人口も減少していくことが見込まれる中、財政面における町税への影響や医療費等の社会保障費の増加が懸念されるところでございます。また、公共施設等に係る事業費は年による変動は見られるものの、今後、更新を迎える公共施設等の維持・更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となっております。

公共施設の保有状況でございますが、公共建築物の総延べ床面積は7万4,511.14m²で、施設類型別の保有状況では学校教育系施設が40.1%と最も多く、次いで町営住宅が

15.5%、行政系施設が9.4%と続き、この3分類で全体の約6割を占めている状況でございます。また、昭和60年以前に建設された、30年以上経過している施設は全体の51.3%、10年後に30年以上経過となる施設割合は72.1%となることから、今後、建てかえや大規模改修などの更新が必要となってまいります。

一方、道路や橋梁などのインフラ施設の保有状況では、道路延長が263km、橋梁が160橋、下水道管路延長が105km、農道延長が13km、林道延長が32kmとなっております。インフラ施設は予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要でございます。このことから、その維持・更新経費の削減と年度ごとの平準化を図ることが必要となってまいります。

次に、更新費用の推計でございますが、町が保有する公共施設等の更新などに係る中長期的な経費の見込みを、総務省から提供されたソフトを活用して試算いたしました。今後40年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合にかかる将来コストの見通しを示しております。試算における施設の耐用年数につきましては、それぞれの構造や種類により異なりますが、今回の推計では総務省のソフトに基づき、公共建築物の大規模改修は建築後30年、建てかえは建築後60年とし、インフラ施設は道路15年、橋梁60年、下水道50年といたしました。

町が保有する施設の更新費用の合計は、40年間で551億9千万円と試算されております。年平均では13億8千万円となり、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約1.2倍となっております。また、町民1人当たりの公共建築物とインフラ施設を合わせた負担額は、平成27年と平成42年を比較すると7万7,063円から10万3,201円となり、約1.3倍の負担増となる計算になります。公共施設等の更新費用の総額が現状の投資的経費の規模を上回る結果となるため、施設管理を行う上では維持管理や更新費用の低減を図るための創意工夫や、国や県などの支援制度も最大限活用していく必要があると考えております。

続きまして、ロ. 今後の展開は、についてお答え申し上げます。

総合管理計画の第5章でまとめさせていただきましたが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針ということで、計画期間、取り組み目標、取り組み方針についてまとめしております。

計画期間につきましては、平成29年度から平成42年度までの14年間としております。これは町の最上位計画である長期総合計画の第6次計画の目標年次とあわせて進めていくということでございます。

また、14年間の計画期間における公共施設等の数量に関する目標として、有効活用がされていない施設の見直しを行い、例えば給食センターや南条集会所など、建設当初の目的を果たした施設を廃止し、取り壊しを進めることで、現在の施設保有量を今後14年間で10%削減することといたしました。この目標設定につきましては、町民1人当たりが保有する公共建築

物の延べ床面積は、平成27年度が5.01m²、目標年次の平成42年度の推計が5.57m²で、その差が10%になることから、人口の減少や施設の見直しを踏まえ設定したものでございます。

インフラ施設につきましては、生活に必要不可欠な施設であり、総量の削減や廃止は現実的でないことから数値目標は設けておりませんが、計画的な点検、修繕、更新等を行い、長寿命化を図ることで、維持管理のトータルコスト削減を目指すことといたしました。

次に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方ですが、施設利用者が快適で安全に利用できるよう日常点検や定期点検などの実施を徹底し、その点検履歴の集積と蓄積に基づき老朽化対策や維持管理、修繕、更新等を進めてまいりたいと考えております。また、予防保全の視点による維持管理に努め、計画的な施設の長寿命化や統廃合の検討を進めてまいりたいと考えております。このほか、国や県及び民間施設の利用など広域的な視野を持った利用にも努めてまいりたいと考えております。

また、施設利用者の安全・安心な利用に向けて改修や改善による危険の除去を進めるとともに、耐震化が未実施で継続的に使用していく施設は、計画的かつ効率的な耐震化を進めるとともに、耐震基準を満たしている施設についても災害時の拠点施設としての防災性と耐震性の強化を図ってまいりたいと考えております。

少子高齢化や人口減少により施設利用者の減少が見込まれる中ではありますが、施設の用途や町民の利便性にも配慮しながら、今後も必要な施設については更新や長寿命化による施設の維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合や複合化をするなど、町内における公共施設等の全体最適化に向けたランドデザインを描き、効率的な行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

なお、国からは公共施設等総合管理計画の次のステップとして、個別施設計画の策定を要請されております。個別施設計画は個別の施設ごとの長寿命化計画であり、各施設の特性や維持管理等に係る取り組み状況を踏まえつつ、計画期間、対策の優先順位の考え方、対策内容や実施時期などについて定めていくこととなっております。29年度、長野大学の松下先生にもご協力いただく中で個別施設計画の策定に向けた基礎調査を進め、平成30年度以降、個別施設の優先度を設定した整備基準などの整備方針や整備計画の策定を進め、利用者のニーズに応えながら公共施設等を効率よく効果的に管理・運営をしてまいりたいと考えております。

3番（朝倉君） 丁寧なご説明ありがとうございました。追加質問の1といたしまして、公共施設等総合管理計画は、まちづくりを進める上で大変重要な意味を持つ事業と考えております。人口減という流れの中で、公共施設も従来は拡大という形をとってきたわけですが、これからは人口減に合わせた縮小ヘシフトしなければいけないというふうに考えております。こういうようなことからしても、先ほど私、申し上げましたけれども、この事業も結果

によってはですね、町のアイデンティティーが失われるというようなこともあるし、あるいはまた坂城のブランドを高めるというふうなことから、特に慎重に対応をしていただきたいというふうに考えます。

そういうようなことから、将来のあるべき姿を長期総合計画で私どもも町が進めておるわけですけれども、公共施設の今後の計画の推進に当たりましては、答弁にもありましたけれども、まずは多機能化、複合化ということを特に念頭にさせていただいて、ただ単純に縮小すればいいということではなくて、英知を絞った中で、ぜひ縮充という形で私はお願いをしたいということが1点でございます。

それからもう1点ですね、先ほどもこの計画をまとめる中で、各課の縦割りで管理されていると。その中の情報を集めて、この計画がつくられたというふうなことを言われておりますけれども、今回そういう意味では、一つの情報を一元化できたということは大変いいことではないかというふうに思うんです。

それについてはですね、今まで点検だとか管理については各課で業者の方あるいは自分たちで点検や何かして、あるいは業者と契約を結んでやっていたわけでございますけれども、公共施設のマネジメントを考える上では、一つのトータル的な管理をですね、将来専門家を育成するということと同時に、契約にかかわる工数を一つにまとめることによって、またその専門家にですね、その点検・診断を依頼する中で、最低限やらなければいけないことを明確にして、マニュアル化して、契約のコストだとか、収入とか、いろんな問題がそこに具備されてくると思うんですが、そういうことをまず一つ一本化して専門家に依頼して、契約にかかわる工数の低減、あるいはやらなきゃいけないきちんとした管理ができるために契約の形をですね、一本化した契約にしたらどうかという提案をしたいんですが、現状、町としてどう考えているかお聞きしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 再質問にお答えを申し上げます。公共施設の部分で縮充の方向での検討をというところでございます。少子高齢化、人口減少は当町におきましても大きな課題となっております。施設利用者の減少も想定をしている状況でございます。そういった状況を踏まえまして策定いたしました総合管理計画に基づき、各施設の状況に応じました維持管理、あるいは施設の機能やサービスを維持していくこと、また利便性を向上させていくための統合・複合化ということは必要でありまして、また重要であると考えておるところであります。

施設の統合・複合化によります施設保有量の縮減は、維持管理、修繕、更新等の将来コストの縮減にもつながりますが、そのほかにも一つの施設で複数の目的を達成できるワンストップなど今後の施設利用者の利便性の向上を図ることができる可能性もあると考えております。今後、策定をいたしてまいります個別施設計画におきまして、利用者のニーズを捉える中で最大の効果が得られるような公共施設のあり方について検討してまいりたいと考えております。

続いて、施設管理者による管理についてのご質問であります。今回の総合管理計画の中で、全庁的な取り組み体制の構築、あるいは情報管理や共有方策について位置づけをさせていただいたところであります。施設の基礎情報のほか、更新や改修に関する中長期的な計画などのデータを一元管理し、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有することによりまして、適正な維持・更新等に向けました実施体制とともに、所管ごとの縦割りということではなく、全庁横断的な推進体制の構築を進めてまいりたいと考えておるところであります。

そして、施設管理者を行う職員が同じ目線で点検できるようなマニュアル、あるいは点検簿などにつきましては整備をしまして、その点検履歴等の集積と蓄積により老朽化の対策や予防保全型の維持管理につなげていきたいというふうに考えております。また、専門的な視点を要する施設につきましては、民間委託などによりまして点検、診断を行いまして、その結果については全庁で共有をしましてまいりたいと考えておるところでございます。

民間や外部の専門家を活用して契約等の一本化をというようなご提案でございました。施設も多岐にわたりまして、施設の構造的な部分あるいは設備的な部分というような状況の中で、そういったところでやや専門的な部分のお力添えをいただかなければならないというような状況が生じてこようかと思えます。そういった部分、各所管課と情報を提供する中で、まずはどういった委託契約がなされているのか、そういうところを把握させていただきまして、その後、検討させていただきたいと思えます。

3番（朝倉君） ありがとうございます。2回目の質問でございます。これは公共施設の管理という面では大変警鐘を鳴らせるような実態でございまして、あえて今回、私、提案したいわけでございます。

平成18年、皆さんご存じのように、埼玉県のみみ野市での流水プールで小学校2年生の女の子が大変気の毒に死亡事故に遭われました。この事故の最高裁の判決が確定いたしまして、このプールは市が民間業者へ業務委託していた契約の中に、安全管理について明確な規定がなかったと。したがって、施設所有者のみみ野市は業務上、観客等の安全を確保できる施設を提供する責務があるということで、残念でございますけれども、市の担当課の課長が管理責任を問われまして、禁錮1年半、係長が1年の判決が確定をいたしました。当然こういう判決でございますから、課長さんと係長さんは懲戒免職という処分の大変厳しい判決が出ました。

今回、公共施設の管理計画が一本化されて、町でも展開されていくわけですが、こういう事例を参考にして当坂城町においても安全にかかわる問題というのが、例えば私の考えられるところではいきますと、例えば遊具、子供たちが遊ぶ遊具のようなところについてはですね、やっぱり人命の危険があったり、プールだとかいろんなところにもそういう危険性は潜んでいるわけでございます。

そういうようなことについてはですね、町全体で管理できるわけじゃなくて、民間の業務委

託をしたりする事例があると思うんです。そういうことも踏まえて、契約の中には必ず安全項目がですね、きちんと管理ができる、それで責任がとれる、そういう契約ということにぜひしていただいて、坂城町でこういう大変悲惨な事故が起きないようにしていただきたいというふうに考えますが、この辺についてご見解はいかががちょっとお聞きしたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） 外部委託を含めました施設の管理体制という部分であります。先ほどふじみ野市で発生しましたお話がございましたけれども、当町におきましても指定管理者により管理運営や施設の管理業務の一部を外部に委託しているところであります。

公共施設の維持管理を行うに当たりましては、民間業者等に外部委託をすることで施設管理が効率的かつ効果的に実施することができまして、施設利用者へのきめ細かなサービスが提供できるものとしてお願いしているところであります。そこには当然、委託する業者が受託業務を誠実で確実に遂行する意思と能力があることが大前提であるというところであります。

町の立場としますと、そういったまず委託された業者がしっかりと定期的な検査を実施し、管理報告書等の提示を求める中で、まずしっかりできているかという部分を確実に調査して指導していきたいというふうに考えております。

そして、中に安全管理といった部分までの契約ができるのかという部分、そこまで委託業者が受託ができているのかという部分につきましては、それぞれの契約の仕方によりまして、やはりちょっと差違があるかと考えております。そういったところにつきましては再度調査をさせて、責任がとれるのかどうなのか、またそういったところまで含めたときに逆に費用的な部分が相当上がってしまうのかどうなのか、そういうところも検討しながら契約の部分につきまして検討させていただきたいと思っております。

3番（朝倉君） 公共施設等総合管理計画が、これから具体的に進んでいくわけでございますので、今日は概略的な考え方とかお話をお伺いいたしました。これがまた坂城の町の長期総合計画や、あるいは安心・安全なまちづくりの一助になるように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。口が回らなくて申しわけないんですけども、巨鮎の里の復活ということの質問に入ります。

坂城町の総面積の約4分の1を千曲川が占めております。この千曲川は私ども若いころ、初夏の風物詩といたしまして、太公望が所狭しと坂城町の南北を町内外から見えたアユ釣り愛好者が日本でも三大巨鮎、大きいアユということでございますが、の産地として大変好評を博して来町されていた状況もございます。しかし、残念ながら今はこの様子はほとんど見られなくなって大変残念でございます。

鬱蒼と茂ったニセアカシアの木が川幅いっぱいには繁茂しておりますので、子供たちも危険だというようなことから川遊びをすることも忘れて、日本一長い千曲川でございますけれども、

なかなかその恩恵にあずからないというのが現況ではないかというふうに思っております。

こんな状況の中でもございますけれども、当町におきましては山村町政のもと巨鮎の里の復活を目指して稚アユの放流を数年前から始められていることについては敬意を表したいわけですが、温暖化の影響といいますか、あるいはまた外来魚の愛好者による在来魚の激減、あわせて、ウによる在来魚の捕食等の影響もあって、大幅に千曲川の生態系が変わってきておるところでございます。

そんな状況の中で、県ではですね、新聞でも報道されておりますけれども、観光立県を目指している県といたしましても、川あるいは湖における釣りということについてはですね、大変活況を呈しているところはすごい観光資源に恵まれているんですけども、一方では全然衰退しちゃってどうにもならないと。特に私どもの更埴漁協はそういう状態でございますけれども、これはもったいないなど。

県の係長さんがですね、担当領域を超えて新しい事業に「釣リズム信州推進事業」という一つ新しい事業を提案して今年採用されました。新しい事業でございますので、135万円ほどの予算で観光のPRというふうな方向で進んでいくようでございますけれども、いずれにしても各地の漁協が衰退して、なかなか漁協自身の財政負担によって復活ができないというようなことを県も力を入れてやっていきたいというふうな機運も出てきております。

そんなような中で、坂城町といたしましても今年も新しい予算にも盛られておりますけれども、アユの里復活に向けた施策を展開されております。特にブラックバスだとか、外来魚ですとか、ウの問題以外にですね、温暖化によって水質は変わってきていると。私ども素人考えでいきますと上下水道が発達したんで、水質はよくなっていて何でそうなるんだろうかというふうな疑問もあるんですけども、なかなか真因がちょっとつかめていないという状況も確かかなようございます。

そんなようなことで、昨年、議長さんのかけ声もいただきまして、産業振興課の山崎課長さんのご支援もいただいて、ブラックバスの釣り大会をやろうということで計画したんですけども、残念ながら雨のために流れてしまいました。しかし、その場に私も朝来たんですけども、親子連れの釣り愛好家がですね、10人ほどお見えになって、その行事を楽しみにしていたようなこともございます。そんなようなことで、何か一つの手だてをすれば、まだ私ども千曲川が従来と同じような巨鮎の里に復活できる要素はいっぱい残っているんじゃないかというふうなことを考えるところでございます。

そんなようなことで、大きな話で申しわけございませんけれども、その先鞭を坂城町が担っていただいて、県や国との連携、あるいは漁協、そういう大きな連携の輪をつくりながら、ぜひ坂城町の千曲川がですね、もう一度、巨鮎の里復活になるような施策をぜひ今展開していただきたいというようなことで、まず町長さんのほうからですね、その辺のお考えをお聞きする

と同時に、ある方からちょっと私に指導いただいたんですが、アユの友釣りという漁法は文化遺産に相当するくらい世界でも珍しい漁法だそうなんです。そんなようなこともありますので、ぜひそういう漁法も残したいし、観光的にもですね、これができるならば、すばらしいまたまちづくりにもつながってくる、県の観光立県にもつながってくるというようなこともありますので、町の考え方、どんな形で考えているのか、あるいはまたどう進められようとしているか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（山村君） 巨鮎の里復活について、なかなかチャレンジングなんですけれども、順次お答えしたいと思っております。

私なんぞより朝倉議員さんのほうが大変よくご存じだと思いますが、かつて坂城町周辺の千曲川はアユのシーズンになると、アユ釣りファンを魅了する巨鮎の里としてシーズン中の休日には県内外から多くの釣り客でにぎわっており、またアユ釣りの始まる前の春から初夏にかけてはウグイも多く、つけ場漁が盛んに行われ、初夏の風物詩にもなっているつけ場小屋が数多く営業していたわけでありまして。最近では、アユやウグイの数はかなり落ち込んでいると伺っており、つけ場小屋の数も減り、アユ釣り客の姿も余り見かけなくなってしまうところでもあります。

坂城町を流れる千曲川は、千曲市、松代町とともに更埴漁業協同組合の管轄エリアとなっておりますが、アユの減少した原因としては、外来種の肉食魚である繁殖力の非常に強いブラックバスによる食害、このほかカワウ、サギ等の鳥による食害、千曲川の水質や環境の変化などが考えられるとお聞きしているところであります。

対策の一つといたしまして、町では平成27年度から更埴漁業協同組合に補助金を交付し、アユの稚魚の放流を支援しております。また、更埴漁業協同組合では昨年10月に、先ほどもお話ありましたけれども、ブラックバス駆除の啓発につながるようブラックバス釣り大会を企画しましたけれども、残念ながら降雨により中止になったというところであります。町といたしましても引き続き啓発活動を支援してまいりたいと考えております。また、同漁協ではブラックバスの越冬場所などの生態調査を行っているとお聞きしております。ブラックバスの越冬場所が明らかになれば駆除方法の大きな参考になると考えられますので、今後の調査結果に期待をしたいと思います。

新緑まぶしい6月、千曲川の流に銀鱗を踊らせるアユは清流の女王と呼ばれるのにふさわしい趣があり、自然豊かな坂城町を象徴する資源として、当町の誇るべきブランドの一つであると考えております。

アユの復活に対する町の考えはという質問でございますが、千曲川とアユというブランドをより魅力あるものに育てていく必要性を感じているところであり、またアユ釣りや初夏の風物詩であるつけ場漁、つけ場小屋などは後世に残していくべき貴重な観光資源だと考えておりま

す。町といたしましては、ブランドづくりの一環として位置づける中で、来年度につきましてもアユの増加、そして巨鮎の復活に向けて稚アユの放流補助など更埴漁業協同組合の活動を引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、県・近隣市町村との連携はでございますが、千曲市観光協会においては、アユの復活に向けて更埴漁業協同組合に対して稚アユの放流に係る補助金を交付しており、当町と連携する形で支援していただいております。上流の上田市でも、漁業協同組合の管轄は異なりますが、上小漁業協同組合に対して補助金を交付し、千曲川と依田川に稚アユの放流が行われていると聞いております。

ご質問にもありましたが、県では来年度の新規事業として「釣リズム」、これ「ツー」は「釣る」という漢字ですけども、「釣リズム信州推進事業」を計画しているとの報道がありました。これは県内河川や湖沼での釣りをPRして観光客を呼び込み、観光を通じて漁業の復活につなげることを目的とする事業で、釣り場を紹介した冊子を作成したり、釣り場づくりや釣り教室の開催などを企画する地域・団体を支援するというものであります。

この事業のスタートは、県内の漁業の衰退、漁協の活動低下などに対する危機感のあらわれであり、そういった意味では、県も坂城町や近隣自治体と同じ認識に立っているものと考えております。また、県内の漁業協同組合などが主体となって釣りの集客力に注目し、観光振興に生かす取り組みが出始めております。釣り人が増えた漁場付近で宿泊業や小売業にプラス効果が及んでいるケースもあるとのことで、釣りを観光振興に生かす研究を進めていく必要性を感じております。

町といたしましては、県や近隣自治体との連携を図るとともに、更埴漁業協同組合を支援することにより、巨鮎の復活や観光客等の増加に努めてまいりたいと考えております。

3番（朝倉君） ただいま町長さんからお話をいただきましてありがとうございます。

先ほどもちょっと私、申し上げたんですが、昨年議会でも提唱して外来魚の駆除のイベントをやろうじゃないかということで提案したんですが、今年はですね、そういう計画があるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

産業振興課長（山崎君） 来年度の釣り大会というご質問にお答えいたします。先ほど町長からご答弁申し上げましたとおり、昨年10月のブラックバス釣り大会は、更埴漁業協同組合の主権により企画された事業でございます。来年度に開催するかどうかは更埴漁業協同組合により決定されるものと考えているところでございます。

なお、町教育委員会では、以前から子供たちが千曲川の自然に親しみ千曲川を知ってもらうことを目的に、ふれあい大学で川の学校や、川辺の学校を開催しておりますが、来年度新規事業として、更埴漁業協同組合と連携して、ふれあい大学専門講座において釣り教室を開催する予定でございます。大人から子供までを対象に開催する予定の釣り教室は、釣りを通して自然

とかかわりながら千曲川の現状を知り、千曲川のルールを知ってもらうことを目的としております。アユの復活を目指し観光資源としての千曲川を守っていくため、より多くの方々に釣り教室の参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

3番（朝倉君） 今年もそういうことで、ご期待を申し上げたいと思っております。議会といたしましても、できるだけのご支援、一緒に汗をかくつもりでおりますので、よろしく願いを申し上げたいというふうに思っております。

私は今回、公共施設等総合管理計画、そしてまた巨鮎の里復活ということで代表質問させていただいたわけですが、いづれにしても私ども今、町長さんがよく使う言葉でございますけれども、「先人木を植え後人涼を楽しむ」という言葉にあるとおり、将来これからしよって立つ若い子供たちに今あるですね、資源を私どもが育てて残していくという責任があるかと思えます。公共施設あるいは巨鮎の里につきましても、そのような考え方で、ひとつ町としても鋭意努力をお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時26分～再開 午後 3時37分）

議長（塚田君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 総合戦略の取り組みはです。人口減少対策として国を挙げてまち・ひと・しごと創生総合戦略を進めているところですが、目標を定めて各施策を実施する期間5年のうち2年が経過しました。その成果はどうでしょうか。町の将来像、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町を実現するために、総合戦略の施策の中から29年度の事業の取り組みについて質問をいたします。

イとして、人口減少克服についてです。総合戦略の基本目標3に町外への流出を抑制して新たな流入を増加するとし、人口の社会増減目標値を27年から31年までの5年間平均で36人減と設定しています。ちなみに現状値、平成22年から26年の平均値は77.4人減でした。人口の増減につきましては、出生数と死亡数の差で見る自然増減と転入・転出の移動数の差による社会増減がありますが、昨年3月に策定された坂城町人口ビジョンの目指すべき方向の1番に、人口を社会減から社会増に転じていくことを最重要事項としています。

2月1日の新聞報道で、今年1月1日時点の長野県の人口推計が発表されました。その中で、28年度中の長野県における人口の社会増減は、前年のマイナス307人からマイナス45人

と大幅に改善されました。また、県内で社会増となった市町村は28市町村で、前年より7市町村増加しました。この市町村は人口増や若者定着に向けた施策の効果があらわれていると見ているようです。

では、坂城町ではどうでしょうか。人口1万4,583人で、前年より264人減少しました。そのうち社会減は137人で、これはリーマンショック後の影響と見られる平成21年に次ぐ数だと思います。この社会減137人という結果について、どのように分析されているのでしょうか。

人口移動の状況から見ても社会増を実現するためには、坂城町で育った子供たちが学校を卒業後引き続き住みたい、あるいは再び戻ってきたい坂城町にすることだと思います。1月27日に行われた坂城中学校3年3組の模擬議会の授業を傍聴し、感想をお聞きし、そうだったのかと納得しました。この部分につきましては町長招集挨拶でも触れられています。将来、坂城町で暮らしてもいいと思ってもらうには、今現在の町の状況、産業、教育、福祉などの状況や、取り組んでいる施策などを理解してもらうこと。今まで気がつかなかったことでした。

そこでお尋ねします。町内小中学校では、3年生からだったでしょうか、ふるさと坂城町について学んでいると思いますが、その小中学校でのふるさと学習の内容についてお尋ねいたします。また、今の町の状況については、どのような学習をしているのでしょうか。

次に、U・Iターンの促進や坂城町に対する人々の興味、関心の向上を目指して、総合戦略に具体的事業が挙げられています。新年度予算にどのように反映しているのでしょうか。新規事業についてお答えください。

次に、移住定住促進事業補助金について、空家活用事業について、北国街道まち並保存活用事業についても内容をお聞きします。

ロとして、工業振興についてです。基本目標の1には安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大するとあります。この点につきましては工業分野の強化、農業・林業における6次産業化や商業振興、新たな起業支援など多くの具体的事業が計画されています。工業分野をより強化し、新産業や新たなサービスを生み出すことにより、人口減少克服に大きな一歩を踏み出すこととなります。

企業動向について、首都圏、東京、埼玉、千葉、神奈川に企業集中が加速しているというデータがあります。これは平成27年の数字ですが、首都圏への企業の転入超過数は104社、データがある昭和56年以降最多です。大きな市場、取引先も集中していて、新卒者を初め人材も豊富、集中傾向は今後も続きそうだとされています。

次に、長野県の状況ですが、長野県内へは転入が17社、転出が6社で、11社の転入超過です。国の優遇税制に上乗せた県独自の支援制度に加え、住みやすい環境などが要因と考えられます。国・県の支援制度に坂城町独自の技術の高度化・高付加価値化の支援や子育て支援

など、坂城町における企業立地には有利な条件、また好機だと思います。多くの技術が集積している坂城町での立地は魅力的だという話も聞きました。また、業務拡大を考えている町内企業の要望に応えることも急務です。現在、分譲可能な工業団地の面積は3千m²のみということですので、早急に工業団地の造成をと考えます。29年度予算に新たな工業団地の造成に向けて、基本計画及び基本設計の委託費が計上されています。午前中の中嶋議員の質問と重複いたしますが、この工業団地造成についての基本的な考えをお聞きます。

次に、昨年の6月議会で、交流の拠点づくりについて、東京のテックショップジャパンを例に質問をいたしました。29年度予算に、このテックショップ東京で町内企業やグループが利用できるよう法人会員契約を結ぶための予算が計上されています。多くの皆さんが利用することにより、製品開発や新事業が生まれる期待が膨らみます。今回、国の地方創生拠点整備交付金を活用しての坂城しごと創生イノベーションセンター施設整備事業は、交流の拠点や技術指導、企業支援を目指しての事業と思います。国の28年度補正で繰り越し事業となりますが、坂城しごと創生イノベーションセンター施設整備事業の内容についてお尋ねします。また、整備後の事業計画についてもお答えください。

以上で1回目の質問といたします。

企画政策課長（柳澤君） 総合戦略の取り組みは、イ. 人口減少克服についてお答えいたします。

我が国の人口は加速的に減少することが危惧されており、急速な少子高齢化の進展と人口減少への対応が大きな課題となっております。当町におきましても本格的な少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより生活環境も変化し、平成12年以降、人口は減少傾向となっております。

このような状況の中で、町の持つ地域特性を生かし、少子・高齢社会への対応とともに人口減少に歯どめをかけ、快適で住みよい環境を確保するため、平成27年度において将来の人口目標を示す「坂城町人口ビジョン」、また四つの基本目標と三つの重点プロジェクトなど具体的な施策を示す「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

ご質問にもございましたとおり、本年2月1日の新聞報道において毎月人口異動調査に基づく平成28年中の長野県の人口推計が発表され、1月1日時点での当町の人口は1万4,583人、前年より264人の減少で、そのうち転入・転出による社会動態では137人の転出超過という状況でございました。

この社会動態における平成28年の人口の動きですが、転入は477人、転出は614人であり、移動が最も多かった月はともに3月で、転入は86人、転出は134人でした。また、県外・県内よる地区別での移動状況ですが、転入においては県外から203人、県内から274人が転入しており、転出においては県外へ208人、県内へ406人が転出している

状況です。また、年齢別の年間移動人口につきましては、転入においては20歳代から30歳代が多く、20歳から24歳で68人、25歳から29歳で110人、30歳から34歳で71人となっており、転入者の52%を占めています。転出においても同様に、20歳代から30歳代が多く、20歳から24歳で116人、25歳から29歳で117人、30歳から34歳で73人となっており、転出者の50%を占めております。一方、社会動態における過去5年間の推移につきましては、いずれの年も転出超過ではございましたが、平成26年は15人、平成27年は21人の転出超過ということで、ほぼ均衡した状況でございました。

人口の変化についての要因を分析することはなかなか難しいところではございますが、平成28年の動向と町の人口ビジョンを策定した際に取りまとめました、町を転出した方へのアンケート調査の結果を踏まえると、やはり進学や就職、結婚を理由とする流出が多いと考えられます。

特に、就職においてはサービス業などの第3次産業への就業を希望する若者が多く、平成22年の国勢調査の結果では、町民の産業別就業状況においても第3次産業への就業者が最も多く、第2次産業への就業者より4%ほど多くなっております。製造業に特化した産業構造で雇用の受け皿も多い当町ではございますが、町内に希望する仕事がないとの思いから、町外での就職をきっかけとして転出する若者が増加している傾向がうかがえるところでございます。

坂城町の人口を増やしていくためには、いかに若者の流出を抑えるか、坂城町に若者を呼び込み定住してもらえるかが重要と考えますし、これは出生者数を増やしていくことにもつながり、人口減少や少子高齢化に与える影響も大きいものと考えるところでございます。町の総合戦略の実施期間2年が経過する中で、人口推計では数字的に厳しい状況ではございますが、人口を社会減から社会増へ転じていくことを最重要事項として、現在取り組んでいる事業の検証も行いながら人口減少の抑制、総合戦略の事業展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、U I J ターンなどの移住定住促進事業についてでございますが、町単独事業としての取り組みと広域連携による取り組みがございます。広域連携事業といたしましては、今年度から長野地域連携中枢都市圏事業として移住定住促進事業に取り組んでおり、長野市が運営している就職情報サイト「おしごとながの」を圏域の市町村が加わり広域化するなど地域への就職支援強化を連携して行い、今後さらにサイトの充実を図るとともに掲載企業数の増加を図り地域内への就職支援に努めることとしております。また、東京圏の新卒合同説明会や企業PR力強化セミナーなどに引き続き取り組んでいく予定でございます。

就職支援以外の移住・定住に関する取り組みといたしましては、移住に関する合同相談会、移住フェア等の開催、また移住交流イベント等への共同出展、移住体験ツアーの実施、圏域市町村の取り組み情報を集約したパンフレット等の作成などがあり、29年度も引き続き取り組

むこととしています。

続いて、先ほど平成28年中の人口異動の社会減について申し上げましたが、総合戦略に掲げる基本目標の一つである、町外への流出を抑制して新たな流入を増加するを達成するため、町単独の事業として平成29年度においては移住定住促進補助制度を創設し、必要な経費を新年度予算に計上させていただいたところでございます。この補助金は町外からの移住だけでなく以前から町内に住んでいる方も対象とすることで、町外への流出を防ぐことも目的としております。対象者は坂城町内にみずからが定住する目的で新築住宅を取得しようとする方で、新築住宅の取得に係る経費に対し10万円の定額での補助を行うものであります。

今後も引き続きこれら町単独事業としての施策と広域連携による取り組みとを効率的に組み合わせる中で、人口減少の克服に努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） 私からは、小中学校で行っているふるさと学習の内容についてお答えいたします。

1月27日に開催されました坂城中学校3年3組の生徒による模擬議会では、「どんな町になれば坂城に帰ってきたいと思えるか」をテーマに質問を行い、町で取り組んでいる政策について学習をいたしました。模擬議会実施後のアンケートでは、将来坂城で暮らしてもいいと考える生徒が7割を超えるという結果となりまして、子供たちが坂城町について学習することがいかに大切であるかを改めて感じたところでございます。

小学校のふるさと学習につきましては、1学年から6学年までその学年に合った内容の学習が社会科や総合学習の授業を中心に行われております。主な学習内容でございますが、最も多く行われている学習としましては、坂城町の特産物に関する農業体験でございます。ねずみ大根の栽培や収穫したねずみ大根を使ってのおしぼりうどんづくり、また、ブドウ、リンゴ、米やジャムづくりの体験、バラや菊等の栽培を行っております。そして、多くの場合において地域の皆様のご協力、ご支援をいただく中で学習を行っているところでございます。

また、町内企業の協力をいただきまして事業所の見学ですとか、名所・旧跡を回りまして町の歴史を学んだり、その他公共施設の見学等を行っております。最近のふるさと学習の一例を申し上げますと、南条小学校6年2組では「坂城を知り、坂城に学び、坂城を発信しよう」をテーマに町内公共施設等の見学を行い、それをまとめまして、ふるさとを自慢するために小学校のホームページに掲載するといった学習をしております。また機会がありましたら同校のホームページをご覧いただければと存じます。

次に、中学校で行われているふるさと学習でございますが、主には地域との交流や職場見学、職場体験でございまして、いずれも総合学習の授業で行っております。地域との交流としましては、地域の方々に講師をお願いしまして、トレッキング、ブラインドサッカー、キノコの駒打ち、茶道等のさまざまな分野について学習を行っております。また、町内事業所の職場を知

るため、1 学年では職場見学を行い、2 学年では3 日間の職場体験学習を行っております。3 学年では後輩に伝えたいこととしまして、坂城町や中学校のことが書かれた絵本をつくり保育園や幼稚園に配っております。

また小中学校の教職員につきましても、子供たちの指導を行うに当たり、坂城町について知る必要がございますので、教育委員会では新たに着任した教職員を対象に、毎年町内の観光施設、公共施設、名所・旧跡を見学する学習会を開催しております。

小中学校それぞれの段階において、さまざまなふるさと学習が行われておりますが、坂城町の将来を担う子供たちにとって坂城町を知ることは大変重要であると考えますので、引き続き効果的な学習が行われるよう取り組んでまいります。

住民環境課長（金子君） イのご質問の中の空家活用事業についてお答えいたします。

昨年10月に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく坂城町空家等対策協議会を設置いたしました。この協議会は、特別措置法により空家等対策計画の作成、変更並びに実施に関すること、特定空家等に対する措置に関すること等を行うことを目的に設置し、会長に町長、副会長に町議会議長を初め区長会の代表者、法務、不動産、建築、福祉、消防、警察等の有識者で構成しております。また、それぞれの担当課で行っていた空家等の対策について横断的な連絡体制を整備し、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的に今年度中に空家等対策計画を策定し、この計画により空家等の対策を進めてまいります。

来年度において、本年1月末に各区長からいただいたそれぞれの地域の空家等の情報をもとに専門的な知識を持つ調査員に委託し現地調査を行い、その結果をデータベース化してまいります。このうち特定空家等と判定されたものにつきましては、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要なガイドラインに基づき、協議会に諮り意見等をいただく中で、所有者等に対して指導・勧告等の手続を進めてまいります。

特定空家等に至らないものの、周辺環境などに影響を及ぼすおそれのある空家等につきましては、町生活環境保全条例に基づき、所有者等に対し改善要請を行うなど予防対策を講じてまいります。また、利活用可能な空家等につきましては、所有者等の意向を確認しながら空き家バンクへの登録や補助制度の情報提供等を行い、関係課と連携する中で利活用を進めてまいります。

建設課長（宮嶋君） 私からは、空家活用事業、北国街道まち並保存活用事業の取り組みについてお答えします。

町では、空家の利活用に向けて、平成27年3月に一般社団法人長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部と実施協定を締結し、同4月から町のホームページを使って空き家バンクをスタートさせたところでございます。また今年度4月、空家の情報や町の紹介、町土地開発公社

の分譲地や町営住宅の募集等を充実させた空き家バンク専用ホームページを開設いたしました。さらに、空き家バンクの登録及び利用を促進するため、空家の所有者等が行う空家本体の片づけや清掃、空家のリフォームに対しまして、空き家バンクに登録していただくことを条件に、5万円以上の経費の半分について10万円を限度といたしました補助事業を創設しました。さらに、定住を目的として空家を購入された方がリフォームを行う場合には、最大50万円の補助を行う空き家バンク利用促進補助金を創設したところでございます。

空き家バンクの利用状況につきましては、空家の登録物件は2年間で延べ18件となっており、うち6件が契約成立となっております。また、ホームページの利用状況は、昨年4月から今年の1月まで約1,800件となっており、県内ですと長野市、松本市や、県外では東京、大阪などの方から高い関心が寄せられております。さらに空き家バンク利用促進補助金につきましても改修補助に2件の申請があり、うち1件については定住を目的とされた方の改修申請となっております。

今後もさらに空家の利活用に向け、また人口減少克服の切り札として、空き家バンク事業及び空き家バンク利用促進補助金の活用を推進し、町内の空家を有効的に活用した移住・定住政策を図り、人口増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、北国街道まち並保存活用事業につきましては、町の歴史や文化を感じさせる旧北国街道の周辺や町並みを保存するとともに、その魅力を有効活用することを目的として、古民家等の保存及び店舗リノベーションや坂木宿ふるさと歴史館を初めとする関連建物に注目したイベント企画などの展開を検討するため、長野大学と連携協定による旧北国街道沿線景観整備に向けた実態調査を実施いたしました。

今年度につきましては、旧北国街道のうち、おおむね旧坂城地区の四ツ屋から荻屋原までの区間を調査対象とし、学生には若者・学生目線で、また坂城町を知らない若者から見た感性で、町のよいところ、気になったところなどを探していただくことをテーマとして、10月から毎週木曜日の午後1時から4時までの時間帯を中心に町に来ていただき、街道や周辺の調査活動を行っていただきました。

調査活動の前半、街道沿線を一通り散策した後、地域学習、課題、資源などといった観点からそれぞれのカテゴリーに分け、自然・景観チーム、歴史・町並みチーム、食べ物・お店チームの三つのチームを立ち上げ、地元の人へのインタビューなど、テーマに沿った内容を柔軟な若い感性による着眼点から、さらに掘り下げた調査活動をしていただきました。

また、調査を進める中、学生たちからの提案で、大門町にあります旧山浦邸の状況確認も兼ねた「おそうじプロジェクト」を計画し、「北国街道 旧坂木宿 旅籠おそうじ大作戦」と銘打って、長野大学の一般学生にも呼びかけ、ボランティア活動として「坂木宿ふれあいガイド」の皆様のご協力のもと実施いたしました。旧坂木宿エリアの新たなまちづくりのヒントに

なったのではないかと考えており、学生たちは旧北国街道に残された歴史ロマンに触れ感激しておりました。

10月から12月までの約3カ月間の取材・調査活動を済ませ、1月に入り、にぎわい創出に向けたアイデアなどを若者目線で提案しようと、「こんな街になったらいいな」ワークショップを開催し、それぞれのチームのテーマを中心にアイデアを提案し、最終的に1冊の冊子にまとめる「さかきさんぽ」と題したフリーペーパーを作成していただき、2月15日には役場において旧北国街道周辺の景観整備に向けた実態調査活動報告会を行っていただきました。

学生たちからは、おのおのが自分たちで決めたテーマの選定から調査実施の状況、そして若者たちの目線から感じとられた、それまで見知らぬ町だった、その土地の歴史の深さや私たちがふだん当たり前のように感じている景色、風景といったこと、旧北国街道に足を運んでいた方からアンケートをとったらどうかとか、SNSの影響力をもっと活用し情報発信を重視したらなど、さまざまな提案があり、再認識させられると同時に今後の坂城町へ期待する思いを発表していただきました。

完成したフリーペーパー「さかきさんぽ」は、主要な施設等に置き、大勢の皆さんにご覧いただきたいと考えております。今回実施した実態調査からの提案につきましては、関係する担当課と検討会を行う中で協議し、修景のまちづくりの推進を図ってまいりたいと存じます。

引き続き29年度において旧北国街道の中之条、南条までの区間の実態調査を長野大学にお願いし、実施してまいりたいと考えております。

産業振興課長（山崎君） 最初に、（イ）のご質問の中の合同企業説明会、若者交流会についてお答えいたします。

町では、移住定住・就職支援事業として、今年度より県外の優秀な学生を町内企業に呼び込み、町内へのUIJターンを促進するため、首都圏において合同企業説明会を開催しております。昨年6月には東京池袋において、2016年度卒業予定者を対象に町内企業7社による合同説明会を開催いたしました。この3月24日には、2017年度卒業予定者を対象に町内事業所9社の参加により、東京渋谷にて合同企業説明会を開催する予定でございます。

町内外から優秀な人材を確保することは企業の発展と活性化に必要なことであり、採用された方々に坂城町に住んでいただくことが人口減少対策につながるものと考えており、来年度も引き続き合同企業説明会を実施してまいります。なお、合同企業説明会につきましては、首都圏での開催のみでなく、町が連携協定を締結している大学などでの学内合同企業説明会も開催していきたいと考えております。

また、身近な移住・定住対策の一つとして、町内の事業所などに勤めている社会人の方々に坂城町の魅力を発信し、企業の枠を越えた交流や情報交換を行い、坂城町に住み、そして定住していただくため、テクノハート坂城協同組合と連携して若者交流会を開催いたしました。今

年度は5月と10月、12月と3回実施しており、延べ140名ほどの若者の方にご参加いただいております。若者交流会につきましても、さらに坂城の魅力を発信し、町内の移住・定住を促進していくため、来年度もテクノハート坂城協同組合と連携して開催をまいります。

続きまして、(ロ)工業振興についてご答弁申し上げます。

最初に、工業団地の造成をとのご質問でございますが、当町には現在、製造業約240社が集積し、工業を中心とする「ものづくりの町」として発展してまいりました。町といたしましても工業の発展が町発展の原動力と捉え、工業振興に努めております。

テクノさかき工業団地につきましては、分譲区画面積約16万2千 m^2 を造成し、町内企業や町外から新たに立地した企業など20社が操業しており、現在あいている区画はない状況であります。平成17年には坂城インターチェンジそばに坂城インター工業団地4区画を造成、2区画の分譲を行い、現在2区画、約3千 m^2 を残すのみとなっております。

工業団地の造成及び分譲は、新たな企業の参入による町内産業の発展や町内企業の業務拡大への活性化はもちろんのこと、安定した雇用の確保、多様な就業機会の拡大など、町全体の発展につながってまいります。さらに住工混在の解消にもその役割を担っており、一定規模の工業団地を確保し、分譲することは、町の発展や工業振興を図る上で大変重要であると考えております。

工業団地の造成に当たりましては、工業適地等を活用し、一定面積を確保し団地化する方法、現在ある工業団地を拡張して造成する方法、また全く新しい場所を団地化するなどが考えられます。場合によっては、町の国土利用計画や農業振興地域の変更が必要になる場合があり、県等との調整に長時間を要するケースも出てまいります。このため、工業団地の場所や面積につきましては、クリアしなければならない条件等を踏まえて総合的に十分検討し、なるべく早期に決定してまいりたいと考えております。

次に、坂城しごと創生イノベーションセンター施設整備事業と、整備後の事業計画についてお答えいたします。

坂城しごと創生イノベーションセンター施設整備事業は、国の地方創生拠点整備交付金3千万円を活用して、テクノセンターにコワーキングスペースを設置するとともに、オープンから23年が過ぎた建物には腐食やクラック等の劣化が見受けられますので、外壁や屋根を改修し、長寿命化を図ってまいります。

コワーキングとは事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルであり、一般的には実務を行う場所が個室ではなく、仕切りのないオープンなスペースとなっております。町内外から起業を目指す方、アイデアを持った若者や女性が気軽に集まって交流し、情報交換を行うことによって新規創業や新分野の開拓につなげようというものでございます。

改修内容は、1階のエントランスホールに無料で利用できるオープンスペースを設置いたします。電源、机と椅子、インターネット接続環境、ホワイトボードなどを配置し、来館者同士が気軽に話し合い、お互いに持ち寄ったアイデアの交換や、簡単な打ち合わせができるようにします。また、有料を考えておりますが、技術開発室を区切り、図面を広げるような打ち合わせや商談、ビジネスマッチングなど、オープンスペースでは対応が難しい場合に活用できるようなスペースを設けます。

開館時間につきましては、テクノセンターによる仲介等の支援をセットにして行うということ、事務局職員の勤務体制や経費面、防犯上の観点から基本的にはテクノセンターの開館時間である平日の午前8時30分から午後5時15分までを想定しております。テクノセンターでは、集まった方々の相談に乗ったり交流の機会をつくるほか、必要に応じて県の支援機関や大学などに仲介することによって、起業、創業、新分野への進出などを支援してまいります。

7番（西沢さん） それでは再質問をいたします。

工業団地の造成につきましては、町長答弁の中で、時期を逃すことなく取り組みたいということでございます。早急をお願いしたいと思います。

次に、工業振興について1点再質問させていただきます。坂城しごと創生イノベーションセンター施設整備事業、これはテクノセンターの施設改修ということでございますが、今までB. Iプラザ等も含めての活用ということを進めてきたと思います。このB. Iプラザとの関係をどのようにお考えでしょうか。

それと、今ご答弁にもございましたけれども、施設整備後、テクノセンターの利用効果を上げるための工夫として、例えば夕方からの研修講座の開設にあわせて、夜の開館時間などについて、どのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（山崎君） 再質問にお答えいたします。最初に、創業支援施設であるB. Iプラザとの連携というご質問だと思いますけれども、お答え申し上げます。

しごと創生イノベーションセンターでは、アイデアを持つ方、起業を目指す方がオープンスペース等を利用して働く場所を共有しながら交流と情報交換を行うことにより、1人で考えていたアイデアを形にしていく、また新規創業や新製品、新商品の開発につなげていくということで、そのことを支援してまいります。そして、その結果として事務所が必要となった場合はB. Iプラザの研究開発室をレンタルオフィスとして利用し、坂城町を拠点として企業経営を軌道に乗せていただく、そのような連携を想定しております。

次に、しごと創生イノベーションセンターの夜間等のご質問でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、基本的にはテクノセンターの開館時間である時間帯を想定しております。しかしながら、ご質問のとおりテクノセンターの主催事業等で夜間の研修会等があり、開館している場合につきましては、事前に例えばホームページ等でお知らせすることによ

り時間を区切って開放すると、ご利用いただくといった方法についても検討してまいります。

7番（西沢さん） それでは、2のふるさと納税について質問をいたします。

ふるさと納税は、自分のふるさとや応援したい自治体に寄附をすることにより、税収の都市部への集中を是正し、地方の魅力を発信し地方を応援する理念に基づいて平成20年度より導入されました。

ふるさと納税による28年度の寄附金総額は2千億円を上回る見通しとなりましたが、返礼品をより充実させ、喜ばれる品ぞろえにより寄附を集める手法が浸透したため、返礼品目当ての寄附となってしまった感があります。昨年4月、総務省はお金にかえやすい商品券や家電製品などは返礼品に望ましくないと自粛を要請しましたが、効果が見られないため自粛要請をさらに徹底し、インターネットで転売が目立つ場合は、品目の見直しを促すことになるようであります。

全国の自治体アンケートによれば、全国自治体の72%が上限額設定などの返礼品競争の是正が必要であると考えていることがわかりました。返礼品にかける金額も27年度37%から、28年度は43%まで上昇、自治体が使える額は少なくなっています。しかし、ふるさと納税は地域活性化に役立っていると評価する自治体は82%もあります。地域の活性化に役立てるかどうかは自治体の努力次第、努力すれば成果を実感できる制度だと思います。

一方で、税の本分から考えれば、自治体間の税の奪い合いのような仕組みに違和感があることも事実です。とはいえ、昨年6月より返礼品の提供を始めた当町の寄附金額は現時点で2,700万円を超える勢いです。さまざまな問題点が指摘されるふるさと納税制度ですが、この制度により新たなまちづくりが始まればと期待を込めつつ質問をしたいと思います。

イとして、まちづくりへの位置づけはです。

坂城町を応援しますという意味でご寄附をいただいているわけです。昨年より方向を転換して返礼品の提供を始めたことにより、まちづくり全体の考えの中に新たな動きが出てくるのではないのでしょうか。総合戦略の具体的事業、あるいは実施計画の中での対応という形をとるかどうか。基本的な考えをお聞きします。

ロとして、坂城町の現状はです。

改めてお聞きしますが、過去5年間の当町への寄附金額と人数について。28年度については確認できる範囲でお答えください。

ハとして、返礼品について。

返礼品の品名とその品名ごとに希望が何件あったか。昨年、返礼品の提供が始まって間もなく品切れが出てしまったということですが、その後の状況を見ますと寄附金の額は飛躍的に増えています。事業者の皆さんにはさらに協力をいただきながら、新規の協力事業者の開拓も必要と考えます。そこで、現在の返礼品協力事業者数と新規協力事業者募集の計画についてお伺

いたします。

次に、特にリンゴ、ブドウなど農産物について、特産品として評価も高いわけですが、品質についてどのような規格を定めているのでしょうか。また、返礼品の経費率についてもお伺いいたします。

二として、寄附金の使途について。

寄附金のメニューには、子供、歴史・文化、花と緑、まちづくりと四つあります。28年度において四つのメニューそれぞれの人数と寄附金額をお尋ねいたします。また、その内容に沿って29年度予算にはどのように反映しているのでしょうか。

続きまして、ホとして、制度を安定的に運営するために。

ふるさと納税により財源流出額の最も多い自治体は東京都で約262億円、これは平成27年度の数字ですが、次いで神奈川、大阪と都市部に偏っています。制度の理念からいえば地方応援となりますが、今後、大都市も制度活用に取り出すことも考えられ、競争は厳しくなると予想されます。そこで、返礼品で魅力を伝えるだけでなく、坂城町応援団になってもらうために具体的な方法を検討しているのでしょうか。また、制度運営について外部からの協力を得ることについて、どのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

へとして、企業版ふるさと納税の取り組みはです。

いわゆる地方創生応援税制ですが、企業が本社所在地以外の自治体に寄附をすると、法人税、法人町民税などの負担が寄附額の約6割分軽減されるというものです。自治体が策定し国が認定した地域活性化事業で、寄附した企業に自治体が便宜供与を図ることが禁じられているなど、企業側の利点が余り感じられないなど、普及は限定的との見方もあるようです。

28年度、国は102事業を認定しました。その中で、福井県の県内就職予定の学生の奨学金の返済を一部肩がわりする事業がありました。3千万円の事業費に対し、ゆかりのある企業が850万円を寄附したとのこと。事業と企業の思いが一致して初めて始まる話で、計画は難しいと思いますが、今後の取り組みについてお聞きいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） 2番としまして、ふるさと納税についてご質問をいただきました。私からは、イのまちづくりへの位置づけ、ロの寄附の現状及びニの寄附金の使途についてお答え申し上げまして、そのほか並びに詳細は担当課長から申し上げます。

まず、ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、あるいは自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、自分の生まれ故郷に限らずどの自治体でもふるさと納税を行うことができる仕組みで制度が運用されております。

当町におきましても、生まれ育った坂城町を離れ全国各地で活躍されている皆さん、また、坂城町を第二の故郷として思いを抱いている皆さんにふるさと坂城のまちづくりを応援してい

ただため、平成20年度から信州さかきふるさと寄附金制度を設け、取り組んでまいりました。

そこで、先にまず（ロ）の坂城町の現状はからお答えします。ここで、まず坂城町のこれまでの現状を申し上げますと、昨年度までは寄附をいただいた方への返礼品といった特典は、特にございませんでしたが、坂城町を身近に感じていただくことを心がけ、些少ではありますが、ねずこんグッズと町に足を運んでいただきたいとの思いからびんぐし湯さん館の贈湯券をお送りさせていただいたところをございます。

この時期の過去5年間の寄附金額と人数については次のようございます。まず平成23年度、これは31万円、3名。平成24年度110万円、2名。平成25年度61万750円、4名。平成26年度62万円、5名。平成27年度37万円、5名といった状況でありました。

一方でふるさと納税制度は最近の報道でも自治体間の競争が過熱しているということが取り上げられており、やや本来の考え方から逸脱している部分もあるように思われるところであり、見方を変えれば地元のPRや地域産業の活性化につながるものであり、絶好の宣伝ツールとも考えられます。

町でもこのふるさと納税制度については他市町村の状況を調査し、坂城町としての取り組み方法など職員による検討会や商工会職員との打ち合わせ会を設け検討を重ねてまいりました。その中で、坂城町の魅力を感じていただき坂城町の応援団となつていただけるような仕組みを重点に検討してまいりました。その結果、当町でも今年度より町のPRと地域振興の観点から、坂城のブドウ、リンゴ、そしてねずみ大根の加工品、巨峰ワインといった特産品を返礼品として贈ることとし事業化したところございます。このような取り組みにより、今年度の寄附金額と人数は今年2月末現在で2,801万円、人数は1,484名となつているところございます。

次に、（イ）のまちづくりへの位置づけはでございますが、ふるさと納税のまちづくりの基本的な考え方についてですが、今年度は町の特産品の提供を開始したこと等により全国から多くのご支援をいただき、町のPRや地域振興に一定の成果を上げているものと考えております。また、ご寄附いただく際には、事前に町で設定した寄附金の使途を指定いただいております。寄附金をそれぞれの用途に基づき次年度の事業において活用させていただくこととしております。今後もふるさと納税制度を活用して町のPRや地域振興を図るとともに、いただいた寄附金を寄附者の皆様の思いに沿いながら、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を初めとして、子育て支援や特色のある地域づくり等、広くまちづくりのために役立ててまいります。

次に、（二）の寄附金の使途についてでございます。寄附金の四つの使途の人数と寄附金額についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、寄附金はご指定いただいたそれぞれの

使途に基づき、次年度の事業において活用させていただくこととしております。平成28年度は、平成29年2月末現在で次のようになっております。まず1番目「ふるさとさかきの未来を担う元気な子供たちを応援します」これにつきまして654名、1,212万円。2番目の「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」これにつきましては140名、263万円。次に3番目としまして「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきを応援します」これが132件、213万円。次に4番目として「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」これは括弧つきで特に使途は限定しないということですが、これにつきまして558件、1,113万円となっております。

次に、29年度予算にどのように反映しているかについてであります。平成28年12月末までにいただいた寄附金2,755万円を一旦ふるさとまちづくり基金へ積み立てまして、当該基金から平成29年度予算に充当することとしております。

予算への反映状況につきましては、①の「ふるさとさかきの未来を担う元気な子供たちを応援します」には1,191万円で、これには南条児童館建設事業、そのほか教育コーディネーター、あるいは教育・心理カウンセラーの配置に充当させていただいております。次に、②の「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」には、259万円で、土木遺産昭和橋修繕事業、そのほか北国街道沿線景観整備実態調査や「松陰集」、これは俳句集ですね、「松陰集」発刊経費に。また、③「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきを応援します」には210万円で、ばら祭りやバラ公園整備、そのほか緑化苗木経費に使う予定をしております。また、④「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」これは使途は限定しないということですが、これには1,095万円で地域づくり活動支援事業、工業団地整備事業、鉄の展示館事業などに充当させていただいております。

今年度は、返礼品の提供を開始した初年度でありましたが、当初想定した寄附金額を大きく上回るお申し出をいただきました。来年度につきましても、今年度の実績や課題等を踏まえまして、さらに多くの方に坂城町の応援団になっていただけるよう取り組んでまいります。

企画政策課長（柳澤君） ふるさと納税につきまして、ハ、返礼品についてですが、返礼品の品名と品名ごとの件数について、平成28年度でございますが、29年の2月末現在で申し上げます。種類ごとにブドウ類968件、リンゴ類35件、肉類413件、ワイン・焼酎類78件、米類24件、菓子類、調味料等64件、バラ等の花卉類48件となっております。

次に、現在の返礼品協力事業者数と新規協力事業者募集の計画についてですが、平成29年2月末現在の返礼品協力事業者数は18事業者となっております。また、新規協力事業者の募集につきましては、これまでも協力事業者説明会や町ホームページ、広報などで協力事業者の募集について周知を図ってきたところでございます。

今後にも多くの方に当町を知っていただくには、PRにつながる多彩な返礼品の確保が必要で

あり、町内の多くの事業者の皆さんにご協力いただくことが重要と考えておりますので、個々に説明をする機会を設けるなど、引き続き新たな事業者の確保に努めてまいります。

次に、リンゴ・ブドウなどの農産物の品質について、どのような規格を定めているかということですが、町ふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要綱の中で、協力事業者について各種法令、条例等に基づいた生産、製造及び販売を行っていることとしまして、返礼品につきましては、町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つ商品等であることと規定をしております。

現在、事業者の皆さんからご提案をいただく際には、品物の規格や賞味期限、あるいは配送温度帯やこん包方法等を事前に確認をさせていただくとともに、内容としましては、基本的に贈答用に相当する品物を出品していただくようお願いをしているところでございます。

また、返礼品の決定に当たりましては、各種法令等に基づきまして生産された安心・安全なものであって、町のPRに資する等の観点から総合的に勘案して返礼品としてふさわしい品質であると認められるものを選定しております。今後も町内の事業者さんからのご提案に基づいて町のPRにつながるような品質として認められるものにつきまして、委託する業者の経験やノウハウも生かしながら返礼品として選定をしております。

次に、返礼品の経費率についてでございますが、当町では寄附金額に対しまして4割相当の特産品を寄附者へのお礼として贈呈をしております。その他業務委託料といたしまして、諸経費を含めると寄附金額に対して、およそ5割程度が経費としてかかっているところでございます。

次にホ. 制度を安定的に運営するためにでございます。返礼品で魅力を伝えるだけでなく応援団になってもらうための具体的な方法ということでございますが、体験型サービスなどのイベントで当町にお越しをいただきまして、町の魅力を知ってもらうことによって、町の応援団になっていただくことも考えられます。

千曲川の原風景を感じていただく、つけばの体験ですとか、里山の魅力、果実の収穫体験のようなものも今後研究をいたしまして、足を運んでいただく方策も講ずる必要があるかと考えておりますし、また当町へお越しいただいたことを機会に移住・定住につながればとも考えております。

次に、制度運用について外部の協力を得ることについてでございますが、これまでも町の商工会や各団体の皆様にも協力いただきながら、町内の事業者さんからたくさんのご提案をいただいていたところでございます。そのほか、町内事業所の皆様を初め異業種交流会といったグループもございますので、今後も商工会、テクノセンター、株式会社まちづくり坂城などを初め、関係者の皆様にもご協力をいただきながら、魅力ある返礼品の企画や提供について検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、への地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の取り組み状況でございます。お話にもございましたが、この制度につきましては昨年4月に成立、施行されました改正地域再生法に基づきまして創設された制度で、国が認定する地方自治体の事業に寄附を行った企業に対し、従来の約2倍の税額控除の措置がなされるものでございます。

留意をしなければいけないというところで、国に事業を申請するに当たりまして、企業からの寄附の見込みが必要であること、また実際に企業が寄附を行う時期が自治体の事業が完了した後である必要がございます、事業の完了時期と企業の決算時期のタイミングが合わないと、事業の企画立案もなかなか難しいといったことがございます。

こうした点から、今年度町では他の多くの自治体と同じく、この企業版ふるさと納税制度を利用した事業展開には至っていないところでございますが、全国の事例を踏まえましてご支援いただける企業とご相談しながら事業の検討を進めてまいりたいと存じます。

7番（西沢さん） 時間がございませんので、1点だけ町長に再質問いたします。まちづくりへの位置づけという点で、クラウドファンディング型ふるさと納税を導入しているところがあるんですが、インターネット上に町の事業を公開して、それに共感した方にご寄附をいただくという事業です。29年度予算に新規企業やワイナリー形成事業にもこのクラウドファンディング活用のための予算が乗せられています、ふるさと納税への活用について町長の答弁をいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

企画政策課長（柳澤君） ご質問の部分でございますけれども、ガバメントクラウドファンディングという部分かと思えます。自治体が行うクラウドファンディングのことでありまして、事業を行うに当たりまして、財源不足に悩む自治体がプロジェクトの実行者となりまして、インターネット上で不特定多数の方から特定の事業を行うための資金を募るクラウドファンディングのことと存じます。

現在、町におきましては、ふるさと納税の制度、返礼品の取り扱いを始めてようやく1年を経過するというような状況があります。こういったことを踏まえまして、クラウドファンディングというような取り組みの仕組みにつきまして、また他の市町村の状況等の情報収集を行いまして、まずはその制度につきまして調査するところから始めさせていただきたいと思えます。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日8日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時37分）

3月8日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塚 田 正 平 君 | 8 番議員 | 吉川 まゆみ 君 |
| 2 " | 塩野入 猛 君 | 9 " | 塩 入 弘 文 君 |
| 3 " | 朝 倉 国 勝 君 | 10 " | 山 崎 正 志 君 |
| 4 " | 小宮山 定 彦 君 | 11 " | 中 嶋 登 君 |
| 5 " | 柳 沢 収 君 | 13 " | 塚 田 忠 君 |
| 6 " | 滝 沢 幸 映 君 | 14 " | 入 日 時 子 君 |
| 7 " | 西 沢 悦 子 君 | | |
2. 欠席議員 12番議員 大 森 茂 彦 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金 子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 伊 達 博 巳 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 小宮山 和 美 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 地域の安心・安全についてほか | 滝沢 幸映 議員 |
| (2) 明るさ・活力の発信ほか | 柳沢 収 議員 |
| (3) 南条児童館について | 山崎 正志 議員 |
| (4) 太陽光発電設備についてほか | 入日 時子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、会議に入る前に、12番大森茂彦君から欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（塚田君） 最初に6番 滝沢幸映君の質問を許します。

6番（滝沢君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。では今回、本題から入ります。

1. 地域の安心・安全について

イ. 町道A01号線について

①A01号線の今後の拡幅計画は

このA01号線は、これまで議会報告会など含め議会定例会でも多くの機会に取り上げられており、地域住民の大きな関心事であります。現在、金井・酒玉工区で工事が実施されておりますが、文化センター以北はいまだ計画がありません。ファミリーマート信州坂城店からKYB-Y S株式会社付近はカーブもあり、トラックとのすれ違い時、サイドミラーをガードパイプに接触、破損させる事案も多いです。御所沢区から坂城高校脇を通り、産業道路を左折時は鋭角に曲がるため危険もあります。また後で取り上げますが、重大事故も発生しております。

A01号線は町の基幹道路であります。交通事情の変化に道路行政が追いついていないというのが実情ではないでしょうか。多くの町民の要望もある中、拡幅工事に向けてのスケジュールはどのように進めていくのでしょうか。質問をいたします。

2. 街路灯とガードパイプについて

文化センター以北の街路灯は、新地地区、中之条地区に比べ、夜間、道路が暗いのは否めな

いところであります。特に鳥千さんからあさひ屋さんの間は街路灯がなく、以前KYB-Y S株式会社工場入り口南側の側溝に落ち、けがをされた方もいらっしゃいました。早朝と夜間にはウォーキングやランニングをされている方もおいでです。商工会設置の街路灯もありますが、球切れしていたり使用されていないものも多くあります。この商工会の街路灯の利活用を含め、街路灯設置の見直しへの考えをお聞きいたします。

ガードパイプにつきましては、通学路でもあるガソリンスタンドからKYB-Y S株式会社南側までの設置がありません。また、車のサイドミラーに接触しない高さへの工夫はできないか、あわせて質問をいたします。

ロ. 防犯について

1. 防犯協会の役割と組織の体制、町内の犯罪件数は

27年、28年度の発生件数と内容を含め、お聞きいたします。

2. 防犯灯の各区からの要望状況と実績は

27年、28年度の各区からの新設要望件数と、要望に対しての実績はどのような状況でしょうか。

3. 防犯カメラの設置状況と今後の展開計画は

公共施設の設置状況はどうでしょうか。また、防犯カメラ設置の目的と今後の展開への計画はどのようにお考えでしょうか。

ハ. 交通安全について

1. 交通安全協会の役割と組織の体制について伺います。

2. 交通事故防止対策は

27年、28年の交通事故発生件数と内容は。また、その中で路面凍結による事故の状況をお聞きいたします。

先月、2月10日、朝8時前、坂城高校下の交差点から旭ヶ丘方面に5mほど進んだ場所で重大人身事故が発生し、海外にも工場がある企業のオーナーさんが被害に遭われました。道路が凍結していたのと、下ってきた車のスピードオーバーに起因しますが、後に被害者のドライブレコーダーで事故状況を確認しました。相手側の車が二度にわたり樹木と民家に接触し、その衝撃で真横になった車が、まさに宙を舞い運転席に激突をしてきておりました。当人は奇跡的に軽傷で済みましたが、軽自動車でしたら潰されていたでしょうし、ここは通学路の対策箇所にもなっており、十数分違えば通学児童が巻き込まれ、大惨事になった可能性があります。私はこの事故を当事者が死亡事故にならなくてよかった、児童たちが巻き込まれなくてよかったで済ましてはならない事案と考えます。今後また起きる可能性が十分にあるからです。町の危険エリアとしての捉え方はどうなのか、そして早急に道路改修のハード面と、注意喚起の看板等、ソフト面での対策を早急にとる必要があります。その対策について質問いたします。

3. 傷害保険について

児童の登下校時の見守り、また交通安全週間で街頭指導、啓発活動をされている交通安全協会役員、交通指導員、PTA、各ボランティア団体において、傷害保険加入状況と補償内容に問題はないでしょうか。以上1回目の質問といたします。

建設課長（宮嶋君） 地域の安心・安全について、イ、町道A01号線についてお答えいたします。

町道A01号線産業道路の拡幅につきましては、南条鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金事業により道路改良事業に取り組んでおり、また、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北側の交差点から南に向け、街路事業により道路改良事業に取り組んだ経過がございます。

現在は、平成19年度から事業着手しております南条小学校上の金井工区と、平成25年度より事業着手している若草橋以南の酒玉工区の2工区につきまして、車道幅員9m、両側歩道幅員3.5m、全幅16mの拡幅整備を実施し、国の交付金事業により道路改良事業を進めているところでございます。

今後の事業の予定でございますが、金井工区につきましては、用地のご協力が得られたところから工事を進めておりますが、契約に至っていない道路用地と地権者の皆様が要望する代替地等につきまして引き続き交渉を進め、道路用地の契約に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

酒玉工区につきましては、若草橋のかけかえに伴う河川協議を県と進めており、今後は若草橋のかけかえ工事に取り組んでまいりたいと考えております。両工区ともに事業を完了するにはあと数年かかる見込みとなっておりますので、両工区の完了のめどがつきましたら、金井工区と酒玉工区間の保地地区約350mの未整備区間の事業認可を受け、事業着手する予定となっております。

坂城地区の町道A01号線につきましては、文化センターグラウンド交差点から以北が未整備区間となっております。南条・中之条地区が全線完了した後、坂城地区の事業着手となっておりますかと思っております。国の道路予算が大変厳しい中で、要求どおりに交付金が配当されないこともございますので、事業開始年度につきましては、今のところ申し上げられない状況でございます。

そのような状況でございますが、坂城地区の町道A01号線につきましては、舗装の経年劣化や昨今の交通量及び大型車両の増加等により舗装が著しく劣化しているため、より安心・安全な道路として通行していただくよう、昨年からは舗装修繕工事を実施してきたところでございます。

今後につきましては、金井工区、酒玉工区の両区間等及び南条地区の未整備区間につきまして、できるだけ早期の完成を目指して道路改良事業を取り入れ、交付金をいただく中で事業を

推進し、一日でも早く坂城地区の町道A01号線の道路改良事業に着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、町道A01号線の街路灯とガードパイプについてお答えいたします。町道A01号線の街路灯につきましては、道路改良事業を実施してきました南条地区や中之条地区につきまして、道路拡幅工事にあわせ道路照明灯を設置している状況でございます。

昨年までは、区や小中学校PTA等からの要望も踏まえ、通学路防犯灯整備事業として、一部国の交付金事業を活用し、町内の防犯灯の設置をしておりましたが、今年度より交付金事業が縮小され、町単独事業として設置するようになったことから、街路灯の設置につきましては、区からの要望による防犯灯設置申請をいただく中で、防犯灯の設置の検討をしてみたいと考えております。

商工会設置の街路灯につきましては、街路灯に看板広告を掲出し、広告掲出事業所がその街路灯の設置費用の一部負担と管理を行う形態により、昭和57年に350基の街路灯を設置しております。この街路灯については、電気料の支払い、電球が切れた場合の交換、廃業等により不要となった場合の撤去など、管理の全てを広告掲出事業所が行っております。しかしながら、設置してから既に30年以上が経過し、老朽化や広告掲出事業所の廃業等により、現在点灯していない街路灯もある状況でございます。

また、平成16年には商工会が中心市街地活性化事業として、横町通り、立町通り、昭和通りと田町地区の一部に104基の看板広告付きの街路灯を新たに設置しております。新たに設置された街路灯については、電球切れで点灯していない場合には、株式会社まちづくり坂城で対応しております。これら、看板広告付きの街路灯につきましては、設置された事業所の責任において管理すべきものであり、事業所の都合で撤去されたといいたしましても、いたし方ないものと考えるところでございます。

町道A01号線のガードパイプにつきましては、通学路の安心・安全という観点から歩行者が車道に飛び出さないように歩行者の安全を図るため、坂城高校付近からKYB-Y S株式会社様付近までガードパイプが設置してございます。未設置区間につきましては、既存の歩道幅員が約1mと狭いため、設置することが望ましいところでございますが、ガードパイプの安全柵を設置したことにより、車道も歩道もさらに幅員を狭めてしまい、また狭くなったような感覚が生じ、通行に支障を来すことになってしまうこともございます。また、ガードパイプなどを設置したことにより、町道A01号線の沿線にお住まいの皆様が、宅内から道路への出入りの際に支障が出てしまう場合や、住宅が密集する箇所につきましては、住宅への出入り口によりガードパイプなどを設置できない未設置区間が連続してしまうこともございます。

坂城高校付近からのガードパイプの高さにつきましては、約80cmの高さのガードパイプが設置されており、歩行者が誤って車道に進入することによる事故を未然に防ぐ役割や、通行

する運転者に歩行者や歩道の再認識を促したり、また、自動車と歩行者等の接触を防ぐ役割を持っており、歩道と車道を分離しているものであります。そのため、現在設置をしておりますガードパイプの高さを低くいたしますと、接触事故や重大な事故が発生し、人的被害となる危険性もあるため、大きな事故を招いてしまう要因となりますので、現状よりガードパイプを低くするという事は極めて困難かと思われまます。

新たなガードパイプなどの設置等につきましては、地元区長や沿線の住民の皆さん、各小中学校、PTAからの要望等を踏まえ調整を図る中で検討し、対応してまいりたいと考えております。

住民環境課長（金子君） ロの防犯についてお答えいたします。

まず、防犯協会の役割と組織体制、町内の犯罪件数でございますが、坂城町防犯協会は、犯罪のない明るい社会をつくることを理想とし、会員が一致協力して犯罪防止に関する事業を推進し、地域社会の住民生活の安定を図ることを目的として活動しております。

主な活動といたしましては、春・夏・秋の地域安全運動及び年末特別警戒を各区の防犯指導員さんを中心に実施しております。運動期間中には、各地区内での防犯パトロールや防犯診断カードの配布や地域安全運動の立て看板、ポスター等を掲示し、安全意識の啓発に努めていただいているところであります。また、警察署、千曲少年警察ボランティア協会、学校職員、教育委員会と連携して青少年環境防犯パトロールを行い、青少年の非行防止と非行少年の早期発見、補導に努めているところでございます。

組織体制につきましては、坂城町防犯協会会則に基づき、坂城町内に居住する住民をもって会員とし、各地域単位に支会を設け、各自治区単位に支部を設けることとなっております。防犯協会は、町長が会長を務め、副会長には区長会長、防犯指導員会長、消防団長、理事として各区長、区代表防犯指導員、職域防犯協会会長、千曲少年警察ボランティア協会会長、小中学校PTA会長等で構成されております。

次に、町内の犯罪発生件数でございますが、平成27年の犯罪件数は、暴力によって他人に損害を与える粗暴犯が1件、車上狙いや空き巣、自転車盗などの窃盗犯が38件、詐欺等の知能犯が2件、わいせつや淫行等の風俗犯が2件、その他の犯罪が14件で、合計57件の犯罪がございました。平成28年の犯罪件数は、粗暴犯が1件、窃盗犯が44件、知能犯が1件、風俗犯が1件、その他の犯罪が13件で、合計60件の犯罪がございました。

次に、防犯灯の各区からの要望状況と実績でございますが、平成27年度の各区や学校PTAからの防犯灯要望は、新設要望が32カ所、改修要望が17カ所、移設要望が1カ所の合計50カ所で、そのうち実施箇所は新設が12カ所、改修が11カ所で、合計23カ所の工事を行いました。要望に対する実施率につきましては、新設防犯灯37.5%、改修防犯灯64.7%でございました。平成28年度の防犯灯要望につきましては、新設要望が37カ所、

改修要望が10カ所、移設要望が2カ所、廃止要望が1カ所で、合計50カ所でした。実施箇所は、新設が4カ所、改修が5カ所、移設が1カ所で、合計10カ所です。要望に対する実施率につきましては、新設防犯灯10.8%、改修防犯灯が50%となっております。

次に、防犯カメラの設置状況と今後の展開計画でございますが、防犯カメラの設置は、監視していることを示し、心理的に犯罪を抑制するとともに犯罪や異常の発生を早期に発見し、また記録を撮ることにより、犯罪発生時の参考となることを目的としております。公共施設への防犯カメラの設置状況でございますが、防犯対策上の観点から、施設ごとの設置の有無、また施設ごとの設置箇所については申し上げられませんが、町内10施設の建物外部に16基、建物内部に22基、防犯カメラが設置されているところでございます。今後の展開計画につきましては、各施設を所管する担当課においてそれぞれの状況に応じ対応してまいります。

続きまして、ハの交通安全についてお答えいたします。

まず、交通安全協会の役割と組織の体制でございますが、千曲交通安全協会は、地域住民等が交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけられるよう指導し、町全体の安全意識を高め、交通安全推進機関・団体と連携して交通安全対策を推進し、交通事故のない、安全で快適な交通社会の実現を目指すことを役割としております。

協会の主な活動は、年4回の交通安全運動の実施及び役員等による街頭安全指導、町内のカーブミラーなど交通安全施設の点検・清掃、交通指導所への参加、広報紙の発行、交通安全リーフレット・チラシ・ポスターの作成、配布等を行い、地域の交通安全啓発に努めていただいております。

組織体制につきましては、千曲警察署内に千曲交通安全協会事務局を置き、この本会の下部組織として屋代、埴生、川西、戸倉、上山田、坂城の6支部があり、各支部の下に分会が置かれております。坂城町は坂城分会、中之条分会、南条分会、村上分会がございます。

次に、交通事故防止対策でございますが、平成27年の町内の交通事故発生件数は、人身事故が67件、物損事故が281件で、死者はゼロ人、負傷者は87人でした。平成28年は、人身事故が59件、物損事故が282件で、死者が1人、負傷者が73人でした。また、町内での死亡事故ゼロ日は、平成29年2月末現在、坂城地区が2,352日、中之条地区が370日、南条地区が855日、村上地区が5,231日という状況でございます。交通事故の内容につきましては、追突事故が全体の約8割を占め、次に続くのが出会い頭の事故であるということでございます。交番に確認をしましたところ、今年の冬の路面凍結による事故は、先ほどご質問にもございましたが、坂城高校下交差点付近と小網地区の県道の計2件の事故が発生しているということでございます。

次に、町の危険エリアとしての捉え方はどうなのかというご質問でございますが、特に危険

エリアとして捉えている状況はございませんが、各区や小中学校PTA等からご要望のありました箇所につきましては、危険箇所という捉え方をいたしまして、区長やPTA等の申請者、警察及び町の担当課と現地調査をした後、関係機関で協議を重ね、道路拡幅、カラー舗装、グリーンベルトなど計画的に道路改修等を実施していきたいと考えております。また、看板等の設置につきましては、道路交通法上の規制看板等もございますので、警察等、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、傷害保険についてでございますが、坂城町交通指導員につきましては、街頭交通安全指導中のもしもの事故等に対応するため、町で傷害保険に加入しております。また、千曲交通安全協会では、交通安全協会の交通安全活動中の事故に対応するため、協会でボランティア保険に加入し、事故に伴う入院・通院の補償、損害の補償に対応しているということでございます。また、PTA、各ボランティア団体については、町では保険はかけておりませんが、今後、他の市町村の状況を確認する中で、関係課と検討してまいりたいと考えております。

6番（滝沢君） ただいま担当課長よりご答弁をいただきました。では2回目の質問をいたしたいと思えます。

道路行政というのはなかなか国の予算との絡みがあるということは承知をしておりますし、非常に息の長いスパンの中です、取り組みが必要だということは承知をいたしましたが、やはり商工会の街路灯については、ただ暗いまま、夜中立っていると非常に見た目にもあれです、やはり有効利用というのは当然必要な部分ではないかなと思っておりますので、何らかの方法で取り組んでいただきたいと思います。その中で、やはり文化センター以北です、これはそこら辺の地域住民の方の非常に強い思いがあるわけですので、私はぜひとも第6次長期総合計画には遅くともです、ぜひこれを入れ込んでいただく必要があるのではないかと考えております。そこら辺のまずお考えをお示しをいただきたいと思います。

それから、長期総合計画の後期計画の中で、道路ストック総点検というのがあります。これは定期的に道路とか橋です、道路附属物を点検により修繕ということをやっておりますが、現在A01号線についての評価は、どのように見ていらっしゃるかお聞きをしたいと思います。

もう1点、都市計画道路の整備及び計画決定見直しの検討とありますけれども、先ほどもちょっと述べました御所沢の上り口付近の部分です、ここら辺のあたりの所見をぜひ伺いをしておきたいと思えますので、ご答弁、再度お願いいたします。

建設課長（宮嶋君） 再質問の町道A01号線についてお答えいたしたいと思えます。

まず、道路ストック総点検舗装の関係につきましては、平成26年度の町内の主要道路について舗装状況等の点検をいたしました。町道A01号線の舗装点検の結果につきましては、調査いたしました8,436mのうち、1,840mが早急に補修が必要、2,078mが補修が必要、4,518mが補修の必要がないという結果になっており、点検を実施いたしました

全体の約21.8%が早急に補修が必要という状況でございました。

また、橋梁につきましては、平成26年度より近接目視による点検を実施しておりまして、町道A01号線上にかかる6橋梁のうち旭橋、岡の原橋、7号橋の3橋の点検が済みであり、若草橋、文化橋、産経大橋の3橋については、平成28年度に点検を実施しているところでございます。また、平成25年3月に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町道A01号線に関連する橋梁として日名沢川にかかる産経大橋につきましては、平成28年度に修繕工事を完了しており、谷川にかかる若草橋につきましては、町道A01号線酒玉工区の道路改良事業に伴い、かけかえに向け県と河川協議を行っているところでございます。

橋梁や舗装などいずれの施設につきましても、修繕には事業費と時間がかかるため、傷み、損傷度合いや交通量などを総合的に考慮し、効率的かつ計画的に修繕をしていきたいと考えております。なお、町道の整備、舗裝修繕や橋梁修繕につきましては、安全で快適な道路づくりを推進するため、引き続き第6次長期総合計画にのせ、計画的及び継続的に整備、修繕事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、坂城高校南側、御所沢上り口付近の交差点につきましては、現在、変則的な交差点となっており、平成28年度にはPTAからも通学路危険箇所として交差点改良の要望を受けており、昨年11月にPTA役員の皆様、警察、教育委員会及び担当課等で現地調査を実施したところでございます。この交差点につきましては、横断歩道新設の要望を受け、平成21年度に長野県公安委員会へ横断歩道の設置について要望書を提出し、平成23年度に横断歩道を設置された経過がございます。横断歩道設置時には、安全対策工事も同時に実施しており、横断歩道を利用する方の待機場所のスペースの確保や車が曲がる際の巻き込み防止のポール設置工事なども実施したことにより、横断歩道設置前と比べますと、交差点付近の道路幅員が狭くなりましたが、公安委員会の指導のもと、しっかりと安全対策を実施したところでございます。この交差点の改良整備工事につきましては、小中学生等の通学路になっていることや、大勢の高校生も利用する交差点となっているため、関係機関とも十分に協議を重ね慎重に検討していかなければならないものと考えております。

6番（滝沢君） ただいま担当課長から再答弁をいただきました。やはり、感想としては道路問題というのはなかなか一朝一夕にはいかないことなので、希望としましては本当に予算がいたら少しでもですね、拡幅工事、また道路舗装のほう、進めていただきたいと思います。

では次に、口の防犯について再質問させていただきます。

防犯協会というのは非常にまず、なかなか私たちもふだん目につかない縁の下の活動をしていただいていますことに、心からの敬意を払うところでございます。町長が会長で各区を初め各種団体、町民全員が会員ということですので、組織もしっかりしているなどの感想であります。刑法犯罪の報告がありましたが、大きな犯罪がないということは安堵をしております。半

数以上が車上狙い、空き巣、自転車の盗難ということでもありますので、そういう意味では、私たち町民一人一人の意識で防げる部分もかなりあると思いますので、関係団体の皆さんにはますます今後、啓発活動のほうをお願いをしたいと思います。

さて、防犯カメラの件ですが、これはなかなか設置箇所の公開ということは、セキュリティー上の問題で難しいということは理解をいたしました。ただ教育施設ですね、教育施設にはばらつきがあるようなことを、ちょっと私も聞いておりますので、できましたらこれは最優先課題として設置をしていただき、統一化を図っていただく必要があるのではないかというふうに思っております。その考えをお聞きいたします。

また、防犯カメラについてですが、これもいろんなセキュリティー上の問題で難しいところがあると思うんですけども、昨今いろんなことで防犯カメラの重要性が増してきているということは事実でございます。町としては、その効果をどのように捉えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

以上、再質問ということでお願いいたします。

教育文化課長（宮下君） 防犯カメラにつきましては、防犯上また犯罪の未然防止の観点からも大きな効果があると考えております。教育施設のセキュリティー環境の整備につきましては、実施計画に基づきまして計画的に整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（金子君） 防犯カメラ設置箇所での効果はどのように捉えているか、というご質問でございますが、防犯カメラを設置することによりまして、犯罪の抑止が図られ、また犯罪の未然防止につながっているものと考えているところでございます。

6番（滝沢君） 非常に端的なご答弁、感謝いたします。ぜひこれはいろんな意味で抑止という意味は強い部分があると思うんですが、また、こういうことはあってはいけないんですが、何かあったときには非常に大きな手がかかることになる効果もあると思いますので、今後、その施策をですね、進めていただきたいと思います。

あと要望になりますが、防犯灯ですが、なかなか各区から上がってきたものが全てその年度内に実施できないという実情があるわけなんですけども、いろんな絡みがあると思いますけれども、これはやはり地域の中で必要なことだということで各区からも上がってきているわけですので、よろしくをお願いをしたいと思います。

では次のハの交通安全について、再質問をいたします。

私も交通指導員という立場で、いろんな形で携わらせていただいておりますけれども、不幸にも1名の死亡事故が発生しているということで、事故でけがをされた方も年間七、八十人いらっしゃるわけです。私も含めてですね、交通安全協会の皆さんとともに交通事故防止のための啓発活動は推進をしていかなければと改めて思っております。

では質問でございますが、先ほどの坂城高校下の事故ですね、これを受けてぜひ町の所見を

お聞きをしたいと思います。

次に、凍結防止剤散布体制ということでお聞きしたいんですが、積雪の場合は10cm程度で一応すぐ業者が出動してということでお聞きはしておりますが、その凍結防止剤の散布体制、マニュアルというのがありますでしょうか。それについてお聞きをしたいと思います。凍結というのは非常に、実は私もちょっと2tトラックでそういう経験があるんですが、やはり雨で凍結した道というのは、なかなか路面状況がすぐ判断できないということで、もうスケートリンク状態といいたいでしょうか、もうハンドルがきかなくなる、そういう状況があります。それにはやはり凍結防止剤というのはかなり有効だとは思いますが、そこら辺の対策をぜひお聞きをしたいと思います。

次に、坂城高校下交差点の件ですが、ここは先ほどご答弁にもありましたが、通学路の危険エリアという位置づけということですが、ここは坂城小学校28名の児童が通学をしております。ほかに中学生、それから高校生もここを通っているわけです。それで私は今回の事故を受けてですね、やはりちょっと通学路の変更も視野に入れていただく必要があるのではないかと考えております。現在、坂城高校の上から来ましてここを旭ヶ丘方面に右折して、それから四ツ屋方面からは山王神社方向から来て、ここを直進をしているわけでありましたが、私は多少遠回りにはなりますが、ここは田町方向に下って行ってですね、込山のところを上っていただくようなルート、こういう形をとれば多少なりとも危険性は軽減されるのではないかなというふうに思っておりますが、そこら辺のお考えをお聞きをしたいと思います。

それから次に傷害保険の件ですけれども、これは私、質問したのは先月の2月1日ですね、島根県益田市の事故で登校見守り中、酒気帯び運転の軽トラックにはねられ亡くなられたという悲惨で痛ましい事故がありました。交通指導員、交通安全協会の立場からすると、絶対に許すことのできない事故であり、憤りを覚えるところでもあります。ただ、現在の交通状況を見た場合、このような無謀な運転者も出る可能性もあるわけです。そのような理由で傷害保険の必要性と自分自身の身を守るということも重要と考えております。

その中でご提案ですが、地域の交通安全のために活動されている関連団体、PTA、ボランティアの皆様と交通安全についてですね、共通の認識を持てるような安全講習会の機会をぜひともこれはおつくりいただいて、先ほど言いましたように、安全についての共通認識をさらに深めていけるような機会をですね、ぜひともおつくりをいただきたいということを希望いたしております。そのお考えをお願いいたします。以上、再質問いたします。

建設課長（宮嶋君） 町道の融雪剤散布につきまして、お答えいたしたいと思います。

平成26年2月の大雪の教訓を踏まえまして、長野県と除雪について検討する中で、除雪計画の見直しを図り、平成26年度から長野県と共同で融雪剤散布車による散布作業を実施しました。さらに平成28年度から町で委託する融雪散布業者が、町専用の散布車をリース契約し、

主要道路や循環バス路線への融雪剤散布を実施しているところでございます。

融雪剤散布作業については、積雪の状況や気象状況の冷え込みぐあいにより、融雪剤散布委託業者が路面状況のパトロールを行い、路面の凍結が予想される場合、あるいは凍結している場合に、循環バス路線や駅への進入路等の主要幹線8路線と交差点等危険箇所について実施することとなっております。

今年度は、12月まで記録的暖冬であったことから道路が凍結することはありませんでしたが、1月に入り徐々に冷え込みがきつくなってきたことから、1月8日から融雪剤の散布を開始し、1月においては23日間散布し、6,700kgの塩化カルシウムを散布いたしました。また2月に入り、21日までのうち15日間散布作業を実施し、3,500kgの塩化カルシウムを散布したところでございます。

ご質問のありました2月10日、坂城高校下の交差点付近のスリップ事故の関係でございしますが、当日はうっすらと雪が積もり明け方に冷え込んだことから、路面はかなり滑りやすい状況にあったかと思われます。当該車両につきましては、事故当時の車両の横転状況や接触した付近の樹木の様子、道路脇の住宅まで損傷があった事故現場の状況からも、また関係者からも相当のスピードが出ていたとお聞きしております。町でも町道には融雪剤散布作業を実施し安全対策を講じておりますが、道路が凍結する場合においては思わぬ場所でスリップすることなどございますので、いつもより時間に余裕を持っていただき、安全運転を心がけて通行していただくようお願いを申し上げます。

教育文化課長（宮下君） 通学路の変更についてでございますが、通学路の変更につきましては難しい面もございますが、子供たちの安全確保が一番重要でありますので、ハード面、ソフト面の対策を踏まえる中で、学校と協議をする中で検討してまいりたいと考えております。

住民環境課長（金子君） 安全講習会の開催でございますが、地域の交通安全のリーダーとして活躍いただいております交通指導員さんや交通安全協会の皆さんと、日ごろから交通安全活動にご協力いただいております関連団体、またボランティアの皆さんとが交通安全活動に共通の認識を持てるような講習会につきまして、千曲警察署にご相談する中で開催の検討をしてみたいと考えております。

6番（滝沢君） 再質問のご答弁、感謝いたします。通学路の問題は町内いろいろあると思うんですけども、やはり道路状況、それから交通量との兼ね合いですね、含めてぜひこれも検討をお願いしたいと思います。

それから安全講習会ということですね、これは非常に前向きなご答弁をいただいたと思っております。私もあるボランティア団体にも入っているんですが、その会の皆さんから、ぜひそういう機会を、我々交通指導員はそういう指導も、講習会を受けている部分もあるんですが、ボランティア団体の方というのは、そういう機会がなかなかないので、ぜひそういう形で警察

署が主導ということになると思いますが、ぜひともお願いをしたいと思います。

それから、今回の事故を受けてですけれども、どんな道路でも危険因子というのは必ずあるわけです。やはりそういうことを一つずつ大事故になる前にですね、芽を摘んでおくということが非常に肝要ではないかなというふうに思っておりますので、関係部局におかれましては今後とも対策ということをお願いをしたいと思います。

では、この部分のまとめということになりますけれども、この地域で私たちの生活環境、生命を守っていただいている防犯、交通安全、それに消防・防災はいわゆる3本の矢として重要な役割を担っているわけです。その上で、道路のインフラ整備も重要な位置づけとして早急の施策を望みたいと思います。また、今後もさらに町民の皆様へ進捗状況の説明を図っていただくように希望をいたします。

あとこれは私の所見といいますか要望になりますけれども、交通安全協会ですね、実は通告で車両割会費の件で上げたんですが、ちょっとこれは答弁難しいということではないんですけどしたけれども、ここに先輩議員で安全協会の会長さんもおいでになりますので、町当局を含め要望をいたしたいと思います。やはりこの車両割会費の透明性ですね、ちょっと細かいことは言いませんけれども、車両割会費の透明性を図っていただくのと、さっきのご答弁で防犯協会は町民全員が会員とのこと。その意味では、この交通安全協会も車に乗っている方が全員会員というのが本来の姿だと私は思います。その意味で、組織の明確化と活動内容を町民の皆様にも再認識していただくようご支援をお願いするところであります。

では次の質問に移ります。

2. 文化財保護と利活用について

イ. 古文書公開に向けて

1. 公開に向け現状と今後の展開は

昨年の3月議会で取り上げましたが、町長のご答弁で古文書の公開に向けては、非常に重要な取り組みであるとの認識は理解をさせていただきました。また公開に向けて来年、再来年というのではなく、準備ができ次第、公開可能な文書については適宜進めていきたいとの発言もいただいております。

私が言うまでもありませんが、なぜ古文書の公開への必要が急がれるのか、大きな目的が三つあると思います。一つに、町、地域の歴史を知り、それを未来につないでいく財産として今の私たちには大きな責任があるということ。二つに、まだまだ町内には多くの文献が眠っている可能性があります。古文書を公開することにより今後町民の方からの寄贈・寄託が進む可能性が十分にありまして、それにより消失、廃棄、紛失、売買目的の流出を防ぐ効果も期待できます。三つ目としまして、これまで数十年にわたり携わってこられた多くの諸先輩方皆様のご労苦に報いるためでもあります。つきましては、古文書公開に向け次の点を質問いたします。

公開場所、実施計画、職員配置、条例制定への進捗状況を含め、今回はぜひともより進んだご答弁をいただきたいと思います。

町長（山村君） 今、滝沢議員さんからご質問ありました。前にお話ありましたように、私も一刻も早く進めようということで、関係の方にもお話をしまして、少しずつ進歩をしてきたかなというように思っております。その状況をお話し申し上げて、これからの計画を話したいと思っております。

やっぱり危機感を私も持っております。近年の経済状況ですとか、住民の生活環境などの変化の中で、住宅の建てかえがどんどん進んでいるということで、保管されていた多くの古文書の消失が危惧されているという状況であります。

坂城町では、平成22年にさかき歴史同好会の皆さんを初めとする関係団体の皆様から、町内古文書の収集と保存の要望が出されたことを受け、広く町民の皆様に、保管している古文書の寄贈・寄託をお願いし、平成25年度からは有識者の皆様のお力添えをいただいて整理・保存を進めるとともに、文化財センターの中に古文書史料室を開設いたしました。平成29年2月末までの整理・保存の進捗状況といたしましては、文書記録、目録ですね、文書目録で9件、目録の点数にして約7,200点の整理・保存が済んでおります。昨年、平成28年3月の第1回定例会の一般質問において古文書の整理・保存・公開に関する質問をいただきましたが、その後の取り組みといたしまして、公開に関する具体的な検討を行ってまいりました。

整理・保存されている古文書の公開方法といたしましては、大きく分けて展示による公開と閲覧による公開があります。展示につきましては、今年度28年度の図書館まつりにあわせて約1カ月間、格致学校歴史民俗資料館内において「坂城の古文書」と題して展示ケース内に陳列をしたところであります。閲覧による公開につきましては、保存する古文書に個人情報等に係る内容が含まれている場合もあり、閲覧に供するか否かを含め部分的に目隠し処理を行う対応の有無など、慎重な内容の検討が必要となります。既に閲覧を実施している自治体の運用方法や制度を参考に、閲覧の手続を含めた条例等の検討をしているところであります。

また閲覧施設につきましては、古文書は貴重な町の歴史資料であり、所有者からの寄託により保存されているものもございます。したがって、閲覧による毀損、汚染や紛失といった事故は極力避ける環境の整備が条件となってまいりますので、現在の文化財センター事務室や古文書史料室との連携を主眼に検討を進めております。またこの閲覧施設につきましては、単に閲覧台的な限られた機能を有するのみでなく、現在も公民館文化講座を受講されている皆さんに整理・保存のお願い、お手伝いをさせていただいておりますので、閲覧による古文書の学習や意見交換の場として幅広く活用できないかと検討しております。

ご質問の中の人員配置につきましては、これは以前からお話ありましたけれども、このたび新たに学芸員を採用する予定となっておりますので、古文書の整理・保存・公開も進んでいくも

のと期待しております。また、有識者の皆様と公開に関する打ち合わせをさせていただいた際のお話として、これから具体的に運用が進んだ段階でよりよい公開を実施するために、関係の皆様のご支援をいただきながら運営協議会的な組織も視野に入れて進めていく方策の検討も担当より聞いております。

以上、古文書の公開に向けましては、制度運用などのソフト面と施設整備などのハードを合わせ、まだまだ検討を要する課題がありますけれども、町内にはこれまで古文書の公開に携わってこられた有識者の方がおられますので、ご指導いただきながらなるべく早く、これ施設面も関係しますので、できれば年内をめどに進めてまいりたいと考えております。

6番（滝沢君） ただいま町長から大変前向きなご答弁をいただきました。年内、12月ということで理解をさせていただきます。よろしく願いいたします。今回、町長のご英断、それから教育長にもバックアップをいろいろしていただいたと思いますので、関係の皆様には感謝を申し上げます。

それとともにですね、これはこれまで本当に多くの方が携わってこられた、その関係者の皆さんにですね、そのご苦勞が報われるような朗報ではないかというふうに思っております。私も昨年の図書館まつりで公開されました古文書を拝見しましたが、非常に興味深いものが多く、その当時をしのぶことができたわけであります。古文書も人の目に触れて初めてその存在価値が上がるわけです。一日も早く多くの皆様にご覧をいただきたいと思います。また、閲覧にはまだまだ難しい手続が必要であるとのことは理解をいたしました。今後、運営協議会的な組織も進められるようですので、ぜひともよい方向に向かうことを期待しております。

いずれにしても、ようやく日の目を見ることができたわけです。最後に、町、関係部局、さらに古文書公開に向け携わってこられた皆様の情熱とご尽力に対しまして敬意を表するところでございます。またその勞をねぎらうところでございます。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時06分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、5番 柳沢収君の質問を許します。

5番（柳沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回で8回目の一般質問になります。任期が4年ということでちょうど折り返しのときになるわけですが、前回は明るい町にということで、坂城町の財産である坂城中学校生徒会の新アタリマエ憲章の話題から入らせていただきました。今回は、明るさ・活力の発信ということで、坂城町のパワーを取り上げてみたいと思います。

明るさや活力の発信は、義務的には行うことが非常に難しいものでございます。気持ちが暗いときは明るく振る舞うことは難しいのであります。したがって、やはり発信者もご自身が明るく活力のみなぎっている人でないとだめなわけでありまして、そんなわけで、明るく活力のある人はいないかと探したところ、子供たちがいました。子供社会は大人社会に比べると平等の度合いが高いことが原因なのかもしれませんが、町を歩くと子供たちから元気をもたらしたというお話をよく耳にします。子供に元気と勇気を与える目的で始まった大人からのあいさつ運動も、子供から元気をもろうという双方向性があるから続いているのではないのでしょうか。

では、子供たちのほかに元気な人はいないのかとお尋ねしますと、それは町長さんではないかという答えが返ってきます。町一番の元気者かどうかはちょっとわかりませんが、活力のあることでは定評がございまして。

そこで明るさと活力の発信となると、町長さんが適任という結果になるわけですが、いかにせん、お一人しかおられません。何人もいるわけではありません。そこで考えられるのが、この町長さんの活力を一番そばでいただいている役場職員の皆様がこれを分けていただき、そして町民に活力を分ける、分散するという方法がいいのではないかと、こんなふうに考えたわけがございまして。

挨拶は双方向性でございまして。今風に言えば、ウイン・ウインの関係。すなわち双方に得がある良好な関係をつくりまして。挨拶をしない人の中には、いつもどっちが偉いのか、心の中で考えている人がいます。凜として挨拶されるのを待っている人、このような人から元気はいただけるのでしょうか。明るさや活力は得られるのでしょうか。山村パワーに期待するところございまして。

そうした流れの中で、前々回、一般質問の際に町長の答弁としまして、あいさつ看板の見直しや役場内の挨拶に関する標語につきまして、前向きな答弁をいただいております。このことを前提にこの2点につきまして、進捗状況をお尋ねしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

また、町長の招集挨拶に取り上げられましたが、1月に行われた坂城中学校3年3組の生徒による模擬議会に先立ち実施された事前アンケートのお話がありました。この中で生徒25人中、坂城町に暮らそうと思っている人が4人というショッキングなお話がありました。坂城町に暮らせない理由として、生活上の不便さと、つきたい職種がないというようなものが主なものでございまして。この2点について解決されているかということ、心もとない限りであります。町長は中学生の心配をよそに切実な危機が迫っているわけではないから心配しないんだというようなことを言われておりました。

そうなのかなと思いつつながら2月1日の地方紙に目をやると、社会増、市町村増加の見出しが目に入ってきました。人口増施策効果の見方という小見出しもございまして。長野県において

は、転出が転入を上回る社会減は16年連続で続いています。転出入がほぼ均衡しており、転入が転出を上回る社会増の市町村が15年の21から16年は28に増えた。こうした市町村からは人口増や若者定着などに向けた施策の効果があらわれつつあるとの見方もあると解説されていました。

町長が切実な危機が迫っているわけではないから心配しないと言われたのはこのことかな、と納得しながら新聞を読み始めると、裏面に16年1月から17年1月までの1年間の人口の増減が市町村ごとに載っておりました。我が坂城町はと探すと、何と137人の社会減となっていました。この数字は県下町村の中ではワースト1になっちゃうんですね。古文書の保護について先ほど町長の答弁がございまして、危機感は持っておられるということでしたが、この町長が心配ないと言われる。これはどうしたことかということ、1年間の社会減137人が意味するところのものは何なのかなと。トランプ大統領の側近が言うところのもう一つの事実なのだろうか。そうであるならばよいのだが、中学生のアンケート結果の反映か。いずれにせよ町はこの記事についても知っていることであるから、真偽を確かめていかなければならない。このような経緯から坂城町の人口、社会減の状況を把握するために、人口移動調査の分析と対策についてお尋ねします。この質問は、昨日西沢議員も触れられておりましたので重複する部分はカットしていただいて構いません。心配する必要がない根拠をお示しいただければ幸いです。

以上、3点につきましてご回答を願います。

教育文化課長（宮下君） 私からはご質問のありました、「あいさつ看板」の見直しはの進捗状況についてお答え申し上げます。

子供たちに「おはよう」と声かけを行い、元気と勇気を与える取り組みとして、坂城の子供は坂城で育てるの合い言葉のもと、大人からあいさつ運動を積極的に行っておられる皆さん方にお礼申し上げる次第でございます。

さて、ご質問の、町内に設置されておりますあいさつ道路の看板につきましては、35年前にライオンズクラブが中心となり、地区の育成会のご協力をいただき設置された経過がある旨お聞きしております。設置されている看板を確認する中では、設置後35年を経過し、さびついたり、文字がわかりづらくなったりしている現状であります。当時設置していただいた関係する皆さんにもご相談させていただきましたが、看板の塗り直し等は非常に難しい状況でありますので、今後、地区の皆さんや育成会の皆さんなどご相談させていただく中で、必要な箇所については検討していきたいと考えております。

挨拶をすることは、人とのコミュニケーションをとるためには欠かすことのできないものです。誰でも、どこでも、いつでも、気持ちのよい明るい挨拶ができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

総務課長（青木君） 挨拶に関する標語の進捗状況はについてお答えいたします。

昨年9月定例会の柳沢議員さんの一般質問の際に若干触れさせていただきましたが、役場採用から5年までの職員による若手会議というものがございます。この若手会議につきましては、若手職員の接遇について職員同士で検討する接遇研修検討会議が始まりで、現在は毎月第2水曜日を基本として夕方集まり、自主的に毎回テーマを定め、会議をしたり時には先輩職員からアドバイスを受けながらそれぞれ自己研さんをしているところでございます。また時折、挨拶を含めた接遇についてもテーマとして取り上げているところでございます。

標語につきましては、挨拶は接遇の基本でもありますので、若手会議の中では来庁されたお客様に対し、要件をお聞きし対応するきっかけにもつながりますので、まずは職員から挨拶をするということができるよう標語の検討をしてきたところであります。加えて、出された標語に対して、どのように活用していくかについても検討がされたところです。若手会議からは、多数の標語が提案され、この中から、「あいさつは 心をひらく あいことば」、「あいさつで 培う人の和 職場の輪」、「明るいあいさつで 明るいまちづくり」、などが選ばれ、活用方法といたしましては、庁舎内の窓口に標語を張って、役場内で挨拶に関する取り組みをする、挨拶の取り組みを広報で町民の方に知ってもらう、封筒などに印刷する、標語のポスターを庁用車に張って知ってもらうなどの意見が出されたところです。

このような提案について、できることから始めていくこととし、標語を窓口付近に張り、まずは来庁されたお客様に対して職員が積極的に挨拶をし、声かけを行うことを心がけることから始めようとしているものであります。

2月に開催した職員接遇研修の中で、講師から対応が真面目で親切な印象があるが、一方でかたい印象が残る、声かけをしていいのかちゅうちょしている場面が感じられた、声かけをしている職員が特定の職員になっていないかなどの指摘がされており、これからも継続して接遇研修をしていく必要性を感じているところであり、標語の活用とともに接遇研修についても継続して進めていきたいと考えております。

企画政策課長（柳澤君） ハの人口の社会減の状況は、についてお答え申し上げます。人口減少につきましては、昨日の西沢議員さんへの答弁と重複する部分もございますけれども、ご了承いただきたいと存じます。

人口の増減につきましては、出生・死亡を要因といたしました自然動態、そして転入・転出を要因といたしました社会動態により捉えられ、この変動の状態を人口動態と呼んでおります。この人口動態につきましては、国、都道府県、市町村などからさまざまな形で公表・報告がされており、代表的なものは、総務省統計の住民基本台帳人口移動報告あるいは厚生労働省の人口動態調査、また長野県におきましては、毎月人口異動調査として公表されております。いずれの調査も人口に関する基幹調査であります国勢調査の結果を基礎といたしまして、住民基本

台帳の状況をもとに市町村から報告された出生、死亡、転入、転出といった人口の移動を加減して推計されるところでございます。

住民基本台帳人口移動報告による年間結果と、毎月人口異動調査による年間人口増減数については、毎年1月末に公表され、人口動態調査による年間推計の確報は毎年9月に公表をされております。毎月人口異動調査の年間人口増減数につきましては、本年1月31日に長野県から公表され、お話にもございましたが、2月1日には新聞報道がされたところでございますが、1月1日時点での当町の人口は1万4,583人、前年より264人の減少で、そのうち転入・転出による社会動態では、137人の転出超過という状況でございました。

過去5年間の社会動態における推移を見ますと、いずれの年も転出の超過ではございますが、平成24年は107人、25年は89人、26年は15人、27年は21人、28年は137人の転出超過ということで、平成26年、27年は転入・転出がほぼ均衡した状況であったものの、平成28年には再び転出超過が大きくなったという状況でございます。

平成28年の転入・転出それぞれの年間移動状況でございますが、転入が477人、転出は614人であり、県外からの転入が203人、県内からの転入が274人、転出におきましては、県外への転出が208人、県内への転出が406人でございます。これを年齢構成別、また男女別による年間移動状況で見ますと、転入におきましては20歳代から30歳代が多く、20歳から24歳で68人、うち男性が45人、女性が23人、また25歳から29歳で110人、うち男性が57人、女性が53人、30歳から34歳で71人、うち男性が35人、女性が36人となっております、25歳から34歳にかけての男女比はほぼ同数でございました。

転出におきましても同様に、20歳代から30歳代が多く、20歳から24歳で116人、うち男性が59人、女性が57人、25歳から29歳で117人、うち男性が63人、女性が54人、30歳から34歳で73人、うち男性が37人、女性が36人となっており、こちらも男女比はほぼ同数でございました。

この平成28年の人口動態とともに、町の人口ビジョンを策定した際に取りまとめました町を転出した方へのアンケート調査の結果を踏まえますと、やはり進学や就職、結婚を理由とする流出が多いと考えられます。特に就職におきましては、サービス業など第3次産業への就業を希望する若者が多く、坂城中学校3年3組の模擬議会に先立って実施されました、生徒への意識調査の中でも、将来つきたい職業はここにはないから、あるいは仕事がなさそうだからという回答はございました。しかしながら、模擬議会の中でさまざまな施策を申し上げたところ、そういうところを知った中では坂城町でも住んでよいかなどという意識に変わりまして、このうち生徒はクラスの72%、18人にまで上がりまして、当町に住んでもよいというようなことで安心したというような結果が出たところでございます。

当町におきましては、工業集積によります製造業に特化した町でありまして、雇用の受け皿も多い町ではありますが、町内に希望する仕事がないとの思いから町外で就職をきっかけとして転出する若者が増加している傾向もあるかと思えます。そういった中で、町では総合戦略の目標に掲げる多様な就業機会の拡大、町外への流出抑制と新たな流入増加によりまして、若者の定住を促進するため、新たな産業やサービスの創出、創業支援のほか首都圏におけます移住・定住相談会や合同企業説明会など、若者が坂城町に魅力を感じ、住んでみたいと思っただけのような施策の展開を図っております。

先ほど、これらの取り組みが中学生を初めといたしまして、若者と子供たちに伝わっていないという現実もございましたので、そういったことで今後町の取り組んでいる事業などの情報発信、PRにも努めてまいりたいと考えております。

また、新たな施策といたしまして、29年度につきましては、移住定住を図る助成制度も開始をいたしてまいります。入り込んでいただくという部分、それからここにいる方にも引き続いて住んでいただきたいという思いから、新たな制度を創設したところでございます。こういった制度を活用しながら町外への流出抑制、また新たな流入増加に努めていきたいというふうに考えております。

現在取り組んでおります事業の検証、あるいは必要に応じた事業の見直しも行いながら、総合戦略における町の将来像、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町を目指しまして、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

5番（柳沢君） 非常に丁寧な3課長さんによりますご答弁をいただきありがとうございます。

先日行われた公民会主催の分館対抗球技大会スマイルボウリング、ここに来賓で町長が見えられまして、スマイルボウリングのピンですね、この塗装が剥げて黒くなっていると、汚くなっているということ、そういうご意見が寄せられたので、若手を動員してすぐに塗りかえきれいになったというお話がございました。私もそのスマイルボウリングのピンを使わせていただきまして、気持ちよくやらさせてもらったわけですがけれども、古いあいさつ看板につきましてもですね、さび取りでもしてもらってペンキでも塗ってもらえばいいかなと、そんなふうに思っていたんですけども、町の答弁をお聞きしたところ、もっとよい方法を考えておられると、こういうことなので実行委員会の皆さんも喜んでくれると思います。

昨日、中嶋議員の一般質問の冒頭にですね、大人からのあいさつ運動のお話がございました。その中で、参加してみてもびっくりしたというお話がございました。今や延べ参加者数859名、体験者数142人、参加体験団体26団体という大きな運動になりつつあります。雪の降った日は若手参加者を中心としまして、先生と一緒に通学路の雪かきをします。いつも子供たちから元気をもたらしているということでお返しにですね、竹ぼうきを100本学校に寄附されたところもございました。学校に行けないので家の前でやっているという方もおられます。

何であんなに熱心に行くんだと連れ合いの方が、いぶかっておられたお宅もございました。

そんなわけで、今やこの運動の関係者や関心のある人の数ははかり知れません。中嶋議員も言っておられましたが、この運動がここまでしっかりした運動になったのは、やはり各学校を担当するリーダーたちのお人柄によるところが大きいのであります。同じような運動をしているのに注目されないのはなぜだと。こっちは人がいなくなっているのにあそこのところだけどうして新しい人が入ってくるんだと。分けてくれというような冗談も聞いたことがございます。

そしてこの運動がここまでしっかりしたものになった最大の要因は、坂城町の子供たちのすばらしさにあります。前回、地方紙への投稿のお話をさせていただきましたが、どうもごみ出しの時間が、中学生の登校時間にちょうど当たるらしいんですね。そんなことで、意外な方から中学生が挨拶してくれるんですよという喜びの声を幾つかいただきました。私らが挨拶してもですね、まあ票でも欲しいんかいなど、こう思われちゃうところがあるかと思えますけれども、そこがやっぱり中学生は違います。

そんな中学生のところにも行って、年に1回大人からの大運動を実施しておりますが、この大運動というのは、かなり大勢の方が行かれるんですけども、校長先生がおっしゃるには、数人でいいから時々大人からのあいさつ運動をしてほしいと。校長先生は毎日校門付近で、子供たちに挨拶をしているということですが、これに地元の人も参加してほしいということらしいんです。多分やるとなればですね、水曜日の朝7時40分から8時までということになるんでしょうが、これがなかなか難しいんですね。今現在大人からのあいさつ運動、参加者大勢おられるんですが、ローテーションを組むとなると、もうとてもじゃないけど、難しい。

町長さんの招集挨拶にもありましたが、模擬議会後ですね、再度アンケートしたところ、役場の方や町長の話聞いて、坂城町に暮らしてもいいかなという人が25人中21人になって安心したと言っておられました。しかし、いつまたどこで変わるかわかりません。この気持ちを持ち続けていただくためには、アクションの継続が必要です。この町のすばらしさを伝えるには、役場からのあいさつ運動が最適ではないでしょうか。先ほど課長さんからもいろんな工夫を今、考えているよと、こういうお話がございまして心強いばかりですけども、若手の方が中心となって挨拶標語をですね、庁舎内に掲げると、まずはできるところからと。すばらしい取り組みではないかと思えます。

そこで、もう1歩進めてですね、若手職員でローテーションを組み、2人ぐらいで水曜日に中学校に行き、校長先生や中学生のあいさつ隊の運動にまじり、役場からのあいさつ運動を展開するというのはいかがでしょう。役場にはこんなすてきなお兄さん、お姉さんがいて、みんなを見ているよということになったら、生徒たちはどれほど喜ぶでしょう。中には嫌々やっている、挨拶をしている子供もいるかもしれません。でも、やはり若手職員の影響で、挨拶も大事かと、そういうふうに使われることと思えます。

職員の接遇では定評があり、9月議会でも紹介させていただいたあいさつ課もある須坂市でも、この取り組みはできておりません。と申しますのは、教育関係者の人がですね、こういうことをしたいと言わない限り、どんなに行政関係がアピールしようとしても学校でこういうあいさつ運動をすることはできないからです。したがって、このようなお声がかかったのは、きっと坂城町にとってはチャンスだなと。このチャンスを逃してまた先生がですね、転勤されてしまえば、次の先生はこういうことをしてくれと言わない先生になる可能性があります。そうなったときには、もう坂城町は学校へ行って役場からのあいさつ運動はできない、こういうことになってしまいます。

暮らしてもいいかなという人が少し増えたといっただけで安心してはいられません。3組の割合は増えたということですが、では1組はどうでしょう。2組はどうですか。この議場へは来ていないですね。この模擬議会を体験していない。情報にあふれた現代社会では、町の取り組みについてお知らせをして、満足していたのでは結果はついてきません。不断の努力、アクションが欠かせません。すばらしい町長さんに優しい上司が待っている、こういうことになれば、役場職員の採用エントリーもですね、急増するのではないかというふうに私は予想します。

先ほど、この5年間のですね、転出入の数字、増減の数字をお聞きしました。そうしますと、28年度が突出していたということです。心配するなという、そういうお気持ちをPRされる、根拠あるのかなと、そういうふうに思いました。冒頭にも述べさせていただきましたが、町長さんを中心とした明るさと活力の発信に今後とも期待したいと思います。

次の質問に移ります。生活・医療格差縮小策についてお伺いします。

町には、残念ながら病院もなければ総合スーパーもございません。隣の市では、新幹線の新駅を誘致するかどうかで市を二分する提案がなされています。我が町ならばですね、さしずめ新幹線の地下駅を誘致するかどうかというようなところでございますが、そんな提案を町から受けたこともございません。大きな、二分するような提案などないほうがいいのか、あったほうがいいのか、静かな町だなという印象を受けられる方もいるかと思えます。ショッピングモールの案件もしかりです。

1月の中学生による模擬議会では、地域資源について質問がございました。その話題の中に出てこなかったのがテクノさかき駅でございます。以前から子供たちはテクノさかき駅を地域資源とみなしており、駅周辺の開発を提案しておりましたが、町はテクノさかき駅は通勤のためであると説明して積極的な活用はしないというふうに説明しておりました。このあたりで方針を変えて駅周辺の開発に取り組んだらいかがでしょうか。

テクノさかき駅にはエレベーターがございません。最近話題のリニア中央新幹線飯田駅の乗降予想人数は1日に1,500人、これでリニア中央新幹線飯田駅ができちゃった。こんな時代にですね、乗降人数が3千人を超さないとエレベーターを設置できないというようなお話が

耳に入ってきます。

乗車人数を増やす対策としては、どのようなものが考えられるのか、対策の一つとして、東改札口の設置が考えられます。これは高速道路のスマートインターチェンジに模して、スマート改札と名づけたと思います。やり方としましてですね、跨線通路を坂城テクノセンターまで延長します。ここにテクノさかき駅の跨線通路の写真があるんですね。渡ったことがある人たちもいると思うんですけども、この跨線通路をテクノさかき駅まで延ばすわけですね、わずかに。そうしますと、坂城テクノセンターからすぐにテクノさかき駅におりられると、こういうものでございます。これによってですね、階段を上る回数、これを減らすなりゼロにすることも可能であります。医療弱者や生活弱者の高齢者は、階段が苦手です。階段を上る回数が減れば鉄道を利用する回数も増え、乗車人数の増加が望めますが、いかがでしょうか。

先般、上り電車からおり立った男性たちが、坂城テクノセンターの横にあります表示を見てですね、テクノセンターあそこだと、こう話していたわけですけども、その男性たちはかなり迂回をしてですね、階段を上ったり下がったりしながらですね、テクノセンターに行ったのではないかと思います。

テクノさかき駅というけれど、どこがテクノなのというご意見もございました。坂城イノベーションセンターの構想もあるようですが、最寄り駅も、その名にふさわしい施設に変えていったらいかがでしょうか。大きな発想をしていただきたいと思います。

また、テクノさかき駅周辺に村上地区専用の無料駐車場は開設できないでしょうか。乗車人数を増やすには、村上地区の人たちの利用回数を増やすことが必要です。それには無料駐車場の開設が何よりです。ちょっとへんぴなところにある空港でも物すごく利用される空港があると。茨城空港だったかもしれませんが、そこは無料駐車場があつて、結局海外へ旅行へ行ったりするときも、その無料駐車場を利用すれば、便利なところですね、交通アクセスの非常によいところへとめるよりもずっと安上がりということで、その空港の無料駐車場はいつも大盛況というようなお話を聞きました。

村上地区にしなの鉄道の支線を引くことに比べれば、無料駐車場は容易に乗車人数を増やすものであります。以上の点につきまして、答弁を求めます。

建設課長（宮嶋君） テクノさかき駅の利便性の向上についてお答えいたします。

テクノさかき駅は、しなの鉄道として開業後、初の新駅として平成11年4月開業された駅で、駅の西側にはテクノさかき工業団地があり、現在20社の企業が操業しており、そのほか駅周辺には大手企業が立地されております。また坂城勤労者総合福祉センターが駅に隣接され多くの皆様にご利用されております。また、駅の東側には、人材育成や企業間交流、技術支援を行う公益財団法人さかきテクノセンターがあり、町の工業の集積地に位置する重要な駅となっております。

テクノさかき駅の乗降人員を3千人にするための対策は、でございますが、テクノさかき駅の乗降者数の状況を申し上げますと、平成25年度の1日当たりの乗降者数は905人、26年度は878人、27年度は898人という状況でございますが、1日の乗降者数を3千人にするといったことは非常に厳しい、難しい状況でございますが、多くの皆様にテクノさかき駅をご利用いただけるよう利用促進を図ってまいりたいと考えております。

町では、町の公共交通機関として重要な役割を担っているしなの鉄道と町の循環バスをつなぎ、多くの皆様に坂城駅・テクノさかき駅をご利用いただいております。引き続きしなの鉄道のダイヤ改正などにあわせ、循環バスの時刻表の改正や新しい乗車方式の導入など、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、多くの企業にお勤めの皆さんの通勤時間帯などは、国道18号や県道など主要道路は非常に渋滞することがございますので、しなの鉄道利用の働きかけを行っていただければと考えております。さらに、通勤・通学あるいはお買い物や病院等への通院などで、しなの鉄道をご利用されている方や、お車で来られ、しなの鉄道駅を利用されている方などに、駐車場の確保や利用しやすい駅にするなど、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。また、駅からさかき千曲川バラ公園は徒歩15分ほどということですので、しなの鉄道を利用して大勢の皆様にさかき千曲川バラ公園を訪れていただくよう、お知らせをしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、テクノさかき駅の1日の乗降者数を3千人にするといったことは非常に厳しい状況ではございますが、今後しなの鉄道の利用者が増えることが駅の乗降者数に直結してまいりますので、引き続きしなの鉄道に働きかけをし、さらに連携を強化してテクノさかき駅はもとより坂城駅、しなの鉄道の利用者数の増加促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、テクノさかき駅東側に改札口を設置できないか、でございますが、高齢者や障がいのある方にとっては駅の跨線橋や階段の昇降に苦慮されていることもあり、東側に改札口を設置できないかというようなお考えかと思いますが、新たに改札口を設置することになりますと、新しい駅舎が必要になってまいります。駅舎の敷地等も考慮し、駅舎建設となりますと大変多くの事業費が必要となってまいります。

そのほか、今の駅員体制と同様の1名の駅員を常駐させるといったソフト面や、券売機の設置、自家用車等の送迎による安全な道路等の確保、また、先ほど議員さんが申し上げておりましたが、跨線橋をつなぐというようなことになりますと、また階段の上り下り等も出てきます。そうしたことから、上り方面のホームに直接スロープでつなぐといったことになると、安全性の確保だとか、そういったハード面でも多くの課題がございますので、大変難しいものと考えております。

高齢者や障がいのある方にとって、駅にエレベーターが設置されていれば、利用者の利用向上につながる所でございますが、テクノさかき駅には既に昇降機が設置されており、駅員や坂城勤労者総合福祉センターの職員のご協力をいただき、昇降機をご利用いただいている所でございます。現在のところ、昇降機のみならず等も順調に稼働する状況でございますので、今ある昇降機を活用することで駅のバリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。

今後は、昇降機を利用する方が利用しやすいよう、ふだんから利用されている方や利用をご希望される方に事前に操作に必要な鍵を貸し出し、付き添いの方や帯同者等がいる場合に限りではございますが、直接利用される方が昇降機を操作できるような仕組みを研究し実施してまいりたいと考えております。

続きまして、テクノさかき駅周辺に村上地区専用の無料駐車場を開設できないか、でございますが、現在、テクノさかき駅には有料駐車場が3カ所あり73台、無料駐車場も3カ所あり39台、約112台の駐車場を整備しており、皆様にご利用いただいております。有料駐車場の空き状況でございますが、株式会社アルプスツール様北側の有料駐車場には13区画の空きがあるといった状況となっております。現在、県の事業により坂城インター先線の延伸事業が進められておりますので、今後、株式会社アルプスツール様の北側の有料駐車場の部分が道路用地となってまいりますので、有料駐車場の敷地が減ってしまう状況もございます。

今後は、テクノさかき駅利用者の利便性の向上、しなの鉄道利用客の増加につながるよう、村上地区専用の無料駐車場ということではなく、どなたでもご利用いただける無料駐車場、有料駐車場も含め駐車場の整備について検討していかねばならないものと考えております。

5番（柳沢君） 丁寧なご答弁をいただきました。世界的にはトランプタワーというのが有名になっておりますけれども、この近所では青木村にあるあおきタワーですか、が最近話題になっています。そこで、我が町ではですね、山村タワーが話題になってほしいなと願っております。病院と総合スーパーの入ったベッドタウン向きのマンション、山村タワーですね、これをクラウドファンディングで建てる。そして坂城町の工場に通っておられる従業員の方にも入居していただく。もちろん雪かきが大変だという方も優先してお入りいただく。こんなのを夢として私は抱いております。インター先線の整備がいよいよ始まろうとしています。よい機会だと思いませんか。この機にですね、テクノさかき駅周辺の開発に着手されたいかがでしょうか。新幹線新駅やショッピングモールをうらやましがする必要はどこにもありません。独立を選んだ坂城には坂城の夢があります。

次の質問に移ります。

寄り添う自治についてお伺いいたします。昨年に続き、除雪対策についてお伺いいたします。昨年は通学路の除雪についてお伺いいたしました。歩道の除雪についてお伺いいたしました。

本年は期待しておったわけですが、子育て支援日本一はいつのことかなという感じがあります。

今年はずね、横町通りの除雪対策についてお伺いします。雪が降ると横町通りは危険なので通らないというお話を伺いました。ところが、乗せていただいた車が雪の降った日から数日後に横町通りに入ってしまった。のろのろ運転で渋滞していましたが、それよりもびっくりしたのは雪が凍ったようになって、なおかつ路面が波打ったようにでこぼこの状態になっていました。少し横に滑れば対向車にぶつかるような感じなのです。300万円の予算を1千万円にしたというお話をちょこちょこ聞かされていたんですけども、これはどうしたことかなと。

昨年、幅50cmくらいの歩道用の除雪機を通学路に使っているところがあるということをご紹介させていただきました。その自治体はずね、本年度は除雪委託費として1億5,900万円計上したそうです。しかし、大雪のために1億8,800万円を専決処分、それでも除雪が追いつかず、住民から苦情が寄せられたため1億1千万円の補正予算を提出し結局16年度の除雪委託費は4億5,700万円の見込みになったという報道がありました。

横町通りは坂城高校の通学路になっております。こんな雪へっちゃらだと思ってくれる高校生もいるかと思えます。横町通りにはいろんな問題があり、複雑な問題もあるというお話を何度となく聞かされました。駅前活性化で多くの団体が活躍されております。今の状況をどう見るかという感覚的なものは脇に置くとしましては、この山村町政が続く限り、雪の降ったときの横町通りは今年のような状況が今後も続くと理解してよろしいでしょうか。変えられるものは変える勇気を、変えられぬものは受け入れる忍耐力を、そして変えられるものと変えられないものを認識する知恵をという格言がございました。ご答弁をお願いします。

町長（山村君） 先ほどからいろいろご質問をいただきまして、褒められたりけなされたり、いろいろ大変興味を持って聞き入っておりました。特に、寄り添う自治です。実際に除雪対策ということで横町の話が出ました。今までの経緯と、それから今年に入って今後のことについて新たな進展もありましたので、それをちょっとお話し申し上げたいと思っております。

坂城町では平成26年2月の大雪の教訓を踏まえまして、町道及び県道の除雪作業能力が大幅に不足していたことから県と除雪について検討し、それまで町道の除雪を委託していた町内業者の皆さんにつきましては、専用の除雪機械が不足していたことから、平成26年度から町が委託契約をする町内主要建設業者4社の皆様に、除雪専用機械の購入及びリース契約をしていただき、除雪機械の管理料を県と町で負担することで、除雪専用機械7台を保有し、長野県の保有する大型除雪機械1台も含め、除雪体制の強化を図ったところでございます。

また、同じく平成26年度から、豪雪時には県の大型除雪機械により、幅員が広い産業道路等の主要町道の除雪を実施し、坂城駅周辺の幅員が狭い県道につきましては、町の除雪委託業

者が保有する小型除雪専用機械による除雪を行うなど、県及び町の相互除雪の実施などを趣旨とする、緊急時における相互除雪の協定を県と締結いたしました。

平成27年度につきましては、その連携をさらに深め、通常の降雪時にも町道の鼠橋については長野県が除雪を実施し、県道上室賀坂城停車場線の横町通りについては町が除雪作業を行う、除雪区間の相互除雪を行ったところでございます。しかし、県の除雪体制見直しの中で、平成28年度につきましては、相互除雪の協定の見直しがされ、町道については町が、県道については県が除雪を行うこととなりました。

また、町内の除雪計画でございますが、国道18号線や上田篠ノ井バイパス、新国道上田バイパスにつきましては、上田国道事務所の管轄による除雪を実施し、県道長野上田線や県道新田坂城停車場線、それから県道坂城インター線、上室賀坂城停車場線につきましては長野県千曲建設事務所の管轄で除雪を実施しております。町は、産業道路等の幹線道路や循環バス路線、駅への進入路等の39号線、約45kmについて除雪を行っております。

融雪剤散布につきましても、平成26年度から長野県と共同で県の融雪剤散布車による町道の融雪剤散布作業を開始し、平成28年度からより初動を早く対応するため、新たに町が委託する融雪剤散布業者に坂城町専用の融雪剤散布車をリース契約していただき、田町から南条新地地区までの産業道路や、小網から鼠橋を通り国道18号までの区間、テクノさかき駅周辺や坂城駅南進入路、昭和通り、山間部の循環バス路線等の8路線、約9kmについて融雪剤散布を実施しているところであります。

ご質問のありました1月中旬の降雪の際の横町通りの除雪であります。先ほど申し上げたとおり、町内の県道において県千曲建設事務所により除雪作業を実施し、県道である横町通りにおいても県千曲建設事務所が管理し、除雪計画を立て除雪を実施する予定でしたけれども、過去に地元区から除雪を断られたという経過もあり、除雪を行うことができませんでした。

路面は除雪されない雪が圧雪でかたくなり、横町通りを利用する皆様に大変ご迷惑をおかけしていることから、町といたしましては、再三、県千曲建設事務所にも除雪のお願いをし、地元区とも調整を図ってまいりました。また、県千曲建設事務所においても、数回にわたり地元区に除雪の実施に向けた話し合いをしておりましたが、なかなか調整に時間がかかってしまい、先月に県と地元、横町ですね、との話し合いに町も加わる中で、やっと地元区から除雪作業実施の承諾をいただくことができましたので、今後の降雪の際には県千曲建設事務所において除雪を行う予定となっております。

先ほども議員も触れましたけれども、いろいろ問題があるというのはこういう問題であります。やってくれるなというところでありました。道路の除雪につきましては、積雪の状況によりますが、除雪車が除雪する前に車の通行により圧雪されてしまうと、どうしても雪が残る場合がございますので、ご理解をいただきたいと思います。除雪につきましては、全ての町道に

つきまして除雪を行うことは難しいことから、町が主要な幹線道路や循環バス路線の除雪を行い、生活道路や歩道につきましては学校やP T A、地元区の皆様と連携をする中で、基本的には地域の皆様をお願いをしまいたいと考えております。

今後につきましても、国、県、町が連携する中で通行に支障がないよう、できるだけ早い除雪体制の構築を図ってまいりたいと考えております。私が町長をやっている間、除雪ができないということはありませんので、ご安心いただきたいと思っております。

5番（柳沢君） 新たな展開があると、あったということで、横町のですね、除雪関係についてもいい結果になるんじゃないかと、そんなふうに思いますが、私もあと2年ほど任期がございますので、来年もこの場に立てる可能性がございます。可能性は大きいわけですね。また状況を見まして、そのときにまた質問に立つかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

前回、坂城中学校には新アタリマエ憲章というすばらしい伝統がありますよと、それを継承しようとする生徒たちが、坂城町の財産だという話をさせていただきました。憲章の第1項が明るい挨拶、第2項は無言清掃なんです。誰が無言清掃を言い出したのかわかりませんが、文献に出てきたのは昭和46年です。それから30年たちまして平成13年、坂中21世紀アタリマエ憲章をつくったときにですね、生徒たちはこの無言清掃を憲章に入れることについて拒絶しました。そのときの生徒会の役員は無念だったということです。そしてその思いを後輩たちに託しました。

それから4年後、平成17年、新アタリマエ憲章が制定され、その第2項に無言清掃が入りました。ようやくですね、先輩たちの思いがかなったわけです。そして、それから12年、今も新アタリマエ憲章は後輩たちに引き継がれ実践されております。この46年の歴史、これが坂城町なのかなと思います。字面だけでは、何だ、こんなものすぐつくれると、そう言われそんな新アタリマエ憲章なのに、国の教育機関が絶賛する新アタリマエ憲章、国はそのいきさつを知っているではないでしょうか。まさに自治の手本であります。

新アタリマエ憲章の中には六つの項目がありますが、その一つ一つにすばらしい秘話がありそうです。大人からのあいさつ運動は、やり始めてからまだ2年、拒否することがあって当たり前なんだろうね。ここでやめたらだらしねえなど、中学生に怒られちゃいます。以上で質問を終わります。

議長（塚田君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時06分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に10番 山崎正志君の質問を許します。

10番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

行います。

１．南条児童館について

南条児童館建設費 9 千万円が平成 29 年度当初予算に計上されました。いよいよ建設が始まります。そこで今までの新南条児童館に関する質問や答弁を精査し、総括した形として質問していきたいと思います。

イ．進捗状況は

昨年 10 月 11 日に南条児童館建設委員会を立ち上げ、その後児童館建設に向け、3 回協議が行われました。それでは、建設委員会のさまざまな提案の意見集約はどのようになったのか質問いたします。

次に、プロポーザル方式による基本設計及び実施設計は、どのようになったのか。またプロポーザル審査会には何社の設計者が審査対象となったか。建屋の構造は木造、鉄骨、RC、鉄筋コンクリートですね、のいずれになったか。また 12 月の答弁では、平屋建てが望ましいとありましたが、どのようになったか質問いたします。

それでは今年度中には実施設計がされ、来年度建設に移るわけですが、建設に当たり着工予定と完成予定をいつごろと考えているのか、また建設費高騰の折、建設予算で十分か質問いたします。

次に、南条小学校記念館の取り扱いについて質問いたします。

現在、解体保存されている南条小学校記念館は、どのような取り扱いになるのか。以前の答弁では、新しく建設される南条児童館に破風とレリーフを再利用できれば使用したいと答弁がありました。また、再利用できない場合には、デザイン化してメモリアル的に取り入れたいとありましたが、どのようになったのか答弁を求めます。

次に、南条児童館建設に当たり、隣接する南条集会所を解体し、新児童館の敷地として活用するわけですが、それ以外に用地の取得の予定はあるか、質問いたします。

次に、定員 80 名として建設するわけですが、来年度の利用者の予定数は何名か、また学年ごとの予定数は何名かお伺いいたします。

ロ．周辺の安全確保は

建設予定地の周辺道路は、コンビニエンスストアも隣接し、生活道路として車両の交通量も多いところであります。そこで児童たちの安全確保をどのように考えているのか質問いたします。建設予定地西側の旧北国街道沿いには歩道が設置されております。しかし、南側の旧北国街道から産業道路に至る道路には、路側帯はありますけれども、歩道がありません。建設予定地は限りがありますが、歩道の設置はできないか答弁を求めます。

ハ．南条小学校記念館の今後は

現在、解体保存されている南条小学校記念館は、今後どのような取り扱いになるのか、また

文化財保護審議会の見解はどのようになったのか質問いたします。

二．現児童館の跡地利用は

今年度実施された、公共施設等総合管理計画策定事業の対象に、現児童館も含まれているわけですが、敷地面積694m²、約220坪、建屋面積223.58m²、約67坪の現在使用している南条児童館は、新児童館完成後、どのような形で利用するのか。今後の取り扱いについて質問して、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま山崎議員さんから南条児童館について、イからニまでのご質問がありました。私からは全体的な進捗状況についてご答弁させていただきまして、詳細につきましては担当課長から申し上げます。

さて、南条児童館建設事業につきましては、南条児童館の建設について総合的に協議を行うための建設委員会を昨年10月に立ち上げまして、以降3回の委員会を開催する中で、委員の皆さんから建設に関する基本的な方針について忌憚のないご意見・ご提案をいただいております。そして、いただいたご意見を集約いたしまして、児童館建設に係る基本コンセプトを作成いたしました。

この基本コンセプトは、伝統をつなげる児童館づくり、豊かな心を育む児童館づくり、自然を生かした児童館づくり、安全・安心な児童館づくりの4点でございます。このコンセプトに基づきまして、県内小中学校及び児童館の建設設計に実績のある4業者の参加により、1月24日にプロポーザル審査会を開催し、委託業者を決定いたしました。現在、審査会で決定した設計業務委託業者により、基本設計・実施設計と進めており、今年度内には設計業務は完了する予定でございます。

建物の構造につきましては、プロポーザル審査会での委託業者からのご提案により、木造平屋建てで設計を進めております。また南条小学校記念館の再利用につきましては、プロポーザル審査会の際、委託業者から記念館の正面玄関部分のデザインをあずまやとして再建することをご提案いただきました。設置場所は建設予定地北側の段上で、南条小学校のビオトープ広場の南側を予定しております。したがって、南条小学校の校庭にあるビオトープを通過してあずまやを通過して下においていくというルートが確保されたと。記念館のイメージがそのあずまやの入り口部分に採用されるという形になります。あずまや内には、休憩や学習ができるようベンチ等を設置し、またあずまやから児童館への導線については、敷地の高低差を吸収するために階段を設置し、安全に児童館に入れるよう配慮をいたします。来年度においては、建設工事を実施いたしまして、平成30年度当初には新しい児童館が利用できるような進めてまいります。子供たちが安心して遊び、健全に過ごすことができる児童館が建設できるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） 私からは、南条児童館建設事業の進捗状況について、詳細な内容につ

きまして順次ご答弁申し上げます。

初めにイの進捗状況は、についてお答えいたします。来年度に実施いたします児童館の建設工事の時期についてでございますが、具体的な時期は未定であります。諸手続を進める中で着工いたしまして、年度内の完成を目指してまいります。

建設工事の予算については、当初予算に9千万円を計上いたしました。現在行っている設計業務において積算を進めておりますが、現状では予算の範囲内でおさまる見込みで進めているところでございます。

敷地につきましては、建設予定地に隣接する南条集会所を解体し児童館の敷地といたします。建設予定地と合わせて敷地面積は537m²でございます。さらに南条集会所東側の民地につきましてもご協力がいただけるめどが立ちましたので、その費用についてこの議会において補正予算をお願いするところでございます。

児童の収容人数につきましては、国や県から運営費の補助金の交付を受ける基準を踏まえ、80人でございます。来年度の南条児童館の登録児童数でございますが、現在取りまとめを行っているところではあります。55人程度の登録を見込んでおります。学年ごとの登録児童数の見込みであります。1年生が20人、2年生が15人、3年生が13人、4年生から6年生が7人という状況でございます。

次に、ロの周辺の安全確保は、についてお答えいたします。建設予定地南側道路については、現在歩道の設置はありませんが、時間帯においては比較的交通量が多い道路でございます。しかしながら、現状の道路幅員からは歩道を設置するには十分な広さがないと考えるところでございます。今回の児童館建設事業にあわせての歩道の設置は予定しておりませんが、安全対策を含め、今後の検討課題としているところでございます。なお、児童の小学校から児童館への動線につきましては、歩道のある西側道路やあずまやからの道路を利用するなどしまして、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハの南条小学校記念館の今後は、についてお答えいたします。先ほど町長からも申し上げましたが、南条小学校記念館の活用につきましては、破風やレリーフ等を活用して歴史的建造物である記念館の正面デザインを再建し、あずまやとして設置をすることとしたところであります。場所的には建設する児童館の北側段上で、南条小学校のビオトープ広場の南側を予定しております。

子供たちが地域や小学校の歴史や文化に触れるとともに、児童館との敷地の高低差を吸収し、小学校と児童館の安全なアプローチを確保し、ビオトープ広場の休憩、学習の場として活用してまいりたいと考えております。

保管している記念館の部材につきましては、町文化財保護審議会委員をお願いしております信濃伝統建築研究所の和田先生にご確認いただいております。玄関の破風やレリーフなどの部材の

活用は可能であるが、柱の再利用は難しい状況であるとの見解でございます。これに基づきまして、破風やレリーフ等についてはあずまやの設置の際、活用してまいります、柱については活用できるかどうか現在設計段階で検討しているところでございます。また、南条児童館建設委員会の委員に町文化財保護審議会の会長さんが含まれており、建設委員会の際に検討協議をしてきた経過もございますので、部材の活用や廃棄について文化財保護審議会の諮問案件としての取り扱いにはしない予定でございます。

続いて二の現児童館の跡地利用はについてお答えいたします。現在の南条児童館の建物につきましては建設から35年が経過しており、老朽化が進んでいる状況でございます。現状の施設を後利用ができるのか、また解体撤去をするのか、いろいろと考えられるところではございますが、いずれにしても当面は普通財産として検討していきたいと考えているところでございます。

10番（山崎君） 町長と課長から答弁いただいたわけですが、それでは再質問のほうに入らせていただきます。

まず、プロポーザル方式によって基本設計及び実施設計の設計者が決まったということで、いよいよ本格的に動くということです。4社入られたわけですが、その社名の公表はできますか。社名の公表をお願いしたいと思います。

また、記念館の再利用であります。これはずっと南条小学校建設に当たって委員会等でもいろいろ議論されてきました。文化財保護審議会の中でも保存してほしいという意見も出まして、一時曳家で引っ張って移動させるという案も出ましたけれども、そのときにたしか二百数十万円予算も組まれて試みましたが、土台がもう大分朽ちていて移動には耐えられないという部分で解体保存ということになりました。またそれで、当時町長や課長の答弁で、次の児童館にはそういう部分を残せるものなら残したいと、残せなくても何とかデザイン化でもできないかという答弁をいただいております。

今回その部分を南条小学校のビオトープの隣に、その玄関があったんだよということを示すために、破風とかレリーフとかという部分を使って残すということは、とりあえずはよかったなという部分であります。また、部材につきましても、柱等はやはり使えない部材があると、今度使った部分はいいとして、残された部分も出てくると思うんですけれども、それは廃材になってしまうのかと思うんですが、それはどのように考えているのか。また、あずまやを建てるわけですが、あずまやの面積ですね、どの程度の大きさになるのか、また、あずまやの建築費用は児童館の建築費用に含まれるのか、それともまた別会計、別費用になってくるのか、そういう部分を答弁願いたいと思います。建設費については、東京オリンピック等も始まり、今人手不足で高騰しておりますから、予算を超えないようになってほしいと思っております。

南条集会所を解体し、今度敷地が増えて、またその隣の用地も今、交渉中でおおむね取得できる予定でいるという形で、敷地が当初よりも広がって、平屋建てになったということだけでも私はよかったと思っております。まだプールまで少しありますけれども、その部分もまた今後検討していく課題だと思っております。

収容人数ですけれども、思ったより高学年のほうが、今年は高学年のほうもというふうになっていましたけれども、思ったより高学年のほうは少ないなという感じで、今までとそんなに変わらないのかなという感じています。

また、南側の道路に歩道を、やっぱり敷地が少ないですから難しいという部分は私も重々承知しておりますけれども、西側の北国街道側には歩道があります。その部分と南側道路の角、その部分のところをですね、歩道がなくてもスムーズに車道に出ないように子供たちが入れるような工夫ができるのかどうか、その辺を質問したいと思います。

現児童館ですね、確かに今後どうなるかという部分は建ってみないとわからないと思います。35年たっていて、耐震にも耐えられない部分、基準にも耐えない部分があると思いますから、解体なのか、それとも補強して、それで何かしらの活用をするのか、それは今後の検討と思えますけれども、その辺は重々検討していただいて進めていただきたいと思います。それでは先ほどの質問の答えをお願いします。

教育文化課長（宮下君） 何点かご質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず初めに、プロポーザル審査会において決定された業者はということでございます。1月24日、4社の参加のもとにプロポーザル審査会が開催されました。そこで決定された業者につきましては、長野市の有限会社N設計でございます。記念館の正面を再建して設置するあずまやにつきましては、児童館の建設工事費に含まれております。また、今、あずまやの建設面積はというご質問もございましたけれども、現在設計中でございます。詳細な面積については現在まだ出されていない状況でございます。

また、部材、柱等、不要となったものといえますか、要らなくなったものにつきましては、現状の中では、今、設計の中で使えるもの、使えないもの、今いろいろと考えておるところでありますけれども、要らないものについては破棄する予定で考えているところでございます。

子供たちが児童館に移動する動線につきましては、先ほど申し上げましたように、南条小学校からビオトープ、またあずまやを通過して北側から入る動線、また例えば西側の町道に歩道が設置されていることから、歩道から南側町道の道路敷に出ないで児童館に入ることができるようなことも考えられます。それらにつきましても、今後設計を進めていく中で安全対策について検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

10番（山崎君） 今、児童館について私も南条小学校建設委員会の傍聴をしながらもずっと聞いておりましたし、この席でも何度も質問して、そのたびに町長あるいは課長から答弁いた

いておりました。そういう形で南条児童館ができ、また南条小学校記念館が全体とは言わなくても、ある程度そういう形で残るということは、とりあえずの部分では、私も評価するところであります。

建築部材についても、私も建築かじっていることもありますもので、恐らくあそこも建てかえ等で移築したときに、いろいろ当時のものというのは余り残っていないというのが、私、中へ入ってみて確認しております。ですから、モニュメント、破風とかレリーフ、その部分は使えたと、それでいいと思います。どうしてもその後の残った部材は処分対象になってしまうのかというのは、私も納得しております。

また、安全確保、歩道はできなくても、その部分はやはり子供たちの安全確保のためにその角の部分、一部でも西側の北国街道の歩道から南側の新児童館に入る玄関口のあたりまでは、車道に出ないように工夫をしていただきたいと思います。

あずまやのほうですけれども、あずまやもそうやって子供たちが学習できる、あるいはそのあずまやを通して小学校との経路ができると、それも一つ工夫ができて、動線としては私もいいのではないかと思います。今までずっと、こうやって児童館のこと、あるいは記念館のことを取り上げてきましたけれども、この後、よほど問題がない限り、私もその件に対しては触れないでおこうと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時57分～再開 午後 2時07分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、14番 入日時子さんの質問を許します。

14番（入日さん） 最初に、県消防防災ヘリコプター「アルプス」が墜落し、9人のとうとい命が失われたことに心から哀悼の意を表します。

さて、東日本大震災から6年が経過しました。震災や原発事故で家を失い、プレハブの応急仮設住宅での暮らしを余儀なくされている人はまだ3万5,503人もいます。平常な日常を奪われた人たちの無念さはいかばかりでしょうか。私たちは原発事故により原発の危険性と事故の影響の大きさ、被害の甚大さを知りました。一日も早く原子力発電をやめ、自然エネルギーへの転換を図るべきだと思います。質問に入ります。

1. 太陽光発電設備について

イ. 事故や危険性についてPRを

2月14日に坂城テクノセンターで第2回環境・エネルギーセミナーが開かれ、国立研究開発法人産業技術総合研究所太陽光発電研究センターシステムチーム長の加藤和彦氏の「太陽光発電設備の安全性に関する実態と課題」の講演を拝聴しました。太陽光発電はクリーンで環境

にも優しい再生エネルギーとして評価が高く、また設置補助金も受けられ、売電価格も高かったこともあり、全国的に普及が進み、2016年4月には設置件数が251万2千件になりました。坂城町でも補助金交付件数だけ見ても343件あります。私も加藤先生のお話を聞くまで、太陽光発電設備の危険性については全く認識していませんでした。家を建てかえるときもソーラーパネルの屋根にして、建設コストを浮かそうかと思ったほどです。しかし、ソーラーパネルの屋根から火災が起きたことを知り、ソーラーパネルにしなくてよかったと思いました。

2008年3月から2016年までに、102件の太陽光発電設備による事故が起き、消費者安全調査委員会が2016年10月に、住宅用太陽光発電を調査対象に選びました。102件のうち原因が判明したのは58件だけです。事故原因は、ケーブルの接続が悪かった、分電盤のふぐあい、ケーブルを動物がかじったなどですが、中でも一番多かったのはモジュールで発電した電気を直流から交流に変換するパワーコンディショナーのふぐあいでした。強風でソーラーパネルが飛ばされ、民家や車に当たる被害や道路を塞ぐ被害、堤防の決壊などでパネルが水につかった場合は感電の危険性がある、住宅火災で消防団員が消火活動をしていたら、ソーラーパネルに水がかかり感電事故に遭ったなど、初めて聞き驚きました。

ソーラーパネルは、太陽が出ている間は常に発電しているので、事故が起きると大変なことになります。もし事故が起きれば設置者の責任になります。設置者もそのことを十分理解する必要があります。畑などに設置する場合は、基礎をしっかりと固定してパネルが風で飛ばないようにしているか、ソーラーパネルを支えるアングルが倒れないか、柵などでしっかり囲って関係者以外入れないような対策がとられているか、屋根に傾斜をつけて設置してある場合は、強風でも飛んでいかないようになっていないか、町としても大きな事故が起きないように設置者に対し喚起を促す必要があると思います。消防団に対しても、ソーラーパネルによる事故を知らせ、放水等で感電事故が起こらないよう対策がされているのか、答弁を求めます。

役場庁舎前の駐車場の屋根にソーラーパネルを設置するとのことですが、安全に考慮した設計になっているのか、あわせて答弁を求めます。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま入日議員さんから太陽光発電設備について事故や危険性についてPRをとということでご質問いただきました。また、過日行われたセミナーにも参加していただきありがとうございます。

さて、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災はもうすぐ6年になりますけれども、このときの福島第一原発の事故により、これまで安全神話と言われ、安定的に電気が供給されることが当然だと思われていた状況が一変して、エネルギー問題が大きくクローズアップされました。坂城町は約240の事業所を有する工業の町ということもありまして、電力需要も大変大きく、また一般家庭においても電力等のエネルギーがなくては生活が成り立ちません。電力等のエネルギーを将来にわたって安定的に供給できる体制づくりを進めていくことは、工

業・商業・農林業・民生のいずれの分野におきましても大変重要であります。この命題の達成に向けた新たな仕組みづくりがスマートコミュニティと言っているものでございます。

スマートコミュニティとは、省エネルギーのインフラや次世代送電網、これスマートグリッドと言いますが、などを一括整備する地域のことを指し、具体的にはこれらのインフラをもとに、地域全体の電力の有効活用や再生可能エネルギーの活用などを複合的に組み合わせた地域のことであります。スマートコミュニティを実現するために、町では平成23年度に地域の実情を把握するための調査を実施、当町ならではのエネルギー需給システムを構築するとともに、坂城町の持つ技術力も生かした、より魅力ある賢いまちづくりということで、スマートタウン坂城に取り組んでまいりました。

また、昨年度策定しました「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、三つの重点プロジェクトの一つとして、坂城スマートタウン構想推進事業として位置づけ、町全体でつくる、蓄える、省く、「創・蓄・省」のエネルギー推進に取り組むことによりエネルギーの最適利用ができる環境づくりに取り組んでおります。今年度におきましては、企業活動におけるエネルギー利用の効率化とリスクマネジメントが不可欠となっていることから、テクノさかき工業団地を対象として、産学官連携によるスマート工業団地化に関して、民間事業者と町とが実施主体となり、実現可能性調査を行ってきたところであります。今後、この可能性調査の結果を踏まえ、具体的な設備導入等の計画について策定していく予定としております。

一方、坂城町では、平成22年度からこの坂城スマートタウン構想に基づき、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅用スマートエネルギー設備の設置に要する経費に対して補助金を交付してまいりました。現在では、住宅用太陽光発電システムのほか、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用エネルギー管理システム、HEMS（へムス）と言いますが、これらの設備に対する補助も行っているところであります。住宅用太陽光発電システムに対する補助件数はこれまで343件となっており、発電容量も1,650kWという状況になっております。

このような社会環境を背景に、再生可能エネルギーの導入については、国全体で取り組んでまいり、消費者庁のまとめでは、27年12月までの数字でありますけれども、累計190万件を上回る住宅用太陽光発電システムが導入されております。ご質問のように、これら住宅用太陽光発電システムに起因する事故、火災も増加しており、原因としては同庁の調べでは、施工不良のほか製品のふぐあいが挙げられております。町といたしましては、スマートコミュニティ構想の推進を図りつつ、補助金の申請時、実績報告時などの機会を捉えるとともに、広報等を通じ、広く太陽光発電に関するトラブルと対策について周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

具体的な内容としましては、不正確な説明等による契約上の問題、ずさんな工事による雨漏

りの発生、強風による太陽光パネルの飛散等施工上の問題、そして、太陽光パネルは一部損傷していても発電し続け感電のおそれがあることなど、その特性についてお知らせし、これまで以上に安全な設備の導入、施工に関し注意喚起を図る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電システムが設置された家屋等の火災に対する消防団員の安全確保についてでございますが、消防庁消防・救急課並びに消防庁消防研究センターから平成25年3月に、太陽光発電システムを設置した一般住宅の火災における消防活動上の留意点等についての通知がされており、それに基づき消防本部では感電の危険性を職員に周知し、また消防学校では高圧設備の対策訓練の中で技術を習得しております。

消防活動時における対策といたしましては、水が棒状になる、棒状での放水は水を伝わって感電する可能性があるために、粒状ですね、ぶつぶつの状態で建物に水がかかるよう放水の距離や筒先の調節を行うようにし、また、太陽光発電システムの配線が切断された建物に触れている場合は、消火活動により水がしみ込んだ手袋で安易に建物に触れないようにし、建物内部で活動する場合は、絶縁性の高い手袋を使用することで、安全な消防活動を行うこととしております。

なお、これら留意点等が示された後の平成25年4月から平成29年2月末までの間、千曲坂城消防本部管内において太陽光発電システムが設置された住宅等の火災が発生した事例はございませんが、町消防団においては、感電等の危険性を認識するとともに、消火活動時における対策を習得し、安全に消防活動ができるよう、平成29年度から消防署職員を講師とした講習会等開催してまいります。

続きまして、役場庁舎への太陽光パネルの設置についてでございます。役場庁舎への太陽光パネルの設置につきましては、電力料金及びCO₂の削減を図るため、庁舎南側の庁用車庫の屋根に設置するとともに、あわせて災害時への備えとして蓄電装置も設置する計画をしており、招集挨拶でも申し上げましたが、国の補助金を活用して、本議会最終日の補正予算で計上し、繰越事業として平成29年度に実施する予定であります。太陽光発電の容量は、20.67kWとなっており、予測値であります。役場庁舎の年間使用料の約7%の発電を予定しております。また、庁舎入り口にモニターを設置し、リアルタイムで発電量やCO₂削減量などを表示し、庁舎の省エネルギーに対する取り組みなどを来庁された皆さんに広報、啓発してまいります。

役場庁舎に太陽光パネルを設置することで、災害時への対応や経費の削減を図りたいとするものですが、反面、太陽光パネルの火災や事故等も可能性としてあることは理解していなければならないと考えるところであります。太陽光のみならず、業務で使用しているパソコンなどについても発火の可能性は否定できず、それらを活用しながら業務の効率化を図っているところ

ろであります、いつ・どこで・どんな事故等が起こるか、危機管理意識を常に持ちながら業務を進める必要があると日々感じているところであります。

今回の役場庁舎への太陽光発電装置の設置事業につきましては、役場庁用車庫の屋根に設置することから、設計業者に委託し、パネルを乗せる車庫の強度や強風などにも耐えられる設計と、施工監理につきましても万全を期すようにしているところであります。

14番（入日さん） ただいま町長からの答弁で、設置者に対してはトラブルについて周知徹底を図ると。また広報などでもソーラーパネルの事故内容を知らせて、危険性のないような方向を持っていくという答弁がありました。また、消防団に対しても29年度に感電防止の講習会を受けさせるということで、せっかくね、消防団活動をしていて事故が起きたら本当に大変なことになりますので、ぜひその辺は周知徹底をしていただきたいと思います。

企画の方もこの講習会に3名参加したので、内容は重々承知していると思いますが、やはり太陽光の発電メーカーはね、少しでも多くの人に買ってもらいたいの、ソーラーパネルの利益とか幾らでもとが取れますよとか、そういうことは一生懸命説明するんですけども、こういう事故に対しては余り説明はしないのが現状だと思います。

それで、やはり初めて私もこの講習に参加して、ああ、そういう説明は一切受けなかったし、ただ何年でもとが取れるということは聞いたけれども、そういう発電の危険性ということに対しては、全く無知だったなということが本当に身にしみて感じまして、やはりそういう意味ではね、先ほどの強風でパネルが飛ばないように基礎工事がきちんとされているとか、あるいは柵できちんと周りを囲ってあって、人が入れないようにしているかというようなことをやはり申請時にでも町としても確認して、それが守られていないときは補助金を出さないというような、そこまで対策をとらないと、やはり少しでも安く上げたいという皆さんの思いがあると思うんです。そういう意味では、そこまでの対策が必要だと思いますが、そのことについてはどのように考えていますか、答弁を求めます。

企画政策課長（柳澤君） 再質問をいただきました、太陽光発電設備に関しましては、家庭用という部分に関しましては、補助対象ということができようかと思います。そういった中で、今お話がありましたけれども、おおむね出力50kW未満のものについては、設置者が保安義務といますか、責任を負うというような状況になっております。そういったところで、そういった部分に関しましてはPRも、もちろん企画政策課への申請の段階でもできようかと思うんですけれども、そうではなくて、いわゆる地上に設置されるというような部分に関しましては、なかなか企画政策課の窓口を通っていかないというような状況がございます。

そういったところを踏まえますと、補助金というところで、審査の段階で家庭用に関して補助金を交付しないというような縛りをしたとしても、全体的な部分での周知ができないような状況になってしまいますので、太陽光発電というところを考えたときに、先ほど議員さんから

もありましたけれども、メリットもたくさんあるわけであります。そういった部分、それからデメリットと申しますか、注意しなければいけない部分というところはやっぱりお知らせをしていかなければならないことかと思えます。

そういったところを考えますと、太陽光発電のいわゆるエネルギーの需給率ですとか、クリーンなところというところは、やはり推進をしていかなければいけないというような状況であります。また、経済的なことを考えれば有利になるというようなところもあります。そういったところで、推進するところはやはり推進をしていくというような状況でありますので、補助金という部分で、それを満たさなければ補助金の交付をしないというようなことは当面考えずに、危険性の周知といったところにつきまして、より広くPRすることで危険性のないような設置、安全管理というものを図っていければというような考え方を持っているところでございます。

14番（入日さん） 家庭用は補助金のときに把握できるけれど、それ以外は把握できないので、ちょっと難しいという答弁でしたが、私もうちの屋根にソーラーパネルをつけて既に十数年がたちました。保証期間の延長をしてくださいというので、私も保証期間の延長をしたんですけど、それは発電量が落ちないようなメンテナンスにかかわることが多くて、設備の安全性についての説明とか、事故が起こっているなどの話は全くありませんでした。

今、原発事故の経験から自然エネルギーへの関心が非常に高くなって、太陽光発電装置設置への取り組みも増えています。私も今回の講座を聞いて、事故が起きた場合、設置者の責任を問われても果たして責任がとれるのか、高額な請求をされた場合、払えるのかと怖くなりました。ソーラーパネルはもうかるという観点からだけの話だけでなく、設置者の義務についても知らせて安全性を確保する必要があると思います。だから先ほど私はそういう後で自己責任だと言われないように、きちっと町も点検して補助金の交付をすべきだということを申し上げたわけです。

経済産業省も事故の多発を考慮して、今年度やっとな強風や豪雪地帯で太陽光発電設備を設置する場合の安全基準を定めることにしました。事故が起きてからでは遅いので、町も太陽光発電設備の設置者に、太陽光発電事故の実態を知らせて、事故が起きないように注意喚起をする必要があると思います。

先日、青木村の自然エネルギーの開発についてテレビ報道がありました。村内にある企業の力を生かし、今ある技術に新たな視点を取り入れ、自然エネルギー装置の部品開発に力を入れ、太陽と風力の自然エネルギーを活用する「エネ空あおきタワー」をつくりました。これは太陽光発電装置と風力発電を組み合わせたハイブリッド自然エネルギー発電システムとして注目されています。青木村は田舎暮らしの本で日本一住みたい村ランキングで1位になりました。2016年11月時点で110世帯が移住しています。

私も先日、エネ空あおきタワーを見に行きました。風力発電の羽は、地元の鋳物工業がいろいろな方々の知恵や力を結集してつくったものです。この発電システムが売れるようになれば、企業も発展し村のPRにもなります。坂城町も工業の町として、いろいろな業種の企業が集まっています。医療や介護分野、自然エネルギーや農業分野など、今後新製品を開発し発展できる要素がいっぱいあります。町の70%近くを占める森林の活用など、いろいろな分野で企業が培ってきた技術と新たな発想により、いろいろな新製品が生まれることを期待して、次の質問に入ります。

2. 29年度予算と施策について

イ. 農業施策と予算について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2015年から2019年までの目標値として、年に5人ずつ新規就農者を増やすとなっています。2015年の実績は2人、16年は5人でした。今年度、新規就農者数はどのように考えているのでしょうか。昨年度の青年就農給付金は1,350万円でした。今年度の予算は1,125万円で、225万円少なくなっています。もし2013年度からの青年就農者が続いていたら7人ですから、1,050万円になります。そこに新たに5人増えれば750万円が必要になり、全体で1,800万円が必要になるはずですが、予算を1,125万円にした根拠は何でしょうか。

新規就農者にとって農業を続けていくためには、農業で暮らせるだけの収入が必要です。町にも農産物直売所やJAの直売コーナーもありますが、思うように売れていないのが現状だと思います。私も以前、小麦の会に入って小麦づくりを手伝っていました。小麦粉はほとんどが輸入品で残留農薬の危険性があり、安全な小麦粉が欲しかったからです。給食センターや保育園にも提供し喜ばれました。1kg450円で販売しましたが、給食センターや保育園はそんなに高くは買えないというので、格安で売りました。作業は全てボランティアで無給でしたが、製粉代や種代、機械の借り賃などで利益はありませんでした。ただ子供たちに安全な食材を食べてもらいたいとの思いでやっていました。

このように国産で安全な食料を手に入れるには、どうしても高くなります。昨年からの天候不順で野菜が高騰し、多くの学校では給食の食材を見直し、野菜の献立が激変したと報道がありました。農作物は天候に左右されるため、収入が安定しません。豊作のときは価格を安くたたかれ、採算割れを起こすこともあります。天候不順だと害虫被害や病気になりやすく、収穫量も落ちます。つくったものが安定した価格で売れてこそ、農業を仕事として続けることができるし、農業への希望も持てると思います。

学校給食に地元の安心・安全な食材を使用するために、自治体によっては地元食材促進補助として年に100万円ほど上乗せしているところもあります。地元食材の高騰を緩和し、給食の賄材料費を抑えるという面や、生産者の価格保証をし農業の安定化を図るという見地から、

地産地消促進補助金を創設し、新規就農者が安心して農業が続けられる体制がとれないか、答弁を求めます。

ロ．町営住宅について

公共施設等総合管理計画では、施設保有数を今後14年間で10%削減する計画があります。公共施設のうち、町営住宅は15.5%を占めています。現在、町営住宅の戸数は203戸で入居数は116戸です。既に築40年以上経過し、入居をとめている町営住宅も多くあります。また、旭ヶ丘ハイツや中之条団地のように、月額所得が15万8千円以上ないと入居できないところはあきがあります。町営住宅について今後どのように考えているのか、答弁を求めます。

産業振興課長（山崎君） イ、農業施策と予算についてご答弁申し上げます。

最初に、新規就農者についてでございますが、地域農業の発展に向けて、新規就農者を確保することは大変重要なことでございます。新規就農者を増やすための取り組みや施策でございますが、新規就農にはUIJターンにより就農する方、定年を機に就農する方、学卒者が就農される場合など、多様な就農形態がある中で、段階に応じた就農支援を実施しております。

まず第1段階と言える就農相談では、就農を希望する方ごとに随時個別相談を行っているほか、県外で開催される合同就農相談会へも参加して、UIJターン等により就農を検討している方のご相談に応じております。就農する前の研修段階では、県の新規就農里親制度を活用した支援を行っております。農業経営には栽培技術や経営ノウハウが必要となりますが、この制度は、里親登録していただいている農家が研修生を指導し、基礎技術習得と経営感覚を身につけていただくものでございます。実際の就農に際しては、農地の確保が課題となりますが、農業委員会を初めとする関係機関・団体と情報を共有する中で、農地のあっせんに努めています。

町外からの就農する方で住居をお探しの方に対しましては、町空き家バンク登録物件のあっせんを行うとともに、今年度から実施している新規就農者支援事業により賃貸住宅に居住する場合の賃借料を助成しております。農業機械につきましては、同じく新規就農者支援事業による農機具等の購入助成や、農業支援センターによるトラクター等の農機具貸出制度がございます。営農指導については、長野農業改良普及センターやJAの営農指導員によるサポート体制をとっているほか、県、JA、町などが連携し、資金計画などの経営全般を支援しております。

国の青年就農給付金事業は、経営開始年齢が原則45歳未満の新規就農者に対して最大5年間、年額150万円以内で給付金を交付するものであります。青年就農給付金の来年度予算が、今年度より225万円減額となっているがというご質問であります。その根拠を申し上げます。平成28年度は、継続給付対象者8名と新規給付予定者2名の計10名を見込み、内訳は個人経営体が6人で1人150万円給付ですので、合計900万円。夫婦経営体が二組で一組225万円ですので、計450万円。合計1,350万円を予算計上しておりました。

なお、28年度は新規給付対象者2名が就農時期を来年度以降としたこと、継続給付対象者

1名が前年度農業所得制限を超え給付停止となったため、今議会で3人分450万円の減額補正をお願いする予定でありますので、決算見込みといたしますと、7人給付で900万円でございます。

それに対して、平成29年度は継続給付対象者5名と新規給付予定者3名の計8名を見込み、内訳は個人が6人で1人150万円給付で、合計900万円。夫婦が一組で225万円。合計1,125万円を予算計上いたしました。28年度当初予算の見込み違いという点はございますが、給付人数といたしますと29年度は1名分の増を見込んでいるところであります。

関係機関・団体と連携を図りながら、青年就農給付金の対象となる新規就農予定者のほか、定年就農などによる新規就農者についても掘り起こしを行い、地域農業の担い手として位置づけてまいりたいと考えております。

次に、農業で生活できるよう、学校給食や保育園で地元農産物を使えるよう地産地消補助金を出せないかというご質問でございます。地産地消は地場産品の消費拡大という面だけではなく、生産者と消費者の交流、旬と食文化への理解、環境保全、地域の活性化など、いろいろな役割を持っていると考えております。また、学校や保育園の給食においては、地元の農産物を使用し地産地消を推進することは、将来を担う子供たちの食や地域環境への関心・愛着を深めることにつながります。食育・学校給食センター及び保育園では、地域食材活用推進に向けた打ち合わせ会議を、生産者、青果商組合、直売所運営組合など関係者が出席する中で開催しており、供給する農産物の確保、次年度の出荷計画などを定期的に協議しております。

学校給食等への農産物供給においても、農産物の作柄や生育状況が天候等に左右されるため、給食に対する農産物供給が順調にいかなくなったり、生産経費が予定よりかかってしまい、利益が少なくなってしまうというケースもあろうかと思っております。地産地消補助金を交付し、学校・保育園給食での地産地消を進めるとともに、新規就農者等の経営安定をとのご質問でございますが、町といたしましては農業生産活動を総合的に支援することで、農家の生産活動と経営の安定に努めてまいりたいと考えております。

町では、来年度から上限20万円で資材費の3分の1を助成する、農業用ビニールハウス資材購入補助を実施する予定であり、野菜等の生産振興のほか、地元野菜の年間を通じた安定供給につながるとともに、学校や保育園の給食に対する農産物の供給にもご活用いただけるものと考えております。町といたしましては、直接的な地産地消促進補助ではなく、各種制度などを総合的に活用し、個々の生産者の生産支援を通して、学校や保育園給食への地域農産物の供給率向上、地産地消の推進を図るとともに、生産者の経営安定へつなげてまいりたいと考えております。

建設課長（宮嶋君） ロ、町営住宅についてお答えいたします。

現在、坂城町の公営住宅の状況につきましては、一般公営住宅の横尾団地、旭ヶ丘団地、成

久保団地、網掛団地、上平団地の5団地を初め、特定公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツ、地域優良賃貸住宅の中之条団地の計7団地がございまして、住宅戸数は203戸となっております。このうち、平成13年に建設された旭ヶ丘ハイツや、平成20年に建設された中之条団地を除き、一般公営住宅につきましては、昭和33年、34年建設の旭ヶ丘団地、昭和41年建設の網掛団地、昭和42年、43年建設の戌久保団地、昭和43年、44年建設の上平団地、昭和42年、60年、61年、62年、63年、平成元年、2年建設の横尾団地がありますが、横尾団地の一部を含め、旭ヶ丘団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地の4団地の住宅については、全棟が耐用年数30年を超えている状況でございます。

また住宅の耐震化の状況につきましても、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地、横尾団地につきましては、昭和56年の建築基準法施行令新耐震基準に基づき設計・施工され、耐震性を有しておりますが、旭ヶ丘団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地につきましては、昭和56年以前の建設であり、新耐震基準に基づかない住棟でありますので、耐震化がされていない状況でございます。このような状況から、町では平成22年度に坂城町公営住宅等長寿命化計画を策定し、その計画に基づきまして、平成24年度から平成27年度まで、横尾団地の下水道接続工事を行ったところでございます。

今後の公営住宅の全体的な修繕方針といたしましては、長期的な視野に立った計画的な修繕を実施し、耐用年数が過ぎた住宅については、これからの跡地利用を含めた削減を検討してまいりたいと考えております。現在、坂城町の公営住宅等のストックにつきましては、民間賃貸住宅の増加や住民ニーズの多様化により、空き部屋が目立っている状況ではありますが、今後の需要など勘案いたしまして、公営住宅全体のストック活用を検討してまいりたいと考えております。

14番（入日さん） 今、課長の答弁で29年度の農業の新規就農者の予算についてはわかりました。新規就農者の確保に努力していることもわかりました。新規就農の研修として里親制度もあり、稲作農家2軒、果樹農家2軒が支援農家として、新たに農業を始めようとしている人たちに栽培技術や経営ノウハウを教えてくれる取り組みが広がれば、農業をやりたいという人が増えるかもしれません。

28年度は坂城町も青年就農給付金をもらわない新規就農者が5名います。しかし、全国的にも耕作放棄地が増え、鳥獣被害や環境問題にもなっています。坂城町も27年度と比べると田で新たに1万2,505m²の荒廃農地が発生しています。畑は5万1,557m²が荒廃農地として増えました。今60代や70代の方が頑張っていて農業をやっているのですが、まだ耕作放棄地が少なくて済んでいます。農業はきつい仕事なのでいつまで農地として残っていけるのか、とても不安です。

水田の持っている保水力により、豪雨災害が緩和され自然環境も守れます。農業を守り農地

を維持することは、食料自給率だけの問題ではなく、自然環境を守るという大きな意義もあります。今、日本の食料自給率はカロリーベースで40%を切りました。先進国で、しかも水も土地も豊富な日本で、食料自給率がこんなに低いということを国民はもっと真剣に考えなければいけないと思います。世界人口が増加の一途をたどり、地球温暖化による気象変動や水不足、干ばつや砂漠化など食糧難の時代の到来は、もう足元まで来ています。お金を出して食料が手に入る時代は終わるのです。だからこそ、今からきちんと地産地消で食料を確保する必要があると思います。それには、新規就農者を増やし、農業後継者を育てる必要があります。

イタリアの地方都市では、国は当てにできない、でも自分たちの住む自治体は自分たちで守るという自治や自立の気風があります。力のある人は力を、お金持ちはお金を、技術者は技術を提供し、町にある遺跡や美術品の修復をしたり、住みやすい町にするために力を合わせて努力すると以前放送していました。

坂城町も特産品であるリンゴやブドウやねずみ大根など、今後どのように継承していくのか。小麦粉もほとんどアメリカからの輸入です。輸入品はポスト・ハーベスト農薬の危険性があります。稲作とあわせ小麦を栽培するなど、多角経営をすれば採算がとれるのではないのでしょうか。地産地消でこそ安心・安全な食料が確保できます。それにはやはり就農者をいかに増やすかにかかっていると思います。農業で生活できる基盤づくりや、農業に夢と希望を持てる取り組みがどうしても必要だと思います。

先ほどの答弁で、29年度から農業用ビニールハウス資材購入補助金が出されます。それにより、通年で野菜栽培ができるようにサポートするとのことですが、やはり天候に左右される農作物は価格保証されてこそ、初めて安心して続けられ、生産拡大もできると思います。アメリカの米も政府の補助金があるので安く輸出されています。そういう観点から私は地産地消促進補助金のようなものを施策として出せないかと提案したのです。先ほど課長は、いろいろな方面で支援していくので、地産地消の補助金は考えていないということでしたが、町としても新規就農者が農業を続けられるだけの収入が得られるような施策を考えているのか、再度答弁を求めます。

産業振興課長（山崎君） 再質問にお答えいたします。希望が持てるような農業をの趣旨のご質問であろうかと思いますが、町では「第5次長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大することを基本目標の一つとして掲げ、農業振興に向けて地域資源を生かした新たな産業創出支援に取り組むこととしております。ワイナリー形成事業、果樹、ねずみ大根、ワインブドウなどの特産品振興と産地化、農産物加工等による高付加価値化、さかきブランド推進などを通して農業で生活できる基盤づくりや農業に希望が持てるよう対応に努めてまいりたいと考えております。

14番（入日さん） 今、日本各地で農産物直売所、産直が増えています。それは少しでも安全

な食料を手に入れたいという人々の思いからだと思います。中国や日本の食品偽装問題や異物混入などで食への不安が広がっているあらわれでもあります。確かに市販品より自分たちでつくった小麦粉はとてもおいしいと評判でした。農薬をほとんど使っていないからです。日本で使われている小麦粉は約87%が輸入品です。

ポスト・ハーベスト農薬は、輸送中の害虫やカビを防ぐために輸出前に使われます。通常の農薬の100倍から数百倍の高濃度で使用されるため、残留農薬が問題になっています。残留農薬のおそれがある農産物は小麦、大豆、米、オレンジ、レモン、バナナ、サクランボ、ジャガイモ、カボチャ、ナッツなどがあります。農薬によっては発がん性や催奇形性が疑われるものもあります。安曇野市はおいしいお米とリンゴ、地元でとれたそば粉を使ったそばが有名です。鈴ひかりというブランド米は日本一おいしいお米に入選しています。

市長は、安曇野は美しい田園風景が売りだ、この田園風景を維持していくことが安曇野市だ、と胸を張っていました。美しい田園風景に魅せられて移住する人も増えています。坂城町はリンゴやブドウに加え、ねずみ大根やホワイトアスパラなど、ほかに余りない特産品もあります。ホワイトアスパラをあいさいで売るとなれば、それを目当てに遠方から買いに来る客が増えると思います。特産品、ブランド品をいかに増やし普及させるか、そうすることで農業に活路が開けると思います。そして、新規就農者が増えて、耕作放棄地がなくなることを願って、次の質問に入ります。

先ほど、町営住宅について横尾団地は下水道接続をした、しかし古くて耐用年数がもう既に50年になった住宅も多く、その跡地利用を考えているということでした。現在入居をとめている町営住宅以外でも30年以上経過した町営住宅があります。入居を募集していますが、やはり古いので入居者を探すのは難しいと思います。横尾団地の入居募集している町営住宅だけで60戸あります。そこに旭ヶ丘ハイツ12戸、中之条団地40戸を加えると112戸となります。以前、町は町営住宅のストックは70戸を考えているという答弁がありました。これからの町営住宅のストック数は何戸を考えているのでしょうか、答弁を求めます。

旭ヶ丘ハイツや中之条団地は、月額所得が15万8千円以上でなければ入れないため、空家が目立ちます。これらの対策は考えているのでしょうか、答弁を求めます。

建設課長（宮嶋君） 再質問にお答えいたします。町営住宅のストック数についてでございますが、現在、坂城町の一般公営住宅の中で入居募集を行っているのは横尾団地60戸のみとなっております。この横尾団地は昭和60年から建設され、建築から30年ほど経過しており、入居者の高齢化が進んでいることから、近年子供世帯と同居や高齢化施設等への入所のため、退去する方が多い状況でございます。現在、60戸のうち42世帯が入居しており、18戸について入居可能な状態となっておりますが、結婚を考えている若者など、住宅に困窮している人からは毎年5件ほど入居に対する相談を受け付けている状況でございます。

ご質問のありました町営住宅のストック数でございますが、先ほども申し上げましたが、民間賃貸住宅の増加や住民ニーズの多様化により、空き部屋が目立っている状況ではあります。一般公営住宅については、住宅に困窮している人に低廉な家賃で住宅を提供するという目的もございますので、今後の需要など勘案いたしまして公営住宅全体のストック数について、公共施設等総合管理計画等で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、旭ヶ丘ハイツと中之条団地の入居対策ということでございますが、旭ヶ丘ハイツは平成13年に特定公共賃貸住宅として建設され、中之条団地につきましては、地域優良賃貸住宅として平成20年に建設されたものでございます。どちらも国の法律で中堅所得者向けに優良な賃貸住宅を提供することを目的に建設されたことから、入居資格は所得が15万8千円以上であるということで入居の条件の一つとなっております。現在、旭ヶ丘ハイツについては12戸のうち8世帯が入居し、中之条団地については40戸のうち26世帯が入居している状況です。入居されている方は、町内の企業に入社した独身の若者や結婚を機に入居される場合が多く、非常に若者が多いというのが特徴でございます。また退去される場合も、町内で土地を購入して家を建設したり、町内の親世帯の土地を譲ってもらって家を建てる方もおります。町内に関係する方の利用が多いのも特徴であります。

このようなことから、町内の方だけでなく近隣の市町村や県外の方にアピールするため、今年度4月、空き家バンク専用ホームページの中に町営住宅募集の専用ページを作成しまして、旭ヶ丘ハイツと中之条団地の部屋の様子を動画で見ることができるページを開設いたしました。またホームページのほかにも、旭ヶ丘ハイツと中之条団地の入居者募集のチラシを作成しまして、しなの鉄道の駅や各企業の採用担当者に向けて入居募集の依頼をしております。町におきまして、人口増加に取り組んでいることから、この旭ヶ丘ハイツと中之条団地を有効的に活用しまして、移住定住政策を推進し人口増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

14番（入日さん） 町の公共施設の10%削減計画に関して言えば、現在町営住宅の151戸中91戸が築40年以上の建物です。先ほど課長の説明にもありましたが、これを壊すとすれば、町営住宅戸数での削減率は60%になります。旭ヶ丘ハイツや中之条団地など、月額所得が15万8千円以上あっても子育て世代では非常にお金がかかるため、2LDKや3LDK、設定では4万5千円から5万円の家賃になっています。やっぱりそれを払っていくのは難しいと思います。老朽化した教員住宅を廃止し、旭ヶ丘ハイツや中之条団地に入ってもらおうようにするのも一つの方法だと思います。

町営住宅は、災害時の一時的住居としても一定のストックは必要です。後期総合戦略の中で、公営住宅の管理について健康で文化的な生活の受け皿として、町営住宅の維持・管理、修繕を行うとなっております。健康で文化的な生活の受け皿にふさわしい町営住宅になっているか検討する時期が来ていると思います。入居者に喜ばれる町営住宅になることを願って、私の一般質

問を終わります。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時03分）

3月9日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塚 田 正 平 君 | 8 番議員 | 吉川 まゆみ 君 |
| 2 " | 塩野入 猛 君 | 9 " | 塩 入 弘 文 君 |
| 3 " | 朝 倉 国 勝 君 | 10 " | 山 崎 正 志 君 |
| 4 " | 小宮山 定 彦 君 | 11 " | 中 嶋 登 君 |
| 5 " | 柳 沢 収 君 | 13 " | 塚 田 忠 君 |
| 6 " | 滝 沢 幸 映 君 | 14 " | 入 日 時 子 君 |
| 7 " | 西 沢 悦 子 君 | | |
2. 欠席議員 12番議員 大 森 茂 彦 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長 | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金 子 豊 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 山 崎 金 一 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関 貞 巳 君 |
| 総 務 係 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記 | 小宮山 和 美 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 健康寿命の延伸ほか 小宮山定彦 議員

(2) 健康な町づくりについてほか 吉川まゆみ 議員

第 2 議案第 1 号 長野広域連合規約の変更について

第 3 議案第 2 号 坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 3 号 同和対策集会所条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 4 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 5 号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 6 号 町道路線の廃止について

第 8 議案第 7 号 町道路線の認定について

第 9 議案第 8 号 平成 29 年度坂城町一般会計予算について

第 10 議案第 9 号 平成 29 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 11 議案第 10 号 平成 29 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 12 議案第 11 号 平成 29 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第 13 議案第 12 号 平成 29 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 14 議案第 13 号 平成 29 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 15 議案第 14 号 平成 29 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、会議に入る前に、12 番大森茂彦君から欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（塚田君） 最初に 4 番 小宮山定彦君の質問を許します。

4 番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問を行います。

今回のテーマは健康寿命の延伸についてと、耕作放棄地についての二つであります。

まず、健康寿命の問題ですが、昨今の不老不死があり得るかのようなアンチエイジングに狂奔する風潮、サプリメントや健康本の氾濫に見られる度の過ぎた健康幻想はいかかなものかと常々思っております。お金と時間があつて、朝から晩まで健康維持にのみ、いそむ姿は滑稽と言ってもいいかもしれません。しかしそうは言うものの、心身ともに自立した生活を送りたいと、健康で長生きしたいというのは多くの人が是とするところであり、先月、高齢者の仲間入りをした私自身もそう願う一人です。

前回、国民健康保険について一般質問をしました。その際、被保険者つまり国保加入者のことですが、その1人当たりの医療費が県下77市町村でトップクラスであることを一番の問題にしました。それに対する答弁で、1人当たりの外来の受診件数が県下2番目に多いことを理由に挙げられていました。その後、私も27年度版の国保連合会の資料を当たったところ、坂城町の国保加入者の1年間の1人当たりのレセプト、つまり医療機関による診療報酬明細書の数が平均12枚弱に上ることがわかりました。これは、ゼロ歳から74歳までの国保加入者全員、3,805人がほぼ毎月回数はさまざまでしょうが、医療機関の厄介になっているのと同じ計算になります。1人当たりのレセプト数は県下で上から3番目でした。坂城町の国保加入者の1人当たりの医療費が高いのは、1人当たりのレセプト数からいっても当然の話ですが、医療機関にかかる人の件数が多いからだと言えるようです。

では、なぜ坂城町には医者にかかる人が多いのか、どの年代で、どんな病気で、どのくらいの医療費がかかっているか等の疑問が生じます。調査と分析をお聞きしたいところです。ですが今回はそうではなく、いろいろな意味で好ましくない、このような事態をどうしたら改善できるか、健康寿命の延伸という観点から質問いたします。

イ. 基礎的データとしての町民の健康寿命は現在、平均何歳かお聞きします。男女別の年齢だけで結構です。

ロ. 健康寿命の延伸、医療費の抑制に係る特定健診については、次の5点についてお聞きします。

第1点、受診率を目標の65%にするには、今後さらにどのような手だてが必要とお考えでしょうか。

第2点、北日名区や鼠区のように受診率が既に65%に達している区もあれば、30%台の受診率の低い区もあるようですが、低い区に対して何か具体的な取り組みを考えておられるでしょうか。

第3点、特定健診受診の義務化の必要についてはどうお考えでしょうか。

第4点、現行の受診料は適正だと思われるか。そうだとすれば、どのような理由からか。ここが一番聞きたいところです。

最後第5点目は、第4点目と関連しますが、受診率を上げるために、受診料の引き下げを検討できないか。特定健診については以上5点を質問します。

次にハ、健康教室については2点お聞きします。

第1点、健康教室の目的なり役割とその内容について教えてください。

第2点、28年度の開催状況、成果と課題、参加者の反応はどうであったかについて質問します。1回目の質問は以上です。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんから1、健康長寿延伸についてということでご質問をいただきました。その中で全般的に（イ）を中心にしまして健康長寿についてということで私からお答えさせていただいて、その他のご質問、あるいは詳細については担当課長からお話し申し上げます。

初めに健康寿命とは、医療や介護を受けないで健康で毎日を過ごせるような状態である年齢の平均をいい、その年齢を各自治体別に発表しております。また、健康寿命の年齢の算出の仕方も全国的に定まったものではなく、当町においては県が平成27年4月に市町村の健康寿命の年齢を公表しております数値を活用しております。この公表されたデータによりますと、男性が78.37歳で県全体の健康寿命79.46歳より1.09歳下回り、女性は85.26歳、県全体が87.23歳となり、1.97歳下回っておりますが、後ほど細かい内容につきましては担当課長からご説明いたします。

さて、一般的に健康寿命は、高齢者になってから食事や健康に気をつけても延ばすことはできず、それぞれ各年代で食事のとり方や栄養バランスに気をつけ、健康診断を受けるなど、町民の皆さん一人一人が自分自身の健康管理を行っていくことが大切なことだと考えております。当町ではこの健康な状態で毎日が過ごせるよう、健康づくり計画「第2期 すこやか坂城21」を策定し健康増進事業を推進しているところでございます。

具体的な取り組みとして、生まれて間もない乳幼児期には乳幼児健康診査・健康相談を実施し、乳幼児や幼児の身体や精神の発達状況の確認や育児に関する相談を行い、はしかや風疹、水ぼうそうなどの予防接種を実施しております。また、小学生や保護者を対象に、食育・健康づくりとして、成長期に必要な栄養やバランスのとれた食事などの料理教室を開催しております。

成人に対しましては、がんの早期発見を図るため、大腸がんを初め6種類のがん検診を行っております。このがんにつきましては、早期発見、早期治療により完治するケースが多く、定期的に受診が受けられるよう、保健センターや文化センターなどで検診を実施しておるわけがあります。また、65歳以上の方に対しましては、インフルエンザや肺炎の予防接種に補助を行うことで、感染の予防に努めております。

また、町民の皆さんの健康意識の高揚を図る事業といたしまして、26年度と27年度は地

区健康づくり教室として、町内27区全ての区を町の保健師などが訪問し、区民の皆さんに生活習慣病の予防・改善の方法や栄養バランスなどの説明を行ったところであります。また、本年度は、生活習慣改善チャレンジ教室として、手軽にできる生活習慣の改善方法を具体的に学ぶとともに、生活習慣病の予防と改善を図ることを目的として教室を開催し、29年度も引き続き開催する予定であります。

また、教育委員会が実施している分館対抗球技大会は、毎年2月に開催され、競技種目としてスマイルボウリングが行われております。この球技大会には10代前半から90歳代の町民の皆さんが参加され、毎年盛大に開催されており、ご高齢の方も気軽に参加でき、汗を流しながら世代間交流も行われております。前回は550名余の方が参加されました。また、高齢者月例スポーツ交歓会では、春から秋にかけて開催するマレットゴルフの部と、年間を通じて開催しておりますスマイルボウリングの部に、高齢者の皆さんが大勢参加していただいております。生きがいづくりや体力の維持に役立っていると考えております。

当町といたしましては、各部署においてただいま申し上げたような事業を行い、今後町の健康寿命を長野県全体の健康寿命に近づけてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（大井君） イの健康長寿についてのご質問から順次お答えをいたします。

初めに、健康寿命についてお答えをいたします。先ほど町長からもご説明いたしましたように、健康寿命についての算定方法は定まったものがなく、当町におきましては県が27年4月に県内各市町村別に公表した値をもって、町の男女別の健康寿命の年齢としております。県において算定されました各市町村の健康寿命は、厚生労働省の補助金を活用した研究班により示されました健康寿命の算定プログラムにおいて、三つの算定方法が示されたうちの一つである、日常生活動作が自立している期間による算定方法を用いたものとなります。

ただし、この算定方法は、対象集団の人口の目安として13万人、またはそれ以上が望ましいとされており、また算定した健康寿命は推定値であり、真の値は95%の信頼度であるため、各市町村の健康寿命の算定結果による年齢と、信頼度を加味した下限値と上限値で示されております。

この日常生活動作が自立している期間は、各市町村の要介護認定者の状況を反映するもので、健康である期間をゼロ歳児が要介護2未満である期間を健康である期間として算定しております。その算定結果によりますと、当町のゼロ歳児の健康寿命は男性が78.37歳で、下限値が76.68歳、上限値が80.06歳とされ、県内順位は63位となり、女性は82.43歳で、下限値は80.73歳、上限は84.14歳とされ、県内順位は69位となっておりますが、各市町村の差は僅差であり、あくまでも参考値と考えております。

続きまして、ロの特定健診についてのご質問にお答えいたします。初めに、特定健診の受診率を65%にするための今後の活動につきましては、まず地道な啓発活動や受診勧奨を引き続

き実施してまいりたいと考えております。この啓発活動に加えまして、26年度以降強化してまいりました、既に医療機関に受診されている方で、特定健診と同等の検査結果をお持ちの方には、その検査結果をもって特定健診を受診したとみなす特例業務を推進してまいりたいと考えております。

また、27年度の特定健診の受診者の状況を見ますと、特定健診対象者2,733名のうち1,479名が受診または受診と同等の検査を受け、受診率は54.1%となっております。この特定健診を受診された1,479名の内訳を見ますと、国保に5年以上加入されている方が1,105名受診され、受診者に占める割合は74.7%と高い割合で受診されております。特定健診対象者全体から見ますと、長期加入者もまだまだ受診率が高いとは言えませんが、1回でも特定健診を受診されると継続的に受診される傾向がうかがえますので、国保の長期加入者の掘り起こしにも努めてまいりたいと考えております。

また、受診率の低い区への働きかけのご質問につきましては、特定健診は区ごとで競うものではございませんが、さまざまな方法で受診率を向上させていく一つの方法として、各区の特定健診の受診状況をお示しし、区長さんを初め区の役員さんなどのご協力をいただき、区民の皆さんへの啓発活動ができるよう、来年度はご協力いただける区で、地区健康づくりの集いを開催し、生活習慣病の予防やがん検診などの啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

また、特定健診の義務化につきましては先ほど町長からも申し上げましたが、基本的に健康管理は、町民の皆さんお一人お一人が行っていくもので、行政はそういった地域の皆さんの支援をしていく立場であると考えておりますので、特定健診の義務化は考えておりませんが、考え方として義務化に近いような受診率になるよう、啓発活動などを進めてまいりたいと考えております。

次に、特定健診の受診料についてのご質問ですが、初めに現行の受診料は適切かとのご質問ですが、特定健診には保健センターや文化センターで一斉に健診を実施する集団健診と、受診者が医療機関に予約して健診を受ける個別健診がございます。当町の集団健診はJA長野厚生連健康管理センターに委託をして健診を行い、健診の内容としては基本検査項目の身長、体重、腹囲を初め、血圧、血液検査、尿検査、診察に加え、基本検査項目以外の心電図検査及び尿たんぱく定量検査を実施し、検査などにかかる委託料は8,273円となり、そのうち2,500円、約3割を受診者にご負担いただいております。

また、個別健診は集団健診の基本検査項目以外で実施している心電図検査を除き、尿たんぱく定量検査は集団健診と同様に実施をしております。この個別健診は千曲医師会管内の医療機関で実施しており、医師会より示された健診料は8,937円で、そのうち2,600円、こちらも約3割を受診者にご負担いただいております。

また、検査項目につきましては、千曲市の集団健診は心電図検査1,620円を含まないで

健診を実施しております。個別健診は、当町と千曲市は基本検査項目以外の検査項目も含めて、同じ検査内容となっておりますが、基本検査項目以外の検査は市町村により異なっておりますので、自己負担額の単純な比較はできないと考えております。

また、町が実施しているがん検診などの検診につきましても補助を行っておりますが、こちらはおおむね2分の1、約5割を補助しております。町は各医療機関などから示された検診料に対し補助をして、ただいま申し上げました自己負担額2,500円または2,600円を受診される皆さんに支払っていただいておりますので、補助後の受診料が適正な料金なのかどうかの判断は、各保険者、つまり各自治体で異なるものだと考えておりますが、1年に1回の健康診断の受診料といたしましては適正な料金だと考えており、当面は現行の受診料で実施してまいりたいと考えております。

続きまして、ハの健康教室についてお答えをいたします。健康教室の役割としては、生活習慣病やがん予防、食生活の改善などの健康づくりに関する知識や情報を、住民の皆さんに理解していただくもので、より参加しやすいよう各地域に出向いて教室を開催していくことも重要なことであると考えております。また、本年度は保健センターを会場に、生活習慣改善チャレンジ教室として、日常生活の中で手軽に生活習慣の改善方法を具体的に学ぶとともに、自分の生活習慣を見直し、生活習慣病の予防と改善を図ることを目的とし教室を開催しました。

この生活習慣改善チャレンジ教室は、町で行っている特定健診の特定保健指導の該当者、保健補導員、町民の方を対象に募集を行い、受講者18名、1回平均14名の方が受講されております。教室の内容は、町の保健師や栄養士、さらに外部講師をお招きし、動脈硬化やがん予防と町民の健康状態の講座、生活習慣予防と健康長寿のための身体活動と運動についての講座、減塩と適正体重について、また尿中ナトリウム検査、ヘルスチェック、料理教室などの講座を合計8回開催しました。また、この教室の成果や参加者の反応といたしましては、教室の開催期間中にデータが改善される方がおられ、「大変わかりやすく日常生活の中で実践している」「今後の生活習慣の改善に役立てたい」といったご意見をいただきました。

課題といたしましては、男性の参加者が3名と少ない状況でありました。また、開催した時間が日中であったため、夜間のほうが参加しやすいといったご意見もございました。この生活習慣改善チャレンジ教室は、29年度も引き続き開催していきたいと考えており、参加された方からは好評をいただいておりますので、今後効果的な開催方法を検討してまいりたいと考えております。

4番（小宮山君） 質問した以上のご答弁をいただき、ちょっと時間が切迫ぎみなので、受診料の問題について焦点を絞って2回目の質問をいたします。

心電図検査も含んだ集団健診の受診料、自己負担分2,500円、集団健診ではそうで、個別健診の場合は受診料2,600円、心電図は含めないなので、もしその検査を受けるとすると

4, 004円になってしまいます。私はこの金額が高いと感じるものですが、この料金はいつ、どのようにして決まったのか、まずお聞きしたいと思います。

また、平成29年度の料金も同じですが、見直しについての検討は行われなかったのか、行われなかった理由は何か。これは適正だと判断したからということでしょうか、その見直しは行われなかったかお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。受診料はいつどのように決まったかということですが、この特定健診につきましては、平成20年度から実施をしております。その開始に当たりまして、検査項目、先ほど言いました料金単価を見ながら、より受診をしやすいようにということで約3分の1程度ということで2,500円、もしくは2,600円ということを決定をいたしました。

また、見直しについてということですが、現行の受診率を上げていくことが課題とはなっておるんですけれども、受診率を上げるためにも、いわゆるディスカウントといいますか、安くするという部分でありますけれども、こちら千曲市は受診料千円でやっております。同じく、上田市も受診料は千円として行っております。

一方で、受診状況を見ますと、千曲市は25年度が39.6%、県内順位60位、上田市は34.8%、県内順位74位であります。一方坂城町は、同年25年で47.1%、県内順位は37位という状況で、こちらは26年度においても同様な状況、27年度はご案内のとおり坂城町は54.1%、千曲市は43.7%で59位、上田市においては37.6%、69位というような状況でございます。

こういった状況の中で、千円に割り引くよりも受診勧奨をして、マンパワーで受診率を上げていくといったほうが、効果的という判断を現在はしているところでございます。

4番（小宮山君） もちろん健診の受診料が安ければ、それに応じて受診率が高くなるとは思いません。今、千曲市と上田市の受診率を申されましたが、ほかの市町村を見れば、少なくとも県下の77市町村を見たときには、受診料を低くして受診率を上げている例が幾つもあります。それと上田市とか千曲市というのは高齢化率も違いますし、若い人が多い場合には受診率が低いというのは、これどこの市町村でも当たり前だと聞いております。健康不安を特段抱えているわけでもなく、忙しい毎日を送っている人が、あえて2,500円の費用と時間を使ってまで受診する気はないというのは十分考えられるケースだと思います。かつて自分もそうでありましたし、実際もそのような声をよく耳にします。

40歳のスタート健診、坂城町で行われておりますが、そのときには千円にしたと。そうしたら受診率がかなり上がったと、そういうことを前回の議会で答弁されたと思います。千曲市と上田市と比較して坂城町の自己負担額が高いということは、それは事実としてはお認めになれるでしょうか。

福祉健康課長（大井君） 千曲市、上田市が受診料千円ですので、坂城町の2,500円、もしくは2,600円というのは高いということは認めます。

4番（小宮山君） 隣接市町村はどうなっているかというのが一番関心があったところですが、おっしゃるように隣接の自治体とだけ比較しては、坂城町の国民健康保険の特定健診受診料の自己負担額が高いとは必ずしも言い切れないと思いました。

そこで、県下77市町村の受診料を調べました。その結果、詳細は煩雑過ぎるので割愛しますが、受診料の自己負担額が無料の市町村が、長野県下77市町村のうち21市町村あります。千円以下が30市町村ありました。合計すると51市町村、77市町村のうちの51市町村が、その自己負担額ゼロ円から千円でありました。2,500円というのは断トツと言っていいかわからないんですが、明らかに坂城町の自己負担額は県下77市町村の中でトップでした。それについてはどうお考えでしょうか。

福祉健康課長（大井君） 受診料が高いということでございますけれども、初めに町長からも申し上げましたが、健康管理についてはお一人お一人が実施をしていただくというのが基本的であって、行政についてはそれを支援していく立場ということを考えております。そういった中で応分のご負担をしていただくということは必要かと考えております。

それで、その中で受診料を下げるのが目的ではなく、特定健診の受診率、もしくは保健指導を行って、その結果、生活習慣病の改善を図っていくことが目的で実施しておりますので、受診料を下げるということに焦点を当てるよりも、受診率を上げる、もしくは特定保健指導を実施をして生活習慣病等の改善を図っていくということでありまして、そこに重きを置きますと、当町におきましては受診率も年々上がっております。それから、特定保健指導の指導率も70%以上になっておりますので、そういった点では受診料を下げるということよりも、それぞれ受診率等を上げていくということで受診勧奨等を進めていきたいと考えております。

4番（小宮山君） 受診料は坂城町は、今おっしゃられたような、町民の健康に対しては自分でやれと、町は補助しているだけだと。補助の仕方が、やっぱりほかの市町村とは金額も違えば考え方も違うということでしょうか。

それと先ほど申しましたように、健診の受診料が安くさえあれば受診率が高くなるとは私も全く思っておりません。ただ、1人当たりの医療費はトップクラス、通院の多さは県下2番目、レセプト数を人口で割ると県下3位の多さ、特定健診の受診料の自己負担額は今申し上げましたけれどもトップ、これらをつき合わせて考えてみると、健康寿命の延伸という面からも医療費の抑制といった面からも、特定健診の受診率を上げるために受診料の引き下げを含めた検討が必要と私は思うのですが、そういう検討をする必要も今のところ考えておられないということでしょうか。確認のためもう一度答弁をお願いします。

福祉健康課長（大井君） 受診料を改定するという点について、全て否定するわけではござい

ません。今後必要に応じては見直しを図っていききたいということは視野に入れておりますけれども、先ほども申しあげましたけれども、受診料を下げるのが目的ではございませんで、受診率を上げていくということが目的等々でございますので、そういった中で勘案して受診料については設定をしてみたいと、また、国民健康保険という特別会計の中で賄っております、その各市町村の国民健康保険の財政力等も勘案する中で、バランスをとっていききたいというふうに考えております。

4番（小宮山君） ちょっと最後、しつこいのが信条なもので。今回29年度の特定健診の案内がこの間来ましたが、金額は変わっていませんでした。その金額設定のときに、ほかの市町村の受診料、自己負担額というのは参考になされたのでしょうか。お聞きします、最後に。

福祉健康課長（大井君） 他市町村の受診料を参考にしたかということでございますが、先ほど来、繰り返になりますけれども、受診率を上げる等々が目的でございますので、ほかの市町村が幾らかということで比べてはございません。

4番（小宮山君） ありがとうございます。

次のテーマに移ります。耕作放棄地というか荒廃農地、あるいは遊休農地に対してであります。

イ．農地パトロールについて

昨年実施された農地パトロールの集計結果が出たようですが、確定値に見る荒廃農地の状況を教えていただきたいと思っております。

ロ．新設の耕作放棄地の再生利用を目的とした町単独の補助制度について

この補助制度新設については、昨年の12月の議会の際、中嶋議員への町長答弁の際、初めて言及されました。昨年の6月と9月の一般質問の中で、私がしつこく求めたときには、けんもほろろに非常に難しい旨を繰り返されるばかりで、正直非常に落胆もし悩みもしました。それが12月には急転直下、大げさではなく自分の耳を疑いました。しつこかったのがいけないのかなと思ひもしました。

それはさておき、年が明けて早々、町長から新設する旨をお聞きし、その後担当の係長から具体的な制度設計をしていることを聞き及ぶにつれ、期待は増すばかりでありました。期待どおりのものが決まったようですので、ぜひ中身を紹介していただきたいと思っておりましたが、一昨日、塩入議員への答弁で紹介されましたので、重複しない範囲でお答えいただければ結構であります。そのかわりと言っては何ですが、100万円の予算がつかいましたが、100万円という予算は、どのくらいの面積の耕作放棄地の再生利用を想定しての100万円なのか、本当に大ざっぱでよろしいので、そのことについて答弁願いましたらありがたいと思っておりますが、通告になかったので無理だったら結構です。

ハ．B分類の荒廃農地について

一昨年、同じテーマの質問をしたとき、答弁に立った当時の課長さんは、次のようなことを申されました。「町内の山手には戦前から桑畑であった農地で、養蚕の衰退とともに山林化してしまった農地が数多くあることから、農地法施行前から山林化した農地については、今後利用状況調査の結果を踏まえて、農業委員会に議決を仰ぎ、非農地判断を行う必要もあると考えます。」そう申されました。その後、非農地判断をした農地はあるでしょうか。あるとしたらどの地区のどのくらいの面積の農地が非農地判断されたのでしょうか。

さらに、以前から山林化した農地とありますが、農地法ができたのは1952年、私の生まれた年です。ですから65年前です。山林は65年以上前からあるものばかりではありません。1952年以降に山林化した農地も、れっきとした今ではB分類の荒廃農地です。このような農地はどうするべきとお考えかお聞きします。非農地判断と絡めてお答え願えればと思います。1回目の質問は以上です。

産業振興課長（山崎君） 最初に、農地パトロールについてお答えいたします。荒廃農地を再生利用するには、土地所有者と受け手との調整や関係者等の意思統一のため、荒廃農地の現状を的確に把握することが不可欠です。このため町と農業委員会では、関係団体と協力し荒廃農地の所在や荒廃状況、再生利用の実績等を把握するための調査を、平成21年から実施しているところです。

本年度につきましては、8月に農業委員と産業振興課職員で班編制を組み、管内の農地を1筆ごとに目視で調査し、利用状況を地図に落としとして実施いたしました。結果につきましては、県へ報告した速報値で申し上げますと、再生利用可能なA分類の荒廃農地が32haで、平成27年度との比較で4haの減、再生利用困難なB分類の荒廃農地が243haで、102haの増となっております。

このB分類の増でございますが、昨年度までは農地台帳への記載がありながら、現況が山林または原野としていた農地については、この利用状況調査の対象外としておりましたが、今後非農地判断を進める上での基礎資料として必要なため、今年度の集計からカウントしたことによるものであり、純粋な増加分のみでなく、発見とも言える増加分が含まれていると考えております。

このような集計上の事情もありますので、27年度までの集計で申し上げますと、A分類については統計が始まった平成21年の54haから17haの減、B分類については平成21年の92haから49haの増という傾向となっております。

次に、口、耕作放棄地の再生を目的とした補助金についてお答えいたします。これまで町の耕作放棄地対策としましては、農業委員会で毎年実施している利用状況調査により、再生可能な荒廃農地A分類でございますけれども、これと再生が困難な荒廃農地B分類に分類した後、土地所有者に対する意向調査を実施しております。その上で、農業委員会等による農地あっせ

んのほか、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した農家による農地再生を支援しております。

国では、次年度からこの事業を荒廃農地等利活用促進交付金と改め、低利用農地に対する事業メニューを拡充して実施する予定と聞いております。詳細については、確定した要綱がまだ示されていませんので不明な部分もございますが、この中で対象となる農地は、農振農用地に指定されたA分類と言われる再生可能な荒廃農地及び、利用程度が周辺の農地に比べて著しく劣っている低利用農地とされ、原則的に自己所有農地は対象外とされる見込みであります。

また、事業実施主体は農業者であればこれまで実施可能でしたが、新年度以降は各市町村で策定している人・農地プランに位置づけられている中心経営体でなければ対象とされないことなど、対象要件のハードルが上がるため、国の交付金を活用した耕作放棄地の解消事業の実施が若干難しくなることも予想されます。

町では、新年度から独自の耕作放棄地対策として積極的に農地の有効活用を図るため、荒廃農地再生利用補助事業の制度化を予定しています。この事業は、農業委員会で毎年実施する農地利用状況調査により、A分類と言われる再生可能な荒廃農地、B分類と言われる再生が困難と見込まれる荒廃農地、これに判定されたもののほか、利用程度が周辺の農地に比べ著しく劣っている農地の再生を対象としています。また、対象者は農業者、農業団体、法人などとし、5 a以上の農地再生を行う取り組みに対して助成するもので、国の制度より対象農地、対象者を広くしているものであります。

具体的には、農地再生する場合の再生作業、除草、伐採、抜根、整地、客土整地、耕うん等でございますけれども、にかかる経費の2分の1、または対象面積10 a当たり10万円を掛けて算出した額のいずれか低い額を交付するものとし、土壌改良、施肥、あと緑肥、作物作付などでございますけれども、これにかかる経費の2分の1または対象面積に10 a当たり5万円を掛けて算出した額のいずれか低い額を交付する事業で構成されています。先ほど100万円の予算というご質問がございましたけれども、これにつきましては、農地再生する場合の再生作業をしますと10 a当たり上限が10万円でございますので、それを見た場合でございますけれども、1 haという計算で見込んでおります。

また、実際に除草や耕うんを実施すれば、農地として利用可能な低利用農地などにも制度が適用できるほか、町農業支援センターではトラクターや乗用草刈り機の貸出制度も実施しておりますので、制度面や実施に当たっての作業面でも取り組みやすい制度と考えております。町では、荒廃農地や低利用農地を有効活用しながら、定年帰農などの新規就農の促進、農業者の経営規模拡大など、農業振興を支援してまいりたいと考えておりますので、幅広くご活用いただきたいと思っております。

(ハ) B分類の荒廃農地についてお答えいたします。国から公表された農地政策の展開方向

において、耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取り組みの実施として、耕作放棄地について現状把握を行い、農業利用に最大に努めながら農地に戻せるものと非農業的利用として検討せざるを得ないものに振り分けることとされました。これにより、利用状況調査の結果に従い、耕作放棄地のうち森林の様相を呈しているなど、農地として利用するには著しく困難な場合においては非農地判断をし、非農地判断通知をもって土地所有者が法務局において地目変更を行い、土地の現況と土地台帳の整合を図るとされております。

町といたしましても、B分類の荒廃農地につきましては、基本的には非農地とする方向で考えておりますが、町の農業振興地域の指定もございますので、今後総合的に判断してまいりたいと考えております。

続いて、非農地判断の状況ですが、制度自体が新しいことから、各自治体がそれぞれの状況を踏まえながら取り組み始めたところでございます。坂城町においては、農地の利用状況調査の結果を踏まえ、山林化した農地の非農地判断に向けてデータ整理をしているところであり、現在のところ非農地とした農地はございません。今後さらなる現地調査が必要な箇所については確認をし、農業委員会の議決を行ってまいりたいと考えているところでございます。町全体となりますと広範囲にわたることから、年次ごと範囲を決めて作業を行いたいと考えており、県、法務局等と協議をしながら、今後順次進めていきたいと考えております。

4番（小宮山君） 荒廃農地に対する補助金制度、補助制度の新設については、先ほど結構ですと申し上げましたけれども、再度紹介していただきました。私、非常にうれしく思っております。こういう制度が新設されたということは、国の交付金に比べて金額も町のものが充実しておりますし、それから貸借地といいますか、それだけに限っていない点、これは非常に私は評価したいと思います。

それはさておき、農地パトロールの集計結果で先ほど説明されましたが、とにかく私は去年ももらいましたけど、この集計表もいただきましたけれど、去年のと今年のを比べて一番とにかくびっくりしたのが、B分類の荒廃農地が27年度の集計結果では1haだったのが、今年の28年度版では105ha増えていることでもあります。今までこの105haは何だったのでしょうか。

以前、坂城町の農地を一筆ごとに調査しているということを以前の課長さんも申されましたが、一筆ごと、ひと筆ごと、全農地を調査してなかったのでしょうか。105haというのが急に増えたというのは、こんなことはあり得ないです。105ha、急に1年で荒廃農地が100ha以上出現するんですか。急に山林化、森林化するのが目の前に出てきたんですか。しかも、この集計表の中の新規増加には発見と発生、それと再発生という三つの分類がありますが、発生が105ha、約100ha増えているということになっております。

しかし、これは発生というのはこの集計表の注にある用語解説においては、過去に実施した

本調査では荒廃農地の発生が認められなかった農地から、新たに荒廃農地の発生が認められた場合をいうとあります。荒廃農地が認められなかった、荒廃農地じゃなかったと判断したのが、この1年で急に100ha、B分類の荒廃農地になったなんていうことは、こんなことはあり得るわけないです。どうでしょうか。

産業振興課長（山崎君） 再質問にお答えいたします。先ほどのご答弁の中で、B分類につきましては、昨年度まで農地台帳の記載がありながら、現況が山林または原野としていたものにつきまして、利用状況調査の対象外としていたものがございました。それを、今後非農地判断を進める上で基礎資料で必要だというふうに判断を変えまして、そのため今年度の集計からカウントしたということでございます。

ですから純粋な増加分ではなく、発見とも言える増加分が含まれているというふうにご答弁申し上げるところでございますけれども、私どもそのように考えておりまして、若干調査の方法を変えたということによって、数字上は増えてしまったということになってございます。

調査の報告の発生と発見の項目の表記の違いというのはございますかもしれませんが、それについては県との調整をしながら、協議をしながら進めていくところでございます。実情といたしますと、そのようなことになっている。新たな新規に100haが増えたということではないということでご理解、ご了解いただければありがたいと思います。

4番（小宮山君） 大分すっきりしてきました。そうするとこれは発生じゃないですよ、発見なんですよ。やっぱりその集計表の用語解説のところには、用語の定義として「新規増加（発見）とは、調査区域の拡大等によりこれまで調査を実施していなかった農地から新たに荒廃農地を発見した場合をいう」とあります。そうするとこれは発見じゃないですか、発生じゃなくて。この県にあるこの集計表は、発生のところは100haの新規増加がありますが、これは発見ということでしょうか、それが1点。

それから、ということは農地パトロールでは今まで少なくとも、その105haは無視していたということにはならないでしょうか、お聞きします。

産業振興課長（山崎君） 発見という再質問についてお答えします。その部分につきましては発見ということで考えております。報告の様式につきましては県と協議して報告しておりますけれども、それについては再度県と協議をして、発見という考えでもう一度県と協議してまいりたいと思います。

それと、その農地については無視をしていたんではないかというお話でございますが、それにつきましては、今後非農地判断を的確にしていきたいというような形もございまして、それについて落ちのないように調査をするという方向にいたしまして、調査をしたということでございます。

4番（小宮山君） 時間がないので、最後、その山林化というのは過去の話ではなくて、現在も

進行中であるということこそ、私が問題としたいところであります。今日は時間がないのでまたいずれかと思っておりますが、ただ現在も進行中であるし、将来農地の山林化が急速に進む可能性は大だと、そういうふうに思っております。

一例を挙げます。高齢になり体の調子も芳しくない農業者がいます。後継者はいません。売るなり貸したりしたいけれども、買い手も借り手もない、見つからない。農地中間管理機構を使えと言っても借り上げてくれない。農地利用集積円滑化団体でも無理。荒らすよりはヒノキでも植えたいが、農振農用地だからそれは違反だ。いずれ実生から木が生え、山林になってしまうのは避けたい。荒れほうけにしちゃうことですよ。避けたいが、自分では管理もできない。これは実際の話です。しかも中山間地ではよくある話です。そのような方に、何と答えたらよいか教えてください。

産業振興課長（山崎君） ご質問にお答えいたします。町では、町長期総合計画、あるいは「坂城まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、いろいろな目標を設定して実施しているところでございます。それに基づいて支援をしてみたいと、そのように考えています。

4番（小宮山君） 以上で終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、8番 吉川まゆみさんの質問を許します。

8番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 健康な町づくりについて

イ. ポイントためて健康に

先日、某新聞を見ていましたら、「運動は魔法の薬 毎日1万歩目標」との見出しで、74歳の方が一文を寄せておりました。その内容は、上田市の健康づくりチャレンジポイント制度を知ったのは本紙ですと始まり、みずから取り組んだ内容が記されておりました。

まず、市に内容を確認し登録、そして早速始めたそうです。中でもウォーキング編、真田三代をたどるバーチャルの旅は、上田城をスタートし、大阪城までの距離相当千kmを踏破する内容で、75歳未満は1日5千歩ごとに地図の升を塗りつぶしながら、目的地の大阪城に向かうというものでした。この方はこの目標に向かって、雨の日も雪の寒い日も大変な中、毎日歩くことに挑戦しやり遂げたそうです。そして、無事に完歩することができ700ポイントをゲットいたしました。ご褒美にいただいたポイントを温泉入浴券と交換をいたしました。感想は、この取り組みのおかげで体重も減り便秘も解消できたということでした。そして、最後に運動の機会となった画期的なアイデアに感謝です、とつけ加えてありました。まさしく、ポイ

ントためて健康に、の内容でございました。

さて、上田市ではこの健康マイレージ事業、平成27年6月から開始をいたしました。健康推進課の係長いわく、始めた理由は県下19市の中で糖尿病患者が一番多く、国保医療費が県平均よりも高くなってしまい、危機感から生活習慣病の発症を抑える取り組みをとということで始めたそうです。この健康マイレージの導入への質問は、今回で2回目となります。この事業は将来にわたる健康寿命を平均寿命に近づけるよう計画的に行い、住民の主体的な健康づくりをしっかりとサポートし、効率的、効果的にする夢のある事業です。

そこで、これまでの町の取り組みを伺う中で、この導入に向け提案をしてまいりたいと思います。第5次長期総合計画後期基本計画の、健康づくりと保健予防の中に、23年からの前期5年の現状と課題が出ております。その内容は悪性新生物、心疾患による死亡率が高く、医療費などが年々増加している中、早期発見、早期治療に向けたがん検診、糖尿病などの生活習慣病の1次予防と、重症化予防のための健診の受診率向上が課題となっています。そして最後に、住民一人一人の健康意識の高揚を図ることが最も重要ですとありました。

そこで1点目として、特定健診の受診率についてですが、まず23年度は43.7%でございましたが、27年度には54.1%と大幅に上げることができました。これについては、保健指導やさまざまな取り組みの成果と深く敬意を表したいと思います。さて、では年代別にはどうかと申しますと、そうでもない結果が出ておりました。そこで、23年度と27年度を比較して、年代別受診率の動向について10%以上伸びた年代と、逆に伸び悩んだ年代についてお聞きします。また、その原因を当局はどう捉えているのでしょうか。そして、そのことによって改善した点がありましたらお答えください。

2点目として、前期5年間で透析者の一番多い年代はどうでしょう。また、その人数についてもお答えください。

3点目に、健康づくり講座の内容をお聞きしようと思いましたが、先ほど前段で同僚議員から質問がありまして、内容をお聞きしましたので省略したいと思います。

口といたしまして、不育症治療助成制度について。

今回うれしいことに、新年度予算に不妊治療とともに不育症治療の助成に予算を計上していただきました。私は25年3月の一般質問で不妊治療助成とともに不育症にもと実施を要望してまいりました。不育症は、妊娠はするのですが、流産や死産を繰り返し、元気な赤ちゃんを得られないことをいいます。厚生労働省は、2回連続した流産、死産があれば不育症と判断すると定義しています。不妊症に比べまだまだ社会的に知られていないのが実情で、厚生労働省によりますと、不育症は年間3万人が発症しているということです。当町でも、こうした悩みを抱えている方はいると思います。今回その方たちにとっても朗報です。

そこでお聞きいたします。新制度の内容と、また、26年度から導入しております不妊治療

費助成が3年をたとうとしております。その成果はどうだったでしょうか。また、課題はどうですか。そして、その中で相談状況はどうだったでしょうか。その点についてもお聞きいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、1として健康な町づくりについてご質問がありました。この中で（ロ）で、新しく制度を今これからつくろうということで、不育治療の助成制度についてもご質問ありましたので、私からお答えさせていただきます。その他の質問につきましては、担当課長から申し上げます。

坂城町では少子化対策や子育て支援の充実を図るため、子供の福祉医療費の支給範囲を高校生まで拡充しました。また、さかき福祉医療費サポート資金貸付制度として、福祉医療費の受給者を対象に医療機関等への受診の際の自己負担分を事前に貸し付ける制度の創設や、保育料等の第3子の無料化、不妊治療費の自己負担分の補助などを実施してまいりました。このような事業に加えて、さらなる子育て支援の充実を図るため、新年度から実施したいと考えております不妊不育症治療費の助成制度につきましてご説明申し上げます。

初めに不妊治療につきましては、平成26年4月から不妊治療を行っているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、県が治療費助成を行っている体外受精及び顕微授精以外の不妊治療の治療費につきまして、2分の1以内で年間10万円を限度に助成を行ってまいりましたが、新年度からは県が補助対象としております不妊治療も含めることとし、さらに治療費の2分の1以内の支給要件を廃止し、補助額の上限を50万円に引き上げたいと考えております。

次に、不育治療費の助成制度を新年度から創設いたしたいと考えております。内容といたしましては、1回の妊娠につき不育症治療費の助成を上限10万円の範囲で補助してまいりたいと考えております。また、不妊・不育症治療の助成につきましては、県事業でも助成制度がございますので、町の助成制度をご利用される際に県事業についても説明し、有効的に各助成制度が活用されますようご案内してまいりたいと考えております。

次に、26年度からの不妊治療費の助成制度の成果と課題についてのご質問でございますが、初めに不妊治療への助成の成果について、補助の実績で申し上げますと、26年度は4組のご夫婦に補助を申し上げ、補助総額は5万1,630円でございます。27年度は8組のご夫婦に合計20万870円の補助をいたし、4人の方が出産されております。28年度は補助を実施したご夫婦は1組で、4万6,251円の補助でございますが、補助の申請を受け付けているご夫婦は9組ございまして、年度末の補助対象者は10組となる見込みであります。また、26年度から現在までの間で不育治療に関するご相談はございませんでした。

次に、課題といたしましては、補助制度を実施してから3年が経過しておりますけれども、住民の皆さんにはこの不妊治療の助成制度の周知が不足しているのではと考えております。また、現行の補助額は治療費の2分の1以内で上限が10万円までとなっており、不妊治療は

1回の治療ではなかなか成果が出ず、複数回の治療で治療費が高額になった場合や、1回の治療でも高額な治療は自己負担が多くなり、治療をためらうケースもあったのではないかと考えております。

このような状況を踏まえまして、今後は不妊や不育症の治療を実施している産科や、小児科などの医療機関におきましても、町の助成制度の周知が図れるよう協力を依頼してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（大井君） イのポイントためて健康にの質問に順次お答えをいたします。ご質問にもございましたように、国保加入者全体の特定健診の受診率の推移は、平成23年度の受診率が43.7%で、27年度は54.1%となっており、10.4%向上しております。しかし、平成27年度の40歳代の受診率は31.1%、50歳代は40.4%と、全体の受診率を下回る受診状況となっております。また、10%受診率が伸びた年代は50代と60代となっております。この40から50歳代の受診率が伸びない要因として考えられますのは、ご自身の体の状態に自信を持っていたり、まだまだ仕事や子育てが忙しく、体のメンテナンスの優先順位が低いといったことも考えられます。さらに、40から50歳代は国民健康保険と社会保険などの医療保険などを短期間で出入りする傾向もあり、健康意識の希薄さも伺えるところでございます。

一方、平成26年度から特定健診開始年齢である40歳の方に、40歳スタートアップ健診として健診料の補助を行い、健診の受診勧奨と健康意識の啓発を図ってまいりました。このスタートアップ健診の対象者は初めて特定健診を受診することとなり、受診料の割引の案内をするとともに、生活習慣病の予防や健康づくりの重要性を保健師などが説明することにより、特定健診を受診する動機づけになっていると考えております。

続きまして、平成23年度から27年度の町全体の透析患者の状況を申し上げますと、平成23年度は54名、24年度は51名、25年度は50名、26年度は45名となっており、27年度は各年代で申し上げますと30代が1名、40代が2名、50代が5名、60代が17名、70代が15名、80代が10名、90代が2名で合計52名となっており、60代が17名と一番多くなっております。

8番（吉川さん） ただいま町長、また課長からなる説明をいただきました。課長の今のお話の中で、一つびっくりしたのは人工透析者の人数でした。1人の治療に年間約500万ほどかかると聞いておりますが、27年度には各保険者合わせて全体で52名ということで、そのうち国保加入者が11名、そうしますと約5,500万円の医療費がかかっているということが現状であります。60代が最も多いという結果でした。しかし、それとは逆に受診率に関して言いますと、60代、70代の方は50%以上の方が特定健診をしっかりと受けているということもわかりました。

そこで、この結果から読み取れるのは、人工透析になる前の段階、40代、50代の方が自分の健康にもっと関心を持ってもらい、今も国保ではないという話もありましたが、特定健診、人間ドックを受けてもらうことが、医療費削減への大きな鍵だとも考えます。町では、40歳スタート健診を26年度から導入いたしました。この傾向を見ますと、26年は60.5%、27年は50%、そして28年1月現在で33.3%という受診率でありました。しかし、40代全体では30%前後ということで、なかなかこの啓発ができておりません。

そこでお聞きいたします。1点として、特定健診の受診率が伸び悩んでいる40代、50代への受診率向上への啓発についてはどのようにお考えでしょうか。また、2点目として今年度から開始した健康づくり講座、生活習慣改善チャレンジ教室、これはすばらしい講師が来ていただいております。この取り組みなのですが、参加者が指定されております。大変もったいないと思いますが、この教室、参加者の枠をもう少し広げて、今回は秋から開始したわけですが、年2回春と秋に開催するような形態はとれないかどうか。以上2点についてお聞きいたします。

福祉健康課長（大井君） 特定健診の受診率が低い40代、50代の方には特に働き盛りの年代で仕事が忙しく、平日仕事を休んで、町の健診を受診することが難しいといった状況がうかがえます。この40代、50代の皆さんへの啓発といたしまして、先ほども申し上げましたように、特定健診開始年齢である40歳の方に、40歳スタートアップ健診として健診料の補助を行い、さらに29年度からは50歳の方を対象に節目健診として、スタートアップ健診と同様、受診料を千円で特定健診が受診できるよう、あわせて健診の受診勧奨と健康意識の啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、現在も夜間や休日にも特定健診を実施しており、周知も行っておりますが、今後はさらに個別の受診勧奨を行うなど、受診率の低い年代の底上げを図ってまいりたいと考えております。

次に、生活習慣改善チャレンジ教室の対象者につきましては、どなたでも参加できるようにしておりますが、特に特定保健指導の対象者となり、生活習慣の改善が必要と思われる方を重点的に参加の呼びかけを行っていきたいと考えております。また、開催回数を増やすことにつきましては、対象者ができるだけ参加しやすい時期や時間帯、また外部講師などを依頼するため、講師の日程などを調整する中で検討してまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） 今29年度から50歳節目健診として40歳のときと同じ千円で受けられる新規事業を計画されるというお話をお聞きしました。この生活習慣改善チャレンジ教室なのですが、私も全然知らなくてチラシを保健センターで見つけました。これがどのような形で周知されたのかという辺がちょっとあれなんですけれども、今のお話ですとやはり夜の講座というのはないと理解したわけですが、特に40代、50代というのは働き盛りで、その中でやっぱり健康に関心を持っていただくためには、そういう意味でも夜の講座も検討を願えればと、講

師の状況もありますので難しいとは思いますが要望したいと思います。

また、新たに29年度健康づくり区民の集い、26、27にも行ったそうなんです、今回も企画をしていただいているということで、町ではあの手この手でみんなに健康づくりに関心を持っていただきたいという取り組みを行っていただいております。しかし、今もお話の中でありましたが、一つ大事な視点は40代から50代というのは、働き盛りで国保以外の方が大半であります。ということは、この方たちが退職して国保に来る。そして、そのときに自分の健康に気づくという流れになります。そういう意味でもこの40代、50代に健康づくりにしっかり意識を持っていただく。

そういう意味では、今回私が提案します健康づくりのマイレージ事業、これは本当にほかのところでは18歳以上とかが参加できる内容でございまして、大きな力を発揮できると思っております。この内容は受けよう、参加しよう、歩こうという健診やイベント、また講座への参加、そしてまた毎日のウォーキングなどで誰でも挑戦でき、それをすることでポイントがたまり、自分のために野菜食べよう券や温泉利用券などに交換することができたり、また子供たちのためにポイントを還元し、学校にスポーツ用品を提供する、このような形で楽しみながら健康づくりが住民全体で図っていかれる。それが自然と生活習慣病の予防につながっていくという内容であります。

県内では、上田市、東御市、佐久市、松本市と実施自治体が増えてきております。そこで実施するには、この制度の組み立てや参加していただけるポイント還元への働きかけ、また、講座や体操教室などを具体化していかなければなりません。当町にはスポーツ指導員の皆さんや、また勤労者総合福祉センターがございまして。そこでは多くの講師の皆さんが、しっかり皆さんのために健康づくりにかかわっていただいております。ぜひ、その方たちに参加をしていただいて、検討チームを立ち上げてみてはと思います。その点が1点と、ぜひこのマイレージ事業、費用も余りかからない事業ですので、立ち上げていただきたいと思いますが、この2点について、お考えをお伺いいたします。

福祉健康課長（大井君） 健康マイレージ導入へ官民一体の検討チームの立ち上げなどの実施についてでございますけれども、町民の皆さんお一人お一人の健康づくりの意識を高めることは、大変重要なことだと考えております。

そこで、意識改革に向けた直接的な事業として、26年度、27年度は27区全ての区にお邪魔して地区健康づくり教室を開催し、本年度は広く町民の皆さんに募集をする中で、生活習慣改善チャレンジ教室を開催し、引き続き29年度も開催する予定でございまして。また、29年度は区長さんなどにご協力をいただきながら、開催の予定がついた区にはこちらから出向いていき、健康づくりに関する集いを開催してまいりたいと考えております。

また、国保に加入されている方が対象となりますが、40歳スタートアップ健診、50歳の

節目健診といった特定健診を受ける動機づけの事業を実施してまいりたいと考えております。このような取り組みを実施する中で、健康づくりの高揚を図ってまいりたいと考えており、健康マイレージの導入につきましては、引き続き検討課題とさせていただきたいと思っております。

8番（吉川さん） 検討課題としてという答弁でございました。実際に立ち上げるには、私も現在の担当課では保健師の皆さんの数等をお聞きしても、大変無理があると思っております。やはり、そのためだけにかかわっていただくということになりますと、プログラム作成から委託事業として取り組むのも一つの手かと思っております。

上田市では、27年6月から開始して1年で3千人が登録をいたしました。そして、昨年も元気づくり支援金を使いまして、また継続をしているわけですが、27年6月から開始して1年で3千人が登録し、そして現在は4千人に向けてやっているわけですが、新たに毎週土曜日に市内4会場で朝の30分を使って働いている方も参加できるようにということで、信濃の国上田健康体操や、健康づくりへのメニューを取り入れ始めております。その中でお聞きしましたら、もう少しで4千人に到達するそうでございます。

当町でも、我が家の周りでも多くの方が朝夕ウォーキングをしております。それがポイントになって、そして行く行くは学校に縁のない方でも学校にポイント還元で貢献できる。これは素晴らしい地域のコミュニティーの向上につながると思っております。そんな意味でも、現在実施している自治体の内容をぜひ調査、研究していただき、実施に向けてまた町内健康づくりの武器として取り入れていただけたらと要望しておきます。

では、口の不育症治療助成制度についてですが、町長より今答弁をいただきました。当町では子育て支援策たくさん改革をしてきていただいております。そして、今も答弁の中で、26年から実施した不妊症への助成、そして結果として4人の方が出産をされたというお話がありました。課長からお聞きしたら三つ子の方もいたということで、素晴らしい取り組み、この効果大きく期待できるなと思っております。そして、来年度は2分の1の縛りを取って50万まで助成するというので、本当に悩んでいらっしゃるご夫婦にとっては大きな朗報だと思っております。

一つ、不育治療なんですけど、県でも27年度から開始をいたしました。そこで、他の自治体の動きを見ましたら、県の助成を受けた場合、県の補助対象外の医療費について補助しますというところがあったわけですが、その点について当町はどのようになっていますか。そして、先ほども不妊症治療助成について、もっと周知ができればという声があったんですけど、この不育症と不妊症、この助成制度のPRですね、これをどのように拡大していくか、この2点について答弁を求めます。

福祉健康課長（大井君） 不妊治療、不育症治療の治療費について、町と県の補助制度を利用した場合の補助の交付の仕方、仕組みについてご説明をいたします。

初めに不妊治療の場合、県の補助対象は体外受精と顕微授精に限定され、さらに所得要件として夫婦の前年度所得が730万円未満とされ、補助額も初回は最大30万円、2回目以降は15万円まで、また補助の回数も6回までの治療が補助対象となるなど、補助に交付要件がございます。

一方、町の不妊治療の補助は、医師等の診断により不妊治療であるとされた場合は、先ほど町長からも申しあげましたように、年間50万円までの補助を考えております。このような条件を踏まえて、例えば初めての不妊治療で40万円かかった場合の補助のイメージは、県の補助の上限30万円と町の補助10万円が交付されます。また、同じご夫婦が2回目の不妊治療で治療費が60万円かかったとしますと、県の補助額が2回目以降の補助額の15万円となり、町の補助は補助額の50万円から1回目の補助額10万円を控除した40万円が交付され、残りの5万円が自己負担となります。

次に、不育症治療への補助は、県及び町も医師の診断により不育症の治療であるとされた場合は補助対象となり、1回の妊娠にかかる不育症治療費の補助額は町が10万円、県の補助額は上限が5万円となります。ただし、県の補助には所得要件等、補助に当たっての諸条件がございます。この不育症治療の県と町の補助のイメージといたしましては、不育症の治療費が10万円の場合は、県と町から5万円ずつの補助金が交付されることとなります。また、治療費が20万円の場合は、県の補助の上限の5万円が交付され、町からの補助が10万円となり、残りの5万円が自己負担となります。ただいまご説明いたしました内容につきましては、一般的な補助でありますので、実際に補助を受ける場合は保健センター等へご相談をいただければと考えております。

次に新制度の周知、啓発についてでございますけれども、新制度の周知、啓発の取り組みにつきましては、不妊や不育症の治療を受けようとしておられるご夫婦は、初めに産科や小児科などに、不妊や不育症治療を行っている医療機関を受診されるケースが多いのではないかと考えておりますので、関係する医療機関に町の助成制度を案内するチラシなどを掲出していただくようお願いをしております。また、町の広報やホームページなどでも助成制度の案内をし、また保健センターにおいても助成制度のチラシなどを活用して周知をしてまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） 今詳しい助成の例を挙げていただいて説明をいただきました。大変手厚くなっているということがよくわかりました。また、私も関係者にもいますので、またお話をしていきたいと思っております。そして、今も産科とか小児科にチラシをお願いしていくというお話もありました。そして広報でも周知していくとの答弁でした。

1点要望ですが、前に不妊治療の助成が始まったときも1面のトピックスのところにたしか載ってきたと思うんですね。ホームページのところなんですけど、これって時期がたつとなく

なっていていきまして、それで子育て支援から入ったんでしたっけ、結構時間がかからないとこの内容まで届かないということがあります。ですので、ぜひ今、移住・定住を考えている方もいますので、この不妊・不育治療の助成制度、当町ではこういうふうにしていますというサイトを1面に立ち上げていただけたら親切かと思えます。そしてまたそこから県の制度へもつながっていく、そういうことと、あと今、課長から答弁いただいたこの補助のこういう仕組みですね、こういう形で例を挙げて、こういう形で使えますよという、そういう詳しい内容も載せていただければ親切かと思えますので、これは要望です。

そしてもう1点は、今産科とか小児科とかありましたが、ぜひ当町の病院がたくさんあるわけですが、ご家族の方も病院を受診したりする中で、坂城は不妊・不育の助成に大きく取り組んでいる。それで、遠慮なく保健センターに相談してくださいというような啓発のポスターを掲示していただくことも、大きなメリットになるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。お聞きします。

福祉健康課長（大井君） 町内の病院等での周知でございますけれども、町内の開業医や近隣の総合病院についてもチラシなどの掲出の協力をお願いしてまいりたいと考えております。また、ポスターについても検討したいと考えておりますけれども、掲出する場所のスペースとかで、チラシのほうが掲出しやすいというようなところもございますので、状況を考えながらやってまいりたいと考えております。また、ホームページにつきましても、できるだけ見やすい方法を工夫できるように検討してまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） ただいま答弁いただきました。チラシもいいんですが、手に取らないと見れないということもありますので、できれば待合室で待っているときに見える大きなポスターがあると親切かと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

いずれにしても、人口減少を食い止めるために温かく若い方たちを見守りながら、寄り添う対応第一でこの制度の導入の今後を期待をしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2点目といたしまして、介護保険制度について。

イ. 受領委任払い制度の導入について

平成12年4月に介護保険制度が始まり17年目となりました。いよいよこの4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まってまいります。今月の「広報さかき」にもその内容が詳しく掲載されておりました。

さて、話は変わりますが、制度の中にその他の介護保険サービスがあります。これは、福祉用具の貸与・購入や住宅の改修についてのサービスのことですが、我が家も今回初めて、97歳の母がこの福祉用具のサービスを使いました。ケアマネさんといい、携わってくださった業者の方といい、大変親切に母に合った生活の様式を考えてくださり、不安がいっぱいだった私どもにとってありがたい制度だと改めて感じました。この介護保険での福祉用具購入費及

び住宅改修費の補助制度は、利用者が一旦全額を負担し、その後申請をして保険給付分の何割かが戻ってくる償還払いが原則となっています。

そこで、この手続の順序はどうなっているのかお聞きします。また27年、28年度のこのサービスの利用状況はどうでしょうか。そして、その点と住宅改修について20万円が最高限度額ですが、限度額いっぱいの利用の件数は何件だったでしょうか。

以上、3点についてお答えください。これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（大井君） イの受領委任払いの導入についてのご質問についてお答えいたします。

初めに、福祉用具の貸与・購入についてでございますが、介護認定者が家庭で日常生活上利用できるものとして、ベットや車椅子などの貸与をするものと衛生管理面などでレンタルにそぐわないもの、例えば、入浴時の手すりのついた椅子やポータブルトイレなど購入するものがございます。

ご質問の福祉用具購入の利用手続につきましては、サービスを利用する認定者が、在宅で生活に必要な専門的福祉用具の購入について、ケアマネージャーの意見書を添えて保険者に申請した上で自費で購入していただき、購入後領収書を提出していただき、保険者は自己負担分を除いた給付分を2カ月後にお支払いするものでございます。

また、住宅改修のサービスといたしましては、要介護認定者が在宅で生活できるよう、手すりの取り付けや段差の解消などについて、限度額を20万円とした住宅改修が行えるもので、申請の手続の流れにつきましては、認定者の居宅においてご本人や担当ケアマネージャー、施工業者などにより必要な改修工事の内容を定め、保険者に申請をし許可を受けた後に改修工事を自費で実施していただき、完了届と領収書を提出していただき、保険者は給付分を、こちら約2カ月後にお支払いをすることとなります。また、この住宅改修費の給付につきましては、一度利用された方でも要介護認定が著しく悪くなった場合や転居した場合に限り、1回だけ再度利用することができます。

次に、当町においての利用状況でございますが、福祉用具の購入について27年度は56件、28年度は本年2月末時点で39件であり、住宅改修については27年度48件、28年度は本年2月末時点で44件となっております。また、住宅改修の限度額20万円を利用されている方は27年度は12件、28年度は本年2月末時点で同じく12件となっております。

今後、介護保険事業としてますます高齢者の方のサービス利用の増加が見込まれる中、福祉用具の貸与や購入、住宅改修につきましても、安心してサービスが利用できるよう適正な給付管理に努めてまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） 我が家でも手すりをつける予定でしたが、今は便利な突っ張り棒というものがあまして、借りる、レンタルということで突っ張り棒をつけて、住宅改修はしないで済みました。

それでは2回目の質問をします。住宅改修費ですが、今もデータをお聞きしましたところ27年、28年度とも、利用者の3割近くが限度額をフルに使っているということがわかりました。一旦は20万円ないし以上を支払っているということです。特にこの住宅改修の場合は手続きが事前申請から始まり、今もお話がありましたとおり、2カ月以上は支給決定までかかるということで、私の友人も父親の介護のときにこの住宅改修を行ったそうですが、国民年金でしたので、友人が一旦全額立てかえ払いをしたそうです。このようにできる利用者はいいのですが、一時的であれ、この全額負担というのは相当な経済的負担を強いられることになります。

そこで、支払いが自己負担分のみで済む受領委任払い制度を、今回導入できないか見解をお聞きいたします。

福祉健康課長（大井君） 償還払い等のどちらかを選択できるような導入の考え方ということでございますけれども、初めに介護保険の福祉用具の貸与や購入、住宅改修のサービスを利用した場合、その総利用額の業者への支払いの方法といたしましては、利用者がサービスを利用した際に全額を払い、後に自己負担分を除いた金額を公費で利用者に給付する償還払いを基本として、例外的に受領委任払いとして公費負担分を直接事業社に支払う方法がございます。具体的に申しますと、現在町が行っております償還払いでは、例えば20万円を限度とした住宅改修を行った場合、利用者が改修完了後、自己負担額の2万円を含む住宅改修費総額20万円を一旦施工業者に支払い、後日給付分として18万円を利用者に支払っております。

一方、受領委任払いでは、利用者は施工業者へ自己負担の2万円を支払い、残りの給付分18万円は後日、保険者が直接事業社へ支払う形となります。この福祉用具の購入などや住宅改修につきましては、介護保険の給付を管理する国保連の審査が必要で、審査の期間は約2カ月となります。また、受領委任払いの場合、国保連の審査後、施工業者に公費を支払うこととなりますので、施工業者には2カ月以上支払いをお待ちいただく必要があります。業者の協力が必須となってまいります。しかし、受領委任払いでは利用者は自己負担分のみの支払いで済み、一時的でも全額を支払わなくても済むといったメリットもございます。これらのことを踏まえ、今後償還払いと受領委任払いの選択などについては、先進的に実施している保険者を参考に、調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） 今もお話しいただきましたが、受領委任払い制度は、利用者にとっては一時的に発生する経済的負担が軽減されるということで、本当に老夫婦2人で暮らしている方にとっては、この制度はありがたいものだと思います。そして今、ただいまの答弁では、業者の方に2カ月待ってもらおうようになってしまうということで、その間をどうするかということになってしまいうんですが、住民第一で考えますと、その業者も今度手を挙げていただくわけですので、仕事をいただけるということで、その辺は熱意を持って、住民のために町側で訴えていただければと思いますが、今回ぜひ受領委任払いではなく、償還払いと両方選択できるような

住民サービスに改善していただきたいと思っております。

全国の自治体の調査をしてみましたら、厚労省の老健局調査の27年度の集計結果でございますが、1,741自治体中、この福祉用具購入には732自治体で42%、そしてまた住宅改修については872自治体が、この約50%なのですが、この受領委任払い制度を導入しております。ちなみに23年度はどうだったかと言いますと、この住宅改修に関しては34%だったわけですね。ですので、4年間で約16%もの自治体がこの導入を決めてきているということでございます。

住民本位で考えていただいて、ぜひこの辺を検討願いたいのですが、県内でも東御市が25年から開始をいたしました。やはり、市民から大変要望が多くて、業者も32社、市ですので業者もたくさんおりますが、手を挙げていただいて今実施しているそうです。そして、その中で27年度は住宅改修が93件申し込みがあつてやったそうですが、そのうち73件がこの受領委任払いだったと伺いました。約8割方が、この受領委任払いでこの制度を活用して住宅改修をしたということです。

そんな意味で、当町でもこれからどんどん利用が増えてくるわけなのですが、この受領委任払い制度、償還払い制度とあわせて両方選択できるような趣旨で導入できないか、再度答弁を求めたいと思います。

福祉健康課長（大井君） 受領委任払いと償還払い、選択できるようにということでございますが、先ほども申し上げましたけれども受領委任払いにも確かにメリットはございます。利用者の負担も一時的にでも軽減できるといったようなところもございます。また、現在実施しているところでは、利用者の方の所得制限を設けるなど、限定的に実施をしているようなところも県内でもあるようでございますので、そういった点、様子を見ながら検討してまいりたいと考えております。

8番（吉川さん） ただいま課長から実施自治体を調査しながらということで、まだまだ前向きな答弁にはなりません、いずれにしても業者には負担がかかるのはよくわかっております。しかしやっぱり、本当に年金暮らし、本当に苦しい中で生活している方もいらっしゃいます。そういう中でこの制度、ぜひ導入できるようにこれから検討願いたいと思います。

人口減少、高齢化、どの自治体も今移住・定住に、そして元気な高齢者づくりにさまざまな施策を打ち出してきております。住民が安心して暮らせるには、また住民が生き生きと暮らせるには、施策の取捨選択が迫られております。今回も住民の声をもとに質問をさせていただきました。ぜひ調査、研究の末、形になることを願い、私の一般質問を終わります。

議長（塚田君） 以上で、一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

日程第2 「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」以下14件の議案については、全て去る2月28日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

9番（塩入君） 今度提案されている特に変わる部分で、第3号に掲げる経費は小布施町並びに長野市、須坂市及び千曲市を除く関係市町村が負担するものとするというふうに書かれているわけですが、第3号というのは地元対策費のことと捉えていいかどうか。これは1割を限度で、1億円を限度ということになっているわけです。それが一つと、それから、長野広域には二つのA、B施設があるわけですね。その中でこれからAもBもこういうことで、須坂市も含めて払っていくことになると思うんですが、具体的に負担額、相当の額になるかと思うんですが、その辺予想できる部分についてお答え願いたいと思います。

住民環境課長（金子君） まず最初のご質問の地元対策に関する事業かというご質問でございますが、地元対策に係る事業として地元が要望する公民館等の建設等の事業に対応していくものでございます。

また、今回の部分につきましては、長野市のA焼却施設について今回予算計上もしているところでありますけれども、今後B焼却施設、それから最終処分場は具体的に用地交渉、建設に進んでいきますと、それに対する地元の要望に応じた事業を行っていくということになりますので、現在のところ要望等がまだ明確にされていない中でありますので、金額については現在申し上げることができない状況でございます。

9番（塩入君） 2回目の質問をしたいんですが、私たち議会もですね、B施設については要望書を出して信毎でも紹介されたように、地元区と、第6区と同意書が決まったわけですね。その中にもありますけれども、実際、地元区とすればさまざまな附帯する工事を含めてですね、同意書の中にはこういうことをやってほしいとか、いろいろ書かれています。そうすると相当負担も多くなると思うわけですね。千曲市は除くという形になっているわけですが、一番地元である千曲市も除くということになってね、ちょっと我々の立場から考えると、「えっ」という感じを持つんですが、その点についてどうお考えでしょうか。

住民環境課長（金子君） 構成市町の負担の関係につきましては、最終的には設置市は負担をしないという結論になったわけでありますけれども、坂城町としてはこの決定がされるまでずっと設置市、例えば千曲市だったら千曲市の部分は免除しても、それ以外のものについては負担するのが相当だということを主張してきたところでございますけれども、いろいろな協議の中で最終的に、そういった結果になってしまったというような、坂城町の意に反するような結果という状況になってしまったというようなことであります。

議長（塚田君） よろしいでしょうか。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対の方の発言を許します。

14番（入日さん） 私は「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」反対の立場で討論します。

この議案は、ごみ処理施設建設に伴う地元対策事業を行う関係市町村に対し、事業費の10%、上限1億円を関係市町村以外の構成市町村が負担するというものです。今回、長野市のA焼却施設分として、長野市、須坂市、千曲市を除く坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町が上限の1億円を分担し、坂城町の負担は4,412万円になります。

私は、長野広域連合議会の福祉環境委員会で、今回長野市分なら、なぜ須坂市や千曲市も負担させないのかと発言しましたが、答弁はありませんでした。今回3市が負担割合から抜けるため、5町村での負担になり、財政の厳しい町村にとっては大きな問題になります。ごみ処理施設建設費は今後各市町村の持ち回りとなっており、そのたびに地元対策費を払っていくことは、少子高齢化の社会がさらに広がる自治体において将来大きな負担増になります。また、長野広域連合議会で既に予算化され、各自治体が後から議案として提出するという手法は、地方自治体の議会を軽視したやり方で到底許すことができません。

以上の点から、「議案第1号 長野広域連合規約の変更について」私の反対討論とします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

10番（山崎君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

私も口尾議会の議員であります。当然、ごみ焼却炉について早急にB施設を稼働させるという部分では、葛尾議会及び町民の願いであります。と言いながら、この長野広域連合の件に関しては理不尽な部分がたくさんあると思います。しかし、この部分で否決されても当然数の原理で負けてしまう。それは葛尾議会でも同じであります。千曲市が8名、坂城町が4名、幾らだだをこねても勝てなかった。

以前、原発事故の汚染物質の焼却、そのときに数の原理で敗れました。しかし、断固として組合長である町長は、そんなのを受け入れるほど余裕はない。一刻も早くB施設を稼働されるためにも、このままもう、のんでおいてB施設の稼働を早めることも一つの手だと思います。

以上、賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第2号 坂城町有線放送電話条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第3号 同和対策集会所条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第4号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第5号 坂城町都市公園条例の一部を改正する条例について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

2番（塩野入君） 都市公園条例の一部を改正する条例について。まず、びんぐしの里公園の屋外ステージの使用料が600円から800円に1時間当たり200円増加した、その根拠を一つお聞きします。

それから、ステージ裏側に今建設が進んでおります控室ですが、この控室の使用料を1時間当たり100円に設定しました。その理由もあわせてお聞きをいたします。

そして三つ目、新たに備考欄に、有料公園施設の営利目的の使用料が、この表の額の2倍というふうに明記されました。その2倍の根拠をお聞きいたします。以上3点です。

建設課長（宮嶋君） 屋外ステージの使用料の積算根拠でございますが、屋外ステージの改修事業に要しました事業費を耐用年数、年間の稼働回数、1日の稼働時間を除して、1時間当たり使用料800円と算出いたしました。また、バックヤードに設置いたします控室につきましても、同様の算出方法によりまして1時間当たり1室100円ということで算出をさせていただきました。

営利目的として使用する使用料につきましては、坂城町体育館や文化センター、グラウンド、鼠橋運動公園運動場など、社会教育施設と同様に、定める額に100分の200を乗じた額、

2倍ということで設定させていただきました。

ステージが広くなり、さらに屋根が設置されたという新しいステージが完成いたします。これまで以上に愛される公園を目指して、大勢の皆様にご利用いただけるようにということで、使用料の算定につきましても、また減価償却という観点から使用料を算出させていただいたところでございます。

2番（塩野入君） びんぐしの里公園、シンフォニックヤードの屋外ステージの照明施設が両方削られました。それぞれ削った理由は何でしょうか。お聞きをします。

それから、有料公園施設の使用時間が条例で午前9時から午後9時までというふうになっております。屋根シートや控室ができ上がると、夕暮れや夜間の使用も増えてくるのではないかと思います。照明施設は控室の明かりも含めて、これは全くないのでしょうか。照明施設などの電気設備が必要な場合は使用者が準備すると、こういうことになるのでしょうか。それをお聞きいたします。

建設課長（宮嶋君） びんぐしの里公園、シンフォニックヤードの屋外ステージ照明設備の削除でございますが、びんぐしの里公園改修前のステージのところには、パーゴラにスポットライトのような照明器具が設置されておりましたが、新しい屋外ステージには設置しないということから削除をお願いするところでございます。シンフォニックヤードにつきましては、今年度ステージのパーゴラにかかる藤等をきれいに整えた際、整備をした際に、パーゴラに設置されている既存の照明器具が老朽化により劣化等が著しいということから、撤去させていただきました。同じく削除をお願いするものでございます。

新しく改修いたしました屋外ステージには、バックヤード通路を照らす照明、それからバックヤード壁を照らす照明以外の照明器具は、維持管理の関係上もございまして設置いたしませんので、夕暮れどきや夜間等を利用する場合には、利用される方が照明器具などを準備していただくことを想定しております。

2番（塩野入君） 特に、びんぐし公園の屋外ステージは、音響機械を使うケースがそれなりにあるかと思いますが、電気配線はどうでしょうか、なされているのでしょうか。なされているとすれば、さまざまな演奏会に応えられる容量が十分確保されているのかどうか、そのあたりをお聞きをいたします。

それから、ステージには何と申しますか、常設スピーカーみたいなものは設置されないのでしょうか。音響機器類を使う場合は、これも使用者が全て持ち込むということになるのでしょうか、お聞きをします。

そして、新しくステージが出っぱなしの、見てみましたが白いきれいなシートがかかってもうできておりましたけれども、遠くからでもどんな催しがされているかどうかのところを、横看板で、大きな看板が設置できるような、そんなような配置ができないのかどうか、その辺は

どうお考えになっているか。以上お聞きをいたします。

建設課長（宮嶋君） びんぐしの里公園の屋外ステージの電気配線設備等でございますが、配電盤を設置いたしまして、コンセントやマイクコンセント、野外アンプ接続盤等を設置してございます。また、容量につきましては50Aを確保するようにしてございます。スピーカー等につきましては、全天候型スピーカー2機を設置しまして、公園の中心から南側、噴水の手前あたりまでは、司会者やスピーチ等のマイク放送での拡声が可能であると想定しております。コーラスや吹奏楽など、音楽演奏の拡声等が必要な場合につきましては、不足基材の持ち込みをお願いしてご利用いただくことを想定しております。

また、ステージの上部への大きな看板類の設置はできるかということでございますが、ステージの屋根に直接取り付けということでは今回ありませんが、高さの関係等、安全面もあります。難しい状況でございますが、バック壁の上部には横断幕等を設置する受けをつくってございますので、それを利用していただくということ。それからまた、ステージの屋根にはステージ上から約5.5mの高さにブドウ棚を設置してありますので、必要に応じて看板等の設置はできるものと想定しております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第6号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第7号 町道路線の認定について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

13番（塚田君） 今、6号で廃止を認めたわけですが、その後わずかのところをまた町道認定しろというのは、ちょっと意味がわからないんですけど。この前の説明だと橋をあれだっというけれど、これっばか認定しても、入って行って我々、もし占用させるなら一般人が通れないことになるんですけど、その辺説明お願いします。

建設課長（宮嶋君） 町道666号線の廃止につきましては、先ほど議決をいただきました。その関係で、廃止になりました道路につきましては、福沢川への取水口への代替道路ということで、地元の人たちが水路等を管理するという道路になってまいります。そこで、新たに町道として認定をしまして町で管理して、その短いところではございますが、町で管理していきたいというふうに考えております。

13番（塚田君） ということは、これは橋でつくってもらわけですよね、向こうで。それはあのT社の占用道路ということになるわけですよね。そうすると手前から町道にしなければ、住民、維持管理が納得しているのかどうか、地元で。

建設課長（宮嶋君） この町道につきましては、先ほど言いました議員さんから質問がありました、橋をつくって新しくつなぐ道路についても、もう町道ということで既に認定をしていただいております。その町道の橋のところから、管理道路におりる道路についても、地元でもぜひ町で管理してほしいということの要望もある中で、町で管理して地元の皆さんが水路の管理道路として使えるようにということで、下り口をつける町道の認定でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第8号 平成29年度坂城町一般会計予算について」

議長（塚田君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に関する事項については各委員会においてお願いします。

また質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示し、質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

8番（吉川さん） ページ、9ページですが、款12使用料及び手数料、項1使用料、目5商工使用料、節1商工使用料1、559万6千円が盛られておりますが、その内訳についてお聞きいたします。

産業振興課長（山崎君） 商工施設使用料についてお答えいたします。これにつきましては、最初に鉄の展示館の入館料が1,525万円、それと大相撲と日本刀展の物販収入、これについて30万円、それとコミュニティー施設使用料が3万2,500円、あと電柱使用料が1万4,300円、その4点でございます。大相撲と日本刀展の物販収入でございます。

10番（山崎君） 3ページ、款1町税、項1町民税、個人町民税2千万円増、続きまして、その下の目2のほうの法人税7千万円減、続きまして、その下の部分の款1町税、項2固定資産税1,350万円増、この内訳、どういう見通しでこういうふうになったのか。

また19ページですね、款17繰入金、項2基金繰入金、広域行政事業基金繰入金7,229万6千円、これは今回長野広域連合に出資する金額も含まれておりますけれども、それについてお尋ねいたします。

収納対策推進幹（池上君） 町税、項1町民税、目1個人町民税、現年課税分6億9千万の内訳についてご説明いたします。町民税の見込みといたしまして給与所得者が全体の80%を占めていることから、毎月勤労統計調査の賃金の動きから所得の伸び率を算出いたしました。雇用状況は前年並み、夏のボーナスは増、時間外労働手当は減、国民源泉所得税は前年対比97.86などという手法をもとにいたしまして、前年と同様で、伸び率は前年並みであるという判断をいたしました。28年度の実績より6億8千万、これは所得割ですけれども、6億

8千万、あと均等割2, 712万5千円に徴収率98.5%を掛けて6億9千万という数字で、前年対比2千万の増ということでございます。

続いて、目2法人、1現年課税分4億3千万の内訳でございますが、均等割とあと企業の状況ということでありますが、町内の企業の全般的な状況は、町内経済状況調査などから緩やかに回復しているということで、おおむね前年並みと見込みました。当町は一部企業の法人所得の影響で税収が変動いたします。そのことから上場企業の公表されている四半期ごとの決算見込みから一部企業の所得を予測し、全体を見込んだものでございます。均等割3, 800万、法人税割3億9, 200万、計4億3千万を見込み、前年対比7千万の減でございます。

続いて、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分12億3, 400万の見込みでございますが、土地につきましては、土地の価格の減少、また宅地等の土地の移動を、前年のところに加味いたしました。3億1, 100万に徴収率98%を乗じた3億500万でございます。家屋については、前年から新增築家屋分910万円の増、4億6, 100万に徴収率98%を乗じ4億5, 200万、償却資産につきましては28年度の実績をもとにいたしまして、県内の設備動向調査等からマイナス7%という数字を乗じまして、徴収率98%で4億7, 700万、計12億3, 400万ということで前年対比1, 400万の増ということでございます。

財政係長（伊達君） 広域行政事業基金繰入金7, 229万6千円の内容についてお答えをいたします。こちらの繰入金につきましては、全て長野広域連合、29年度予算でいいます長野広域連合のごみ処理施設の建設に係る負担金の一部に充当をしたという内容でございます。負担金といたしましては、総額で約1億2千万ということでございますけれども、昨年ちょうど1年前の3月議会でお認めをいただいた新しい基金でございますので、基金残高等も考慮する中で今回一部負担という形で充当させていただいているもので、金額の根拠といたしましては、負担金の中の施設整備事業費の負担金分という形の中で、7, 229万6千円の負担、充当という形にさせていただいたものでございます。

10番（山崎君） 個人町民税は伸びていくと、ところが法人町民税は減っていくと。それだけ個人の収入がアップしているのか、その辺はどう見ているのか。また、法人のほうは減っていくということは、企業的にはそんなに伸び率はないのか、そういう部分の分析はどうなっているのか。

また、固定資産税ですけれども、今年は評価がえではないですから、当然増えていく。また、新築の部分も入っているわけでしょ、どのくらい新築を予定されているのか。また、減価償却、機械の導入があるから、そうやって減価償却の分も入っていくと思うんですけれども、そうすると法人のほうも、それだけの投資ができるという部分ですけれども、ちょっと法人税が伸びない割には、ちゃんとそうやって機械設備ができるという部分では、何か矛盾があるのかと

いう部分も感じるんですけど、その辺はどういうふうに捉えていますか。

また、次のところの長野広域連合に負担する部分の広域行政事業基金ですけれども、昨年の3月補正予算で基金をつくりました、1億5千万。これで今回約半分になってしまうと。これでまた28年度は、基金には利子分しか入っていません。この後出ていく予定があるのか。また、基金をどの程度を積み立てていったら安泰というか、そういう部分で、毎年どの程度積み立てていく予定なのか。今回の繰入金ですけれども、償還ですね、その施設の償還等にもその基金は充てられるのか、その部分をお伺いします。

収納対策推進幹（池上君） まず、個人町民税の所得の伸びにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな統計調査の中では伸び率についてはおおむね前年並みという形でございます。その中で今年29年度の見込みに当たっては、28年度の実績をもとにし今回2千万増額という形になりました。

続いて法人町民税でございますが、先ほどお話を申し上げましたとおり、一部の企業の所得が大分、町の税収の変動がされるということでございます。四半期ごとに出ています、公表されている決算見込みから想定をしましたが、企業によって前年並みのところもございまして、それはいろいろ企業によって違いが見られたところであります。

続いて家屋につきましては、新增築分家屋につきましては、額で910万ほどの増額を見込んでおります。償却資産でございますが、償却資産については申告の取りまとめを現在やっていると、大変難しい状況ではございますけれども、設備投資の動向調査などから予測をしたものでございます。固定資産税につきましては1月1日現在が基準日でございますので、今の景気状況とはまた違った形の見方をするような形になってございます。

財政係長（伊達君） 広域行政基金、議員さんのご質問のとおり、今回7,200万円余りを繰り入れたということで、残金としては7,700万円程度になっているという状況でございます。確かにおっしゃられるように、半分程度になっている状況でございます。

この基金につきましては、今後増加するであろう広域行政に係る経費に備えてということでございます。今回繰り入れましたのは、基金設置に沿った基金活用の趣旨が一つ、それと、それによって一般財源の抑制を図るといったことで繰り入れたものであります。こうした観点を踏まえますと、この基金は大変有用であると思っております。今後におきましても、持続的かつ有効な活用という部分を踏まえて、可能な範囲の中で積み立ては行ってまいりたいと考えております。

今年度28年度におきましては、現在のところ利子分の積み立てのみという状況になってございますけれども、現在3月、また議会の最終日にお願ひする3月補正、精査中でございますけれども、幾分かの余剰が出てくると思われまますので、そちらについてはこの広域行政基金を含めた各基金の状況を見る中で、でき得る限り積み立てに回せばといったようなことを現在

考えているところでございます。

具体的な目標額というお話もございましたけれども、基本的にこの基金の設置をお認めいただいた際にも申し上げたんですけれども、目標額を設定するということではなくて、なるべく余剰を積み立てる中で、一般財源の抑制を図っていくという趣旨でやってございますので、現在のところ具体的な目標額という設定はしてございません。

それと広域の負担なんですけれども、建設にかかる、いわゆる起債といいますか、借金の償還にも充てていくのかということでございますけれども、これは大きな施設でありますので、当然起債を含めた財源の中で建設するものでございます。したがって、その償還にも充てていくということでもあります。今回7, 200万ほど基金を入れてございますけれども、こちらについても一部施設、いわゆる起債対象にならない一般財源の分と起債になる部分ということで、その償還にかかるものも含まれているということでご理解をいただければと存じます。

議長（塚田君） よろしいでしょうか。

(進行の声あり)

議長（塚田君） これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

6番（滝沢君） 4点質問いたします。予算書137ページの一般職職員数について。本年度の退職者数と来年度29年4月1日付、新規採用者数は何名でしょうか。また、そのうち社会人枠、学芸員は何名かお答えをお願いいたします。

続きまして、予算書33ページ、資料の11ページになりますが、ふるさと納税事業についてお尋ねします。昨日の一般質問の付随ということになりますが、お礼の品のコースの種類はどうなっておりますでしょうか。また、品切れの場合の対応は、それから参入業者がかなり増えると思うんですが、参入業者とそのお礼の品の品目はどこまで増やしていかれるのでしょうか。また、お客様とのトラブルが発生した場合の対応をお願いいたします。

次に、予算書82ページ、款6農林水産業費、項1農業費、資料の42ページになりますが、さかきワイナリー形成事業について、資料のほうでは一応ワイナリー創業補助100万ということで、その内訳をお聞きいたします。内容をお聞きいたします。

最後に1点、款7商工費、項1商工費、目4予算書93ページ、資料の48ページになりますが、特別展「大相撲と日本刀展」についてですが、前回のエヴァンゲリオンもありましたけれども、今回の企画の契約業者は。それと入場料の設定と他施設ですね、町内のほかの施設との連携はどう考えていらっしゃるのか。それと町内商店街との連携についてお聞きをいたします。

総務係長（関君） 職員の退職者数と新規採用者数でございますが、平成29年度の人事発令前でございますので、あくまで給与費を計算する上での当初予算編成時ということで、見込みとい

うことをご理解いただきたいと思います。平成28年度退職予定者数は7名、新規採用予定につきましては14名、うち社会人枠につきましては9名となっております。また、学芸員についてでございますが、本年度資格のある職員として2名の採用を予定しております。全体的な人員配置をする中で、学芸員数につきましては検討すると、配置については検討するという形になっております。以上でございます。

企画調整係長（堀内君） ふるさと納税についてお答えをいたしたいと思っております。まず、お礼の品のコースの種類はということでございますが、現在ふるさと納税寄附金に対する返礼品の提供につきましては、寄附金1万円以上を対象といたしまして1万円、2万円、3万円、5万円、そして10万円の寄附の5コースについて種類を設定させていただいております。

なお、現在の設定金額以外にもご要望、ご提案いただいた場合には、また相談をさせていただく上で設定をしていきたいと考えております。

続きまして、品切れの場合の対応はということでございます。今年度28年度から開始しました返礼品の設定についてでございますが、ふるさと納税の実施状況から見ますと、ブドウやリンゴといった果樹が最も人気となっております。このため、限定数に達した返礼品などは、協力事業者の方に追加の出荷の依頼を行うなど、また新たに事業者を確保するなど、新規事業者の募集の周知を行ったり、関係者からの紹介により個別に相談させていただくなど、確保に努めてまいりました。今後も継続してご協力いただける事業者につきましては、来年度の出荷、そして増量、増やしていけるかどうか、依頼をする中で確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、業者、品目はどこまで増やしていくのかということでございますが、事業社と品目は昨年6月の開始当初、8事業者29品目でスタートいたしました。多くの町内事業者の皆さんにご協力をいただく中で、現在18事業者70品目となっております。協力事業者の募集につきましては、これまでも協力事業者説明会、町のホームページ、広報などを通じまして周知をしてきたところでございます。今後も多くの方に当町を知っていただくには、PRにつながる多彩な返礼品の確保が必要であると考えておりますので、引き続き個々に説明をする機会を設けるなど、新たな事業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、お客様とのトラブルが発生した場合の対応についてでございますが、これまで贈呈してまいりました返礼品につきましては、多くは寄附者の方からご好評をいただけていると認識はしております。ただし、ごく一部ではございますが、配送の段階で中身が傷つくなどによりまして、ご意見をいただくこともございました。当町といたしましては、委託事業者、こちらのほうにお問い合わせセンターを設置いたしまして、返礼品についてのご意見、ご要望、苦情等を受けてまいりました。寄附者に届くまで何かしらの原因で返礼品に問題が生じた場合には、基本的にはお問い合わせセンターを通じまして、同等品を再送するなど、そんなような

対応をとっているところでございます。

まち創生推進室長（竹内君） ワイナリー創業補助の内容についてお答えをいたします。ワイナリー創業支援につきましては、町内でのワイナリー開業を目指し、クラウドファンディングを活用して資金調達を行う創業者に対しまして、ファンド条件の作成や投資家への募集プロモーションなど、ファンド募集、開始までの必要経費となる組成手数料を支援するものでございます。1件分を予定しております。

産業振興課長（山崎君） 大相撲と日本刀展についてお答えいたします。企画の契約業者でございますけれども、岡山県に本社を置くテレビ番組の制作、イベントの企画運営などを行っている株式会社テレビせとうちクリエイトでございます。

入場料の設定と他施設との連携はでございますが、入場料につきましては大人当日券1,200円、前売り券千円と設定しております。

また、他施設との連携についてでございますが、この特別展は岡山、大阪、坂城の全国3カ所限定で順次開催される展示会でございますので、相互に開催のPRを行うなど、三つの会場で連携して実施してまいりたいと考えております。また、まちづくり坂城やびんぐし湯さん館などで前売り券を販売していただくなど、相乗効果につなげていくという形で連携を図ってまいりたいと考えております。

町内商店との連携でございますが、これにつきましては、エヴァンゲリオンと日本刀展の際には、町商工会、ステキさかき観光協会と連携して、展示会に来場された後、町内の協賛店舗で飲食や買い物をされたお客様に、特製コースターをプレゼントするといった企画を実施いたしました。今回につきましても同様のイベントを企画するなど、町内商店の活性化に向けて個々の店舗、商工会や観光協会等と連携していきたいと考えております。

6番（滝沢君） ご答弁ありがとうございます。2回目の再質問ということでお願いいたします。まず1の職員数の件でございますが、今聞きまして、かなり社会人枠のウエートといたしますか割合が多いなという感じなんです、来年度29年度ですね、社会人枠採用についてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、ふるさと納税事業に関してなんですが、今配送のあたりでちょっとしたトラブルがあったということなんですが、その他ですね、荷物が届かなかったようだとか、品質的に問題があったりとか、そういうトラブル、事例はございましたでしょうか。これが一番信用問題というか、これから事業を行う上で一番信用にかかわる問題で重要だと考えております。

それから、今広報、ホームページでの情報発信ということでございましたが、やはりほかのPR方法をですね、ご検討いただければと思うんですが、どのようなことをお考えかお聞かせください。

それから、次のワイナリー形成事業に関してですが、今クラウドファンディングのお話が出

ましたが、一応今回の補助についてのクラウドファンディングの流れをお聞かせください。

それから、最後の大相撲と日本刀展ですけれども、前回エヴァンゲリヲンと日本刀展では入館者数が1万3,078人というご報告でありました。ただ今回、目標入館者数が1万1千人という設定になっていると思うんですが、これは前は49日間、今回は60日間ということで、11日長いわけですね。にもかかわらず1万1千人と設定した理由といたしますか、背景といたしますか、そこら辺のところをお聞かせいただければと思います。それと、エヴァンゲリヲンと日本刀展では、収支のほうですが、ぎりぎりということで記憶をしておりますが、その反省から今回の特別展で、そこら辺の話を踏まえて収支アップの方策といたしますか、そういう施策があればお聞かせください。それと、前回もありました物販ですね、今回は物販はどんなようなことをお考えになっているか、あわせてお聞きをいたします。

総務係長（関君） 29年度の社会人枠採用の考え方はということでございます。まず、来年度の退職者数等を勘案する中で新卒者の募集を行いまして、状況を見て全体のバランスを考慮する中で、必要があれば実施していかねばというように考えています。以上です。

企画調整係長（堀内君） ふるさと納税に関しまして、返礼品、トラブルの具体的な事案についてということでございます。これまで町に直接寄せられたご意見として把握しております事案といたしまして、やはり先ほど申し上げました配送段階で中身が傷つくなどとしたもの、その他サイトに、ホームページを掲載しているわけですが、そちらのサイトに掲載している返礼品のイメージと違ったといった苦情が寄せられたものがあります。届かないといった苦情はいただいております。

続きまして、PR方法についてでございます。PRにつきましては、主に町ホームページを通じまして国内最大級の専門サイト、こちらのほうに返礼品を掲載させていただいております。あわせて、東京坂城会などの会合の際には、ふるさと寄附金に対する返礼品の取り組みについて紹介のほうをさせていただいております。また今後、首都圏での移住相談会等、こちらの機会を捉えまして、町外へ広報できる機会を捉えて、当町への寄附について周知してまいりたいと考えております。

まち創生推進室長（竹内君） クラウドファンディングの流れについてお答えをいたします。クラウドファンディングを活用して資金調達を希望する事業者、ワイナリー形成事業ではワイナリーの開業を目指す創業者になりますけれども、その事業者が国の登録を受けたクラウドファンディング、仲介業者とファンド組成業務委託契約を締結をしまして、インターネットを通じて不特定多数の出資者から資金を募ります。ファンド募集期間と目標額を定め、募集期間の中で目標金額が達成された場合は、ファンド成立ということになりますけれども、ファンド募集金額が目標額に達しなかった場合で、他の方法による資金調達も不可能な場合は、ファンド不成立となりまして、これまで集まった資金は全額投資家に返金という形になります。

産業振興課長（山崎君） ご答弁申し上げます。エヴァンゲリオンと日本刀展につきましては、総入場者数1万3,078人でしたが、そのうち有料入館者につきましては1万1,326人でした。エヴァンゲリオンと日本刀展は、全国主要都市14都市を巡回したほか、海外でも開催され、非常に話題性の高い特別展であったこと。ファンは若年層が多く、1カ所だけでなく何カ所も、そして何回も足を運んでいることなどを考慮し、開催期間につきましては、今回の大相撲展のほうが10日ほど長いわけですが、エヴァンゲリオンと日本刀展と同様、有料入館者数を1万1千人と設定いたしましたところでございます。

それと収支でございますけれども、今回につきましては、先ほど申し上げた当日券1,200円、前売り券千円と設定する中で、今後積極的にPRを行いまして、より多くの方にご来館いただき収支が黒字になるよう努めてまいります。

次に、物販の内容でございますが、物品販売につきましては、東京の両国国技館で販売されております、力士にかかわるタオルですとか、食品などのお土産物品を販売する予定でございます。

議長（塚田君） 総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時31分～再開 午後 2時41分）

議長（塚田君） 再開いたします。

引き続き、歳出の質疑に入ります。

7番（西沢さん） 5項目について質問いたします。57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目8地域包括支援センター費ですが、説明の13002水道メーター通報システムについてです。これは県企業局や社協などと一緒に取り組む事業だということですが、対象を100世帯とした、その根拠についてお尋ねいたします。

それから67ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の中の01012予防接種健康被害調査委員、この委員についてどのような資格がある人か、また人数は何人でしょうか。

それから111ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、説明の08002英語検定分析謝礼とあります。この英語検定の内容についてお聞きいたします。

それから122ページ、款10教育費、項4社会教育費、目2公民館費、説明19042分館等施設整備事業補助金で394万ですが、これは5分館ということですが、その内容について。

それから126ページ、款10教育費、項4社会教育費、目6文化センター管理費の中の説明14033AED賃借料でございますが、1万3千円とあります。これは小・中学校では7万8千円ということで予算計上がありますが、文化センターの中のこの1万3千円ということについて、説明をお願いいたします。以上です。

福祉健康課長（大井君） 初めに、57ページの地域包括支援センター費、緊急通報整備事業中の水道メーターに関連するところがございますが、概略の流れを説明しながら申し上げてまいります。

まず、各世帯に水道メーターが取り付けられておるわけですが、そちらについては県費でデジタルメーターに交換をされてまいります。そのデジタルメーターから見守りの装置がかかってまいりますけれども、各世帯にそれを設置するわけですが、水道メーターの通報システムリースということで94万5千円を計上してございますけれども、各世帯に一つずつ、それを設置してまいります。その見守り装置が各世帯の電話線を介しまして、このシステムの開発業者であります東洋計器の受信センターのほうに、その水道の使用状況が伝わります。そこからメールで登録された方々、一つの水道メーターに関して10通といいますか、10人にメールが配信できるような形になってまいりますけれども、配信されてまいります。こちらのメールの使用料といたしまして、サーバー管理料、それからメールの配信料ということで、水道メーター通報システム使用料というところで計上させていただいております。こちらがメールの配信等にかかる経費でございます。

最後に、水道メーターの通報システム52万5千円でございますけれども、基本的には各世帯の受け取った家族の方が見守りをさせていただくというふうに考えてございますけれども、遠方の家族ですぐに駆けつけることができないといったような場合、日中は社会福祉協議会、それから夜間は坂城福祉会に見守りの代行をさせていただくという、その委託料でございます。

続きまして100世帯の根拠でありますけれども、こちらについては県営水道と実証実験というところから導入していきたいということで、ある程度まとまった件数、世帯でこのシステムの実行性を確認していきたいということで100件という形でございます。

それから、保健センターの関係でございますけれども、委員については6名の委員ということでございます。こちらについては、予防接種でのトラブルが発生した場合に開催をするもので、現在においてはまだ開催がなされたことはございませんけれども、医療関係者等に委託をする中で、指名する中で実施をしてまいりたいと、そのような事例があった場合は実施をしてまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） 111ページ、小学校総務費の08002英語検定分析謝礼の内容でございます。今、小学生におきまして、英語検定ジュニアを行っております。その検定につきまして、信州大学の酒井先生に分析を行っていただいております。その謝礼ということでございます。

続きまして、公民館、分館施設整備補助事業、5分館ということでございます。この内容についてでございますけれども、新地分館公民館玄関前舗装工事、入横尾分館公民館トイレ改修工事、四ツ屋分館公民館外装塗装内装改修エアコン設置工事、苅屋原分館公民館畳入れかえ、

上五明分館上五明改善センターエアコン設置工事という内容でございます。

続きまして126ページ、文化センターAEDの使用料及び賃借料の内容でございます。年間1万3千円ということでございますけれども、この文化センターのAEDにつきましては、平成18年から設置いたしております、5年リースで23年度にそのリース期間が切れました。それ以降、再リース契約をいたしまして、1年ごとの契約ということで年額1万2,600円ということで今契約をしておるところでございます。

7番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。水道メーターの通報システムに関しまして、実証実験ということで対象100世帯ということですが、その地区、あるいは地域について、おおよそ決めておられるのかどうか、その辺をちょっとお聞きいたします。

それから、教育費の英語検定についてですが、その信大の先生に分析してもらうという内容はわかりましたが、じゃあこの英語検定については、どういう形で希望者を募ってやるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、AEDの関係なんですけれども、再リースで1年ごとの契約ということですが、それでは小・中学校については、そういう契約の形をとっておられないのかどうか。大体同じところに導入していると思います。それから、小・中学校についても多分この7万8千円という金額でいきますとケースつきのAED設置だと思いますので、設置場所についても、もう一度社会体育で利用できるような方法を検討していただきたいというふうに思います。以上です。

福祉健康課長（大井君） 水道メーターの見守りに関しまして、地区または地域ということで、ひいては対象者ということだと思いますけれども、町内の基本的には独居老人の方を、独居世帯を想定しております。もしくは高齢者のお二人の世帯ですとか、見守りが必要な世帯を優先的に選定してまいりたいと考えております。

教育文化課長（宮下君） 初めに英語検定でございます。英語検定ジュニアにつきましては、小学生、4・5・6年生全員を実施しているところでございます。

続きまして、小・中学校のAEDでございます。小・中学校のAEDにつきましても、以前から設置しておったところですが、平成28年からまた新たに4校で、新たな契約の中でリース契約をしたところでございます。そうした中で1校あたり年額7万8千円という5年リースで今契約をしているところでございます。

また小学校、特にAED、社会体育でもどうかということで以前も一般質問をいただきました。そういう中で今学校のほうとも設置場所について引き続き検討をまいりたいと考えているところでございます。

3番（朝倉君） ページは82ページです。農林水産業費のところでございます。さかきワイナリー形成事業について質問いたします。28年度にですね、長野大学に委託してビジネスモデルを計画し、ワイナリー形成事業のビジネスプランをつくるという形になっておるんですが、

さかきワイナリー形成事業の中で、年度中にそういうことが提示されるということで期待しておったんですけども、この中に含まれているかどうか。それから、今後どうしていくかわかりましたらちょっと説明をいただきたいと思います。

まち創生推進室長（竹内君） ビジネスデザインの関係のご質問についてお答えをいたします。

平成27年度の予算におきまして、長野大学への委託事業としましてビジネスデザインを作成したところがございます。29年度の予算に入っているかという部分につきましては、現在のところは予定をしております。ただし、町内でのワイナリー創業が現実味を帯びてきたこと、また、原材料となるワイン用ブドウの栽培を志す方も増えてきているということの中で、町内産ワインの消費拡大ですとかPRなど、今後のワインビジネスの展開、また、ワイン用ブドウの産地化に向けての検討など、必要に応じて見直しを検討してまいりたいと考えております。

9番（塩入君） 4点質問したいと思います。第1点はページ49ページ、款3項1目4の心身障がい者福祉費の中の19053グループホーム建設補助金ですけれども、110万円計上されています。町長の挨拶にもありました。新たに南条地区、千曲市の上山田地区への施設の開設が民間事業者により進められていると、こういう挨拶があったわけですが、開設主体者は具体的に誰なのか。それから千曲市には具体的にどんな施設、それから南条地区にはどんな施設なのか、それから定員はそれぞれどのくらいの予定なのか。次に、千曲市との補助金の割合はどうなるのか、あと、いつから開設する予定なのか、これが第1点です。

次に第2点ですが、59ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育園総務費です。資料の28ページのところから質問したいんですけども、その中で書かれていますが、職員給料費など1億5,301万6千円計上されていて、正規職員は何人分か、それが第1点。それから臨時保育士の賃金が6,292万7千円計上されています。何人分か。

それから次に、二つ目に、今年度の正規職員採用は保育士の場合ですが何人になるのか。どんな観点で採用されたのか。それから前年度より何人多くなったのか、またはまだ不足なのか。

四つ目ですが、昨年度は要支援児に通年でかかわる保育士が2人いたわけですけれども、今年度は要支援児に通年でかかわる保育士は何人ぐらいになるのか、これが2点目の質問です。

次に3点目。70ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4健康増進事業費です。これも資料33ページですけれども、そこに今年度は1,690万5千円計上されています。特にがん対策とかね、がん対策が中心になると思うんですが、そこに節目の年齢の女性にがん検診無料クーポン券をやるということで、この節目の年齢というのは何歳なのか。それから坂城町のがんの死亡率は県平均、全国平均と比べても非常に高い。それで受診率は非常に低くて、これをどうやってアップするかということで苦心されていると思いますが、特に今年はどうな点に重点にやっていくのか。

次に、最後ですが4点目。110ページの款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費で

すけれども、資料の58ページです。大峰教室等自立支援事業ですね、326万2千円計上されています。それで、不登校の子供の人数ですね、現在直近で小学校は何人ぐらい、中学校は何人いるかと。それから、その中でいじめに関係して不登校になった、そういう児童・生徒というのはいるのかどうか。それから不登校対策はされていると思うんですけれども、その主なこと。それから、いじめ対策、これも今いろいろ問題になっていますけれども、いじめ対策、特に今年度はどんなところに力を入れていかれるのか。以上です。

福祉健康課長（大井君） 何点かご質問いただきました。順次お答えを申し上げます。

初めに、障がい施設の立ち上げの補助金の関係でございますが、まず1点、60万円を計上させていただきました、南条地区に整備を予定している障がい施設でございますけれども、こちらにつきましては、未来スペースが新たに旧油井医院跡地を借りて実施をしておりますのでございます。

障がい者の自立訓練や就労支援継続を行うため、日常生活を営むために必要な訓練生活等に関する訓練や、自分のペースで働きながら部品の組み立てや自主製品などの生産活動、働くための知識や能力が身につくことができるように支援を行っていく施設でございます。開所に予定しておりますのは、4月から開所を予定しております、定員につきましては自立訓練の定員が6名、それから就労継続訓練B型が定員14名という予定でございます。

続きまして、グループホーム建設の補助金で110万円でございますけれども、こちらにつきましては、長野市や千曲市において障がい福祉サービスを展開しております廣望会がグループホームの事業所を展開するために、千曲市の上山田地区にグループホームを建設する予定でございます。居室として8室、ショートステイで2部屋を計画をしております、こちらについては今年の6月の開所を予定しております。

続きまして、健康増進の関係でございますけれども、がん対策といたしましては29年度から大腸がん検診などについては、町内の医療機関でも受診ができるような体制をとってまいりたいということで、町内開業医の先生方にも協力をご依頼申し上げます。それから、女性特有のがんの節目の部分でございますけれども、こちらについては40歳から5歳刻みで補助をしていくというものでございます。

それから、済みません。先ほどの障がい者グループホームのほうの補助の割合が漏れておりました。こちらについては行政のほうに千曲市、坂城町で補助を求められた割合として8対2の割合でございます。

総務係長（関君） 保育士の正規職員の人数ということでございますが、現在予算で計上している人数につきましては27名ということで計算しております。また、新規採用は何人かということでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたが、今回予算編成をする中で計上させていただいたということで、給与費ベースで計算させていただいてございますが、新規採

用につきましては7名となっております。退職につきましては3名でございますので4名の増という予定でございます。

それから、どんな観点で採用したかということでございます。採用につきましては保育士のみならず、1次試験、2次試験、1次試験につきましては専門的な試験ですとか、そういったものを筆記試験をもとにやっておりますし、2次試験につきましては、面接をする中で総合的に判断して、職員採用をしているという内容でございます。以上です。

子育て推進室長（小宮山君） 保育園総務費の中の臨時職員の29年度の職員数でございますけれども、臨時職員10名分で計算して計上をいたしました。このうち通年の加配の臨時2名ということで計上してあります。

教育文化課長（宮下君） 初めに、不登校の子供の数というご質問でございます。直近で把握している状況の中では、小学校が1名、中学校が7名でございます。また、その中でいじめが原因となって不登校になったケースはあるかということでございますけれども、いじめによって不登校になったケースはございません。

不登校になる原因をどう捉えているかということでありますけれども、今状況をいろいろと内容等確認する中では、一番は家庭環境の問題が一番大きなウェートを占めている状況でございます。

また、いじめ対策ということでございますけれども、まず一番大事なのは児童・生徒の状況、様子を常日ごろから目を配っていることが、一番重要であるかと考えているところでございます。また、そのほかといたしましては、Q-Uテストや生活記録から把握に努めていると、そういう状況の中で早期の未然対策、未然防止に努めているという状況でございます。

9番（塩入君） さっきの保育園の問題で、ちょっと聞き取れなかった部分があるんですが、通年で障がい児対応をする。通年で今までは2名やってきているんですが、今年度も2名ということですか。それ一つ確認しておきたいんですが、それでいいですね。

それから最後に、2回目ですけれどもね、今のいじめの問題のことですね。不登校になる中に、いじめが関係していないということは非常にいいことだと思うんです。やはり今全国でいじめが増えてきていると。最近のニュースでも、特に福島から全国に避難した子供たちが50数名いじめに遭っているという実態も報告されているわけですね。そのいじめに遭った子供の手記の中にも、今日信毎にも報道されていたんですけども、本当に何回死のうかと思ったと。しかし、いわゆるフリースクールがあるじゃないかと。何でも学校に行かなきゃいけないというふうに考えるんじゃなくて、学校行きたくなかったらフリースクールに行けばいいんだと。それから、何回も死のうかと思ったけれども、東北の中でたくさんの方が死んでいると。僕はどうしても生きなきゃいけないんだというような紹介があったんです。本当に自分が生きる思いというのがにじんできたと思うんですけども、そういう中でいじめ対策をどうするかというこ

とで、今までの全国的な事例を見ても、学校自身がなかなか気づかないでいるということが圧倒的に多いんですね。

そういう意味では、やっぱり教育委員会含めて4校あるわけですけども、本当に今日紹介された信毎の例ではないけれども、本当にいじめに遭った子供たちがどう苦しみ、生きているのか、その辺も含めて生き方の問題として、クラスでもぜひ支え合える、お互いに支え合える、そういう人間関係のクラスづくり、また、何でも言えるクラスづくり、そういうクラスづくりをどうつくっていくかと。そういう中でクラスの一員として自分も支えられているという安心感の中では、絶対に起きてこないと思うので、もうちょっとその辺詳しくいじめ対策というものを今後検討していただきたい。以上です。

子育て推進室長（小宮山君） 済みません、よく聞き取れなくて。予算ベースでは1年継続加配を2名で計上させていただきました。

2番（塩野入君） 50ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の010337介護・訓練等給付事業費について。まず、その20019介護・訓練等給付費は、これは居宅介護、ホームヘルプ、あるいは重度訪問介護、行動同行援護、そして療養生活介護、短期入所、これはショートステイですね、それから重度障がい者包括支援、それに入所施設支援と、そういう介護給付と、機能生活の自立訓練、あるいは就労移行継続支援、それに共同生活援助、これはグループホームですが、そういう訓練等の給付がいろいろあるわけですが、の中で、介護給付と訓練給付のそれぞれの利用状況をまずお聞きをしたいと思います。そして、それぞれの給付が併用もされているようですが、その併用状況ですね、それをお聞きをしたいと思います。

次に、その下の20020特定障害者特別給付費について、これ特定障害者とは誰なのかです。それから特別給付費とはどんなような給付費なのかということでもあります。また、本町にはグループホームアップルハウスがありますが、その入居状況はどうでしょうか。それで入居者は宿泊しているんですが、毎日どういう生活をしているのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから次に、65ページ款3民生費、項2児童福祉費、目8児童館運営費の15001南条児童館建設工事であります。昨日の一般質問の中で概要がわかりました。そこから建設する民地の取得も進んでいるということがわかりました。そういう中で、民地を含めた児童館予定地の面積は何 m^2 になるのか。それから南条小学校に隣接して児童の屋外活動、これは南条小学校の校庭や、特にビオトープなど、格好な受け皿となる、そして活用ができるわけですが、学校の教職員は人事異動でかわります。小学校の施設を使う承諾、学校側とのそれをしっかりやっておく必要があるかと思いますが、その辺のお考えですね。どんなふうにお考えがあるかということでもあります。

そして116ページ、款10教育費、項3中学校費、目1中学校総務費中の節14使用料及び賃借料では、これ新規事業であります中学校個別学習支援システム、数学、英語の導入がされるようではありますが、そのシステムの内容と予算額をお聞きをいたします。以上であります。

福祉健康課長（大井君） 50ページの介護・訓練等給付費のご質問でございますけれども、介護・訓練等給付事業につきましては、障がいのある方に対して法定のサービスを提供する事業でございます。

障がい者や家族等の日常生活の介護を中心に援助をする介護給付費につきましては、今年度2月の状況といたしまして、延べ97名の方がサービスを利用されております。また、訓練等給付につきましては60名の方が利用をされている状況でございます。給付の併用につきましては、62名の方がサービスを重複利用されている状況でございます。

続いて、特定障害者特別給付費の特定障害者とはというご質問ですが、障がい福祉サービスの支給決定を受けた方で、生活保護や所得が市町村民税非課税の方となります。所得の低い方に対しまして、支給決定の有効期間内において障がい者施設入所における食費や居住にかかった費用のうち光熱費や食費の一部を支援するものであります。また、グループホームへの入居をした方につきましては、家賃の一部が助成されております。

続きまして、南日名のアップルハウスの入居状況でございますが、8名の定員で運営されておりますが、現在満室といった状況になっております。入居されている皆さんは、日中、町内の通所の事業所に通い、夜間は食事をとるとなるなどして、職員が手助けをする中で共同で生活をされているといった状況でございます。

教育文化課長（宮下君） 初めに、南条児童館の建設予定地の面積というご質問でございますけれども、公園用地、また集会所用地を合わせました面積が、昨日もご答弁いたしましたように537m²でございます。今回南条集会所の隣地をご協力いただける民地の面積が約134m²でございます。合わせまして671m²という状況でございます。

続きまして、児童館活動の学校施設の利用、活用につきましては、各児童館長が各学校の校長、教頭等と年度初めに懇談会を開きまして、そういう中で学校施設の活用、使用についてそれぞれ連携を図る中で、話をしているところでございます。そうした中で、先ほど議員さんのご質問でもありませんけれども、人事異動等で教員がかわっても、そういう対応は問題ないのではと考えているところでございます。

続きまして、116ページ、中学校総務一般経費、14使用料及び賃借料の中の14ハードウェア等使用料410万円でございますけれども、29年度新たに中学校の個別学習支援システムの導入をいたします。その予算でございますけれども、数学・英語2教科の導入費用で296万円でございます。

また、そのシステムの内容はということでございますけれども、例えば数学で申し上げます

と、1 単元、方程式の学習をし、その単元終了後にパソコン教室で、このシステムを活用して方程式について復習を行います。各生徒が設問に対して回答していく過程で、正解、不正解となったパターンから次の問題を導き出して、個々のレベルに合った学習ができるものでございます。また、各生徒の正解状況や間違いのパターンを先生のパソコン画面で確認ができますので、各生徒の理解力を把握し、その結果により生徒に適した学習指導ができるといったシステムでございます。

2 番（塩野入君） この介護・訓練等給付事業費、これは障がい者に応じた利用計画を作成するというような計画相談支援があるようですが、この給付を受けるには利用計画を策定して給付を受けると、こういうことになるのでしょうか。その介護・訓練等給付事業の仕組みですね、それをお聞きをいたしたいと思います。また、特定障害者給付費の給付の仕組みですね、それもあわせてお伺いをしたいと思います。

それから、児童館についてですが、私もかつて村上児童館の館長をやっていました。そうした経験から、同じ児童が小学校から児童館へ移ると。同じ児童が小学校の生徒でいたのが、今度は児童館の生徒に同じ児童になるわけであります。そうすると、そういうすみ分けをしっかりとっておく必要があると思うんです。例えば、何かあったとき傷害保険だとか、そういう適用などに影響するというような場合もありますので、そうした対応についてのお考えはどうなっているのか、その辺をお聞きをします。

次に、送り迎えについては保護者が行うことですがけれども、送迎車の駐車場の確保が必要なんです。特に、夏休みとか冬休みなどの長期休みにつきましては、特に朝方の送り時間は保護者の車が集中するわけであります。駐車場についてどのようにお考えでしょうか。その辺をお聞きをいたします。

そして中学校、個別学習支援システムについて、これ対象は中学校全学年なんでしょうか。ちょっとその辺ですね。それから、学校の集大成の意味から、3年生に重点を置いた方策もあるかと思いますが、そういう形というのはシステムの中でいかがお考えでしょうか、お聞きをいたします。

このシステムは今回中学は新事業ですが、もう小学校は行われているわけです。既に行われている小学校で導入されている、小学校の対象学年は何年生で、今までやってきた小学校の成果はどんなふうになっているのでしょうか、それをお聞きをいたします。以上です。

福祉健康課長（大井君） 再度のご質問にお答えをいたします。障がい福祉サービスを受けるための仕組みといたしましては、町にサービス支給申請を行っていただき、町の職員により障がい状況の認定調査を行い、主治医の意見書とあわせて、長野広域連合で実施する審査会において障がい支援区分が決定されることとなります。

この障がい支援区分は、区分1から区分6までであり、認定された支援区分と介護する人や居

宅の状況、ご本人の意思等により利用できるサービスの内容や量が決定されてまいります。指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成し、町が支給決定を行います。その後サービス担当者会議を開催し、利用する事業所と連絡調整を行い、実際に利用するサービス等利用計画を作成して町に提出をしていただくこととなります。利用者はサービスを利用する事業所と契約を結び、サービスの利用が開始されるということになってまいります。

次に、特定障害者特別給付費の給付の仕組みにつきましては、施設入所、グループホームを利用する際に、町に申請書を提出していただきまして、支給額の決定を行います。支給につきましては法定代理人受領方式により、入所している施設、グループホームから国保連を通じて町が請求を受け、施設に対し支払いを行っていくという流れでございます。

教育文化課長（宮下君） 初めに、児童館のすみ分けといたしますか、小学校からほかの児童館に移るわけでありまして、児童館の活用につきましては、現在も申し込みを受け付けておりますけれども、児童館を利用する子供たちに申し込みをしていただきまして、登録児童としてカウントさせていただいております。当然、児童安全共済に加入しておりますので、そういう中でも名前をはっきりしてこなきゃいけないということもございますので、そういう内容で登録児童の申し込みを受け付ける中で、名簿を作成しているという状況でございます。

続きまして、児童館の送り迎えにつきます交通安全対策ということでございます。ご案内のとおり、南条児童館の南側の道路、時間帯によっては非常に交通量が多いわけでございます。現在、南条児童館の建設の設計を進めている中でも、何台かは送迎用の駐車場の確保は計画しておりますけれども、特に先ほど議員さんおっしゃられたように、夏休みとかそういう期間になりますと1日開館ということで、朝8時から開館となります。ちょうど交通量が多い時間と重なるわけでございます。そうした中でございますので、保護者の皆さんにもお願いする中で、学校の駐車場もお借りするといった方向も考慮する中で、安全対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、中学校の個別学習システムでございます。対象につきましては、全学年でございます。また、集大成となります中学校3学年については、テストの形式も総合テストとなります。そうした中でこれまでの各単元での学習の積み上げが、結果としてあらわれる学年であると考えられます。そうした中で個別学習支援システムは、この各単元の学習において個々の学習の定着度に応じた学習支援が可能でありますので、これらを積み上げることで中学校3学年において成果が得られるようになると考えているところでございます。

また、小学校につきましても、全学年が対象となっておりますのでございます。そうした中でその効果は、ということでございますけれども、学校の現場のほうにもいろいろと聞いてみました。そうした中では、繰り返し学習ができるため習熟を図ることができる。また、システムによりまして、一人一人の児童の理解度がわかるため、理解度と能力に応じた学習支援がで

きるということで、非常にこのシステムにつきましましては効果があらわれているという話を聞いているところでございます。

いずれにしましても、この導入システムを効果的に活用していく中で、児童・生徒の学力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

10番（山崎君） ページ96ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、説明の010805道路改良事業（A01号線）。昨年度は1億496万8千円の予算計上がありました。また、国からの支出金も5,335万円ありました。本年度はこうやって両方とも減額されています。なかなか進んでいかないA01号線ですけれども、どのように考えているのか。今年は若草橋のかけかえをするようなことになっています。

続きまして102ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、説明の13002駅管理業務等委託料。ここには駅の駐輪場、テクノさかき駅及び坂城駅、個々の収容台数と今の収容台数はどのくらいになっていますか。

建設課長（宮嶋君） 最初に、A01号線の関係についてお答えします。町道A01号線の金井工区につきましましては、平成19年度から開始しております。また、酒玉工区については平成25年度より事業に着手して、国の交付金事業により道路改良を進めているところでございます。

どんな状況かということでございますが、金井工区の現在の状況でございますが、用地建物等補償契約につきまして1件契約が済んでおり、さらにもう1件、3月末までにはということで、現在粘り強く交渉を進めているところでございます。また、今年度道路改良工事といたしまして、以前にご契約いただいた用地にあわせ代替地の交渉もまとまりましたので、約20m間の道路改良、歩道拡幅等工事を実施したところでございます。酒玉工区につきましましては、若草橋のかけかえに伴う河川協議を今進めております。そんな中で1件の用地、建物補償契約も済んだところでございます。

今後の予定といたしましては、29年度の金井工区でございますが、3件の用地、それから建物等補償契約を予定しておりまして、既に済んでいる契約の用地も含めまして、済み次第工事を実施していきたいと考えております。

それから、酒玉工区のほうにつきましましては、若草橋のかけかえに向けまして、仮設橋梁の設置工事、それから仮設の橋梁の前後のすりつけ工事等に着手して取り組んでいきたいというふうに考えております。両工区とも、滝沢議員の質問でもお答えしましたが、事業が完了するにはあと数年かかるという見込みとなっておりますので、両工区の完成のめどがつかましたら、金井工区、酒玉工区の間未整備区間となっている保地地区の350m間の事業認可を受けるように進めまして、事業を着手していきたいというふうに考えております。

それから続きまして、駐輪場の関係でございますが、坂城駅の駐輪場でございますが、坂城

駅には180台分の駐輪ができる駐車場2カ所を用意してございます。2カ所で180台。それから、テクノさかき駅には160台の自転車が駐輪できるように確保してございます。本年度の状況でございますが、坂城駅については180台用意してございますが、76台ということで42%の利用率でございます。テクノさかき駅については、160台分確保してございまして、25台の16%という利用率になっております。

10番（山崎君） A01号線ですけれども、昨年よりも予算が減っていると。どうしてもこれでいくと、下水道のほうは32年度を目途として今進めているわけですけれども、まだ5年内にはできないような気がするんですけれども、それはまだ5年以上かかるのか、その辺のところはどのように考えているのか。

また、駐輪場ですけれども、今聞きますと180分の76と、160分の25、私もテクノさかき駅まで自転車で行くこともあります。駐輪場外ですね、このフェンス脇に何台もとまっています。駐輪場にはほとんど私もとまっていないように見ております。また、坂城の駅前もとまりますけれども、駐輪場以外のところにとまっている自転車が多いです。そういう方たちを、駐輪場利用に促進するような形で呼びかけはしているのか。将来的には私、無料開放したほうが良いと思っていますけれども、その辺はどのようにお考えですか。

建設課長（宮嶋君） A01号線の関係でございますが、5年をめどにどうかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、工事のほうにつきましては、あと数年かかる見込みとなっております。5年ということは申し上げられませんが、両工区の完成をできるだけ早目にと考えております。交付金の状況も年々少なくなっているという状況の中、できるだけ多く交付金をいただくよう努力しまして、早目に完成をして次に進めていきたいと考えております。

それから、駐輪場の関係でございますが、だんだん減ってきているということの中では、学生、子供さんの減少も考えられますし、また家庭の保護者等による送迎等も増えてきているということの中で、年々少しずつ減ってきていると。そんな中でも駅の空き地、空き地と申しますか、あいているところに1人がとめると、どんどんとめていってしまうというようなことがあります。登録されない方については、そういったところにとめているのも増えている状況でございます。

そんな中で、駐輪場を多くの方に利用していただけるようにということで、「広報さかき」4月号のほうにももう既に載せるよう手はずをしてありますが、ホームページにも掲載する中で多くの利用者に駐輪場を使っていただくように働きかけていきたいと考えております。

8番（吉川さん） まず、ページ28の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、その講師等謝礼が今年度は10万ですが、来年度40万ということで多く見積もられておりますが、この根拠について。

それからページ31ページの、款2総務費、項6総務管理費、目6企画費、温泉管理事業で町民優待事業負担金200万がございまして。町長の招集挨拶の中で、食事割引をセットにした優待券の配布に取り組むとありましたが、その内容について。

そして、ページ76、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費、移住定住・就職支援事業の中で、社会人交流事業を来年度も進めてまいります。これは内容的に開催は何回でどのような内容で行われるか。

また、100ページ、款8土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費の中で委託料、北国街道の委託料が50万盛られております。これが50万減額されているわけですが、この根拠についてお願いいたします。

総務係長（関君） 職員研修事業の講師謝金の増の内容についてお答えさせていただきたいと思っております。当町、平成23年度から職員提案による事業としてチャレンジSAKAKIというものをして、事業を職員が進めていく、提案をしていくという事業を継続的にしている内容でございまして。これにつきましても、今後検証していく中で新たにチャレンジをしていく、そういった中で、職員提案を事業展開していく、そういったものを進めていくということで、講師につきましても、お呼びする中で検討して進めていければというところの講師謝金ということで考えているものでございまして。以上です。

企画調整係長（堀内君） 湯さん館の町民優待割引券の配布の内容についてでございます。今年度28年度につきましても、町民優待割引、入館料の割引といたしまして5枚の割引券、そこに人数をお書きいただいて利用できるように28年度から変えました。

29年度につきましても、より多くの町民の方にお使いいただけるよう、これまで年間券等をご利用の方にとっては、この優待券はメリットがなかったわけですが、新たに食事割引100円券をおつけする中で、より多くの方に利用していただけるように工夫をしてみたいと考えております。

産業振興課長（山崎君） 若者交流会についてお答えいたします。回数につきましては2回を予定しております。その内容でございますが、1回、これは春先を予定しておりますけれども、軽スポーツをしながら交流をしていただく、そのような内容のものを1回。それと秋でございましてけれども、これにつきましては坂城町の特産品を使った料理等を味わっていただく交流をしていただく、そのような内容を考えております。

建設課長（宮嶋君） 100ページの委託調査費の関係でございますが、本年度は長野大学との連携協定による北国街道沿線景観整備に向けた実態調査を、旧坂城地区の四ツ屋から苅屋原までの区間を対象として実施いたしました。その費用が委託契約として50万円ということでございました。

29年度につきましても、引き続き旧北国街道の中之条から南条までの残りの区間を実態調

査を行いたいということで、50万円計上させていただいたところでございます。

8番（吉川さん） 一つずついきます。まず講師、これは内容はまだ明確に決まっていないということでしょうか。

それから、温泉管理事業の今の100円割引というお話がありました。これは例えば、1枚で10人入れば10人が100円ずつ割引になるという内容でよろしいでしょうか。それと、来年度の来館者数の見込みについてはどうお考えでしょうか。

それと交流事業ですが、今年度初めて取り組んだわけですが、それに対して参加企業、目標を定めているのでしょうか。また、参加人数も見込んでいるのでしょうか、その点。

それから、今の北国街道のがありましたが、私も発表会に参加させていただきました。フリーペーパーをつくっていただきましたが、この配布はどこにされたのか。それから来年度実施した際にも、これについてはそういう形をとっていくのか。また、その発表会というのがもっと多くの町民に参加していただけたらよかったなと思ったんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。以上です。

総務係長（関君） 先ほどのお話でございますけれど、チャレンジSAKAKI、平成23年度から職員提案で継続的に進めてきているという内容でございます。今、人事評価等も進める中で職員の能力評価をしたり、また業績、職員の目標を定めて新たなチャレンジをしていこうということで進めているものもございます。そういったものも絡めた中で、チャレンジSAKAKI、今後どういったものにチャレンジしていくか、また自分がどういったものを提案をしていこうか、そういったものについて職員とともに、職員が考えていかれるような、そんな研修をしていければというふうに考えているところでございます。

企画調整係長（堀内君） 食事の割引券につきましては、こちら1人1枚、1枚当たり1人のご利用ということで、500円以上の食事をおとりいただいた場合に、ご利用いただけるように考えております。

来館者の目標でございますが、こちら引き続き27万人を目指して進めていきたいと考えております。

産業振興課長（山崎君） 若者交流会、参加者の目標の設定はというご質問でございますけれども、これにつきましては会場の関係、文化センターとテクノセンターを予定しておりますけれども、会場の関係、あるいは1人当たりの予算の関係で、それぞれ50人を目標ということで進めております。

建設課長（宮嶋君） 完成したフリーペーパー「さかきさんぽ」につきましては、主要な施設ということで、駅とか文化センターとか、町の施設等に置いてございます。大分、駅のほうでは評判がよくて、皆さんに読んでいただいている状況が見てとれておりますので、数には限りがありますが、各町内の施設等にまた置いてぜひ見ていただきたいと思いますと考えております。

それから、来年度につきましてもということでございますが、また先生と協議をして進めていく中で、最終的にはまとめるものをつくっていただいて、また報告会をしていただきたいというようなことを考えておりますので、できた暁には景観整備に向けた実態調査活動の報告会を開催していただきたいと。その際はまた、どんな方たちをお呼びしてやったらいいかということも先生とあわせてやりたいと思います。これも実際は大学のほうの計画の中でやっていただいている形がありますので、先生と相談しながら進めさせていただければと考えております。

議長（塚田君） 総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時49分～再開 午後 4時00分）

議長（塚田君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

引き続き、総括質疑を続けます。

14番（入日さん） 4点について質問をいたします。29ページ款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費、昨年度までは電算委託が211万3千円ほどあったんですが、29年度はなくなっているんですが、その原因をお尋ねします。

それから31ページ、目6企画費の中で、説明の12031自治会活動保険料、これは区の行事で区に財政的ゆとりがなくて保険に入っていない区があると。行政協力員のほうから町として見てくれないかということで、29年度の予算に盛ったという町長の説明がありましたが、このことについてですが、例えば、今までそういう区で保険に入っていた区にも、重複してそれが一緒に入ってくれるのか。それから1人当たり幾らなのかお尋ねします。

それから35ページ、目8電算費の中の説明の14032ハードウェアリース料が、昨年より572万1千円ほど減っているんですが、この減った原因は何でしょうか。

それから39ページ、項2の徴税费の中の目1の税務総務費の説明の19023地方税滞納整理機構負担金が、昨年よりも69万円減っていますが、これはどうしてでしょうか。それについて答弁をお願いいたします。

財政係長（伊達君） ページ、29ページ、財政一般経費のうち電算委託の減額の関係でございます。こちらにつきましては、国の要請に基づきまして、新たな地方公会計の対応ということでシステムを導入するため28年度で委託費として計上したものを、導入経費として計上したものでございます。28年度においてシステム導入が完了することから、29年度予算においては減額ということでございます。

まち創生推進室長（竹内君） 自治会活動保険についてお答えをいたします。まず、この保険につきましましては、各自治会において、これまでの地域活動をより充実をさせていただくということが大前提でございまして、これまで各区内で、例えば官役ですとか、そういった部分のために

入っていた保険があると思います。その保険については、今回町の考え方としましては全区を対象にしてですね、全世帯を対象にという形で保険をかけたいと思っておりますので、これまで入っていた区については、区で入っていた保険には入らずに、この自治会活動保険を活用していただければというふうに考えております。

それから、費用の関係なんですけれども、費用については1世帯、世帯という形で計算がされますけれども、1世帯当たり110円の掛金で、あとそこに費用損害、例えば行事が中止になったときのお弁当代ですとか、そういった部分の対象になる部分で、それは各区ごとという事で、そちらの単価が1,730円ということで計算をしております。

企画調整係長（堀内君） 35ページ、電算一般経費のハードウェアリース料の減額の理由についてでございますが、平成21年にリースにて導入いたしました基幹系のサーバとシステムにつきましてリースが満了となりまして、1年ごとの再リースに切りかえた結果572万1千円の減額となりました。

収納対策推進幹（池上君） 39ページ、地方税滞納整理機構負担金115万7千の計上でございます。昨年に比べまして減額した主な理由ですけれども、負担金は均等割、徴収実績割、件数割で算出されます。徴収実績割が前々年ということで、28年度につきましては800万ほどの徴収実績がありまして、今回は250万ほどの徴収実績でございます。その徴収実績の減額によりまして、負担金の減となった状況でございます。

14番（入日さん） 31ページの自治会の活動保険料ですが、今度区で入らなくてもいいということで、区にとっては大変ありがたいんですが、1世帯当たり110円ということで、損害の範囲と、どんな損害に最高額幾ら払われるのか、その内容をお知らせください。

それから、39ページの滞納整理機構ですが、29年度は滞納整理機構に町としてどのくらい移管する予定があるのか。また、その中で最高額は幾らかお願いいたします。

まち創生推進室長（竹内君） 自治会保険の内容でございますけれども、基本的には自治会活動を対象とした賠償責任保険ということで、何か事故を起こした場合の賠償責任の関係、それから行事などに参加された住民のけがの関係、それから区民以外の方でも、区の行事に参加した場合の傷害の、けがをされた場合の見舞い金の支払い、それから先ほど申し上げた行事中止等による費用損害などということで、賠償責任については今回の保険については限度額1千万円となっております。傷害については、死亡について120万、入院については1日当たり1,800円、通院については1日当たり千円、傷害見舞い金については10万円、費用損害については1自治会について掛金が1,730円で限度額は10万円ということでございます。

収納対策推進幹（池上君） 機構に移管の件数でございますが、10件を検討をしているところでございます。既に移管予告ということで皆様方に通知をし、中には納付もいただいた方がございます。最高額が幾らかというお話でございますが、今精査をしているところでございます。

議長（塚田君） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に付託します。

歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第10「議案第9号 平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第11「議案第10号 平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第12「議案第11号 平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第13「議案第12号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第14「議案第13号 平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第14号 平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（塚田君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第9「議案第8号」から日程第15「議案第14号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日10日から3月16日までの7日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(塚田君) 異議なしと認めます。

よって、明日10日から3月16日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月17日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時17分)

3月17日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君 | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 " | 塩野入猛君 | 9 " | 塩入弘文君 |
| 3 " | 朝倉国勝君 | 10 " | 山崎正志君 |
| 4 " | 小宮山定彦君 | 11 " | 中嶋登君 |
| 5 " | 柳沢収君 | 12 " | 大森茂彦君 |
| 6 " | 滝沢幸映君 | 13 " | 塚田忠君 |
| 7 " | 西沢悦子君 | 14 " | 入日時子君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|--------|
| 町 長 | 山村弘君 |
| 副 町 長 | 宮下和久君 |
| 教 育 長 | 宮崎義也君 |
| 会 計 管 理 者 | 塚田陽一君 |
| 総 務 課 長 | 青木知之君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 柳澤博君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 金子豊君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 大井裕君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 小宮山浩一君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 山崎金一君 |
| 建 設 課 長 | 宮嶋敬一君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 宮下和久君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池上浩君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹内祐一君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 関貞巳君 |
| 総 務 係 長 | 伊達博巳君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 堀内弘達君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|--------|
| 議 会 事 務 局 長 | 白井洋一君 |
| 議 会 書 記 | 小宮山和美君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 諸報告

第 2 請願について

第 3 議案第 8号 平成29年度坂城町一般会計予算について

第 4 議案第 9号 平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 5 議案第10号 平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 6 議案第11号 平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について

第 7 議案第12号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 8 議案第13号 平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 9 議案第14号 平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

追加第 1 議案第15号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について

追加第 2 議案第16号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）
について

追加第 3 議案第17号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

追加第 4 議案第18号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第2号）について

追加第 5 議案第19号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

追加第 6 議案第20号 平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

追加第 7 議案第21号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）について

追加第 8 発委第 1号 「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書について

追加第 9 発議第 1号 オスプレイの飛行訓練中止を求める意見書について

追加第10 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（塚田君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し
ておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「諸報告」

議長（塚田君） 長野広域連合B焼却施設の早期稼働に関する要望書について、一昨日15日に長野広域連合事務所において、副議長とともに連合長宛て提出しましたので報告いたします。なお、要望書の写しについては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2「請願について」

議長（塚田君） 各常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第5号 介護保険の改善に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）不採択」

「請願第1号 テロ等組織犯罪準備法なる「共謀罪法」を国会提出しないことを求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

議長（塚田君） 日程第3「議案第8号」以下、日程第9「議案第14号」までは、いずれも去る3月9日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第3「議案第8号 平成29年度坂城町一般会計予算について」

議長（塚田君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月10日、13日の2日間にわたり、委員全員出席のもと委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長の出席を得て、説明員と

して総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。

<歳入>

- 地方消費税交付金の内容は。
 - △ 国税として徴収される消費税8%の内訳は、6.3%が国税で1.7%は地方分として都道府県に配分され、市町村と折半する。交付金は一般財源として扱うが、1.7%のうち0.7%分は社会保障財源にすることとされている。
- 普通交付税と臨時財政対策債の計上根拠は。
 - △ 行政経費である基準財政需要額は、28年度算定を参考に人口や子供数の状況から34億円を、基準財政収入額は税収の状況や過年の精算調整から24億7千万円を見込み、差額の9億3千万円のうち普通交付税として7億2千万円、交付税不足の振りかえ分となる臨時財政対策債で国予算での増加率を踏まえ、2億1千万円を見込んだ。
- 自動車取得税交付金が増額となっている理由は。
 - △ 自動車取得税におけるエコカー減税の要件が厳格化され、軽減対象が縮小されたことから増額とした。
- 財政調整基金の保有額の目安は。
 - △ 具体的な額の設定はしていないが、税収に左右されやすい歳入の特性や財政需要、災害への備え等を考慮すると、繰入予算後の残高として最低20億円程度は必要と考える。
- 長野広域連合のごみ処理施設整備に係る負担の増加に備え、広域行政事業基金への積み立ては。
 - △ 広域行政事業基金は予算の余剰を積み立てることにしているが、地元対策費といった新たな動きの中で政策的な積み立ても必要か検討したい。

<歳出>

(総務課)

- 産業医の導入理由と選定方法は。
 - △ 従業員50人以上の事業所に設置義務としている労働安全衛生法に基づき産業医を導入した。ストレスチェックの実施や衛生委員会などへの出席をお願いしていく。また、千曲医師会へ相談し選定する。
- イクボス・温かボス宣言を踏まえての職場の環境づくりは。
 - △ この宣言は、職場の中で気持ちよく仕事をできるようにするのが一番の目的。町の人事評価制度は業務目標管理に加え、職員の業務外の活動まで評価項目とする非常に前向きな制度に

なっている。

- 職員の健康管理は。また、健康スクリーニングの対象者とその内容は。
- △ 職員には健康スクリーニングまたは人間ドックを受けるよう勧奨し、健康管理の維持に努めている。健康スクリーニングは事業主として法令に基づく検査項目に加え、一部自己負担で追加検査を行っている。
- 役場駐車場の借上料について単価は。また買い取りの検討は。
- △ 約250坪で坪当たり4,700円である。地権者とは毎年交渉しており、買い取りについても総合的に検討していく。
- 税務総務費の臨時職員賃金の内容は。
- △ 1月から3月に行う町県民税の申告に係るデータ入力、申告書整理及び4月から7月に行う町税の納税通知書発送事務に係る臨時職員賃金である。
- 固定資産税評価基礎資料整備の内訳は。
- △ 平成30年基準年度の評価がえに向けて、27年から29年の3カ年契約の委託料で、29年度が最終年度になる。鉄軌道用地の評価等を行う予定である。
- 事業所に発送する特別徴収税額通知書に従業員のマイナンバー記載は。また、事業所側のセキュリティ対策は。
- △ 法令上記載が義務づけられており、法令に従い対応する予定である。また、事業所に発送する際、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインによる対応の必要性について通知したいと考えている。

(会計室)

- 消耗品の内容は。
- △ 会計業務に必要な小切手帳、目隠しシールや庁舎全体の事務用品、ファイル、附箋、電池等である。
- 役務費手数料の内容と支払先は。
- △ 口座振替手数料は、町が支出する際に納付書により支払いをする場合の手数料。公金収納手数料は、町税等をコンビニや八十二銀行などの窓口で納付する際の手数料。派出業務手数料は役場内の八十二銀行派出所窓口業務に係る手数料で、いずれも八十二銀行への支払いである。
- コンビニ利用の状況は。
- △ 2月末までの状況は、町税全体の納付件数の28.22%がコンビニで納付されている。27年度決算と比べ、0.06%の増である。

(企画政策課)

- 個別施設計画基礎調査委託の内容は。また、個別施設とは。
- △ 公共施設等総合管理計画に基づき、平成32年までに策定を予定している個別施設計画の基

礎調査にかかわる委託業務である。また、個別施設とは施設の類型ごとに区分するという考えである。

- 高校生タイ国研修補助金について、ほかのアジアの国について検討は。
- △ 町内企業の進出先は、タイが9社と一番多い。9社への訪問を一巡させた後、二巡するのも含め、ほかの東南アジアの国など研修内容全般について検討したい。
- スマートコミュニティ構想事業の今後は。
- △ スマート工業団地化に向け、具体的な設計等となるマスタープランの策定に移行の予定である。今後は運営主体などの組織化を図り、他の工業団地あるいは住宅団地等町全体で地域エネルギーの有効活用を図っていく構想である。
- 移住促進事業負担金及び移住定住促進事業補助金の内容は。
- △ 移住促進事業負担金は長野地域連携中枢都市圏で行っている移住相談会・パンフレット作成などの負担金。移住定住促進事業補助金は、町内にみずからが定住する目的で新築住宅を取得する場合で10万円の定額補助50件分を計上した。
- 自治会活動保険の対象は。
- △ 区が主催または共催する行事で、通知や年間行事予定表などを表示することで対象となる。
- ふるさと納税寄附金について、事業への充当先の開示は。
- △ 寄附者個人へは個別に郵送にて通知を予定している。また、集約したものについては、町ホームページや「広報さかき」により周知を図る。
- トータルメディアコミュニケーション施設整備事業、継続費の内訳は。
- △ 29年度は整備工事費、設計監理費で5億7,200万円、30年度は整備工事費、設計監理費で8,800万円、撤去費1億円の1億8,800万円で、合計7億6千万円の計上である。
- 男女共同参画推進費の看板設置工事の内容は。
- △ 男女共同参画センター入り口の案内看板を設置するものである。
- ワイン振興事業委託140万円とワイン振興補助金130万円の内容は。
- △ 事業委託は試験圃場の栽培管理を農業支援センターに委託するもの。振興補助金は町振興公社が行う商品化したワインの販売やイベントを通じたPR活動などワイン振興に係る経費への補助が30万円。ワイナリー創業を計画する事業者がクラウドファンディングを活用して行う資金調達に対し、ファンド募集開始までの必要経費となる組成手数料分の補助として100万円を計上した。

(産業振興課)

- 中枢連携都市構想情報提供サイト負担金と坂城町の情報の内容は。
- △ 長野市を中心とする9市町村で「おしごとながの」というサイトを運営し、企業紹介や採用

募集等のお知らせをしている。町内企業では3社が登録し、情報提供を行っている。

- 労政費、地方創生交付金203万1千円の充当事業は。
- △ テクノハート坂城協同組合補助金のうち、人材確保事業に65万円、移住定住・就職支援事業に138万1千円を充当する予定である。
- 中核農家育成補助金とは。
- △ 町内の中核的な農家組織である農業クラブへの補助である。
- 農業振興地域整備促進協議会のメンバーは。また農地銀行とは。
- △ 16名の組織で、農業委員に委嘱している。農地銀行は農地の貸し借り、両者のマッチングを図る業務である。
- 北信家畜畜産物衛生指導協会負担金、家畜診療所運営分担金とは。また、町内家畜飼育農家数は。
- △ 家畜の衛生指導や予防注射を行うための組織負担金で、町内畜産農家は2軒である。
- 農産物直売振興補助金で、あいさい拡張についての考えは。
- △ 生産組織の体制を見直す中で農産物の品目、出荷量を増やし、年間通じて安定供給ができるよう売り場面積を拡張。また、おしぼりうどんのさらなる波及も必要とされるため、一体的に食堂の拡張も実施する。
- 里山景観整備賃金の内容は。また、森林保全巡視とは。
- △ 里山景観整備賃金は、地元自治会による里山の伐倒駆除作業に対する賃金で、景観形成事業、松くい虫被害木事業、間伐事業などがある。森林保全巡視は松くい虫被害の定点観測、不審な伐採の有無・不審火などの巡視である。
- 産業懇談会とは。
- △ 地域経済懇談会で、毎年商工会が開催している。各企業の経営者が出席し、産業振興に向けた懇談会を行っている。
- 連携中枢都市圏構想関連事業負担金の内訳は。
- △ 長野市を中心とした9市町村で連携事業のうち、商業について販売促進合同PR事業費として計上。東京霞ヶ関での霞マルシェへの出店を予定している。
- コトづくり支援事業負担金の内容は。
- △ テックショップ活用事業で登録会費、テックショップを活用したイベント等の開催経費である。常時5名の利用ができ、こちらから出向きものづくりを行うことができる。
- クラウドファンディング活用支援事業で資金調達ができず、事業中止の場合の補助金の取り扱い。
- △ 補助金申請の段階で事業計画、経営計画等を審査することになっている。事業中止の場合、補助金の返還はない。

(建設課)

- 交通安全施設設置工事の内容は。
- △ 区とPTAなどからの要望について現地調査を実施し、箇所決定をする。申請受付は住民環境課である。
- 県事業負担金の内容は。
- △ 県が事業主体となる急傾斜地崩壊対策事業で、網掛地区の傾斜地に落石防止用の擁壁と防護柵を設置する事業である。27年度に着手し、30年度完了の予定である。
- 有料道路利用者負担金の内容は。
- △ 県管理の有料道路、三才山トンネル、新和田トンネル、平井寺トンネル、白馬長野自動車道に対する利用者への通行補助で、町が販売額の6割の価格で購入し、5割で利用者へ販売している。
- 道路新設改良費、用地測量設計委託の内容は。
- △ 町道A06号線、県道長野上田線から大望橋方面へ国道バイパスと接続する町道の改良。延長310m、幅員は6.5mに拡幅する。
- 橋梁修繕事業の内容は。
- △ 網掛区福沢川にかかる35号橋の修繕である。
- 都市計画審議会で計画見直しの予定は。
- △ 国道18号バイパスの開通にあわせて、用途地域等の見直しを図られることも考えられる。
- 公園管理費、施設改修工事の内訳は。
- △ 和平公園、水源の水槽改修工事、びんぐしの里公園の駐車場整備とテニスコートの改修である。
- 循環バスの利便性向上は。
- △ 湯さん館への直行便の運行のほか、バス停に行くのが困難な人に送信機を貸与し、バス停以外でも乗車できる、「どこでもノレール」の実証実験を行うなど利便性向上を図る。
- 地籍調査事業予定区域の状況は。
- △ 田町区都筑製作所付近の0.08km²で、夏に住民説明会を実施後一筆測量に入る予定である。

(議会事務局)

- 議員共済会負担金の今後の動向は。
- △ 議員年金制度廃止の特例が終了し、徐々に減少していくと見込んでいるが、議員定数の削減などによる増額の要素もある。
- 費用弁償減額の内容は。
- △ これまで1泊2日で行われてきた研修が日帰りに変更されたことによるものである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（塚田君） これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月10日、13日の2日間にわたり、委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子育て推進室長、公民館長、図書館長、文化財センター所長、食育・学校給食センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

（住民環境課）

- 防犯灯の灯数、LED化の実績は。
- △ 防犯灯の新設は全てLED化をしており、修繕も計画的にLED化を進めている。平成29年2月末現在、防犯灯は1,577灯あり、うちLEDは99灯で普及率は6.3%である。
- 防犯灯の修繕の発注方法は。
- △ 修繕工事は地区の電気工事業者以外に他の地区業者からの相見積もりを徴する中で発注をしている。
- マイナンバーカードの交付件数とその普及率は。また住基カード交付数との比較は。
- △ 平成29年2月末現在、個人番号カードの申請件数は1,103件、交付数は869件、申請率は人口に対し7.26%、交付率は5.72%である。住基カードは420件交付してお

り、倍近い数字である。

○ コンビニ交付の考えは。

△ 県内及び近隣市町村の状況を見る中で検討する。

○ 空家等調査員の内容は。

△ 平成29年1月末現在で各区長から情報の寄せられている空家等について、専門的な知識を持つ調査員に委託し現地調査を行う。その結果をデータベース化し、特定空家等に該当するものについては空家等対策協議会に諮り、町が特定空家等と認定する。調査員は3名で5日間の現地調査を予定している。

○ 空家等の所有者に対する指導等はどのように行うのか。

△ 空家等対策協議会に諮り、町が書面で行う。

○ 長野広域連合の負担金の内容は。

△ 建設費について、A焼却施設は216億円、B焼却施設は90億円、最終処分場については20億円で、計326億円の建設費が見込まれている。今後の負担金については平成50年までの約20年間で本町の負担金として約20億円が長野広域連合より概算として示されている。

○ 今後資源回収奨励金単価の見直しはあるのか。

△ 分別収集の定着により奨励金の単価の見直しや制度の終了も視野に検討する。

○ 町のごみの排出状況は。

△ 家庭系可燃ごみの排出状況については、平成29年2月末現在で前年比マイナス103.96tとなっている。

○ ごみ減量化容器等設置補助金が4万円から5万円に引き上げられた理由は。また補助金の利用状況は。

△ 生ごみ処理機の性能が向上し販売価格も上昇してきたことから、これらの機種に対応し、さらなる普及を図るため限度額を5万円とし、自主的に生ごみの減量化に取り組む町民に対し補助金を交付する。

補助制度の利用状況については、平成27年度は11名の申請があり、生ごみ処理機3台、コンポスト11台の計14台である。平成28年度は2月末現在で14名の申請があり、生ごみ処理機8台、コンポスト6台の計14台である。

○ 今年度はごみ減量化・資源化懇談会として全区、町内保育園、消防団幹部会と実施したが、来年度の予定はどうか。

△ 来年度は各区に希望をとり、懇談会を実施する。保育園においてはイベント等にあわせ開催をしたいと考えている。ほかにもさまざまな機会を捉えて実施していく。

○ 企業に対するごみ減量化の啓発活動は。

△ 昨年度は排出量の多い上位10社にパンフレットを配布し啓発を実施した。本年度は2月末

現在での事業系ごみの排出状況を集計し、上位20社にパンフレットを配布し、ごみ減量化の啓発を実施する。来年度も引き続き同様の取り組みを実施したい。

- 防火水槽の修繕と消火栓工事の予定箇所は。
- △ 防火水槽の修繕は金井の地蔵堂を予定している。消火栓の新設は1基で新地を予定している。消火栓の修繕は消防団による水利点検結果をもとに決定をする。

(福祉健康課)

- 長野広域連合負担金が前年より増加している理由は。
- △ これまでの施設管理費、松寿荘建設費負担金に加えて、はにしな寮改築に伴う負担金が増加したためである。
- 老人クラブの会員増加に向けての支援はどう考えているか。
- △ 平成29年度には老人クラブの課題等をお聞きする機会を持つ予定である。ご意見をお聞きしながらともに取り組んでいきたい。
- 新任の民生委員への支援について、どのように行っているか。
- △ 1月に福祉制度の研修会を実施した。また毎月の定例会では地区ごとに分かれて、先輩の民生委員にも相談できる体制をとっている。今後も委員の皆さんの声を聞きながら研修等を実施していきたい。
- ヤングヒューマンネットワーク事業の結果は。
- △ 総合戦略において1年で3組の結婚、5年間で15組を目標としているが、27年度は3組、28年度もこれまでの取り組みの成果もあり3組結婚されている。
- 老人福祉センターの入浴事業が終了したが、その後の地域住民が集える取り組み状況は。
- △ 社協ではコミュニティカフェ「ほっこり」を毎週水曜日の午前中開設、平均15名利用している。あわせて介護予防サポーターによる介護予防体操も実施しているのが好評である。
- 障害福祉計画策定委員のメンバーの内容は。
- △ 民生委員、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所代表、学識経験者の方など15名を予定している。
- 未来スペースが新たに障がい者支援事業所を南条地区に立ち上げるが、補助期間はいつまでか。
- △ 経営状況等を見ながら判断していくが、現在のところ平成29年度と平成30年度の2年間で想定している。
- グループホームの入居要望について把握はしているか。
- △ 町内全体の把握はできないが、需要はあると考えている。グループホームができて、すぐに満室になってしまう状況であり、今後も増加させていく必要があると考えている。
- 地域生活支援事業の日中一時サービスの内容は。また利用予定人数は。

- △ 家族の療養など一時的に日中の看護ができない障がい者の預かり支援のサービスである。月20人程度の利用を見込んでいる。
- 水道メーター通報システムの確認は1日ごとなのか。身寄りがない人は誰に連絡するのか。
- △ 高齢者などの水道の利用状況はメールで家族などに配信される。身寄りのない方などの利用状況に関するメールは、日中は社協、夜間は坂城福祉会が受信し、民生委員や訪問員などに連絡して対応する。なお、メール配信は毎日8時間に1回送信する方法と非常時のみ送信する方法を利用者が選択できることとなっている。
- 成年後見支援センターの状況は。
- △ この事業は今年度から社協に委託して実施しており、利用状況としては12月末で35件の相談を受けたり、地域に出向いて学習会を開催している。
- 寝たきり老人等介護慰労金の内容は。
- △ 要介護者が3・4・5で在宅で介護している方の労をねぎらうため、年間9万円を年2回に分け支給している。27年度は年間実人数で131人に支給、28年度前期は104人に支給している。
- 各保育園の要支援児の状況と加配保育士の状況は。
- △ 坂城保育園、南条保育園ではともに要支援児10名に対し加配保育士4名の体制で、また村上保育園では要支援児9名に対し、加配保育士3名の体制で対応する予定である。
- 来年度の新入園児の見込みは。またアレルギーのある園児の状況は。
- △ 坂城保育園18名、南条保育園50名、村上保育園25名の計93名である。うちアレルギーのある園児は7名である。
- アレルギーへの対応は。
- △ 園児の体重等の成長を見ながら家族と連携し、除去や代替品で対応している。
- 来年度の第3子以降の減免状況と広域入所に関する児童数は。
- △ 第3子以降の町独自減免の対象者は60名、減免額は1,500万円見込んでいる。広域入所に関して、坂城町から他市町村に委託する児童は長野市へ3名、上田市へ5名、千曲市へ2名の計10名であり、他市町村から坂城町が受託する児童は長野市が1名、上田市が4名の計5名を予定している。
- 臨床心理士の年間の活動は。
- △ 週1回保育園を巡回し相談に応じている。相談の内容は発達や子育てに関する相談が主である。平成28年度は29年2月末現在で43件である。
- 信州上田医療センター医師確保事業補助金について、医師の確保はできているのか。
- △ 医師については年々増加しており、平成28年度においては10名程度の医師の補充ができており、30年度の補助事業終了までに合計15名の医師確保を計画し、平成28年度の実績

は外科が3名、臨床研修医が4名派遣されている。

○ 子育て支援施設運営事業負担金の内容は。

△ 現在は上田市単独の事業として実施している子育て支援施設ゆりかごが、29年度から上田地域定住自立圏の事業として実施されることとなり、当町も参画することとし、ゆりかごの事業に参加する5市町村で事業費を負担することになった。

負担金の内訳として均等割8万5,662円と親子1組の1日利用分の負担金1万8,356円があり、また1組の利用日数が最大7日までとなっているので、7日分の負担金12万8,492円を見込み、合計21万5千円の予算を計上した。

(教育文化課)

○ 坂城児童館、村上児童館の改築の予定は。

△ 坂城児童館、村上児童館についても老朽化が進んでいるので、今後公共施設等総合管理計画等により検討していく。

○ 高学年の児童館利用者が少ない理由は。

△ 4年生以上は3児童館の合計で8名である。スポーツ少年団の活動や塾に通う児童が増えること、また高学年になり自立してくることなどの理由により、利用者が少なくなっていると考えている。

○ 各児童館の職員体制はどうか。

△ 各館、館長1名、支援員1名、パート補助が2名の4名体制である。

○ 坂城幼稚園の入園予定者数は。また経営状況は。

△ 入園予定は24名で、年中13名、年長24名で、合計61名の予定である。経営状況は27年度の決算状況から良好と考えている。町としては28年度からは多子世帯の保育料補助を開始したが、継続して支援していきたい。

○ 国際交流事業について、その内容と受け入れ時期は。

△ ホームステイと各小中学校での交流イベント等である。受け入れは小学生13名、引率者4名程度で、時期は6月ごろを予定している。

○ 国際交流事業の普通旅費の内容は。

△ 中学生の新たな交流事業の調査旅費であり、オーストラリアを検討している。2名分の旅費である。教育交流、文化交流を含め可能な交流事業について調査を行う。

○ 中国教育交流補助金の内容は。

△ 中国から受け入れの際の引率者の宿泊費や通訳代、レセプション費用等である。

○ ICT関連の整備について、南条小学校は建設にあわせ進んでいると思うが、そのほかの学校の状況はどうか。またソフト面への対応は。

△ 平成28年度は坂城小学校に大型テレビを導入し、小学校全てに大型提示装置の設置が完了

した。今後は中学校への設置の計画を考えている。

ソフト面では個別学習支援システムの導入を進めている。平成28年度までに算数の導入について小学校が完了し、平成29年度は中学校に数学と英語の導入を予定している。

○ 大峰教室について学習の指導を行っていると思うが、体育や家庭科についても指導を行っているのか。

△ 家庭科については調理実習などを実施している。集団が苦手な生徒が不登校になっているケースもあり、広い体育館等で体を動かすところまでいかない状況である。

○ 英語教育コーディネーターの内容は。

△ 常勤的勤務で教育委員会に籍を置き、学校を訪問するものである。ALTや小中学校教員とも連携を図り、各校にも出向き英語の指導を行う。また信州大学の酒井先生との連携も図っていきたいと考えている。

○ びんぐしの里薪能はどのような組織で入場券の販売を行うのか。

△ びんぐしの里薪能は薪能実行委員会を組織し、町及び教育委員会は後援となっている。入場券は実行委員会委員を中心に販売され、町商工会やテクノセンター、町教育委員会で販売する。

○ 「松陰集」の印刷製本の内容は。

△ 江戸時代後期、大門町大藤屋の藤沢雨紅により刊行され、現在県立図書館で所蔵している「松陰集」について、町教育委員会において意識が完了している。印刷製本を行い発刊を予定している。

○ 収蔵されている古文書の所有権の取り扱いはどのようになっているか。

△ 現在は収蔵する段階で書面による寄贈・寄託の申請手続を実施している。

○ 給食の食器の更新の予定は。

△ 角仕切り皿450枚で、これにより小学校の食器の更新は完了する。中学校については次年度以降となり、ご飯茶わんについても計画的に更新していく予定である。

○ 調理業務委託の増額の内容は。

△ 調理員の処遇改善のため調理員1名増員によるもので、常時10名から11名となる。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて社会文教常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（塩野入君） 議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論いたします。

国では、現在開会中の国会で過去最大規模となる9兆7千4億5千47億円に及ぶ2017年度予算案の審議が行われており、安倍総理が掲げる一億総活躍社会の実現、経済再生、働き方改革を重要政策課題として予算が計上されたところであります。

世界の経済情勢を見ると、アメリカのトランプ大統領の誕生により混乱に拍車がかかり、今後の経済の見通しは不透明感を増している状況であります。当町における企業動向では、1月に実施した主な製造業20社の経営状況調査で、生産量・売り上げとも3カ月前に比べ増加傾向にあり、雇用についても改善の動きがあるとの報告があり、地域経済がさらに活性化することを期待するものであります。それでは、討論に入ります。

坂城町の平成29年度当初予算は、歳入歳出の予算総額6億6千2百万円が計上されており、前年度対比では5億9千9百万円の増額であります。新年度予算は「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも重点プロジェクトとして位置づけられているトータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業の第1ステップとして町民全体への情報伝達に向けた防災行政無線の整備費用や移住定住促進事業補助金の計上など、総合戦略に基づく積極的な予算編成であると思っております。

まず歳入についてであります。自主財源の根幹である町税について、法人町民税は現年分で1.4%減の4億3千9百万円となっておりますが、個人町民税では3%増となる6億9千9百万円が計上されています。また、固定資産税は家賃、家屋の新・増築の見込みや償却資産が底がたく推移していることで、土地価格の下落がある中、現年分で1.1%増の1億2千340万9千円が計上され、町税全体では前年度を若干下回るものの、2億5千279万9千円が組み込まれたところであります。

国庫支出金については、国の臨時福祉給付金の縮減による補助金の減などで、総額では12.2%のマイナスとなっておりますが、今日的課題に対応するため、地方創生推進交付金が計上されるなど、県支出金とあわせて事業に必要な財源の確保に努められています。

繰入金については、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業に対する有線放送電話特別会計からの1億8,200万円の繰り入れや、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金の財源として広域行政事業基金から7,200万円余の繰入金などを計上したことで、前年度より57.5%の増となる6億8,697万1千円となっております。一般財源を抑制する上

でも適正な繰り入れと捉えるところであります。

前年度より約4億円の増となっている地方債については、特に防災行政無線の整備に係る3億9千万円の起債の影響が大きいと受けとめますが、この事業には交付税算入率が70%の大変有利な緊急防災・減災事業債を活用するなど、将来負担への配慮がうかがえるところであります。

次に歳出であります。目玉事業として挙げられるのが、2カ年にわたって継続費として実施される大型事業、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業であります。29年度は5億7千万円が計上され、同報系防災行政無線の整備と全戸への戸別受信機の無償貸与に向けた取り組みがされていくもので、有線放送電話の老朽化により通話や地区別放送ができない現状を踏まえ、町民の安心・安全の観点からも、一日も早い整備にご尽力をいただきたいと思っております。

南条児童館についても建設工事費9千万円が盛り込まれました。設計業者も決まり、年度内に設計をまとめるとのことで、児童の健全育成に資する施設建設をお願いするところであります。

さて、人口減少対策は今や全自治体に共通する最大の課題であります。坂城町においてもさまざまな事業展開がなされているところであり、平成29年度においても新たに移住者や定住者の新築住宅の取得費用に対して支援を行う移住定住促進事業補助金が計上され、空家活用事業等と相まって大きな成果を発揮されるよう期待をしております。

雇用や就業機会の拡大、産業創出の支援対策としては3年ぶりとなる「さかきものづくり展」の開催やテックショップ東京の活用に向けたコトづくり支援事業負担金、クラウドファンディング活用支援補助金の新設など、積極的な姿勢がうかがえるところであります。

また、課題となっている耕作放棄地対策でも、町単独で荒廃農地再生利用補助金を新規計上されるなど、荒廃農地の解消と有効活用に向けた取り組みへの大きな前進として評価をしております。

出産や子育てへの支援に関しては、29年度において不妊治療への助成額を大幅に拡充するとともに不育症の治療にも助成を開始するなど、子育て環境も一層整備される中、多くの方が当町に移住定住し、子供を産み、育てていただきたいと強く願う次第であります。

安心・安全の地域づくりでは、新たに自治会活動保険に町で一括加入する予算計上があり、これにより各自治会の負担軽減のみならず、コミュニティ活動の活性化につながるものと評価をいたします。

また、高齢者の安心・安全の観点からは県企業局、民間事業者と協働での水道メーターを活用した高齢者見守りシステムの実証実験に必要な経費の予算計上があり、実りある成果が得られるよう期待いたします。

このほかスマートタウン坂城構想推進事業、さかきワイナリー形成推進事業といった重点プロジェクトの予算計上がなされていることに加え、新たな障がい者の生活や就労を支援するための施設開設への支援など、福祉分野においても細やかな配慮がされた予算となっています。

本予算案は、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による施策展開をさらに充実、発展させる内容であり、各施策の着実な実行により同戦略に掲げる町の将来像、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町の実現を願ひまして、私は議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算」に賛成いたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号「平成29年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塚田君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4「議案第9号 平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 坂城町有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第9号「平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として企画政策課長、まち創生推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ スピーカー加入使用料の積算内容は。

△ 今年度2月末で2,500件の加入者がある。今後の廃止予定を見込み、2,300件とし

て見積もった。

- 30年度に有線放送電話が廃止の予定だが、特別会計も廃止になるのか。
- △ 30年度までは29年度決算に基づく消費税の精算や電柱等の共架料の精算があるので、特別会計は存続となる。
- 設備基金の状況と最終的にどのように使われるか。
- △ 29年度は通話分の使用料が見込めない中、947万5千円を特別会計へ繰り入れの予定。残りは2億9,600万円と見込んでいる。30年度は財源がないことから、この基金を使い撤去までの共架料や消費税などを支払うことから、実際の支出の状況により補正をすることで、防災行政無線の財源とする金額を確定する予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第9号「平成29年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

議長（塚田君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第5「議案第10号 平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第10号「平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月10日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 国保加入世帯数と加入者数は。

△ 29年2月末現在で世帯数2,082世帯、被保険者数は3,418人。内訳は一般が3,315人、退職が103人である。

○ 平成29年度の特定健診の受診率の目標は。

△ 平成27年度の受診率が54.1%となり、平成28年度は27年度とほぼ同等の受診率で推移している。平成29年度は55%以上となるよう受診率の向上に努めたい。

○ 現在の国保会計の基金残高は。

△ 27年度末で約1億3,163万円だったが、28年度中に取り崩しを行ったので、本年2月末現在の残高は約6,591万円である。また、今年度の今後の支払額により変動する可能性がある。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第10号「平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9番（塩入君） 議案第10号「平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対する立場から討論します。

平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算は、それぞれ19億94万7千円で、前年度と比べて4,340万1千円増となっています。今、安倍内閣のアベノミクスにより、貧富の格差が広がっています。物価上昇、税の負担増で国民の実質賃金は減り続け、貧困層が倍増しています。貯蓄ゼロ世帯が30%を占めるようになりました。子供の貧困も6人に1人となっています。国保の問題は加入者の多くが低所得者であり、そこへ重い国保税がのしかかっているところにあります。

29年度2月末までの滞納総額は7,648万788円で、昨年より802万8,084円少なくなりました。職員の皆さんの努力もあり、滞納総額が少なくなっています。しかし、まだ7,600万円余あります。

国保加入者は29年度2月末で2,082世帯で、そのうち年間所得が100万円以下の世帯が約半数あります。1世帯当たりの平均国保税は14万5,300円で、1人当たりにするると8万8,400円となります。このような高い国保税は払いたくても払えない人が出るのは

当たり前です。滞納すれば、ペナルティーとして正規の保険証が交付されません。2月末までに資格証明書が1世帯、短期証が58世帯、未交付・窓口預かり、いわゆる保険証がもらえない世帯が11世帯あり、昨年より7世帯が増えました。保険証がなければ医者へも行きにくく、病気を悪化させます。国も町も町民の健康を守るため、国保税を安くすべきです。

国は税の公平な負担を図り、国保財政を維持するには仕方がないと言っています。しかし、戦後の社会保障制度は憲法第25条の全ての国民の健康と暮らしを守るために国が保障していくという趣旨のもとにつくられました。ヨーロッパでは社会保障費を充実させていますが、安倍政権は社会保障費の自然増分を毎年減らしています。そのため、当初は国保税の50%を負担していたのに、今は半分近くになってきています。したがって、国の負担率を50%まで戻すように働きかけることが第一です。

第二に町独自で一般会計から繰り入れることです。上田市、千曲市を初め県下では半数近くの市町村が実施しています。

第三に医療費を抑制するために予防医療に積極的に取り組むことです。平成27年度は1人当たりの医療費は39万1,870円で、県下で8番目です。後期高齢者は1人当たり94万8,728円で、県下で3番目です。改善するためには特定健診の受診率を高めることです。今年度は54%までアップしました。保健師による保健指導の強化や健康づくり教室の開催により、国民の健康に対する意識が高まった結果です。

しかし、国の目標である65%にするには、取り組みをもっと強化しなくてはなりません。具体的には他町村並みに受診料を千円以下にしたり、保健師をもっと増やし保健指導の体制を強化すれば可能になります。60%を超えている市町村に学ぶべきだと思います。坂城町に住む全ての人が健康で安心して暮らせるまちにしようではありませんか。

以上で、平成29年度坂城町国民健康保険特別会計についての反対討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番（滝沢君） 私は、議案第10号「平成29年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、加入者の適切な医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。ここ数年、医療の高度化や新たな高額薬剤の保険適用による医療費増加は国保財政に多大な影響を与えております。医療費が増加する反面、加入者の減少に伴う国保税収入の減少により、財政状況の均衡を保つことは国保の大きな課題となっております。

こうした中、余剰な医療費の削減に向けたジェネリック医薬品の利用促進や将来的な医療費抑制に向けての特定健診・保健指導事業による疾病の早期発見・重症化予防に取り組まれておりますが、特に近年注力されている特定健診・保健指導事業については、医療費軽減につなが

るだけでなく、重大な病気にならないことで、加入者の生活の質を長期に維持させる取り組みとして、健康で生き生きとしたまちづくりへの重要な役割を担っているものと考えております。

また、保険税の収納対策につきましては、昼夜を問わず実施されている収納業務、短期被保険者証の交付などによる積極的な納税相談の機会の確保など、税の公平な負担をしていただくための努力をされております。

保険税の適正納入は被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたす次第であります。

国保制度自体の見直しなど、大きな変動期にありますが、健康増進と医療費の適正化に向けた保健事業のさらなる充実と、歳出に応じた適切な保険税の賦課及び適正納入の推進により、安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6「議案第11号 平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第11号「平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 特別会計は29年度に公債費の返還が終了することにあわせて廃止になるのか。

△ 29年度で長期債の返済は終了するが、今後滞納額がある間は存続するかなど検討が必要と

考えている。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第11号「平成29年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第12号 平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（塚田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（西沢さん） 坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第12号「平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 国道の下水道管工事の期間は。
- △ 国道の延長は谷川の南側から鼠まで1,900mで、工期は6月から翌年3月末までの10カ月を見込んでいる。また、舗装復旧工事については30年度を予定している。
- 地方債について、補助事業と比較して町単独分が大きい。
- △ 補助事業については交付金が50%あり、その裏財源の90%が起債対象で、起債額の倍程度の事業費となる。単独事業については交付金がないためである。
- 受益者負担金の一括・分割納付の割合は。
- △ 一括納付75%、分割納付25%と見積もっている。
- 指定工事店の登録手数料の内容は。また新規登録は。
- △ 更新は20件で、手数料は5千円、新規は4件で1万円の手数料を見込んだ。
- 流域下水道事業工事費の内容は。
- △ 幹線管渠の耐震化や処理場の耐震工事、水処理施設にふたをかける工事、中央監視制御室の改築工事である。
- 地下埋設物移転補償とは。
- △ 管渠工事に伴い、上水道管が支障となる場合の移転補償費である。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「平成29年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第13号 平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第13号「平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月10日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 介護保険の第1号被保険者数と賦課状況は。

△ 平成29年度の被保険者数は当初4,650人を見込み、普通徴収から特別徴収に移行する方が232人、過去5年間の平均の転出と死亡が209人であることから、年度末は4,673人を見込んでいる。

○ 介護予防サービス給付費が昨年より約1,200万円減額されているが、その理由は。

△ 約1,200万円の減額は、4月から開始となる地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業、いわゆる総合事業へ要支援の方の利用する訪問介護・通所介護サービスなどが移行するため、その部分の経費を減額している。

○ 介護認定訪問調査委託料の内容と委託件数の見込みは。

△ 介護保険の要介護認定者の数は2月時点で714名おり、訪問調査委託料については、町で認定調査ができないものなどについて介護認定調査を委託する費用であり、29年度については170件を見込んでいる。町外などの一部の施設や親族宅に一時居住する方については、入所または居住地の近隣で調査を実施している事業所等に委託する経費である。このうち165件が県内で、あとの5件が県外と見込んでいる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成29年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第14号 平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（塚田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（吉川さん） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第14号「平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月10日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

- 平成29年度の被保険者数見込みは。
- △ 年度平均で2,711人と見込んでいる。
- 団塊の世代が後期高齢者となる、いわゆる2025年問題がある。医療費の増加が見込まれているが、どのように捉えているか。
- △ 後期高齢者医療制度は医療広域連合単位の大きな財政基盤での医療費給付が行われるため、今後も安定した運営が行われていくものと考えている。
- 1人当たり医療費の現状は。
- △ 平成28年3月から12月までの診療分にかかった医療費の1人当たり医療費は、速報値であるが74万9,664円となり、前年同期と比較すると4万8,581円の減となっている。また、現段階での速報値による見込みでは、1人当たり医療費は高いほうから数え県内5番目となることが想定され、県全体の1人当たり医療費との差額は当町のほうが約6万4千円ほど高額となると見込んでいる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成29年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（塚田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（塚田君） 次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第15号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第11号）」から追加日程第9「発議第1号 オスプレイの飛行訓練中止を求める意見書について」までの9件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

（議会事務局長朗読）

議長（塚田君） 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第15号から21号までご説明申し上げます。

まず、議案第15号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,326万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億7,509万8千円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、個人町民税や固定資産税など町税全体で8,840万円、地方消費税交付金608万6千円、地方創生拠点整備交付金など国庫支出金1,426万6千円、基金運用利子などの財産収入855万4千円、ふるさと寄附金などの寄附金2,176万7千円をそれぞれ増額し、配当割交付金600万円、補助事業負担金などの分担金及び負担金1,668万3千円、財政調整基金繰入金などの繰入金1,155万7千円をそれぞれ減額するものでございます。

一方、歳出につきましては、役場庁舎太陽光発電設備導入事業5,262万円、坂城しごと創生イノベーションセンター施設整備に係るテクノセンター施設改修補助金6千万円、びんぐしの里公園駐車場用地費877万5千円、基金積み立てとして広域行政事業基金に8,056万6千円、びんぐし湯さん館施設整備等基金に2,008万5千円、ふるさとまちづくり基金に2,204万9千円、工業振興施設等整備基金に1,013万6千円、公園整備基金に2,526万4千円をそれぞれ増額し、介護保険特別会計繰出金1,757万8千円、県営かんがい排水事業2,048万3千円、町道A01号線道路改良事業3,441万1千円、舗装修繕事業1,597万6千円をそれぞれ減額するとともに、人件費の調整並びに歳入・歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正でございます。

また、繰越明許費といたしまして、役場庁舎太陽光発電設備導入事業に係る業務管理一般経費5,262万円、カード関連事務交付金に係る戸籍住民基本台帳一般経費119万4千円、坂城しごと創生イノベーションセンター施設整備に係る坂城テクノセンター支援事業6千万円、道路改良事業A01号線1,945万円、橋梁修繕事業5,039万4千円につきまして、29年度に事業繰り越しをするものでございます。

なお、9月定例会でお認めをいただきました道路改良事業A01号線用地代・建物等補償に係る債務負担行為につきまして、今般国の交付金事業として追加要望が認められ、財源の確保及び繰越事業として繰越明許費での対応ができることになったことから廃止をするものでございます。

次に、議案第16号「平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ311万7千円を減額し、歳入歳出予算

の総額を3,133万円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては有線放送電話使用料では加入変更などのほか、町内全域における町民相互の通話ができなくなった期間について、放送のみの加入としたことから402万7千円を減額し、基金利子につきましては66万2千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、設備基金積立金280万円を減額するものでございます。

次に、議案第17号「平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ657万5千円を追加し、歳入歳出予算を19億588万7千円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金3,349万9千円を増額し、基金繰入金2,155万1千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者療養給付費4千万円を増額し、共同事業拠出金1,664万9千円を減額するものでございます。

続きまして、議案第18号「平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を292万1千円とするものであります。

補正予算の内容でございますが、歳入につきましては住宅新築資金等貸付金元利収入の過年度分9万円、住宅新築資金等貸付事業費県補助金5万8千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、貸付事業総務費7万8千円、一般会計繰出金7万円を増額するものでございます。

次に、議案第19号「平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,015万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億2,439万4千円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、受益者負担金等の歳入の確定及び下水道事業の歳出の精算で、合わせて繰越明許費を予算計上します。

歳入につきましては、受益者負担金1,899万5千円を減額し、下水道使用料343万9千円、上流処理区維持管理負担金805万8千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、施設管理費652万6千円を減額し、公共下水道事業費535万5千円を増額するものでございます。

議案第20号「平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明

申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億137万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億1,982万4千円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては国庫支出金3,175万3千円、支払基金交付金3,536万1千円、県支出金1,685万3千円、一般会計繰入金1,757万8千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費1億2,570万円を減額し、基金積立金2,836万8千円を増額するものでございます。

最後に、議案第21号「平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,759万9千円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては後期高齢者医療保険料282万3千円を増額し、繰入金43万5千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金247万5千円を増額し、総務費7万7千円を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（塚田君） 次に、趣旨説明を求めます。

7番（西沢さん） 発委第1号「「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、2020年の東京オリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に、組織犯罪処罰法改正案「テロ等準備罪法案」を、通常国会に提出しようとしている。

「テロ等準備罪」は、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなすもので、どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられており、国民の思想や内心まで処罰の対象とされかねない。

政府は、「共謀罪」の名称を「テロ等準備罪」に変え、あたかも「テロ」対策のように装い、「国際組織犯罪防止条約の締結のために共謀罪が必要」といっているが、この条約は国際的なマフィアなどを取り締まるものである。テロ防止に関するものは、2001年9月11日以降国際的に「爆弾テロ防止条約」「テロ資金供与防止条約」など13の法が制定されており、日本はそのすべてを締結し、国内法も整備されている。

また、この法案は、憲法の保障する思想・信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権に対する重大な脅威となるとともに、犯罪を行う意思だけでは処罰の対象としないわが国の刑法の基本原則に反している。国民の表現、思想、内心を監視し、介入・処罰した

り、一般の市民団体や政治団体、企業及び労働団体の活動に対する違法な捜査が横行する恐れもある。

日本弁護士連合会、大学教授ら刑事法研究者及び日本ペンクラブをはじめ、国民各層から、「テロ等準備罪法案」の提出に反対の声が上がっている。

よって政府は、「テロ等準備罪法案」の国会提出を行わないよう強く求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

9番（塩入君） 私からは、発議第1号について趣旨説明を行います。

発議第1号「オスプレイの飛行訓練中止を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

沖縄米軍海兵隊所属のオスプレイが、3月9日午後から連日のように坂城町上空に、飛来・通過した。米軍横田基地を離陸し、群馬県の自衛隊相馬原演習場と新潟県の関山演習場を結んでの日米共同訓練に参加したもので、坂城町上空が同機の飛行経路となっていることも考えられる。また、訓練は今後も行われオスプレイが繰り返し飛来・通過する可能性がある。

沖縄米海兵隊のオスプレイは、昨年12月、訓練中に墜落・大破する重大事故を起こしており、飛行再開には沖縄はもとより全国から抗議の声が起きている。これを無視して、自衛隊と米海兵隊は、事故後初となる共同訓練を開始し、坂城町は訓練空域外にも関わらず、飛来・通過を繰り返している。

また、米軍は、更に米軍横田基地に空軍仕様のオスプレイの配備を計画している。

坂城町は「非核平和の町宣言」を掲げており、「緑豊かなスポーツと福祉の、美しい田園工業都市、平和で幸せなまち」の実現を謳っている。オスプレイが坂城町上空を飛行することは、町民の生命と財産並びに、安心・安全な生活を守る観点からも看過できないものである。

よって国において、以下の点について早急に実施するよう強く要請する。

記

1. 町民に不安や懸念を抱かせる飛行訓練は中止すること。
2. オスプレイの飛行訓練の実態について広く情報を開示し、安全性や運用全般について関係自治体及び地域住民に十分説明すること。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（塚田君） ここで議案調査及び昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（塚田君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第15号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

14番（入日さん） ページ3ページ、歳入の款1町税、項1町民税、目1個人で現年課税分3千万円がプラスになっていますが、この件数お願いいたします。

それからその下の固定資産税ですが、5,400万円プラスになっていますが、これは細目、土地なのか家屋なのか、償却資産なのかお願いいたします。

それからページ5ページ、款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、保育負担金が420万円減額になっていますが、この理由とその下の広域入所の市町村負担金120万円増えています、その理由をお願いいたします。

それから27ページ、款3民生費、項1社会福祉費で、説明の13003成年後見支援センター運営費が144万円増えています、その理由をお願いします。

それからページ28ページの目3保育園総務費の中で、19025広域入所負担金が361万円増えています、これは何人分でしょうか。

それからページ31ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費の中の010406予防接種事業の下の13008麻疹等予防接種が177万7千円増えています、この理由。

それから35ページの款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の中の19062農地活性化奨励金172万3千円の内訳。

それから44ページの款8土木費、項5都市計画費、目4の公園管理費の中の用地代、びんぐし公園駐車場と説明されましたが、これどこのところに増設されるのでしょうか。

それから一番最後ですが、48ページで款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費の中の用地代ですが269万2千円、これはどこの用地でしょうか。以上です。

収納対策推進幹（池上君） 歳入、町税、項1町民税、目1個人、節現年課税分3千万の増額ということでございます。所得の種類でいきますと株式譲渡割所得が見込みより増加をしたことが大きな理由でございます。当初35人ほどを見込んでおりましたが66人ということで、31名増加をしている状況でございます。

続いて町税、固定資産税、現年課税分5,400万円の内訳でございます。土地・家屋につきましては当初見込みどおりということになっておりまして、償却資産の増加によることが原因となっております。以上です。

子育て推進室長（小宮山君） 歳入の部分、11分担金及び負担金、1負担金、1民生費負担金の中の保育負担金420万円の減額の理由についてご説明いたします。

第3子以降無料化の園児数が当初見積もりしました園児数よりも増加いたしました。その分

が320万円の減であります。また、国の制度改正によりまして、年収360万未満の世帯についてひとり親世帯、それから障がい者のいる世帯で負担減額となりました。その分で100万円、合わせて420万円の減であります。

その下の004広域入所市町村負担金120万円の増でありますけれども、当初見積もりいたしました園児数が6名でございました。そこへ年度途中で申請4名増えまして、合計10名となりまして、472万3千円となりまして120万の増額補正となりました。

続きまして歳出の部分であります。28ページ款3民生費、款3民生費、項2児童福祉費、3保育園総務費の中の保育園一般経費、19025広域入所負担金、この部分が361万円の増額補正であります。当初これは11名で見えておりまして800万計上させていただいております。そこへ年度途中で広域入所の希望が6名増えまして17名の広域入所園児数となりまして、1,160万9千円となりました。増加分361万の増額補正となっております。以上であります。

福祉健康課長（大井君） 初めにページ27ページの生きがい活動支援事業の中の成年後見支援センター運営費144万についてでございますが、当初予算編成時にですね、介護保険特別会計予算の中で高齢者分については予算計上をしておりました。その後、28年度中に国から県にこれは一般会計で見るべきものだという指導がございまして、こちらに特別会計から一般会計に組みかえたものでございます。

続きまして、31ページの予防接種事業でございますが、177万7千円の増でございますけれども、こちら当初予算編成時、受診される方を見込んで予算を編成したところでございますけれども、受診勧奨といいますかお知らせ等を実施する中で予防接種をされた方が増えたというところで増額でございます。

産業振興課長（山崎君） 35ページの農地活性化奨励金でございますけれども、これにつきましては農地に利用権を設定し、規模拡大を図る中核的農家に奨励金を交付するというものでございまして、当初50万円の予算計上でございましたけれども、6人に対しまして22万3千円を奨励金として交付したいということで補正をお願いするものでございます。

建設課長（宮嶋君） ページ44ページ、公園管理一般経費の公有財産購入費の関係でございますが、びんぐしの里公園屋外ステージ付近の福沢川にかかるびんぐし小橋西側に、新たに約千m²の駐車場を整備する用地代の取得でございます。

教育文化課長（宮下君） 48ページ、17公有財産購入費、用地代でございますけれども、南条集会所東側の民地の用地取得にかかわる用地代でございます。

14番（入日さん） 3ページの固定資産税ですが、今回は償却資産が増えたということですが、この件数をお願いします。

それから広域入所の負担金が途中から増えたということですが、広域入所者が増えたという

ことですが、どこのほうへ、上田へ行ったのか千曲へ行ったのか長野へ行ったのか、その辺お願いします。

それから31ページの予防接種ですが、増えたということは非常にいいことなんですが、これで接種率はどのくらい上がったんでしょうか。

収納対策推進幹（池上君） 町税、固定資産税の増加の内訳ということで、内容的には償却資産ということでございます。当初は330社ほどを見込んでおりましたが、決算の見込みでは354社ということで、24社増えたということでございますが、この24社が税額で5,400万円増えたということではなくて、全体の354社の中で合計で今回の5,400万という補正額でございます。

子育て推進室長（小宮山君） 広域入所負担金の6名増えた市町村の内訳であります。上田市が4名、千曲市が1名、飯田市1名で、この飯田市については里帰り出産の部分であります。

福祉健康課長（大井君） 予防接種の接種率でございますが、この増額によつての接種率については現在も予防接種を実施しておりますので、最終の確定値というところでは把握してございません、まだ。ただ、例年95%以上各予防接種、接種をしていただいておりますので、それよりも上乘せになっているというふうに考えております。

2番（塩野入君） この繰り越しで丸々全て繰り越しということですが、まずはですね、20ページの款2総務費、項1総務管理費、目10業務管理費であります。これ13002設計監理委託、それから15009の太陽光システム設置工事ということで、これ委託の設計から工事から全て丸々次年度へ繰り越しということですが、これは補助金絡みということで、補助金絡みだけで繰り越すよと、そういうふうに解釈していいのかどうか、その辺をお聞きをします。

それから40ページです。款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、これの19045公益財団法人さかきテクノセンター施設改修補助金、これも丸々6千万全て継続ということあります。これも国庫補助絡みということでやっているんでしょうか、どうか。

それからですね、この起債の内容なんですが、これは一般補助施設整備等事業債ということで、補助残が100%で4分の1、その内容が、交付税措置が50%というようなことでありますが、その起債の内容をお聞きをいたします。以上です。

総務係長（関君） 今回の太陽光パネルの設置工事につきましては、国の補助金が補正で対応になりました。交付決定があったのが今年の1月ということもございまして、平成28年度の繰越事業として国の事業もなっているということで、今議会で28年度予算に対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。

産業振興課長（山崎君） 40ページ、さかきテクノセンター施設改修補助金6千万でございますけれども、この事業につきましては、地方創生拠点整備交付金3千万円を活用して、テクノ

センターにコワーキングスペースを設置するとともに、建物の外壁、屋根を改修し、長寿命化を図るというものでございます。これにつきましても、全額29年度に繰越事業ということでお願いをしたいというものでございます。

財政係長（伊達君） テクノセンター補助事業に係る起債の内容でございますけれども、この事業につきましては、ただいま説明がありましたように国の第2次補正で財源措置されたものということで、補正予算債という対応になります。

補正予算債につきましては、起債充当率あるいは交付税の措置について別途定められるという形になっておりまして、これについては平成28年10月11日付総務省からの通知で、平成28年度国の補正予算（第2号）に係る地方債の取り扱いについてという通知が発出されております。

この中で、今回地方創生拠点整備交付金を受けて市町村が実施する事業というものについては、一般補助施設整備等事業債の中で扱っていくということでありまして、その中で補正予算債でありますので、起債充当率については100%。交付税措置については50%という別途の定め通知が参っておりますというところでございます。

2番（塩野入君） 最初の繰り越しになりますが、これいつごろ設計ができ上がって、そしてどんな工期でどのように進める予定であるのか、その概要をお聞きをしたいと思っております。

それからテクノセンターのほうですが、これ全て補助金で出すということでありまして、事業主体はテクノセンターということになると思うんですが、それはもう補助金で出せば、あとはテクノセンターでお願いということで、町のほうは補助金を出して、それであとはテクノセンター任せといいますか、そういうことでこれが動くんでしょうか。

それから、この相談スペースあるいはミーティングスペースで改良をするということなので、この研究開発室ですか、それからエントランスのところを相談スペースやミーティングスペースとして改良していくんだというんですが、具体的にどう改良するかというようなことがわかっておりますでしょうか。今現時点でわかっていれば概要をお聞きしたいと思っております。以上です。

総務係長（関君） 工期につきましては、今議会で補正をお認めいただいた段階で、入札のまず設計・積算のほうを契約したいと思っております。設計・積算につきましては、どうしても1カ月、2カ月期間を要するというので、そこで積算をしますというので、その段階で確定した段階で入札という形になっております。

工期につきましては、一応工事の内容につきましては6カ月くらいをめどに工事をしたいということで、秋ぐらいですか、には完了になるのかなという予定でございます。以上です。

産業振興課長（山崎君） お答え申し上げます。これにつきましては、補助金をテクノセンターに交付いたしまして、公益財団法人さかきテクノセンターが事業主体となって事業を行うとい

うものでございますけれども、これにつきましては町といたしましても、このような新規創業ですとか新分野の開拓、異業種交流というものは大事なものだと考えておりますので、テクノセンターと連携を図る中で町としても一緒にこれについてはかかわっていくというようなつもりでおります。

それと改修事業の現時点での内容でございますけれども、これにつきましては外壁・屋根の改修のほか、コワーキングスペースということで1階の玄関を入ったエントランスホールでございますけれども、そこに無料で利用できるオープンスペースを設置したいと考えております。電源と机と椅子、インターネット接続環境、アイデアを書きとめたりできるようなホワイトボードなどを配置いたしまして、来館者同士が話し合ったり打ち合わせができるような形を考えています。

それと有料を考えておりますけれども、研究開発室を区切りまして、図面を広げるような打ち合わせや商談、ビジネスマッチングができるようなオープンスペースでは対応が難しいような活用をするスペースを設ける予定でございます。

12番（大森君） 2点お尋ねします。ページ40ページ、ただいま答弁いただきました公益財団法人さかきテクノセンター施設改修補助金についてでございますけれども、今どんな内容になるかというのは説明がありましたけれども、開館時間はどうなっているのか。そして、特に若者や女性が新しい事業を興す、こういう支援もしていくと、そしてマッチングもしていくという説明等も以前あったんですが、こういう中で特に町内で働きにきている方々、実際に雇用されている方は6千人前後の皆さんだと思うんですが、こういう方々の起業あるいは新しい仕事、あるいは新しいマッチング等、こういうものを希望したり、あるいはこういうような仕事を興していきたいけれどもという状況を見れば、何時まで開館できるかというのは、ひとつ働いて、それで終わった後、夕方、足を運べるような時間帯があるのかどうか。ここまで補佐できるようなことになるのかどうか。例えば午後7時ぐらいまでは開館していて、いつでも来てもらえば誰かいて、そこで相談に応じるというような、そういうふうになるべきだと私は思うんですが、それについてのお考えをお尋ねいたします。

それから、次に42ページなんですが、土木費の河川費、水路改良工事200万、これについてはどの改良工事なのかご説明いただきます。

産業振興課長（山崎君） 利用できる時間帯はというご質問にお答えいたします。利用できる時間帯につきましては、テクノセンターによる相談ですとか、国・県等の支援機関、大学等への仲介等の支援をセットにしたいということで、基本的にはテクノセンターの開館時間である平日の午前8時30分から午後5時15分までを想定しております。

しかし、テクノセンターの主催事業等で夜間の研修会等があり開館している場合等につきましては、事前にホームページ等でお知らせすることにより、時間を区切って開放するといった

方法についても検討してまいります。

建設課長（宮嶋君） ページ42ページの水路改良工事につきましては、泉区横尾団地北側の前沢川水路改修ということで、もたれ式擁壁工事20mの延長を行います。

12番（大森君） 水路改修・改良工事についてはわかりました。

テクノセンターでのワーキングスペースについてですけれども、夜間の場合にはいろんな行事あるいは講座等の開館のときには、その時間は夜間も来ていただいて結構というような形でやるというわけですが、勤めている人はですね、今日はいいが明日はだめとかっていう、そういう状況ではやっぱり効率が悪いといえますか、皆さんに来ていただく、そして支援していくという点からいけばですね、非常に不十分な対応だというふうに思うんですね。やはり夜7時までは月曜日から金曜日までは来てくださいというぐらいのインパクトのあるワーキングスペースをつくっていくというふうにしないと、若者たちもそういう意欲がうせてしまうという感じがいたします。ぜひこれ改善をしてですね、やっぱり夜7時ぐらいまでは、月曜日から金曜日までは開館して、そしてできればそこへ1人、コーディネーターというような方がいて、相談に応じていくという支援まで考えたワーキングスペースをつくっていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

産業振興課長（山崎君） 月曜日から金曜日、午後7時ぐらいまであけておいて、皆さんが利用できるよというご質問でございますけれども、これにつきましては事務局職員の勤務体制あるいは経費面、防犯上の観点からも夜間の開放というのは難しいものと考えているところでございます。

しかしながら、支援という面では大事な面がございますので、これにつきましては事業をスタートさせて、利用状況あるいは利用される方の要望などもお聞きしながら、利用しやすい施設になるように研究、検討してまいりたいと、そのように考えております。

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第16号 平成28年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「議案第17号 平成28年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第18号 平成28年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「議案第19号 平成28年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「議案第20号 平成28年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「議案第21号 平成28年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「発委第1号 「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（吉川さん） 発委第1号「「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書について」提出に反対の討論を行います。

私は発委第1号「「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書について」意見書を可決した委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

テロなどの組織犯罪を未然に防止するため、今国会に提出を予定している組織犯罪処罰法改正案について、法案の全容がまだ国会に示されていません。政府は国内法の必要性和重要性を国会で審議するため、法案を提案する準備をしていました。

そもそも、国内法の必要性は2003年、平成15年社民党を除く与党・野党の賛成をもって、国際組織犯罪防止条約の締結が国会で承認されたため、条約に書かれている国内法を定めることが前提になっています。どのような国内法が望ましいのか建設的な議論を積極的に行うべきときです。

今の民進党、共産党も条約は承認されているので、国内法を整備することは前提と考えていたでしょう。今やテロの脅威は現実化しており、未然防止の観点から新設されるテロ等準備罪については、どのような国内法が必要で有効か審議をしなければなりません。人権侵害にならないか、乱用の危険性はないのかという国民の不安を払拭するためにも、国会でしっかりした審議が望まれます。

各国が協力する国際組織犯罪防止条約は、国連加盟国のうち187カ国が締結しており、締結していないのは日本を含めた11カ国です。日本の国際社会での信頼性が問われる問題であり、早期に締結すべきとも言われています。

各世論調査では、一つとして日経世論調査、賛成55%。FNN世論調査、賛成56%。NHK世論調査、必要46%、TBS世論調査、賛成53%という結果からもわかるように、国内法を整備が必要であるという国民はかなりの数に上っています。断固つくるべきではないという意見のほうが少ないのです。また、迷っている国民もいるので、今こそ建設的なテロ防止の国内法の議論を真剣に行う必要があります。

今回の意見書は、法案が仕上がっていない段階で直ちに反対するもので、内容も請願者の予測であり、住民の不安をいたずらにあおる正確性に欠けるものです。以上の理由から発委第1号の意見書提出に反対をいたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（塩入君） 発委第1号「「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書について」賛成の立場から討論します。

安倍内閣は東京オリンピックのテロ対策としてこの法案が必要だとし、また一般の人は対象とならないと述べています。しかし、今までの国会論議でも明らかなように、テロ対策とは全く関係ありません。法案にもテロ対策の文言は全くなかったことから明らかです。また、一般の人かどうか判断するのは警察の捜査機関に任せられ、一般の人がいつ捜査の対象にされるかわかりません。

戦後の日本の刑法では犯罪が行われて被害が生じた場合に処罰することを原則としています。しかし、共謀罪は犯罪について話し合いや計画したこと自体を処罰するものです。警察は物的証拠がなくても会話やメール、自白や供述を証拠とすることができます。そのため、会話やメールが日常的に監視の対象とされることで、国民のプライバシーが侵され、自白の強要やうその密告で何もしていない人が犯罪者に仕立てられてしまいます。

国会論議でメールやLINEまで監視されることも明らかになりました。これは憲法第19条の「思想と信条及び良心の自由は、これは侵してはならない」に反します。

昨日の新聞報道にも、最高裁が裁判所の令状なしにGPS捜査をするのは違法であり、プラ

イバシーを侵害し強制捜査に当たるという判決を下しました。もし、この法案が成立すれば、プライバシーを侵害する捜査がまかり通ります。

このような危険な共謀罪は過去3回提案されましたが、いずれも国会で廃案になりました。今回の法案も本質は何ら変わっていません。市民の自由な活動を抑え、日本を再び監視社会にするものです。現代版治安維持法そのものです。

今なぜ、安倍内閣がこの法案を提出しようとしているか、その狙いははっきりしています。秘密保護法、安保法制、いわゆる戦争法を成立させ、今度は憲法9条を改悪して戦争できる国づくりを狙っています。疑惑に包まれた森友学園の教育勅語の教育方針は、その先取りです。再び戦争を起こさないために、メールやLINEまで監視される日本にさせてはなりません。以上で「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書に賛成の立場から討論いたします。

議長（塚田君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

13番（塚田君） 反対の立場から討論いたします。

現在、テロが世界各地で発生し、日本人も犠牲者となっております。東京オリンピック・パラリンピックの開催を3年後に控えている我が国において、テロ対策は重要な課題の一つであります。テロを含む組織犯罪を防ぐためには、情報収集や国際的捜査協力において国際社会と緊密に連携することが不可欠となっておりますが、国際組織犯罪防止条約はこうした協力関係を構築する上で極めて重要なものであります。

しかし、ほとんどの国がこの条約を締結している中、我が国は条約で義務づけられる国内法が未整備のため、2003年5月に条約の締結について国会で承認されたにもかかわらず、いまだに条約が締結できない状況であります。

この条約を締結しないのは、国連参加国では日本のほかイラン、ブータン、ソロモン諸島、ツバル、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、コンゴ共和国、ソマリア、南スーダンの11カ国のみであり、我が国が締結していないことにより、テロを含む国際組織犯罪と戦うための国際協力に穴ができてしまうのではないかと懸念が国内外から示されております。そのため、政府は条約上の義務を履行するものとして、テロ等準備罪を設ける必要があると説明しております。

請願書では、テロ等準備罪について実際の犯罪行為がなくても話し合いや相談、計画をしただけでも犯罪とみなすものである、市民の表現、思想、内心を監視し、介入・処罰したり、一般の市民団体や政治団体、企業及び労働団体の活動に対する違法な捜査が横行するおそれがある、戦前及び戦中の治安維持法と同様に内心の自由を侵す思想弾圧法規になりかねないと批判しております。しかし、テロ等準備罪は犯罪について単に話し合っただけで処罰されるというものではありません。

政府は、テロ等準備罪は組織的犯罪集団に主体を限定した上で、重大な犯罪の合意に加えて、

客観的な実行準備行為を行うことで初めて処罰できるものとして検討しており、恣意的な取り締まりにつながることはない、一般の方々が処罰される対象となるようなことはなく、対象となり得る団体は例えばテロ組織、暴力団、薬物密売組織といったものに限られる、一般の市民の団体、企業及び労働団体はテロ等準備罪の対象からは除外されると説明しております。

さらに、テロ等準備罪の新設に際して新たな捜査手法を導入するものでも、特別な捜査方法があるものでもない、他の犯罪と同様にテロ等準備罪の犯罪の要件に当たる行為が行われたという客観的な嫌疑があった場合に、初めて刑事訴訟法等の法令に従って捜査が行われることから、広く一般の団体を対象として、あるいは特定の団体を対象に組織的な犯罪集団にかかわるかどうかを日常的に監視することは行わないとも説明しております。

そして、治安維持法は旧憲法下における法制であり、現行憲法下においては内心の自由を侵害することは許されておらず、またテロ等準備罪はさきに述べたとおりの要件が必要であると政府は説明しており、治安維持法と同じものであるという批判は全く当たりません。以上のことから、請願におけるテロ等準備罪に対する批判は当たらないものと考えております。また、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控えている今日、昨今の国内外でのテロを含む組織的犯罪の勢力に鑑みると、国際組織犯罪防止条約を早期に締結し国際協調を深め、テロの未然防止を図って、国民の安全・安心を守るためにはテロ等準備罪は必要であると考え、この請願を採択することに反対いたします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（山崎君） 私は、発委第1号「「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書について」賛成の立場から発言をいたします。

安全保障関連法により集団的自衛権が認められました。しかし、日本国を守るのには個別的自衛権でも十分だったと思われまます。また今回のテロ等準備罪の法案に関しても同じことが言えると思います。現行の法案でも十分対応できる、なぜここに来て法案を急ぐのか。

一般人が対象にならないとは述べていますが、一般人をどこで区別するのか。オウム真理教による松本サリン事件、地下鉄サリン事件がありました。テロ等準備法があつたら未然に防げたでしょうか。私はそうは思いません。

これは戦前の国家統制のためにあつた悪法に戻ることになると思います。国民の表現、思想、その自由を守るためにも、テロ等準備罪法案の提出に反対する意見書を提出することに賛成の討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第9「発議第1号 オスプレイの飛行訓練中止を求める意見書について」

議長（塚田君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（塚田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（吉川さん） 私は発議第1号「オスプレイの飛行訓練中止を求める意見書について」提出に反対の立場で討論で討論いたします。

国防は国の絶対の責任でなされるものであり、オスプレイ訓練飛行の安全性は十分に考慮しなければならないことは当然のことです。長野県は平成29年2月27日阿部守一県知事名で国に対し、3月6日から17日にかけて行われる日米共同訓練に対し情報の提供、県民・観光客の安心安全に万全の措置を講ずることなどを求めた4項目の要請書を提出しております。また、昨年9月20日、県市長会及び長野県町村会と連名でオスプレイ訓練飛行について3項目の要請を行っています。

国の外交や国防など、町村の権限が及ばないものは資料もなく判断もできないため、慎重な取り扱いをしなければなりません。世界情勢・日本の状況を十分に考慮し、住民の安心安全を確保するために県知事や市長会、県町村会の要請書と同様に、坂城町議会として内容を精査して要請することがふさわしいと考えます。よって、坂城町議会としてのこの飛行訓練中止を求める意見書の提出に議員各位の賢明な判断を願います。以上で、この意見書提出に対する反対討論といたします。

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番（大森君） 発議第1号「オスプレイの飛行訓練中止を求める意見書について」賛成の立場から討論いたします。

アメリカ軍は1990年代から沖縄へのオスプレイ配備を計画しました。しかし、墜落・乗組員死亡など重大事故が相次ぎ、県民にも懸念が広がったため、日本政府は配備計画があることをひた隠しにしてきました。

配備直前の2012年9月、日米両政府はオスプレイの安全性に関する日米合意を交わしま

した。その中には、1. 人口密集地域上空を避ける、2. 夜間訓練飛行を制限するなどが盛り込まれていました。これらはいずれもできる限り、あるいは運用上必要な場合を除くという抜け穴だらけの内容でした。実際、沖縄ではオスプレイ配備以降、夜10時以降の夜間訓練が急増しました。

ところが、日本政府はこれまで日米合意は遵守されているとして、無法な訓練を規制することなく野放しにし続けてきました。その結果が夜遅く発生した12月の墜落事故であります。オスプレイが墜落した名護市安部は、辺野古新基地が建設された場合、オスプレイの場周経路となります。安部の住民は騒音と事故の恐怖にさらされるのが改めて示されました。安全神話を振りまき、沖縄県民を二重、三重に欺いてきた安倍政権の責任は重大なものと考えます。今回の事故は沖縄県だけでなく、日本全国の問題でもあります。日米両政府は50機を超えるオスプレイを配備し、日本全土を訓練・出撃拠点にしようとしています。

普天間のMV22オスプレイ24機は、アメリカ海兵隊岩国基地に接岸して、アメリカ本土からの機体が陸揚げされました。この基地がアメリカ海軍厚木基地、キャンプ富士などを拠点に訓練を繰り返しております。

さらにアメリカ空軍は2017年後半から特殊作戦機、CV22オスプレイ10機をアメリカ空軍横田基地に配備する予定であります。最近の新聞では少し延期されるという記事が出ておりました。

首都のど真ん中でMV22より事故率の高いCV22のオスプレイを運用する計画であります。陸上自衛隊もオスプレイ17機を2019年度にも導入し、県営佐賀空港への配備を予定しています。また、陸上自衛隊木更津駐屯地、ここをオスプレイの整備拠点に選定し、この1月から運用を開始しています。米軍・自衛隊双方のオスプレイを整備し、東京湾上で試験飛行も行われる計画であります。

今回の重大な事故についてKC130の空中給油機が参加しての訓練で発生した事故であります。このKC130空中給油機は15機あり、沖縄の負担軽減の口実で普天間から岩国に移転されました。しかし、頻繁に沖縄に戻って訓練を続けております。沖縄の負担軽減どころか本土と沖縄の一体的な基地強化であり、その中で今回の墜落事故が発生したのであります。

MV22オスプレイ1機が名護市安部沿岸の浅瀬で墜落した事故について、政府は不時着水と伝えています。これに対し日本共産党の赤嶺、宮本、斉藤、3人の衆議院議員が国会内で行われた聞き取りで防衛省担当者に墜落ではないのかとただしました。防衛省担当者は機体が制御不能になったわけではなく、パイロットの意思であそこに着陸したと聞いているため、不時着という言葉を使っていると説明しました。

宮本議員は、パイロットの意思で機体があんなにばらばらになるのか、最後まで機体を運転すれば不時着水と言えるが、兵士はパラシュートで脱出したため墜落ではないのかと述べ、事

実に沿った説明を求めました。対応した担当者は、機体のコントロールがきかなくなり、一定のところでもし機体を諦めるということであれば、それはそれで…ということと言葉を濁し答弁不能になりました。

オスプレイは主翼の両脇にあるエンジン・ナセルを垂直、斜め、水平と向きを変えてヘリのように離着陸し、固定翼機のように水平飛行を行います。向きを変える際に機体が不安定になるという構造的欠陥があります。この間、米軍の分類で最も深刻なクラスAと言われる事故が相次いでおります。

事故の列挙をいたします。MV 22、1991年6月11日、試作機が離陸時に制御不能になり転覆・墜落。92年7月20日、着陸直前に右エンジンから出火、基地近くの川に転落、7人死亡。2000年4月8日、着陸のため降下中コントロールを失って墜落、19人死亡。同年12月11日、機器のふぐあいにより機体が操縦不能となり墜落、4人が死亡。開発を中止し、07年から実戦配備にされております。その直後2007年11月6日、飛行中にエンジンから出火、緊急着陸。11年7月7日、アフガニスタンで離陸中、後方ドアが開いて兵士が落下、1人死亡。等々事故を挙げれば切りがありません。こういう非常に危険なこのオスプレイを日本の全土に飛行させる。

そして、今朝の信毎の記事では自衛隊がつかんでいない米軍の行動があるという記事もあります。今や日本の上空は米軍が自由気ままに飛び回られる、こういう区域になったんじゃないでしょうか。特に私たちの坂城町における町民の命と財産及び安心・安全な生活を守る観点からも看過できないものであります。オスプレイの飛行訓練中止を求めるため、私は意見書を提出することを賛成討論といたします。

議長（塚田君） 討論の途中ですが、ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時34分～再開 午後 2時44分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（塚田君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（塚田君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第10「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（塚田君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（塚田君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査とすることに決定いたしました。

議長（塚田君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成29年第1回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2月28日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました長野広域連合規約の改正、条例の一部改正、町道の廃止及び認定、平成29年度の一般会計・特別会計予算、さらに追加議案でお願いいたしました28年度一般会計及び特別会計の補正予算など、全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜りありがとうございました。

さて、去る3月5日に発生しました長野県消防防災航空隊ヘリコプター墜落は県民に大きな衝撃を与える事故となりました。改めてこの事故により亡くなられた9名の方のご冥福をお祈りするとともに、ご家族の皆様にお悔やみ申し上げるものであります。

長野県消防防災航空隊は、救急・救助活動、林野火災の消火、地震、台風及び水害等による被害状況の情報収集、物資輸送など広範囲にわたって活動しており、隊員は県内各消防本部から派遣され、救助活動等に当たっております。

今回の事故の原因究明と再発防止に向けた取り組みを徹底する中で、県民の安心・安全のためにも一日も早い再開を望むものであります。

さて、11日には東日本大震災の発生から6年を迎えました。土曜日のため役場は閉庁でしたが、震災が起きた午後2時46分には、役場のサイレンを鳴らすとともに半旗を掲げ、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしました。

当町と交流のある福島県葛尾村では、昨年6月12日、帰還困難区域を除き避難指示が解除され、復興に向けた第一歩を踏み出しましたが、現在も多くの方が避難生活を続けておられます。葛尾村を初め被災された方々が一日も早く普通の生活に戻られるところを切に望むところ

であります。

さて、平成29年度は、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトであるトータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想事業の同報系防災行政無線の整備が始まります。親局の整備、屋外スピーカー、消防署との連携などの工事を実施するとともに、戸別受信機の全戸への無償貸与も順次進め、一日も早い整備に向けて取り組んでまいります。

次に、坂城町の基幹産業である工業振興に向け、新たな工業用地の確保に向けた工業団地の基本計画の作成、クラウドファンディングを活用しての創業や商品開発を支援するクラウドファンディング活用支援、テックショップ東京を活用したコトづくり支援事業などの新規事業とともに、3年ぶりの「さかきものづくり展」への補助、本日追加の補正予算で提出いたしました坂城テクノセンターに坂城しごと創生イノベーションセンター機能を付加するための改修工事を実施し、産業の創出を図ってまいります。

農業振興では、苗木及び資材の購入経費の一部を補助するワインぶどう産地化補助、特産品の開発・商品化を支援するさかきブランドづくり事業補助、新規就農者に対し交付する青年就農給付金、家賃及び農機具等の購入を助成する新規就農者支援補助、農家の皆さんが共同して取り組む農道や水路等の維持・向上を図る多面的機能支払交付金事業等に加え、新たに町単独の荒廃農地対策事業である荒廃農地再生利用補助事業、1年を通して安定的な野菜等の生産を支援する農業用ビニールハウス資材購入補助事業を実施するとともに、特産品の生産振興、新規就農者の確保等に努めてまいります。

また、出産・子育て支援といたしましては、ゼロ歳児の受け入れの拡大、第3子以降の保育料の無料化、町内の全ての5歳児を対象としたすくすく相談、年長児対象のすくすくランド、子育て支援センターでの臨床心理士、家庭児童相談員の配置による相談体制の拡充、子ども福祉医療の対象者を18歳到達の年度末までの拡大、さかき福祉医療費サポート資金貸付事業など数々の施策の展開に加え、新たに不妊・不育治療費の助成制度の拡充・創設などを実施してまいります。

また、現在小中学校に配置しているALTに加えまして、英語教育コーディネーターの配置と中学校への個別学習支援システムの導入、南条児童館建設事業などを進めてまいります。

保健・福祉分野では、地域包括支援センターを役場庁舎に移転し、介護や高齢者支援の相談窓口のワンストップ化を図るとともに、訪問理美容サービス、成年後見支援センターの開設、40歳スタートアップ健診、重度身体障がい者訪問入浴サービスの制度の新設などを実施してまいりましたが、29年度からは節目健診として、50歳の方も自己負担千円で特定健診を受診、新規に開所する障がい者支援事業所への財政支援、さらに、ご高齢の方や障がいのある方に対して水道メーターを活用した高齢者の見守りシステムなど実証実験を実施してまいります。

町民の皆さんが安心して坂城町で暮らすことができ、坂城町に住んでよかったと1人でも多くの方に実感してもらえよう、私の目標としてものづくりと子育て、福祉のまち日本一を目指し、めり張りのある町政運営を行ってまいりたいと考えております。

さて、昨年に引き続き2回目となる高校生タイ国研修事業を来週20日から24日までの5日間の日程で実施し、8名の高校生がタイへ出発いたします。町内在住の高校生7名に加えて、初めて坂城高校の生徒が1名参加します。

タイの工業団地に進出している(株)アルプスツール、(株)カヤマ、(株)高松製作所の町内企業3社及び在タイ日本国大使館の見学のほか、タイの歴史・文化に直接触れる異文化体験を行います。この研修を通じて、将来、坂城町を支える若者が国際理解や国際感覚を養うとともに、将来展望を考える有意義な研修になればと期待しております。

また、この23日木曜日には、消防団任命式を開催いたします。新たに分団幹部に任命された方や崇高の志を持って入団する新入団員の皆様に辞令が交付されます。自分たちの地域は自分たちで守るという消防精神のもと、さらなるご活躍を期待するところであります。

また、待望の「坂城プレミアムワイン2016」が商品化され、今月26日からびんぐし湯さん館で販売することとなりました。この「さかきワイン」の周知とワイン文化の浸透を図るため、発売日の前日、25日土曜日に坂城テクノセンターにおいて「さかきワインセミナー&試飲会」を開催いたします。

ワインセミナーでは、当町出身で日本ソムリエ協会シニアソムリエ成澤篤人さんを講師に、テイस्टィングの基礎知識とワインの楽しみ方について教えていただきます。また、試飲会では、でき上がった「さかきワイン」を試飲いただくとともに、このワインを醸造されたサントリーワインインターナショナル(株)から試験圃場で栽培されたワイン用ブドウの分析結果と、でき上がったワインの評価について説明をいただきます。

町内初となるワイナリーも具体化してまいりました。ワイン用ブドウの産地化も含め、今後の町内ワイン産業の発展に期待するところであります。

4月4日は各保育園の入園式、6日には小中学校、7日には坂城高校の入学式、坂城幼稚園の入園式が行われます。坂城町の未来を担う子供たちの晴れの姿をご覧いただくとともに、祝福をしていただければと思います。

また、4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。また、4月21日から30日までの10日間、春の地域安全運動が実施されます。新年度を迎え暖かい季節になり、何かと外出する機会が多くなります。皆様には、交通事故や犯罪に遭わぬよう、また巻き込まれることのないよう、より一層ご注意くださいようお願い申し上げます。

また、4月16日、日曜日には、第18回千曲川クリーンキャンペーンが行われます。町の原風景である千曲川の自然環境を守るため、大勢の皆様にご参加いただきますようお願いいた

します。

また、4月26日水曜日には、森林資源の育成を図り、林業の発展、さらには治山・治水への基盤づくりを目的に、坂城町植・育樹祭を小網山において開催いたします。当日はヒノキ200本の枝打ち作業と500本の植樹を予定しており、議員の皆様方初め大勢の皆様のご参加をお願いいたします。

春は三寒四温と申しますが、今年はそのとおりに寒い日と暖かい日が交互に訪れております。一日も早い本格的な春の日差しが待ち遠しく感じられます。

議員の皆様におかれましても健康にご留意され、新年度を迎えていただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（塚田君） これにて平成29年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塚田正平

坂城町議会議員 大森茂彦

坂城町議会議員 塚田 忠

坂城町議会議員 入日時子

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 「つながる あんしん 坂城町」に向けて</p> <p>イ. 有線放送電話について</p> <p>ロ. 防災行政無線について</p> <p>ハ. トータルメディアコミュニケーションシステムの構築</p> <p>2. 拡大する共済組織について</p> <p>イ. 交通災害共済について</p> <p>ロ. 農業共済について</p>	<p>2 番</p> <p>塩野入 猛</p>	<p>町 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>住民環境課長</p> <p>産業振興課長</p>
2	<p>1. 工業団地について</p> <p>イ. 用地取得の場所は</p> <p>ロ. 今後の予定と完成は</p> <p>2. 少子化対策について</p> <p>イ. 保育料を無料に</p> <p>3. 国保医療費について</p> <p>イ. ピロリ菌の除菌を無料に</p>	<p>11番</p> <p>中嶋 登</p>	<p>町 長</p> <p>子育て推進室長</p> <p>福祉健康課長</p>
3	<p>1. 明日の農業を考える</p> <p>イ. 農業の現状は</p> <p>ロ. 今後のとりくみは</p> <p>ハ. 直売所「あいさい」の拡張計画と今後の課題は</p> <p>2. 里山に親しめる環境づくりを</p> <p>イ. 里山の登山道の整備は</p> <p>ロ. 南条小に学有林を</p>	<p>9 番</p> <p>塩入弘文</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>産業振興課長</p> <p>教育文化課長</p>
4	<p>1. 公共施設等総合管理計画について</p> <p>イ. 現状の認識は</p> <p>ロ. 今後の展開は</p> <p>2. 巨鮎の里復活について</p> <p>イ. 復活に対する町の考えは</p> <p>ロ. 県・近隣市町村との連携は</p>	<p>3 番</p> <p>朝倉国勝</p>	<p>町 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>産業振興課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 総合戦略の取り組みは イ. 人口減少克服について ロ. 工業振興について 2. ふるさと納税について イ. まちづくりへの位置づけは ロ. 坂城町の現状は ハ. 返礼品について ニ. 寄付金の使途について ホ. 制度を安定的に運営するために ヘ. 企業版ふるさと納税の取り組みは	7 番 西沢悦子	町 長 企画政策課長 教育文化課長 住民環境課長 建設課長 産業振興課長
6	1. 地域の安心・安全について イ. 町道A01号線について ロ. 防犯について ハ. 交通安全について 2. 文化財保護と利活用について イ. 古文書公開に向けて	6 番 滝沢幸映	町 長 教 育 長 建 設 課 長 住民環境課長 教育文化課長
7	1. 明るさ・活力の発信 イ. 「あいさつ看板」の見直しは ロ. あいさつに関する標語は ハ. 人口の社会減の状況は 2. 生活・医療格差縮小策 イ. テクノさかき駅の利便性の向上を 3. 寄り添う自治 イ. 除雪対策に実行性を	5 番 柳沢 収	町 長 教育文化課長 総務課長 企画政策課長 建設課長
8	1. 南条児童館について イ. 進捗状況は ロ. 周辺の安全確保は ハ. 南条小学校記念館の今後は ニ. 現児童館の跡地利用は	10番 山崎正志	町 長 教 育 長 教育文化課長
9	1. 太陽光発電設備について イ. 事故や危険性についてPRを 2. 29年度予算と施策について イ. 農業施策と予算について ロ. 町営住宅について	14番 入日時子	町 長 企画政策課長 産業振興課長 建設課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 健康寿命の延伸 イ. 健康寿命について ロ. 特定健診について ハ. 健康教室について 2. 耕作放棄地 イ. 農地パトロールについて ロ. 耕作放棄地の再生を目的とした補助金について ハ. B分類の荒廃農地について	4 番 小宮山定彦	町 長 福祉健康課長 産業振興課長
11	1. 健康な町づくりについて イ. ポイントためて健康に ロ. 不育症治療助成制度について 2. 介護保険制度について イ. 受領委任払い制度の導入について	8 番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長

「テロ等準備罪」法案の提出に反対する意見書

政府は、2020年の東京オリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に、組織犯罪処罰法改正案「テロ等準備罪法案」を、通常国会に提出しようとしている。

「テロ等準備罪」は、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなすもので、どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられており、国民の思想や内心まで処罰の対象とされかねない。

政府は、「共謀罪」の名称を「テロ等準備罪」に変え、あたかも「テロ」対策のように装い、「国際組織犯罪防止条約の締結のために共謀罪が必要」といっているが、この条約は国際的なマフィアなどを取り締まるものである。テロ防止に関するものは、2001年9月11日以降国際的に「爆弾テロ防止条約」「テロ資金供与防止条約」など13の法が制定されており、日本はそのすべてを締結し、国内法も整備されている。

また、この法案は、憲法の保障する思想・信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権に対する重大な脅威となるとともに、犯罪を行う意思だけでは処罰の対象としないわが国の刑法の基本原則に反している。国民の表現、思想、内心を監視し、介入・処罰したり、一般の市民団体や政治団体、企業及び労働団体の活動に対する違法な捜査が横行する恐れもある。

日本弁護士連合会、大学教授ら刑事法研究者及び日本ペンクラブをはじめ、国民各層から、テロ等準備罪法案の提出に反対の声が上がっている。

よって政府は、「テロ等準備罪」法案の国会提出を行わないよう強く求める。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 伊達忠一 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

法務大臣 金田勝年 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 塚田正平

オスプレイの飛行訓練中止を求める意見書

沖縄米軍海兵隊所属のオスプレイが、3月9日午後から連日のように坂城町上空に飛来・通過した。米軍横田基地を離陸し、群馬県の自衛隊相馬原演習場と新潟県の関山演習場を結んでの日米共同訓練に参加したもので、坂城町上空が同機の飛行経路となっていることも考えられる。また、訓練は今後も行われオスプレイが繰り返し飛来・通過する可能性がある。

沖縄米海兵隊のオスプレイは、昨年12月、訓練中に墜落・大破する重大事故を起こしており、飛行再開には沖縄はもとより全国から抗議の声が起きている。これを無視して、自衛隊と米海兵隊は、事故後初となる共同訓練を開始し、坂城町は訓練空域外にも関わらず、飛来・通過を繰り返している。

また、米軍は、更に米軍横田基地に空軍仕様のオスプレイの配備を計画している。

坂城町は「非核平和の町宣言」を掲げており「緑豊かなスポーツと福祉の、美しい田園工業都市、平和で幸せなまち」の実現を謳っている。オスプレイが坂城町上空を飛行することは、町民の生命と財産並びに、安心・安全な生活を守る観点からも看過できないものである。

よって国において、以下の点について早急に実施するよう強く要請する。

記

1. 町民に不安や懸念を抱かせる飛行訓練は中止すること
2. オスプレイの飛行訓練の実態について広く情報を開示し、安全性や運用全般について関係自治体及び地域住民に十分説明すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

外務大臣 岸 田 文 雄 殿

防衛大臣 稲 田 朋 美 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平